

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>令和2年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。 (第1 省略) 第2 相 続 税 関 係 (1～18-4 省略) <u>18-4-1 同(第11・11の2表の付表1別表1の2)</u> (18-5～40 省略) <u>40-1 配偶者居住権等の評価明細書</u> (41～60 省略) (第3～第7 省略) 第8 納 税 猶 予 関 係 (1～94-1 省略) (株式等納税猶予関係) <u>94-2 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙</u> <u>94-3 特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)別紙</u> <u>94-4 認定(贈与・相続)承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書</u> <u>94-5 特例認定(贈与・相続)承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書</u> (95～98-1 省略) <u>98-2 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)(一般措置)別紙</u> <u>98-3 特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)(特例措置)別紙</u> (99～122 省略) (美術品納税猶予関係) <u>133 特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書</u>	目 次 (注) 簿書様式は、<u>令和元年12月23日</u>現在の法令に基づくものである。 (第1 同左) 第2 相 続 税 関 係 (1～40 同左) <u>(新規)</u> (18-5～40 同左) <u>(新規)</u> (41～60 同左) (第3～第7 同左) 第8 納 税 猶 予 関 係 (1～94-1 同左) (株式等納税猶予関係) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (95～98-1 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (99～122 同左) (美術品納税猶予関係) <u>(新規)</u>

(134～133 省略) (事業用資産納税猶予関係) <u>140-1 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出書）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】</u> (141～146 省略) 第9 措法第40条の規定による承認申請諸関係 (1～5-1 省略) <u>5-2 同（第3表（文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用））</u> (6～37 省略) (第10～11 省略)	(134～134 同左) (事業用資産納税猶予関係) <u>(新規)</u> (141～146 同左) 第9 措法第40条の規定による承認申請諸関係 (1～5-1 同左) <u>(新規)</u> (6～37 同左) (第10～11 同左)
---	--

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様式	改正事項
1-1 平成・令和 年分加算税の額の計算明細書（相続税）（通知用）	様式1のとおりとする。
2-1 平成・令和 年分加算税の額の計算明細書（贈与税）（通知用）	様式2のとおりとする。

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様式	改正事項
5 相続税の申告書（第1表の付表1）	様式3のとおりとする。
7 同（第2表）	様式4のとおりとする。
13-1 同（第8の2表）	様式5のとおりとする。
13-2 同（第8の2表の付表1）	様式6のとおりとする。
13-3 同（第8の2表の付表2）	様式7のとおりとする。
13-4 同（第8の2表の付表3）	様式8のとおりとする。
13-4-1 同（第8の2表の付表4）	様式9のとおりとする。
13-4-2 同（第8の2の2表）	様式10のとおりとする。
13-4-3 同（第8の2の2表の付表1）	様式11のとおりとする。
13-4-4 同（第8の2の2表の付表2）	様式12のとおりとする。
13-4-5 同（第8の2の2表の付表3）	様式13のとおりとする。
13-10 同（第8の6表）	様式14のとおりとする。
13-11 同（第8の6表の付表1）	様式15のとおりとする。
13-11-1 同（第8の6表の付表2）	様式16のとおりとする。
13-11-2 同（第8の6表の付表2の2）	様式17のとおりとする。
13-12 同（第8の6表の付表3）	様式18のとおりとする。
16 同（第11表）	様式19のとおりとする。
17 同（第11の2表）	様式20のとおりとする。
18 同（第11・11の2表の付表1）	様式21のとおりとする。
18-1 同（控用）	様式22のとおりとする。
18-2 同（第11・11の2表の付表1続）	様式23のとおりとする。
18-3 同（控用）	様式24のとおりとする。

18-4 同（第11・11の2表の付表1別表1）	様式25のとおりとする。
18-4-1 同（第11・11の2表の付表1別表1の2）	様式26のとおりとする。（新規）
19 同（第11・11の2表の付表2）	様式27のとおりとする。
21 同（第11・11の2表の付表4）	様式28のとおりとする。
23 同（第12表）	様式29のとおりとする。
24 同（第13表）	様式30のとおりとする。
25 同（第14表）	様式31のとおりとする。
26 同（第15表）	様式32のとおりとする。
27 同（控用）	様式33のとおりとする。
28 相続税の申告書（第15表続）	様式34のとおりとする。
29 同（控用）	様式35のとおりとする。
31 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書	様式36のとおりとする。
37-1 相続税の修正申告書（第8の2表）	様式37のとおりとする。
37-1-1 同（第8の2の2表）	様式38のとおりとする。
38 同（第15表）	様式39のとおりとする。
40-1 配偶者居住権等の評価明細書	様式40のとおりとする。（新規）
43 定期借地権等の評価明細書	様式41のとおりとする。
48 定期金に関する権利の評価明細書	様式42のとおりとする。
53 相続税法施行規則附則第4、5、6項の規定による幼稚園等教育用財産の取得・廃止・現況届出書	様式43のとおりとする。
59 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書	様式44のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
7-1 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書	様式45のとおりとする。
7-2 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書	様式46のとおりとする。
7-3 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書	様式47のとおりとする。
20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書	様式48のとおりとする。
23 贈与税の納税猶予取りやめ届出書	様式49のとおりとする。
24 代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式50のとおりとする。
26 代替農地等の取得価額等の明細書	様式51のとおりとする。

27 代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号又は10号）	様式52のとおりとする。
28 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式53のとおりとする。
30 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	様式54のとおりとする。
31 都市営農農地等該当に関する明細書	様式55のとおりとする。
32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第11号）	様式56のとおりとする。
33 特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	様式57のとおりとする。
34 推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書	様式58のとおりとする。
35 推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書	様式59のとおりとする。
36 農業相続人が推定相続人・他の推定相続人等に使用貸借による権利の設定をしていることの明細書	様式60のとおりとする。
37 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	様式61のとおりとする。
39 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	様式62のとおりとする。
40 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	様式63のとおりとする。
41 同（付表）	様式64のとおりとする。
43 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	様式65のとおりとする。
44 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第7項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書	様式66のとおりとする。
45 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	様式67のとおりとする。
46 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）	様式68のとおりとする。
47 特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	様式69のとおりとする。
49 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）	様式70のとおりとする。
50 被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書	様式71のとおりとする。

51 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書	様式72のとおりとする。
52 特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	様式73のとおりとする。
53 別紙 貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書	様式74のとおりとする。
54 別紙 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書	様式75のとおりとする。
55 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）	様式76のとおりとする。
57 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）	様式77のとおりとする。
58 同（付表）	様式78のとおりとする。
60 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）	様式79のとおりとする。
61 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書	様式80のとおりとする。
62 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）	様式81のとおりとする。
63 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）	様式82のとおりとする。
72 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	様式83のとおりとする。
74 貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）	様式84のとおりとする。
75 貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）	様式85のとおりとする。
76 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	様式86のとおりとする。
79 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書	様式87のとおりとする。
80 同付表	様式88のとおりとする。
82 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書	様式89のとおりとする。
83 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書	様式90のとおりとする。
83-1 営農困難時貸付けに関する届出書	様式91のとおりとする。
83-3 「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式92のとおりとする。
83-4 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書	様式93のとおりとする。
83-6 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式94のとおりとする。

83-7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式95のとおりとする。
83-9 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書	様式96のとおりとする。
83-10 同（付表）	様式97のとおりとする。
83-11 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	様式98のとおりとする。
83-13 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書	様式99のとおりとする。
83-14 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書	様式100のとおりとする。
83-15 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書	様式101のとおりとする。
83-16-1 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式102のとおりとする。
83-16-2 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式103のとおりとする。
83-20 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式104のとおりとする。
83-21 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書	様式105のとおりとする。
83-23 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式106のとおりとする。
83-24 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式107のとおりとする。
83-26 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書	様式108のとおりとする。
83-27 同（付表）	様式109のとおりとする。
83-28 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	様式110のとおりとする。
83-30 農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書	様式111のとおりとする。
83-31 相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書	様式112のとおりとする。
83-37 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書	様式113のとおりとする。
83-40 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式114のとおりとする。
83-42 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書	様式115のとおりとする。
83-43 同（付表）	様式116のとおりとする。
83-45 農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書	様式117のとおりとする。
84 贈与税の免除届出書	様式118のとおりとする。
84-1 相続税の免除届出書	様式119のとおりとする。
85 代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）	様式120のとおりとする。
88 納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書	様式121のとおりとする。

94 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）	様式122のとおりとする。
94-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）	様式123のとおりとする。
94-2 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）別紙	様式124のとおりとする。（新規）
94-3 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙	様式125のとおりとする。（新規）
94-4 認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書	様式126のとおりとする。（新規）
94-5 特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書	様式127のとおりとする。（新規）
98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）	様式128のとおりとする。
98-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）	様式129のとおりとする。
98-2 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）別紙	様式130のとおりとする。（新規）
98-3 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙	様式131のとおりとする。（新規）
100 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）	様式132のとおりとする。
100-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）	様式133のとおりとする。
103 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（一般措置）	様式134のとおりとする。
103-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（特例措置）	様式135のとおりとする。
104 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（一般措置）	様式136のとおりとする。
104-1 特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（特例措置）	様式137のとおりとする。
105-2 震災特例法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書	様式138のとおりとする。
105-2-1 震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書	様式139のとおりとする。
105-3 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）	様式140のとおりとする。
105-3-1 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）	様式141のとおりとする。
105-4 租税特別措置法第70条の7第30項（第3号・第4号）・第70条の7の2第31項（第3号・第4号）・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（一般措置）	様式142のとおりとする。
105-4-1 租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（特例措置）	様式143のとおりとする。
109 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書	様式144のとおりとする。
111 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減を受けるための届出書	様式145のとおりとする。
114 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書	様式146のとおりとする。
114-1 経営困難時における経営委託に関する届出書	様式147のとおりとする。
115 山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書	様式148のとおりとする。
120 医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書	様式149のとおりとする。

(美術品納税猶予関係) 132-1 特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書 (事業用資産納税猶予関係) 137 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除） 138 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除） 139 事業用資産に関する明細書（免除届出用） 140 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出書） 140-1 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出書）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】 141 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用） 142 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書 143 買換資産の取得に関する承認申請書 145 買換資産の取得価額等の明細書 146 事業用資産の廃棄届出書	様式150のとおりとする。（新規） 様式151のとおりとする。 様式152のとおりとする。 様式153のとおりとする。 様式154のとおりとする。 様式155のとおりとする。（新規） 様式156のとおりとする。 様式157のとおりとする。 様式158のとおりとする。 様式159のとおりとする。 様式160のとおりとする。
--	---

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
3 同（第1表 死亡した贈与者・遺贈者用） 5 同（第3表） 5-1 同（第3表（承認特例用）） 5-2 同（第3表（文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用）） 7 同（第3表－付2） 27-1 租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合の届出書 28-1 租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書 34-2 租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書	様式161のとおりとする。 様式162のとおりとする。 様式163のとおりとする。 様式164のとおりとする。（新規） 様式165のとおりとする。 様式166のとおりとする。 様式167のとおりとする。 様式168のとおりとする。

第11 《その他》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
4 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書	様式169のとおりとする。

改正後

氏名又は
名 称 _____ 殿

(通知用)

年分 加算税の額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した 年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

		賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	国外財産調査又は財産復効調査に係る 軽 減 額	変更決定後の 軽 減 額	納付すべき 減少する 額
		円	円	円	円	円
① 加算税の基礎となる税額	A (注1)	0,000	0,000	0,000	0,000	
	B (注2)	0,000	0,000			
② ①に対する加算税の割合	C Aに対する割合	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	
	D Bに対する割合	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100			
③ ①のうち国税通則法第66条第2項の規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000			
④ ③に対する加算税の割合		<u>5</u> 100	<u>5</u> 100			
⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000			
⑥ ⑤に対する加算税の割合		<u>10</u> 100	<u>10</u> 100			
⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと③×④と⑤×⑥との合計額)		円	円	円	円	円

- (注) 1 国税通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。
2 国税通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。

()枚のうち()枚目

(資3-10-9-14 統一)
(25.9)

改正前

氏名又は
名 称 _____ 殿

(通知用)

平成____年分 加算税の額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成____年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

		賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	国外財産調査又は財産復効調査に係る 軽 減 額	変更決定後の 軽 減 額	納付すべき 減少する 額
		円	円	円	円	円
① 加算税の基礎となる税額	A (注1)	0,000	0,000	0,000	0,000	
	B (注2)	0,000	0,000			
② ①に対する加算税の割合	C Aに対する割合	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	
	D Bに対する割合	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100			
③ ①のうち国税通則法第66条第2項の規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000			
④ ③に対する加算税の割合		<u>5</u> 100	<u>5</u> 100			
⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000			
⑥ ⑤に対する加算税の割合		<u>10</u> 100	<u>10</u> 100			
⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと③×④と⑤×⑥との合計額)		円	円	円	円	円

- (注) 1 国税通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。
2 国税通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。

()枚のうち()枚目

(資3-10-9-14 統一)
(25.12)

改正後

氏名又は
名称 _____ 殿

(通知用)

年分 加算税の額の計算明細書 (贈与税)

あなたに通知した _____ 年分 贈与税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (通知用) の
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

		賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する 額
① 加算税の基礎となる税額	A (注1)	円 0,000	円 0,000	
	B (注2)	円 0,000	円 0,000	
② ①に対する加算税の割合	C Aに対 する割合	円 100	円 100	
	D Bに対 する割合	円 5	円 5	
		円 100	円 100	
③ ①のうち国税通則法第66条第2項の 規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000	
④ ③に対する加算税の割合		円 5	円 5	
		円 100	円 100	
⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の 規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000	
⑥ ⑤に対する加算税の割合		円 10	円 10	
		円 100	円 100	
⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと③×④と⑤×⑥ との合計額)		円	円	円

- (注) 1 国税通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。
2 国税通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。

() 枚のうち () 枚目

(資 3-10-11-A4 統一)
(92.6)

改正前

氏名又は
名称 _____ 殿

(通知用)

平成____年分 加算税の額の計算明細書 (贈与税)

あなたに通知した平成____年分 贈与税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (通知用) の
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

		賦 課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する 額
① 加算税の基礎となる税額	A (注1)	円 0,000	円 0,000	
	B (注2)	円 0,000	円 0,000	
② ①に対する加算税の割合	C Aに対 する割合	円 100	円 100	
	D Bに対 する割合	円 5	円 5	
		円 100	円 100	
③ ①のうち国税通則法第66条第2項の 規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000	
④ ③に対する加算税の割合		円 5	円 5	
		円 100	円 100	
⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の 規定による加算税の基礎となる税額		円 0,000	円 0,000	
⑥ ⑤に対する加算税の割合		円 10	円 10	
		円 100	円 100	
⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと③×④と⑤×⑥ との合計額)		円	円	円

- (注) 1 国税通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。
2 国税通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。

() 枚のうち () 枚目

(資 3-10-11-A4 統一)
(28.12)

改正後

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

		被相続人			
この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。 ① 相続時特算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合					
1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ		氏名	相続開始年月日	令和 年 月 日
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額		納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の⑤の金額)		円	 A
		還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑥の金額)		△ 円	
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)			相続人等の代表者の氏名		
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)					
限定承認					
(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、 左欄を空欄とし、ここから 記入してください。				
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業
(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(6) 電話番号					
(7) 承継割合	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	円
(9) 各人の(8)の合計	円				
(10) (8)の(9)に対する割合	$\frac{(8)}{(9)}$	$\frac{(8)}{(9)}$	$\frac{(8)}{(9)}$	$\frac{(8)}{(9)}$	$\frac{(8)}{(9)}$
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円
		還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円

改正前

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

		被相続人			
この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。 ① 相続時特算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合					
1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ		氏名	相続開始年月日	平成 年 月 日
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額		納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の⑤の金額)		円	 A
		還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑥の金額)		△ 円	
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)			相続人等の代表者の氏名		
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)					
限定承認					
(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、 左欄を空欄とし、ここから 記入してください。				
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業
(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(6) 電話番号					
(7) 承継割合	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	円
(9) 各人の(8)の合計	円				
(10) (8)の(9)に対する割合	$\frac{(8)}{(9)}$	$\frac{(8)}{(9)}$	$\frac{(8)}{(9)}$	$\frac{(8)}{(9)}$	$\frac{(8)}{(9)}$
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円
		還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円

改 正 後

書 き か た 等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から⑤までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
 - 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の⑤欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
 - 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
- なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4) 「承継割合・・・■」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
- (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被 相続 人 に		相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
	子がいる場合	子	2分の1
		配偶者	3分の2
	子がいない場合	父母	3分の1
		配偶者	4分の3
	子も父母もいない場合	兄弟姉妹	4分の1

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5」（7）承継割合・・・■）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5」（7）承継割合・・・■）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(令2.7)

改 正 前

書 き か た 等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から⑤までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
 - 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の⑤欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
 - 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
- なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4) 「承継割合・・・■」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
- (注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被 相続 人 に		相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
	子がいる場合	子	2分の1
		配偶者	3分の2
	子がいない場合	父母	3分の1
		配偶者	4分の3
	子も父母もいない場合	兄弟姉妹	4分の1

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5」（7）承継割合・・・■）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5」（7）承継割合・・・■）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(令元.7)

改正前

被相繞人

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時特精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

第2表 (平成27年分以降用)

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	—	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、 $30,000 \text{ 千円} \times 15\% - 500 \text{ 千円} = 4,000 \text{ 千円}$ です。

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

(資 4-20-3-A 4 統一)

被相続人

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑧欄及び⑨欄並びに⑩欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

第2表 (平成27年分以降用)

(注) ① 欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

② ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

法定相続分に応ずる取得金額	10,000円以下	30,000円以下	50,000円以下	100,000円以下	200,000円以下	300,000円以下	600,000円以下	600,000円超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	一 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、 $30,000 \text{ 千円} \times 15\% - 500 \text{ 千円} = 4,000 \text{ 千円}$ です。

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

(資 4-20-3-A 4 統一)

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書（一般措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2）」の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の8、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。

この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		
③ 事業種目		⑧ 円増化法の認定の状況	認定年月日 年 月 日
④ 相続開始の日における資本金の額	円	認定番号	
⑤ 相続開始の日における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の日における従業員数	人		

2 対象非上場株式等の明細			
① 相続開始の日における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円
		③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等	株・口・円
		④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	円
		⑤ 価額(③ × ④)	円
			A

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算			
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (② の $\frac{1}{3} \times \frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項			
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書						
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。						
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額
						円
・	・					
・	・					
・	・					
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）						
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）						
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{②}{③}$ ）						
%						
上記の明細の内容に相違ありません。						
令和 年 月 日						
所在地						
会社名						
代表者氏名						
印						
※税務署整理欄	法人官署番号			入力	確認	

第8の2表の付表1（令2.7）

（資4-20-9-3-A4統一）

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の8、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。

この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		
③ 事業種目		⑧ 円増化法の認定の状況	認定年月日 年 月 日
④ 相続開始の日における資本金の額	円	認定番号	
⑤ 相続開始の日における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の日における従業員数	人		

2 対象非上場株式等の明細			
① 相続開始の日における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円
		③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等	株・口・円
		④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	円
		⑤ 価額(③ × ④)	円
			A

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算			
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (② の $\frac{1}{3} \times \frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項			
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書						
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。						
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額
						円
・	・					
・	・					
・	・					
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）						
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）						
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{②}{③}$ ）						
%						
上記の明細の内容に相違ありません。						
令和 年 月 日						
所在地						
会社名						
代表者氏名						
印						
※税務署整理欄	法人官署番号			入力	確認	

第8の2表の付表1（令元.7）

（資4-20-9-3-A4統一）

改正後

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第54条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第54条第2項又は第7項の規定により相続税又は贈与により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、趣意にご留意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑤ 経営承継相続人等が役員等であった期間	年 月 日 ～ 年 月 日
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(番)	⑥ 円滑化法の認定 の状況	認定 年 月 日 認定 番号
③ 事業種目		⑦ 相続開始の時点における資本金の額	円
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑧ 相続開始の時点における資本準備金の額	円
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であって その会社との間に支配関係がある法人が保有 する関係会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営 承継相続人等の役職名			

2 対象非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株(1)・円
(2) 対象非上場株式等の明細	

区 分	受 贈 年月日	① 被相続人から相続 又は遺贈により取得 した株式等の数等	② 経営承継相続人等が贈 与により取得した株式 等の数等	③ ①又は②のうち制 度の適用を受ける株 式等の数等	④ 1株(口・円) 当たりの価額 (裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③×④)
イ 特定受贈同族会社 株式等に係る対象非 上場株式等	・ ・ ・			b	株・口・円	円
ロ 特定同族株式等に 係る対象非上場株式 等	・ ・ ・			b		
ハ イ 及びロ以外の対 象非上場株式等	・ ・ ・	a	c	e	株・口・円	円
合 計		d	e	e		A

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。	
① 発行済株式等の総数等の3分の 2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切り上げ)	株・口・円
② 2の(2)①欄の限度となる数等	株・口・円
イ 特定受贈同族会社株式等及び特 定同族株式等に係る対象非上場株 式等(①の数等の合計)の限度数	株・口・円
ロ 相続又は遺贈により取得した対象非 上場株式等(②の数等)の限度数	株・口・円
③ ①≤②の場合 (1)～(4)の数等(素手の場合は0)	株・口・円
④ ①>②の場合 (4)の数等	株・口・円

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の7)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(同法第70条の7の2)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、相続特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別添作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	② 出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・ ・						円	
・ ・ ・							
・ ・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(③)						%	

上記の明細の内容に相違ありません。

所在地
会社名
代表者氏名
令和 年 月 日 印

6 相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について相続特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認		
---------	--------	---	----	----	--	--

第8の2表の付表2(令2.7)

(資4-20-9-4-A4続一)

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第54条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第54条第2項又は第7項の規定により相続税又は遺贈により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、趣意にご留意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑤ 経営承継相続人等が役員等であった期間	年 月 日 ～ 年 月 日
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(番)	⑥ 円滑化法の認定 の状況	認定 年 月 日 認定 番号
③ 事業種目		⑦ 相続開始の時点における資本金の額	円
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑧ 相続開始の時点における資本準備金の額	円
⑤ 相続開始の時点における従業員数	人	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であって その会社との間に支配関係がある法人が保有 する関係会社等の株式等の有無	有 無
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営 承継相続人等の役職名			

2 対象非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株(1)・円
(2) 対象非上場株式等の明細	

区 分	受 贈 年月日	① 被相続人から相続 又は遺贈により取得 した株式等の数等	② 経営承継相続人等が贈 与により取得した株式 等の数等	③ ①又は②のうち制 度の適用を受ける株 式等の数等	④ 1株(口・円) 当たりの価額 (裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③×④)
イ 特定受贈同族会社 株式等に係る対象非 上場株式等	・ ・ ・			b	株・口・円	円
ロ 特定同族株式等に 係る対象非上場株式 等	・ ・ ・			b		
ハ イ 及びロ以外の対 象非上場株式等	・ ・ ・	a	c	e	株・口・円	円
合 計		d	e	e		A

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。	
① 発行済株式等の総数等の3分の 2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切り上げ)	株・口・円
② 2の(2)①欄の限度となる数等	株・口・円
イ 特定受贈同族会社株式等及び特 定同族株式等に係る対象非上場株 式等(①の数等の合計)の限度数	株・口・円
ロ 相続又は遺贈により取得した対象非 上場株式等(②の数等)の限度数	株・口・円
③ ①≤②の場合 (1)～(4)の数等(素手の場合は0)	株・口・円
④ ①>②の場合 (4)の数等	株・口・円

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(相続特別措置法第70条の7)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(同法第70条の7の2)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、相続特別措置法施行規則第23条の10第22項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別添作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	② 出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・ ・						円	
・ ・ ・							
・ ・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(③)						%	

上記の明細の内容に相違ありません。

所在地
会社名
代表者氏名
令和 年 月 日 印

6 相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について相続特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認		
---------	--------	---	----	----	--	--

第8の2表の付表2(令2.7)

(資4-20-9-4-A4続一)

第8の2表の付表2

(平成31年1月分以降用)

改 正 後

《 書 き か た 等 》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号に規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用」に関する届出書（を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。）

2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
- なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてでもこの制度の適用を受けることはできません。
- (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式加償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）
- (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（④欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

(令2.7)

改 正 前

《 書 き か た 等 》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限りす。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号に規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用」に関する届出書（を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。）

2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
- なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてでもこの制度の適用を受けることはできません。
- (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式加償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）
- (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（④欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

(令元.7)

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書（一般措置用）

この明細書は、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（相続税特別措置法第70条の7の4）」の適用を受ける対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人 経営相続承継受贈者
1 対象相続非上場株式等に係る会社		
① 会社名		⑦ 相続開始の時にける経営相続承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(票)	
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の確認状況
④ 相続開始の時にける資本金の額	円	確認番号
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人	有 無

(注) 1 相続税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた対象受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑥までの各欄を記入します。

2 ⑧欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。

3 ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。

4 ⑨欄は、対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続税特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続税特別措置法施行令第40条の8の第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続税特別措置法施行令第40条の8の第9項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続税特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 対象相続非上場株式等の明細				
① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時にける保有していた株式等の数等	③ ②のうち制度の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額 (「注」4)参照)	⑤ 価額 (④×③(ただし「注」5)参照))
受贈年月日				
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円

(注) 1 ①から⑤欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

2 次の場合で⑤欄の数等又は⑤欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがあります。税務署にお尋ねください。

贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合

・ 相続税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合

③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の③欄の数等が限度となります。

4 ⑤欄の金額は、贈与の時にける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を相続税特別措置法第70条の7第2項第5号イに規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算した場合は、税務署にお尋ねください。

5 対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続税特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続税特別措置法施行令第40条の8の第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続税特別措置法施行令第40条の8の第9項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続税特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税の計算の基礎となる対象相続非上場株式等の価額は、相続税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時にける対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算			
この欄は、「2 対象相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の分の2に相当する数等 で保有していた数等 (赤字の場合は0)	③ (①-②)の数等 (3欄の数等と2の②の数等のうちいずれか少ない方の数等)	④ 2の③欄の限度となる数等
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営相続承継受贈者が、「2 対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（相続税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日		署

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。

2 ①欄は、取得の原因を丸で記入してください。

3 ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。

4 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

※税務署等整理欄	法人官報番号	—	入力	確認
----------	--------	---	----	----

第8の2表の付表3（令文、7）

(資4-20-9-5-A4 続一)

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人 経営相続承継受贈者
1 対象相続非上場株式等に係る会社		
① 会社名		⑦ 相続開始の時にける経営相続承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(票)	
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の確認状況
④ 相続開始の時にける資本金の額	円	確認番号
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人	有 無

(注) 1 相続税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた対象受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑥までの各欄を記入します。

2 ⑧欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。

3 ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。

4 ⑨欄は、対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続税特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続税特別措置法施行令第40条の8の第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続税特別措置法施行令第40条の8の第9項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続税特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 対象相続非上場株式等の明細				
① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時にける保有していた株式等の数等	③ ②のうち制度の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額 (「注」4)参照)	⑤ 価額 (④×③(ただし「注」5)参照))
受贈年月日				
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円

(注) 1 ①から⑤欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

2 次の場合で⑤欄の数等又は⑤欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがあります。税務署にお尋ねください。

贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合

・ 相続税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合

③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の③欄の数等が限度となります。

4 ⑤欄の金額は、贈与の時にける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を相続税特別措置法第70条の7第2項第5号イに規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合は、税務署にお尋ねください。

5 対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続税特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続税特別措置法施行令第40条の8の第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続税特別措置法施行令第40条の8の第9項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続税特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税の計算の基礎となる対象相続非上場株式等の価額は、相続税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時にける対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算			
この欄は、「2 対象相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の分の2に相当する数等 で保有していた数等 (赤字の場合は0)	③ (①-②)の数等 (3欄の数等と2の②の数等のうちいずれか少ない方の数等)	④ 2の③欄の限度となる数等
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営相続承継受贈者が、「2 対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（相続税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日		署

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。

2 ①欄は、取得の原因を丸で記入してください。

3 ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。

4 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

※税務署等整理欄	法人官報番号	—	入力	確認
----------	--------	---	----	----

第8の2表の付表3（令文、7）

(資4-20-9-5-A4 続一)

第8の2表の付表3 平成31年1月分以降用

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書（一般措置用）

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第70条の7の3の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の4第18項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

- 1 規定の適用を受ける旨の確認
- 私は、第8の2表の付表1・付表2の「1 対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2表の付表3の「1 対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の[1]から[3]までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。
- ☐ 租税特別措置法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
- ☐ 租税特別措置法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げる経営承継相続人等の要件から、同号への認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、租税特別措置法施行規則第23条の10第8項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
- ☐ 租税特別措置法第70条の7の4第18項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の4第3項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

- 2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様
- 次の場合の区分に応じて、それぞれ[1]から[3]までのいずれかの欄について記入してください。
- (1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特定資産を含みません。	円
④ (③÷②×100)	30%以上であれば適用可 → %

※ [1]に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

- (2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記[1]に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ (③÷②×100)	20%以上であれば適用可 → %

※ [2]に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記[1]又は[2]に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 特定日： 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②×100)	70%以下であれば適用可 → %

※ [3]に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第70条の7の3の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の4第18項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

- 1 規定の適用を受ける旨の確認
- 私は、第8の2表の付表1・付表2の「1 対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2表の付表3の「1 対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の[1]から[3]までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。
- ☐ 租税特別措置法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
- ☐ 租税特別措置法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げる経営承継相続人等の要件から、同号への認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、租税特別措置法施行規則第23条の10第8項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
- ☐ 租税特別措置法第70条の7の4第18項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の4第3項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

- 2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様
- 次の場合の区分に応じて、それぞれ[1]から[3]までのいずれかの欄について記入してください。
- (1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特定資産を含みません。	円
④ (③÷②×100)	30%以上であれば適用可 → %

※ [1]に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

- (2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記[1]に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ (③÷②×100)	20%以上であれば適用可 → %

※ [2]に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記[1]又は[2]に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 特定日： 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②×100)	70%以下であれば適用可 → %

※ [3]に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

改正後

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第5項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第5項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りです。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書(特例措置用)

適用を受ける特例対象相続非上場株式等の特明細書(特例措置用)		被相続人	
この明細書は、「非上場株式会社等の特別関係者」が死亡した場合の相続税の納税額算及び免除の特例（相続税特別措置法第70条の7の5）の適用を受ける特例対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。			
1 特例対象相続非上場株式等に係る会社			
① 会社名	⑦ 相続開始の時における特別経営相続承認 受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名） （ 番 ）			
③ 事業種目	⑧ 円滑化の確認 の状況 確 認 年 月 日 年 月 日 確 認 番 号		
④ 相続開始の際における資本金の額 円			
⑤ 相続開始の際における資本準備金の額 円	⑨ 会社又はその子会社の特別関係会社であって その株式との間に支配関係がある法人が所有する外国会社の株式の有無 有 無		
⑥ 相続開始の際における従業員数 人			
(注) 1 親税特別措置法第70条の7の5第1項の規定で適用を受けた特例対象相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の譲渡の時から相続開始の前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続しえた会社又は設立した新会社、株式交換等により親会社の株式交換先となる会社となった場合にはその場合の合併については自ら選定するよう各欄に記入します。			
2 ⑩ は、長期的な利益を確保、例えば「代議士制度」と記入します。 なお、代表者に制衡的な代表者がついていること、この特例の適用を受けていることとはなりません。			
3 ⑪ は、「中小企業に関する経営の承継の促進に関する法律施行規則」第13条第4項では第5項において準用する同条第1項の規定と同様の趣意を決定した年月及び確定書類をそれぞれ記入します。			
4 ⑫ は、特例対象相続非上場株式等に係る会社又はその子会社の特別関係会社（親税特別措置法施行令第40条の8の9第3項において準用する親税特別措置法施行令第40条の9の第3項規定による親会社の保有割合をいいます。）であって支配関係と相続税計算上の非上場株式等であることが主たる支店関係（親税特別措置法施行令第40条の8の9第5項において準用する親税特別措置法施行令第40条の9第3項規定を参照いたします。）がある法人が保有する親会社（第2条第2項に規定する親会社）（特例対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当することにも限ります。）親税特別措置法施行令第40条の8の9第3項において準用する親税特別措置法施行令第40条の9の第2項第1款に掲げる法人（特例対象相続非上場株式等に係る会社が資産擁有会社等）に該当する場合に限り、又は当該期間中に規定する直接親系の株式的所有権について記入します。			
2 特例対象相続非上場株式等の明細			
受贈 年月日	⑬ 相続開始の時における発行済株式等の総数等 取得した親税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた株式等有数の数等	⑭ ⑮ のうち特例の適用を受ける株式等の数等	⑯ 株 価 当り元の価格 （注3）参照 ⑰ 価 額 （⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺） A 円
- -	株・口・円 円・口・円	株・口・円 円・口・円	A 円
(注) 1 ⑬から⑯までの「総数等」「数量」等は、金融取引制度のある証券等の数は含まれません。			
2 次のものの数を⑭の数等又は⑯の金額の記入にあたっておくらなければならないことがあります。親税等にはあてられません。 ● 発生し又は取得した時以後において、株式等としての併合・分割・株式換接処理等が行われる場合に係る会社等に係る会社として併合・会社分割・株式吸収等があったもの			
● 親税特別措置法第70条の7の5第1項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定で適用される譲与人より取得した株式等がある場合			
● 親税の金額は、譲与の時における価値を基礎として計算した価額を記入します。譲与の時に、親税の納税額予算額を親税特別措置法第70条の7の5第2項第3号に規定する特例対象相続非上場株式等が外国会社の株式等を有しているものに、計算された場合には、親税等に過徴なくたします。			
4 特例対象相続非上場株式等に係る会社又はその特別関係会社（親税特別措置法施行令第40条の8の9第5項において準用する親税特別措置法施行令第40条の9の第3項規定による親会社の保有割合をいいます。）して得て、特例対象相続非上場株式等に係る会社との支配関係（親税特別措置法施行令第40条の8の9第5項において準用する親税特別措置法施行令第40条の9第3項規定による親会社の保有割合をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2項に規定する外国会社（特例対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）親税特別措置法施行令第40条の8の9第3項において準用する親税特別措置法施行令第40条の9の第2項第1款に掲げる法人（特例対象相続非上場株式等に係る会社又は資産擁有会社等）に該当する場合に限り、又は当該期間中に規定する直接親系の株式的所有権について記入します。			
● 親税特別措置法第70条の7の5第1項の特例対象相続非上場株式等の親税特別措置法第70条の7の5第1項の規定で適用される親税の金額と異なる特例対象相続非上場株式等の株式等の数を基礎として会社法等外国会社の株式等を有していたものと見做すことを指し、これを記載する必要があります。			
● 前条、第2条の2第1項「付与の著作物があつた場合」、各条表A欄の合計値を第2節の2第2項の「1 特例株式等納税額予算額の基となる相続税の総額の計算」の⑯欄に記入します。			
● なお、第2条の2第1項「付与の著作物があつた場合」、各条表A欄の合計値を第2節の2第2項の「1 特例株式等納税額予算額の基となる相続税の総額の計算」の⑯欄に記入します。			
3 このほか、特例措置等についての贈与税の納税額算及び免除の特例等の適用に関する事項			
この明細は、非上場株式等に関する特明細書の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した親税（但し親税特別措置法第70条の7の5）の適用を受ける特例対象相続非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税及び免除の特例（但し親税特別措置法第70条の7の5）の適用を受け、最初はその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日		寄
(注) 1 「贈与等」とは、相続又は遺贈をいいます。			
2 ① は、取得の理由を欠いて記入してください。			
3 ② は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税額算及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与又は相続の届出書の提出時期の贈与者等を入れてください。			
4 ④ は、最初の贈与又は相続等に対する会社又は相続財産等の名称に贈与者又は被相続人の氏名を記入して下さい。			
※税務署管理番号 法人管帳簿番号		入力	確認

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書

[illegible]

改正後

非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書（特例措置用）

この明細書は、災害が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第70条の7の7の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法第70条の7の6第26項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の8第14項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2の2表の付表1の「1 特例対象非上場株式会社等に係る会社」又は第8の2の2表の付表2の「1 特例対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(3)までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

□ 租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6条第2項第1号に掲げる特例認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

□ 租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第7号に掲げる特例経営承継相続人等の要件から、同号への特例認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第11項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。

□ 租税特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の8第2項第2号に掲げる特例認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の8第4項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ(1)から(3)までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
④ (③÷②×100)	30%以上であれば適用可 → %

※ (1)に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ (③÷②×100)	20%以上であれば適用可 → %

※ (2)に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□ 3号該当 □ 4号該当 特定日： 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②×100)	70%以下であれば適用可 → %

※ (3)に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

改正前

非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

この明細書は、災害が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第70条の7の7の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法第70条の7の6第26項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の8第14項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、第8の2の2表の付表1の「1 特例対象非上場株式会社等に係る会社」又は第8の2の2表の付表2の「1 特例対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(3)までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。

□ 租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6条第2項第1号に掲げる特例認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

□ 租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第7号に掲げる特例経営承継相続人等の要件から、同号への特例認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第11項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。

□ 租税特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の8第2項第2号に掲げる特例認定相続承継会社の要件から、同号ロの資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の8第4項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ(1)から(3)までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
④ (③÷②×100)	30%以上であれば適用可 → %

※ (1)に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ (③÷②×100)	20%以上であれば適用可 → %

※ (2)に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□ 3号該当 □ 4号該当 特定日： 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②×100)	70%以下であれば適用可 → %

※ (3)に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び都道府県知事に提出した同条第2項の申請書（同条第3項の規定により準用される同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

改正後

事業用資産納税猶予税額の計算書

この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の6表の付表1の「2 特定事業用資産の明細」又は第8の6表の付表2「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」若しくは第8の6表の付表2の2「2 特例受贈事業用資産である株式等の明細」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産又は特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）」の適用を受けます。

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算	
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
① 特例事業相続人等の第8の6表の付表1・付表2（2の2）のA欄の合計額	円
② 特例事業相続人等に係る特定債務額（その者の第8の6表の付表4のB）	
③ 特定価額（①－②）（1,000 円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例事業相続人等以外の者の第1表の⑩欄（又は第3表の⑩欄）の金額の合計）	,000
⑤ 基礎控除額（第2表の④欄の金額）	,000,000
⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋④－⑤）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算			
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に応ずる取得金額 （⑥×⑧）	⑩相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「速算表」で計算します。）
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑨相続税の総額（⑩の合計額）	00

- (注) 1 ⑩欄の「第1表の⑩欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑩欄」の金額となります。
- 2 ⑦及び⑧欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
①（特例事業相続人等の第1表の（⑩＋⑪－⑫））の金額	円
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額（1の⑩×1の⑫／1の（⑩＋⑫））	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）	
a（②＋③－特例事業相続人等の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
b 特例事業相続人等の第1表の⑩欄に基づく算出税額（その人の第1表の（⑩（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0）	
④（①＋a－b）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 事業用資産納税猶予税額（（a－④）の金額）（赤字の場合は0）（注2参照）	A 00

- (注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
- 2 ⑤欄のA欄の金額を特例事業相続人等の第8の6表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例事業相続人等が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑤欄の金額を特例事業相続人等の第8の6表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書

この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の6表の付表1の「2 特定事業用資産の明細」又は第8の6表の付表2「2 特例受贈事業用資産の明細」若しくは第8の6表の付表2の2「2 特例受贈事業用資産である株式等の明細」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産又は特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）」の適用を受けます。

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算	
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
① 特例事業相続人等の第8の6表の付表1・付表2（2の2）のA欄の合計額	円
② 特例事業相続人等に係る特定債務額（その者の第8の6表の付表4のB）	
③ 特定価額（①－②）（1,000 円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例事業相続人等以外の者の第1表の⑩欄（又は第3表の⑩欄）の金額の合計）	,000
⑤ 基礎控除額（第2表の④欄の金額）	,000,000
⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋④－⑤）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算			
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に応ずる取得金額 （⑥×⑧）	⑩相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「速算表」で計算します。）
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑨相続税の総額（⑩の合計額）	00

- (注) 1 ⑩欄の「第1表の⑩欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑩欄」の金額となります。
- 2 ⑦及び⑧欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
①（特例事業相続人等の第1表の（⑩＋⑪－⑫））の金額	円
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額（1の⑩×1の⑫／1の（⑩＋⑫））	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）	
a（②＋③－特例事業相続人等の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）	
b 特例事業相続人等の第1表の⑩欄に基づく算出税額（その人の第1表の（⑩（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0）	
④（①＋a－b）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 事業用資産納税猶予税額（（a－④）の金額）（赤字の場合は0）（注2参照）	A 00

- (注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
- 2 ⑤欄のA欄の金額を特例事業相続人等の第8の6表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例事業相続人等が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑤欄の金額を特例事業相続人等の第8の6表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

改正後	改正前
《 書 き か た 等 》 この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 なお、この特例の適用を受けようとする特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされるものに限ります。以下同じです。）の区分に応じて、この計算書に加えて次の付表を作成してください。 1 相続等により取得をした特定事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、次の①と② ① 「第8の6表の付表1」 ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。） 2 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、この特例の適用を受ける場合には、次の①と② ① 「第8の6表の付表2」（贈与後に特例受贈事業用資産を現物出資して租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた場合は「第8の6表の付表2の2」） ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。） （注）1 各付表の内容は次のとおりです。 ① 「第8の6表の付表1」 相続等により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。 ② 「第8の6表の付表2」 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。 ③ 「第8の6表の付表2の2」 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるときに作成します。 ④ 「第8の6表の付表3」 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等・建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合における上記1の特例の適用に係る同意を得るとき又はこの特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」、「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等・建物について、限度面積を判定する場合に作成します。 ⑤ 「第8の6表の付表4」 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特例事業相続人等が相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出する場合に作成します。 2 上記2に該当する場合は、「第11の3表」を作成した上で、この計算書、上記2の①及び②の付表を作成します。	《 書 き か た 等 》 この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 なお、この特例の適用を受けようとする特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされるものに限ります。以下同じです。）の区分に応じて、この計算書に加えて次の付表を作成してください。 1 相続等により取得をした特定事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、次の①と② ① 「第8の6表の付表1」 ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。） 2 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、この特例の適用を受ける場合には、次の①と② ① 「第8の6表の付表2」（贈与後に特例受贈事業用資産を現物出資して租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた場合は「第8の6表の付表2の2」） ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。） （注）1 各付表の内容は次のとおりです。 ① 「第8の6表の付表1」 相続等により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。 ② 「第8の6表の付表2」 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。 ③ 「第8の6表の付表2の2」 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるときに作成します。 ④ 「第8の6表の付表3」 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等・建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合における上記1の特例の適用に係る同意を得るとき又はこの特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」、「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等・建物について、限度面積を判定する場合に作成します。 ⑤ 「第8の6表の付表4」 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特例事業相続人等が相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出する場合に作成します。 2 上記2に該当する場合は、「第11の3表」を作成した上で、この計算書、上記2の①及び②の付表を作成します。

改正後

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書					被相続人	
この明細書は、相続又は遺贈により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2を使用してください。					特例事業相続人等	
1 特定事業用資産に係る事業						
① 屋号			⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年	月 日
② 業種名				確認年月日	年	月 日
③ 特例事業相続人等の開業届出書提出年月日	年	月 日		確認番号		
④ 特例事業相続人等の青色申告の承認申請書の提出年月日	年	月 日	⑥ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年	月 日
				認定番号		
(注) この欄の書きかた等については裏面をご覧ください。						
2 特定事業用資産の明細						
この欄は、被相続人等の事業の用に供されていた資産（相続開始日の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。 この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。						
⑴ 宅地等						
①	所在地	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額	
		㎡	円	㎡	円	
⑥ 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額						円
⑵ 建物						
①	所在地	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額	
		㎡	円	㎡	円	
⑥ 特例の適用を受ける建物の価額の合計額						円
⑶ 減価償却資産						
①	名称	② 所在地	③ 面積	④ 価額		
				㎡	円	
⑥ 特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計額						円
(注) この欄の書きかた等については裏面をご覧ください。						
3 事業を行っていた者に関する事項						
この欄は、被相続人が2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合に、その事業を行っていた者からの特例事業相続人等の当該事業に係る資産の取得に関する事項等について記入します。						
① 事業を行っていた者の氏名	② ①の者からの取得の原因	③ 取得年月日				
	贈与・相続等	年 月 日				
4 最初の申告書の提出に関する事項						
この欄は、特例事業相続人等が贈与又は相続等により取得した2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた他の資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の6の10）」の規定の適用を受け又は受けようとしている場合において、これらの規定の適用に係る最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限がこの申告書の提出期限前に到来するときに、その最初の申告書に係る事項を記載します。						
① 贈与者又は被相続人の氏名	② ①の者からの取得の原因	③ 取得年月日	④ 最初の申告書に係る税務署名			
	贈与・相続等	年 月 日		署		
5 特例事業用資産の価額（円＋α）						A 円
(注) A欄の金額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。 なお、第8の6表の付表1のほか、第8表の6の付表2又は第8表の6の付表2の2の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。						
※税務署整理欄	入力		確認			

第8の6表の付表1（令2.7）

（資4-20-9-21-A4統一）

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書					被相続人	
この明細書は、相続又は遺贈により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2を使用してください。					特例事業相続人等	
1 特定事業用資産に係る事業						
① 屋号			⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年	月 日
② 業種名				確認年月日	年	月 日
③ 特例事業相続人等の開業届出書提出年月日	年	月 日		確認番号		
④ 特例事業相続人等の青色申告の承認申請書の提出年月日	年	月 日	⑥ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年	月 日
				認定番号		
(注) 1 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び⑤欄は、主たるものを記載します。 2 ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る開業届（第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。 3 ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。						
2 特定事業用資産の明細						
この欄は、被相続人等の事業の用に供されていた資産（相続開始日の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。 この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。						
⑴ 宅地等						
①	所在地	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額	
		㎡	円	㎡	円	
⑥ 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額						円
⑵ 建物						
①	所在地	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額	
		㎡	円	㎡	円	
⑥ 特例の適用を受ける建物の価額の合計額						円
⑶ 減価償却資産						
① 名称	② 所在地	③ 数量	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける数量	⑥ ⑤に係る価額	
			円		円	
⑦ 特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計額						円
(注) 1 ①⑤、②③及び⑥⑥の価額・数量は、相続開始の時ににおける価額を記入します。 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合等については、第8の6表の付表3等に「特例の適用に当たっての同意」を記入してください。 3 ①⑤及び⑥⑥の価額については、第8の6表の付表3により限度面積の判定を行ってください。						
3 最初の特例の適用に関する事項						
この欄は、特例事業相続人等が、その相続時に贈与又は相続等により取得した上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。						
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名			
	贈与・相続等	年 月 日	署			
(注) 1 ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。 2 ②欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。 3 ③欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。						
4 特例事業用資産の価額（円＋α）						A 円
(注) A欄の金額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。 なお、第8の6表の付表1のほか、第8表の6の付表2又は第8表の6の付表2の2の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。						
※税務署整理欄	入力		確認			

第8の6表の付表1（令元.7）

（資4-20-9-21-A4統一）

第8の6表の付表1（平成31年1月分以降用）

改 正 後	改 正 前
《 書 き か た 等 》 1 「1 特定事業用資産に係る事業」欄 (1) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。 (2) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項3号の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 2 「2 特定事業用資産の明細」欄 (1) (1)③、(2)③及び(3)④の「価額」欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合等については、第8の6表の付表3等に「特例の適用に当たっての同意」を記入してください。 (3) (1)④及び(2)④の面積については、第8の6表の付表3により限度面積の判定を行ってください。 3 「3 事業を行っていた者に関する事項」欄 (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者の氏名を記載します。 (2) ②欄は、取得の原因を丸で囲んでください。 (3) ③欄は、特定事業用資産に係る事業を行っていた者からその事業の用に供されていた資産を取得した年月日を記載してください。 なお、被相続人が特定事業用資産に係る事業を行っていた者でない場合（事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合）には、その被相続人から相続等により取得した資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予又は免除」の適用を受けるには、その相続等による取得が、令和10年12月31日までの取得で、その事業を行っていた者からその資産の取得をした日から1年を経過する日までの取得に限られます。 4 「4 最初の申告書の提出に関する事項」欄 (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。 (2) ②欄は、取得の原因を丸で囲んでください。 (3) ④欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。	(新規)

改正後

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（一般用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に、その特例受贈事業用資産の明細を記入します。

相続等により取得した個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2の2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産に係る事業

① 番号	② 業種名	③ 円滑化法の確認	確認年 月 日	年 月 日
④ 受贈年月日	年 月 日	の状況	確認番号	

2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します。

（注）この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

② 受贈建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

（注）①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2①①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①欄に、それぞれ転記してください。

3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細

この欄は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産のうち、この特例の適用を受けるものについて記載します。なお、この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等（(4)に該当するものを除きます。）

a 所在場所	b 面積	c 調整価額	d bのうち、特例の適用を受ける宅地等の面積	e dに係る価額 ($c \times d/b$)
	㎡	円	㎡	円
f 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額			イ	円

(2) 建物（(4)に該当するものを除きます。）

a 所在場所	b 面積	c 調整価額	
	㎡	円	
d 特例の適用を受ける建物の価額の合計額			ロ 円

(3) 減価償却資産（(4)に該当するものを除きます。）

a 名称	b 所在場所	c 面積	d 調整価額
		㎡	円
e 特例の適用を受ける減価償却資産の合計額			ハ 円

(4) 受贈宅地等に係る買換資産

（注）この欄は、受贈宅地等の譲渡をした場合において、相続特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受け、その譲渡の対価により取得した買換資産がある場合に記載します。なお、「買換資産」には、その買換資産に係る買換資産も含まれます。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c 贈与時の価額
	㎡	円

② 受贈宅地等に係る買換資産に関する事項

d 種類等	e 所在場所	f 調整割合適用前の価額
		円
g 調整価額 ($b \times f/c$)	h gのうち特例の適用を受ける面積	i 調整価額
	㎡	円
j 特例の適用を受ける買換資産の 価額 ($i \times h/g$)		円
4 特例事業用資産の価額 ($f + g + h + j$)		A 円

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

第8の6表の付表2（令2、7）

（資4-20-9-22-A4統一）

第8の6表の付表2（平成31年1月分以降用）

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（一般用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に、その特例受贈事業用資産の明細を記入します。

相続等により取得した個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2の2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産に係る事業

① 番号	② 業種名	③ 円滑化法の確認	確認年 月 日	年 月 日
④ 受贈年月日	年 月 日	の状況	確認番号	

2 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「贈与取得宅地等」及び「贈与取得建物」といいます。）の明細を記載します。

（注）この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 贈与取得宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

② 贈与取得建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

（注）①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2②①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①欄に、それぞれ転記してください。

3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細

この欄は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産のうち、この特例の適用を受けるものについて記載します。なお、この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等（(4)に該当するものを除きます。）

a 所在場所	b 面積	c 調整価額	d bのうち、特例の適用を受ける宅地等の面積	e dに係る価額 ($c \times d/b$)
	㎡	円	㎡	円
f 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額			イ	円

(2) 建物（(4)に該当するものを除きます。）

a 所在場所	b 面積	c 調整価額	
	㎡	円	
f 特例の適用を受ける建物の価額の合計額			ロ 円

(3) 減価償却資産（(4)に該当するものを除きます。）

a 名称	b 所在場所	c 面積	d 調整価額
		㎡	円
e 特例の適用を受ける減価償却資産の合計額			ハ 円

(4) 贈与取得宅地等に係る買換資産

（注）この欄は、贈与取得宅地等の譲渡をした場合において、相続特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受け、その譲渡の対価により取得した買換資産がある場合に記載します。なお、「買換資産」には、買換資産に係る買換資産も含まれます。

① 贈与取得宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c bのうち、特例の適用を受ける面積
	㎡	㎡

② 贈与取得宅地等に係る買換資産に関する事項

d 種類等	e 所在場所	f 面積等	g 調整価額	h 特例の適用を受ける買換 資産の価額 ($g \times c/b$)
		㎡	円	円
i 特例の適用を受ける贈与取得宅地等に係る買換資産の価額の合計額			ニ	円

4 特例事業用資産の価額 ($e + g + h + i$)		A 円
----------------------------------	--	-----

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

第8の6表の付表2（令元、7）

（資4-20-9-22-A4統一）

※の項目は記入する必要がありません

※の項目は記入する必要がありません

改正後

【書きかた等】

1 「1 特例受贈事業用資産に係る事業」欄

(1) 特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものをいいます。以下同じです。）に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

(2) ④欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項（同条第8項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。

2 「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」欄

(1) ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。

(2) 相続開始の時までに譲渡等をしたことにより、現に所有していない受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。

3 「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」欄

(1) 「① 宅地等」欄について

イ aからcの各欄は、「第11の3表」の3①欄の記載に基づき記載してください。なお、当該宅地等が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、①欄に記載せず、④欄に記載します。

ロ d欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。

(2) 「② 建物」欄について

「第11の3表」の3②欄の記載に基づき記載してください。なお、当該建物が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、②欄に記載せず、④欄に記載してください。

(3) 「③ 減価償却資産」欄について

「第11の3表」の3③欄の記載に基づき記載してください。なお、当該減価償却資産が、受贈宅地等に係る買換資産である場合には、③欄に記載せず、④欄に記載してください。

(4) 「受贈宅地等に係る買換資産」欄について

イ a及びb欄は、「2 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細」①欄に記載した宅地等のうち、租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認に係るものについて、同欄の記載に基づき記載します。

ロ ②欄のdからf欄は、「第11の3表」の3①から③欄の記載に基づき記載してください。なお、d欄の「種類等」は、買換資産が宅地等又は建物である場合には、「宅地等」又は「建物」と記載し、買換資産が減価償却資産である場合には、その名称を記載してください。

ハ h欄の「gのうち特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。

4 「特例事業用資産の価額」欄

A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2の2」の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に入します。

改正前

【書きかた等】

1 「1 特例受贈事業用資産に係る事業」欄

(1) 特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものをいいます。以下同じです。）に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

(2) ④欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項（同条第8項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。

2 「2 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細」欄

(1) ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した贈与取得宅地等及び贈与取得建物の面積を記載します。

(2) 相続開始の時までに譲渡等をしたことにより、現に所有していない贈与取得宅地等及び贈与取得建物についても記載してください。

3 「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」欄

(1) 「① 宅地等」欄について

イ aからcの各欄は、「第11の3表」の3①欄の記載に基づき記載してください。なお、当該宅地等が、贈与取得宅地等に係る買換資産である場合には、①欄に記載せず、④欄に記載します。

ロ d欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。

(2) 「② 建物」欄について

「第11の3表」の3②欄の記載に基づき記載してください。なお、当該建物が、贈与取得宅地等に係る買換資産である場合には、②欄に記載せず、④欄に記載してください。

(3) 「③ 減価償却資産」欄について

「第11の3表」の3③欄の記載に基づき記載してください。なお、当該減価償却資産が、贈与取得宅地等に係る買換資産である場合には、③欄に記載せず、④欄に記載してください。

(4) 「買換資産である特例受贈事業用資産」欄について

イ a及びb欄は、「2 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細」①欄に記載した宅地等のうち、租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認に係るものについて、同欄の記載に基づき記載します。

ロ c欄の「この特例の適用を受ける宅地等の面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。

ハ ②欄のdからg欄は、「第11の3表」の3①から③欄の記載に基づき記載してください。なお、d欄の「種類等」は、買換資産が宅地等又は建物である場合には、「宅地等」又は「建物」と記載し、買換資産が減価償却資産である場合には、その名称を記載してください。

4 「特例事業用資産の価額」欄

A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2の2」の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に入します。

改正後

個人の事業用資産についての相続税の納税額予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式等用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税額予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。

相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社

① 会社名		⑥ 相続開始の時に発行済株式等の総数等	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	⑦ 円滑化法の確認の状況	確認年月日 年 月 日
③ 事業年度		確認番号	
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円	⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日	年 月 日
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円		

(注) 1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「現物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から⑤までの各欄を記入します。

2 ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第9項（同条第11項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び承認番号をそれぞれ記載します。

2 特例受贈事業用資産である株式等の明細

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	円	② ①の株式等の数等	株	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株	④ 価 額 (① × ③ / ②)	円
------------------------------	---	------------	---	------------------------	---	------------------------	---

(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。

なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。

2 ①欄及び②欄は、「第11の3表」の3④欄の記載に基づき記載してください。

3 ③欄に記載することができる株式等の数等は、4④欄の数等が限度となります。

3 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与後の申付書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」と及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します（現物出資した受贈宅地等にはチェックをしてください）。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c 価額	d 所在場所	b 面積	c 価額
☐	㎡	円	☐	㎡	円
☐			☐		
d 受贈宅地等の面積の合計	㎡	e 受贈宅地等価額の合計	円	f 現物出資受贈宅地等の価額	円

② 受贈建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与後の申付書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。

2 fの「現物出資受贈宅地等の価額」欄は、チェックの入った全項目のeの合計を記載してください。

3 建物に賃借料を課税等をしたことにより、現物出資時に所有していなかった受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。

4 ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2②①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①欄に、それぞれ転記してください。

4 特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算

この欄は、2②欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算

a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3の4③）	
b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時ににおける価額の合計額	円
c bのうち現物出資受贈宅地等の面積（3の①f）	㎡
d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a×c/b）	円
e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d×d/3の①e）	㎡
f eのうち、この特例の適用を受ける面積	㎡

② 限度数（限度額）の計算

a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）	株・口・口
b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a×①e/①b）	株・口・口
c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a－b）	株・口・口
d 限度数（限度額）b×①f/①a＋c	株・口・口

(注) 1 ①f欄の「eのうち、この特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2②②aの限度面積の判定を行ってください。

2 ②d欄の数等に1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えありません。

※税務署整理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

第8の6表の付表2の2（令2.7）

(資4-20-9-23-A4統一)

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税額予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式等用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税額予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。

相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社

① 会社名		⑥ 相続開始の時に発行済株式等の総数等	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	⑦ 円滑化法の確認の状況	確認年月日 年 月 日
③ 事業年度		確認番号	
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円	⑧ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日	年 月 日
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円		

(注) 1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「現物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から⑤までの各欄を記入します。

2 ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第9項（同条第11項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び承認番号をそれぞれ記載します。

2 特例受贈事業用資産である株式等の明細

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	円	② ①の株式等の数等	株	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株	④ 価 額 (① × ③ / ②)	円
------------------------------	---	------------	---	------------------------	---	------------------------	---

(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。

なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記載します。

2 ①欄及び②欄は、「第11の3表」の3④欄の記載に基づき記載してください。

3 ③欄に記載することができる株式等の数等は、4④欄の数等が限度となります。

3 贈与取得宅地等及び贈与取得建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与後の申付書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「贈与取得宅地等」と及び「贈与取得建物」といいます。）の明細を記載します。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 贈与取得宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
☐	㎡	☐	㎡
☐		☐	

② 贈与取得建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与後の申付書に記載した贈与取得宅地等及び贈与取得建物の面積を記載します。

2 fの「現物出資に課税等をしたことにより、現物出資時に所有していなかった贈与取得宅地等及び贈与取得建物についても記載してください。

3 ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2②①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①欄に、それぞれ転記してください。

4 特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算

この欄は、2②欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等

② 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時ににおける価額の合計額

③ 現物出資承認を受けた3①の贈与取得宅地等のうちこの特例の適用を受けることができる宅地等に相当するものの価額の計算

現物出資承認を受けた贈与取得宅地等に関する事項				d bのうち、この特例の適用対象面積	e dに係る価額
a 所在場所	b 面積	c 贈与の時ににおける価額		(c × d / b)	円
	㎡	円			
f 合 計 額		円			円

④ 限度数（限度額）の計算【(①×(②－(③×④×⑤)))/⑥】

(注) ③dの「特例の適用対象面積」については、「第8の6表の付表3」により限度面積の判定を行ってください。

なお、限度面積の判定の結果、「特例の適用対象面積」の合計が「第8の6表の付表3」の2②②aの限度面積を超える場合には、限度面積の範囲内の面積を記載してください。

※税務署整理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

第8の6表の付表2の2（令2.7）

(資4-20-9-23-A4統一)

※この項目は記入する必要はありません

改正後

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書

被相続人

1 特例の適用に当たっての留意

この欄は、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合に記入します。

その他、この欄の記載については、裏面の「書きかた等」を参照してください。

私たちは、下記2③又は3②の特例事業相続人等が、この特例の適用を受けるものとして選択した2③の宅地等又は3②の建物について、この特例の適用を受けることに同意します。

(1) 宅地等について

氏名

改 正 後	改 正 前
《 書 き か た 等 》 1 「特例の適用に当たっての同意」欄 (1) 相続等により取得した宅地等についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る宅地等を相続等により取得した全ての人の同意が、また、相続等により取得した建物についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る建物を相続等により取得した全ての人の同意が、それぞれ必要です。 (2) この特例の適用対象となり得る宅地等を相続等により取得した特例事業相続人等の他に、「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等又は「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林を相続等により取得した者がある場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意は、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 (3) 租税特別措置法第70条の6の9の規定により、被相続人から相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（以下「特例受贈事業用資産」といいます。）については、この欄の記載は不要ですが、上記②に該当する場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意を、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 2 「この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」欄 (1) 「① 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「a～c」欄には、相続税の申告書第11・11の2表の付表1の「○『限度面積要件』の判定」欄の「⑥ ⑤の小規模宅地等の面積の合計」欄の①、③又は④の面積を転記してください。 (2) 「② 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、特例受贈事業用資産である宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、被相続人から相続等により取得した宅地等について、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合、「特定受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2①イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 (3) 「③ 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2①イ）及び当該特例事業相続人等が贈与を受けた宅地等の面積（2②①ロ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 3 「この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定」欄 (1) 「① 特例受贈事業用資産である建物の明細」欄は、特例受贈事業用資産である建物について、限度面積を判定する場合に使用します。 (2) 「② 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である建物に係る限度面積」は、800㎡から当該特例事業相続人等が贈与を受けた建物の面積（3①イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。	《 書 き か た 等 》 1 「特例の適用に当たっての同意」欄 (1) 相続等により取得した宅地等についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る宅地等を相続等により取得した全ての人の同意が、また、相続等により取得した建物についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る建物を相続等により取得した全ての人の同意が、それぞれ必要です。 (2) この特例の適用対象となり得る宅地等を相続等により取得した特例事業相続人等の他に、「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等又は「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林を相続等により取得した者がある場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意は、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 (3) 租税特別措置法第70条の6の9の規定により、被相続人から相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（以下「特例受贈事業用資産」といいます。）については、この欄の記載は不要ですが、上記②に該当する場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意を、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 2 「この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」欄 (1) 「① 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「a～c」欄には、相続税の申告書第11・11の2表の付表1の「○『限度面積要件』の判定」欄の「⑥ ⑤の小規模宅地等の面積の合計」欄の①、③又は④の面積を転記してください。 (2) 「② 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、特例受贈事業用資産である宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、被相続人から相続等により取得した宅地等について、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合、「特定受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2①イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 (3) 「③ 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2①イ）及び当該特例事業相続人等が贈与を受けた宅地等の面積（2②①ロ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 3 「この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定」欄 (1) 「① 特例受贈事業用資産である建物の明細」欄は、特例受贈事業用資産である建物について、限度面積を判定する場合に使用します。 (2) 「② 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。 なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である建物に係る限度面積」は、800㎡から当該特例事業相続人等が贈与を受けた建物の面積（3①イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。

改正前

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分	1 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割
	分 割 の 日	・ ・	・ ・	

[illegible]

合 計 表	財産を獲得した人の氏名	(各人の合計)				
	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②					
	各人の取得財産の価額 (①+②) ③					

(注) 1 「合併表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
 2 「財産取得の経緯」の「価額」欄に分割の価額、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第1表の③欄から繰り越す様当欄に転記し、ます。

(資 4-20-12-1-A 4 統一)

改正後

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						

贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)					
	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）						
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）						

- (注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の途中で死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑤欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					価額 円
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	

- (注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の③欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表(令2.7)

(資4-20-12-2-A4統一)

改正前

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						

贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)					
	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）						
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）						

- (注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の途中で死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑤欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					価額 円
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	

- (注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の③欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表(平27.7)

(資4-20-12-2-A4統一)

第11の2表
(令和2年4月分以降用)

第11の2表
(平成24年4月分以降用)

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

F D 3 5 4 9

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

被相続人																																						
この表は、小規模宅地等の特例（相続特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特種贈与に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあつての同意」欄の記入を要しません。）。 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。																																						
1 特例の適用にあつての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取引した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。																																						
氏名 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																																						
（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。																																						
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等																																						
選択した小規模宅地等	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	⑤ ③のうち小規模宅地等（限度面積要件を満たす宅地等）の面積																																				
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額																																				
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）																																				
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）																																				
	①	⑤	⑥	⑦																																		
	②	⑤	⑥	⑦																																		
	③	⑤	⑥	⑦																																		
	④	⑤	⑥	⑦																																		
	①	⑤	⑥	⑦																																		
	②	⑤	⑥	⑦																																		
③	⑤	⑥	⑦																																			
④	⑤	⑥	⑦																																			
（注）① ①欄の「1」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（②、③又は④）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸家割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。 3 小規模宅地等を選択する一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1）の2を作成します。 4 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。																																						
○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。																																						
<table border="1"> <tr> <th>小規模宅地等の区分</th> <th>被相続人等の居住用宅地等</th> <th colspan="3">被相続人等の事業用宅地等</th> </tr> <tr> <td>小規模宅地等の種類</td> <td>① 特定居住用宅地等</td> <td>② 特定事業用宅地等</td> <td>③ 特定同族会社事業用宅地等</td> <td>④ 貸付事業用宅地等</td> </tr> <tr> <td>⑨ 減額割合</td> <td>80 100</td> <td>80 100</td> <td>80 100</td> <td>50 100</td> </tr> <tr> <td>⑤の小規模宅地等の面積の合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合</td> <td>①の⑤の面積</td> <td>②の⑤及び③の⑤の面積の合計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>限度面積</td> <td>①の⑤の面積 ≤ 330㎡</td> <td>②の⑤及び③の⑤の面積の合計 ≤ 400㎡</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合</td> <td>①の⑤の面積 × 200 330 + ②の⑤の面積 × 200 400 + ④の⑤の面積</td> <td colspan="3">①の⑤の面積 ≤ 200㎡</td> </tr> </table>				小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等			小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等	⑨ 減額割合	80 100	80 100	80 100	50 100	⑤の小規模宅地等の面積の合計					⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	①の⑤の面積	②の⑤及び③の⑤の面積の合計			限度面積	①の⑤の面積 ≤ 330㎡	②の⑤及び③の⑤の面積の合計 ≤ 400㎡			⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	①の⑤の面積 × 200 330 + ②の⑤の面積 × 200 400 + ④の⑤の面積	①の⑤の面積 ≤ 200㎡		
小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等																																				
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等																																		
⑨ 減額割合	80 100	80 100	80 100	50 100																																		
⑤の小規模宅地等の面積の合計																																						
⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	①の⑤の面積	②の⑤及び③の⑤の面積の合計																																				
限度面積	①の⑤の面積 ≤ 330㎡	②の⑤及び③の⑤の面積の合計 ≤ 400㎡																																				
⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	①の⑤の面積 × 200 330 + ②の⑤の面積 × 200 400 + ④の⑤の面積	①の⑤の面積 ≤ 200㎡																																				
（注）限度面積は、小規模宅地等の種類（④ 貸付事業用宅地等）の選択の有無に応じて、⑤欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。																																						
※ 税務署整理欄 <table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>分</td> <td>名</td> <td>番</td> <td>申</td> <td>告</td> <td>一</td> <td>連</td> <td>グ</td> <td>ル</td> <td>補</td> <td>完</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				年	分	名	番	申	告	一	連	グ	ル	補	完																							
年	分	名	番	申	告	一	連	グ	ル	補	完																											

第11・11の2表の付表1（令2・7）

（表4-20-12-3-1-A4表-1）

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

F D 3 5 4 7

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

被相続人																																						
この表は、小規模宅地等の特例（相続特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特種贈与に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあつての同意」欄の記入を要しません。）。 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。																																						
1 特例の適用にあつての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取引した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。																																						
氏名 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																																						
（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。																																						
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等																																						
選択した小規模宅地等	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	⑤ ③のうち小規模宅地等（限度面積要件を満たす宅地等）の面積																																				
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額																																				
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）																																				
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）																																				
	①	⑤	⑥	⑦																																		
	②	⑤	⑥	⑦																																		
	③	⑤	⑥	⑦																																		
	④	⑤	⑥	⑦																																		
	①	⑤	⑥	⑦																																		
	②	⑤	⑥	⑦																																		
③	⑤	⑥	⑦																																			
④	⑤	⑥	⑦																																			
（注）① ①欄の「1」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（②、③又は④）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸家割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。 3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。																																						
○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。																																						
<table border="1"> <tr> <th>小規模宅地等の区分</th> <th>被相続人等の居住用宅地等</th> <th colspan="3">被相続人等の事業用宅地等</th> </tr> <tr> <td>小規模宅地等の種類</td> <td>① 特定居住用宅地等</td> <td>② 特定事業用宅地等</td> <td>③ 特定同族会社事業用宅地等</td> <td>④ 貸付事業用宅地等</td> </tr> <tr> <td>減額割合</td> <td>80 100</td> <td>80 100</td> <td>80 100</td> <td>50 100</td> </tr> <tr> <td>⑤の小規模宅地等の面積の合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合</td> <td>①の⑤の面積</td> <td>②の⑤及び③の⑤の面積の合計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>限度面積</td> <td>①の⑤の面積 ≤ 330㎡</td> <td>②の⑤及び③の⑤の面積の合計 ≤ 400㎡</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合</td> <td>①の⑤の面積 × 200 330 + ②の⑤の面積 × 200 400 + ④の⑤の面積</td> <td colspan="3">①の⑤の面積 ≤ 200㎡</td> </tr> </table>				小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等			小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等	減額割合	80 100	80 100	80 100	50 100	⑤の小規模宅地等の面積の合計					⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	①の⑤の面積	②の⑤及び③の⑤の面積の合計			限度面積	①の⑤の面積 ≤ 330㎡	②の⑤及び③の⑤の面積の合計 ≤ 400㎡			⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	①の⑤の面積 × 200 330 + ②の⑤の面積 × 200 400 + ④の⑤の面積	①の⑤の面積 ≤ 200㎡		
小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等																																				
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等																																		
減額割合	80 100	80 100	80 100	50 100																																		
⑤の小規模宅地等の面積の合計																																						
⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	①の⑤の面積	②の⑤及び③の⑤の面積の合計																																				
限度面積	①の⑤の面積 ≤ 330㎡	②の⑤及び③の⑤の面積の合計 ≤ 400㎡																																				
⑤の小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	①の⑤の面積 × 200 330 + ②の⑤の面積 × 200 400 + ④の⑤の面積	①の⑤の面積 ≤ 200㎡																																				
（注）限度面積は、小規模宅地等の種類（④ 貸付事業用宅地等）の選択の有無に応じて、⑤欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。																																						
※ 税務署整理欄 <table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>分</td> <td>名</td> <td>番</td> <td>申</td> <td>告</td> <td>一</td> <td>連</td> <td>グ</td> <td>ル</td> <td>補</td> <td>完</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				年	分	名	番	申	告	一	連	グ	ル	補	完																							
年	分	名	番	申	告	一	連	グ	ル	補	完																											

第11・11の2表の付表1（令元・7）

（表4-20-12-3-1-A4表-1）

第11・11の2表の付表1（平成31年1月分以降用）

改正後

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

		被相続人	
この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特種贈与に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。			
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等取得した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。			
氏名			
（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。			
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等			
選択した小規模宅地等	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	⑤ ③のうち小規模宅地等（限度面積要件を満たす宅地等）の面積	
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{5}{10}$ ）の価額	
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）	
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）	
	① []	⑤ []	⑦ []
	② []	⑥ []	⑧ []
	③ []	⑦ []	⑨ []
	④ []	⑧ []	⑩ []
	① []	⑤ []	⑦ []
	② []	⑥ []	⑧ []
	③ []	⑦ []	⑨ []
	④ []	⑧ []	⑩ []
	① []	⑤ []	⑦ []
	② []	⑥ []	⑧ []
	③ []	⑦ []	⑨ []
	④ []	⑧ []	⑩ []
(注) 1 ①欄の「」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(2)、③又は④である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合又は一宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1）の2を作成します。 4 ⑨欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。			
○「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。			
小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等
⑨ 減額割合	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	[] m ²	[] m ²	[] m ²
⑪ イ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	[] m ² ≤ 330m ²	[] m ² ≤ 400m ²	
⑪ ロ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	[] m ² × $\frac{200}{330}$ + [] m ² × $\frac{200}{400}$ + [] m ² ≤ 200m ²		
（注）限度面積は、小規模宅地等の種類（「④ 貸付事業用宅地等」の選択の有無）に応じて、⑪欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。			

第11・11の2表の付表1（続）

（表4-20-12-3-3-A-4続）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

		被相続人	
この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特種贈与に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。			
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等取得した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。			
氏名			
（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。			
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等			
選択した小規模宅地等	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	⑤ ③のうち小規模宅地等（限度面積要件を満たす宅地等）の面積	
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{5}{10}$ ）の価額	
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）	
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）	
	① []	⑤ []	⑦ []
	② []	⑥ []	⑧ []
	③ []	⑦ []	⑨ []
	④ []	⑧ []	⑩ []
	① []	⑤ []	⑦ []
	② []	⑥ []	⑧ []
	③ []	⑦ []	⑨ []
	④ []	⑧ []	⑩ []
	① []	⑤ []	⑦ []
	② []	⑥ []	⑧ []
	③ []	⑦ []	⑨ []
	④ []	⑧ []	⑩ []
(注) 1 ①欄の「」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(2)、③又は④である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合又は一宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。 3 ⑨欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。			
○「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。			
小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等
⑨ 減額割合	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	[] m ²	[] m ²	[] m ²
⑪ イ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	[] m ² ≤ 330m ²	[] m ² ≤ 400m ²	
⑪ ロ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	[] m ² × $\frac{200}{330}$ + [] m ² × $\frac{200}{400}$ + [] m ² ≤ 200m ²		
（注）限度面積は、小規模宅地等の種類（「④ 貸付事業用宅地等」の選択の有無）に応じて、⑪欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。			

第11・11の2表の付表1（続）

（表4-20-12-3-3-A-4続）

第11・11の2表の付表1（平成31年1月分以降用）

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

F D 3 5 5 0

[illegible]

第11・11の2表の付表1(続)(令2.7)

(資4-20-12-3-2-A4統一)

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)

FD 3546

[illegible]

第11-11の2表の付表1(続)(単位:千円)

(資4-20-12-3-2-A4 統一)

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

		被相続人			
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。					
氏名					
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。					
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等					
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積		
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{2}{3}$ ）の価額	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑧）		
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑧）	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）		
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）			
	①	⑤	⑥	⑦	⑧
	②	⑥	⑦	⑧	
	③	⑦	⑧		
	④	⑧			
	①	⑤	⑥	⑦	⑧
	②	⑥	⑦	⑧	
	③	⑦	⑧		
	④	⑧			

(注) 1 ①欄の「」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③)又は(④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸賃割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。
3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。
4 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

		被相続人			
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。					
氏名					
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。					
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等					
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積		
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{2}{3}$ ）の価額	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑧）		
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑧）	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）		
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）			
	①	⑤	⑥	⑦	⑧
	②	⑥	⑦	⑧	
	③	⑦	⑧		
	④	⑧			
	①	⑤	⑥	⑦	⑧
	②	⑥	⑦	⑧	
	③	⑦	⑧		
	④	⑧			

(注) 1 ①欄の「」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③)又は(④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸賃割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。
3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第11・11の2表の付表1（続）（令和2年4月分以降用）

第11・11の2表の付表1（続）（平成31年1月分以降用）

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1）

被相続人

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します（注2）。
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注1）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用の供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を使用してください。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
（1）「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
（2）上記2に該当する場合には、④欄については、④欄の面積を基に自用率として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積	評価額（円）
相続開始の直前における宅地等の利用区分		
面積（㎡）		
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③
B ①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	④	⑤
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時にいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	⑥	⑦
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑧	⑨
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑩	⑪
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑫	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
（1）「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
（2）「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあみ分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
（3）「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、目的の宅地等の場合は、上記に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下記に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「④取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に転記します。
（4）「3 特例の対象とならない宅地等（1～2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	④持分割合	／	／	／	／
1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等（1～2）			
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A ②×④	③×④				
B ④×④	⑤×④				
C ⑥×④	⑦×④				
D ⑧×④	⑨×④				
E ⑩×④	⑪×④				
F ⑫×④	⑬×④				

宅地等の取得者氏名	④持分割合	／	／	／	／
1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等（1～2）			
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A ②×④	③×④				
B ④×④	⑤×④				
C ⑥×④	⑦×④				
D ⑧×④	⑨×④				
E ⑩×④	⑪×④				
F ⑫×④	⑬×④				

第11・11の2表の付表1（別表1）（令2.7）

（資4-20-12-3-5-A4続一）

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
（1）「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
（2）上記2に該当する場合には、④欄については、④欄の面積を基に自用率として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積	評価額（円）
相続開始の直前における宅地等の利用区分		
面積（㎡）		
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③
B ①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	④	⑤
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時にいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	⑥	⑦
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑧	⑨
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑩	⑪
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑫	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
（1）「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
（2）「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあみ分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
（3）「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお目的の宅地等の場合は、上記に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下記に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「④取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に転記します。
（4）「3 特例の対象とならない宅地等（1～2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	④持分割合	／	／	／	／
1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等（1～2）			
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A ②×④	③×④				
B ④×④	⑤×④				
C ⑥×④	⑦×④				
D ⑧×④	⑨×④				
E ⑩×④	⑪×④				
F ⑫×④	⑬×④				

宅地等の取得者氏名	④持分割合	／	／	／	／
1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等（1～2）			
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A ②×④	③×④				
B ④×④	⑤×④				
C ⑥×④	⑦×④				
D ⑧×④	⑨×④				
E ⑩×④	⑪×④				
F ⑫×④	⑬×④				

第11・11の2表の付表1（別表1）（令元.7）

（資4-20-12-3-5-A4続一）

第11・11の2表の付表1（別表1）（平成31年1月分以降用）

改正後

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1の2）

被相続人

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。
なお、この計算明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額				
宅地等の所在地		①宅地等の面積		㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）	
			配偶者居住権に基づく敷地利用権	居住建物の敷地の用に供される土地
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③	④
B	①のうち特定開発会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑥（1次相続の場合は0としてください。）	④
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時に於いて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑥（1次相続の場合は0としてください。）	④
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	①	
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	①	④
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	①	④

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額					
i 配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名					
1 利用区分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②× $\frac{③}{③+④}$	③			
B	③× $\frac{③}{③+④}$	③			
C	④× $\frac{③}{③+④}$	③			
D	⑤× $\frac{③}{③+④}$	①			
E	⑥× $\frac{③}{③+④}$	③			
F	⑦× $\frac{③}{③+④}$	③			
ii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名			⑧持分割合	／	
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
B	③× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
C	④× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
D	⑤× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	①×⑧			
E	⑥× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
F	⑦× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
iii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名			⑧持分割合	／	
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
B	③× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
C	④× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
D	⑤× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	①×⑧			
E	⑥× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			
F	⑦× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧			

（新規）

第11・11の2表の付表1（別表1の2）（令和2年4月分以降適用）

改正後	改正前
書きかた等 1 「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄 (1) 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」並びに相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び配偶者居住権に基づく敷地利用権と居住建築物の敷地の用に供される土地の「評価額」を記入します。 (2) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。 (3) ③欄及び④欄は、1次相続（配偶者居住権の設定に係る相続をいいます。以下同じです。）の場合には原則として「0」と記入してください。 2 「2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額」欄 「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。 なお、配偶者居住権に基づく敷地利用権を取得した人の欄（ⅰ）と居住建築物の敷地の用に供される土地を取得した人の欄（ⅱ、ⅲ）で記載方法が異なります。それぞれの記載方法は、次のとおりです。 (1) 配偶者居住権に基づく敷地利用権を取得した人の欄（ⅰ） ① 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 利用区分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。 ② 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 利用区分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。 ③ 1次相続の場合には、B及びCの各欄への記入は不要です。 (2) 居住建築物の敷地の用に供される土地を取得した人の欄（ⅱ、ⅲ） ① 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1／1」と記入します。 ② 「1 持分に応じた宅地等」は、「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。 ③ 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。 ④ 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。	(新規)

改正後

小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書

被相続人

1 特例の適用にあたっての同意

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、①「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等及び「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他の一定の財産がある場合、又は②「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林がある場合に記入します。

なお、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合（「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他の一定の財産がある場合を除きます。）には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（この場合には、この表の記入を要しません。）。

(1) 特例の適用にあたっての同意

（注）「小規模宅地等の特例」若しくは「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他の一定の財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「② 特例の適用を受ける財産の明細」の①から⑤までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は同法第70条の6の10第1項に規定する特例事業用資産のうち同条第2項第1号に掲げるものに該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

(2) 特例の適用を受ける財産の明細

（注）特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- ① 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」とおり。
- ② 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とおり。
- ③ 特例事業用資産のうち租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号に掲げるものの明細
第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の②及び③のとおり。

2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この表は、「特定計画山林の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「個人の事業用資産の納税猶予」を適用する場合に記入します。

なお、「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合の「特定計画山林の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算」については、第11・11の2表の付表2の2で計算します。

(1) 小規模宅地等の特例及び個人の事業用資産の納税猶予の適用を受ける面積

① 限度面積	② 小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)
200㎡	㎡	㎡

(2) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

④ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑤ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 (④× $\frac{③}{①}$)	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）
円	円	円

（注）③欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

改正前

小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書

被相続人

1 特例の適用にあたっての同意

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、次の①～⑤が2以上ある場合に記入します。

①「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等

②「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林

③「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等

(1) 特例の適用にあたっての同意

（注）「小規模宅地等の特例」若しくは「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「② 特例の適用を受ける財産の明細」の①から⑤までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は同法第70条の6の10第1項に規定する特例事業用資産のうち同条第2項第1号に掲げるものに該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は第70条の6の10第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

(2) 特例の適用を受ける財産の明細

（注）特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- ① 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」とおり。
- ② 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とおり。
- ③ 特例事業用資産のうち租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号に掲げるものの明細
第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の②及び③のとおり。

2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この表は、「特定計画山林の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「個人の事業用資産の納税猶予」を適用する場合に記入します。

なお、「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合の「特定計画山林の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算」については、第11・11の2表の付表2の2で計算します。

(1) 小規模宅地等の特例及び個人の事業用資産の納税猶予の適用を受ける面積

① 限度面積	② 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積 (裏面2①参照)	③ 納税猶予の適用を受ける面積 (裏面2②参照)	④ 特例適用残面積 (①-②-③)
200㎡	㎡	㎡	㎡

(2) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑤ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑥ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 (⑤× $\frac{④}{①}$)	⑦ ⑥のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）
円	円	円

（注）④欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

改 正 後

【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「個人の事業用資産の納税猶予」とは、同法第70条の6の10第1項に規定する個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。

- 2 「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の(1)の「②小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{特定居住用宅地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right] \times \frac{200}{330} + \left[\begin{array}{c} \text{特定事業用宅地等の面積}^{(※1)} \text{及び} \\ \text{特定同族会社事業用宅地等の面積} \\ \text{の合計} \end{array} \right] \times \frac{200}{400} + \left[\begin{array}{c} \text{貸付事業用宅地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right]$$

(注) 上記の〔特定居住用宅地等の面積〕、〔特定事業用宅地等の面積及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計〕及び〔貸付事業用宅地等の面積〕とは、申告書第11・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の□1 特定居住用宅地等の④欄の面積、□2 特定事業用宅地等の④欄の面積^(※2)及び□3 特定同族会社事業用宅地等の④欄の面積の合計並びに□4 貸付事業用宅地等の④欄の面積です。

- ※1 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、租税特別措置法施行令第40条の2の2第9項の規定により、特定事業用宅地等である小規模宅地等として選択したものとみなされる猶予対象宅地等の面積を含みます。
2 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、申告書第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の(2)②ハ欄の面積及び(3)①ホ欄の面積の合計を加算します。

改 正 前

【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「個人の事業用資産の納税猶予」とは、同法第70条の6の10第1項に規定する個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。

- 2 「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」

- (1) (1)の「②小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{特定居住用宅地等の面積} \end{array} \right] \times \frac{200}{330} + \left[\begin{array}{c} \text{特定事業用宅地等及び} \\ \text{特定同族会社事業用宅} \\ \text{地等の面積の合計} \end{array} \right] \times \frac{200}{400} + \left[\begin{array}{c} \text{貸付事業用宅地等の面積} \end{array} \right]$$

(注) 上記の〔特定居住用宅地等の面積〕、〔特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計〕及び〔貸付事業用宅地等の面積〕とは、申告書第11表・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の□1 特定居住用宅地等の④欄の面積、□2 特定事業用宅地等及び□3 特定同族会社事業用宅地等の④欄の面積の合計及び□4 貸付事業用宅地等の④欄の面積です。

- (2) (1)の「③納税猶予の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{猶予適用宅地等の面積} \end{array} \right] \times \frac{200}{400}$$

(注) 上記の〔猶予適用宅地等の面積〕とは、申告書第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の(2)ハ及び(3)ホ欄の面積です。

改 正 後

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林
である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細										
この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。										
選択した特定森林経営計画対象山林	特例の適用を受ける 取得者の氏名	森林経営 計画の認 定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・ 土地等 の別	① 面積	立木・土地 等の価額	② ①のうち特例 の対象として 選択した立木 又は土地等 の価額	③ 課税価格の 計算に当た って減額さ れる金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④ 課税価格に 算入する価 額 (①－③)	
		()			ha	円	円	円	円	円
		()								
		()								
		()								
合計				立木 土地等 合計		A				

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細											
この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。											
選択した特定受贈森林経営計画対象山林	贈与 年月日	特例の適用を受ける 取得者の氏名	森林経営 計画の認 定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・ 土地等 の別	① 面積	② 立木・土地 等の価額	③ ①のうち特例 の対象として 選択した立木 又は土地等 の価額	④ 課税価格の 計算に当た って減額さ れる金額 (②× $\frac{5}{100}$)	⑤ 課税価格に 算入する価 額	⑥ 課税価格に 算入する価 額
	届け出た 税務署名					ha	円	円	円	円	円
		()									
		()									
		()									
		()									
合計					立木 土地等 合計		B				

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額	
この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。	
A+B	円
(注) 小規模宅地等の特例等を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額又は第11・11の2表の付表2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑥欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定(受贈)森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。	

第11・11の2表の付表4(令2.7)

(資4-20-12-6-A-4統一)

改 正 前

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林
である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細											
この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。											
選択した特定森林経営計画対象山林	特例の適用を受ける 取得者の氏名	森林経営 計画の認 定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土 地等の 別	面積	① 立木・土地 等の価額	② ①のうち特例 の対象として 選択した立木 又は土地等 の価額	③ 課税価格の 計算に当た って減額さ れる金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④ 課税価格に 算入する価 額 (①－③)		
		()			ha	円	円	円	円	円	円
		()									
		()									
		()									
合計				立木 土地等 合計		A					

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2

特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林経営計画対象山林	贈与 年月日	特例の適用を受ける 取得者の氏名	森林経営 計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・ 土地等の別	面積	① 立木・土地 等の価額	② ①のうち特例 の対象として 選択した立木 又は土地等 の価額	③ 課税価格の 計算に当た って減額さ れる金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④ 課税価格 算入する価 額 (①-③)
	届け出た 税務署名		()			ha	円	円	円	円
			()							
			()							
			()							
合計					立木 土地等 合計		B			

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額	
この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。	
A+B	円
(注) 小規模宅地等の特例等を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額又は第11・11の2表の付表2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑥欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定(受贈)森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。	

第11・11の2表の付表4(令元.7)

(資4-20-12-6-A-4統一)

改正前

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ご
特例農地等の明細を作成します。）

[illegible]

農業投資価格により計算した取得財産の価額

① 特例農地等の通常価額 (上記⑤の金額)	② 特例農地等の農家民 営価格による価額 (上記⑤の金額)	③ 農業投資価格超過額 (①-②)	④ 通常価額により計算し た取得財産の価額 その農業収入の第10回分型	⑤ 農業投資価格により 計算した取得財産の 価額 (①-③)
円	円	円	円	円

(注) 1 「生産地域地区内農地」とは、都市計画法第8条第1項第14号に規定する生産地域地区内に所在する農地又は採草放牧地を指す。
2 都市計画農地等とは、該当しない農地又は採草放牧地を指す。
3 都市計画農地等とは、該当しない農地又は採草放牧地を指す。市街化区域に所在する農地又は採草放牧地及び都市計画農地等は生産地域地区内農地に該当しない農地又は採草放牧地を指す。
4 その他の農地等とは、都市計画農地等、生産地域地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地を指す。
5 都市計画農地等の「農地」は「農業投資助成金の取組」(第5期)において「通常農地」(田、畑、採草放牧地、灌漑地、一時的遊牧用地等)、青果樹栽培地等、特定生産農地等、貸付都市農地の別を付して、その合計の金額(※及び前号)を第1表の農業者続人の及び(※)に転記する。
6 前号の金額を3表のその農業者続人の転記に転記する。
7 前号の金額を3表のその農業者続人の転記に転記する。

改正後

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

1 債務の明細 （この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債 務 の 明 細					負担することが確定した債務	
種 類	細 目	債 権 者		金 額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地			
				・ ・		円
				・ ・		円
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
合 計						

2 葬式費用の明細 （この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬 式 費 用 の 明 細				負担することが確定した葬式費用	
支 払 先		支払年月日	金 額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
		・ ・	円		円
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
合 計					

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)				
債 務	負担することが確定した債務	①	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務	②				
	計 (①+②)	③				
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④				
	負担することが確定していない葬式費用	⑤				
	計 (④+⑤)	⑥				
	合 計 (③+⑥)	⑦				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。

2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

第13表(令2.7)

(資4-20-14-A4続-)

改正前

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

1 債務の明細 （この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債 務 の 明 細					負担することが確定した債務	
種 類	細 目	債 権 者		金 額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地			
				・ ・		円
				・ ・		円
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
合 計						

2 葬式費用の明細 （この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬 式 費 用 の 明 細				負担することが確定した葬式費用	
支 払 先		支払年月日	金 額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
		・ ・	円		円
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
合 計					

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)				
債 務	負担することが確定した債務	①	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務	②				
	計 (①+②)	③				
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④				
	負担することが確定していない葬式費用	⑤				
	計 (④+⑤)	⑥				
	合 計 (③+⑥)	⑦				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。

2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

第13表(平30.7)

(資4-20-14-A4続-)

改正前

の明細書

(資 4-20-15-A 4 統一)

の明細書

第14表(令元, 7)

改正後

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人		F D 3 5 3 9	
種類	目	番号	各人の合計		(氏名)
※	整理番号		被相続人		
	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	⑥のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦			
	⑥のうち通常価額	⑧			
	⑥のうち特別農業投資価額による価額	⑨			
	家屋等	⑩			
	⑩のうち配偶者居住権	⑪			
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬			
	売掛金	⑭			
	その他の財産	⑮			
	計	⑯			
	特定同族会社の株式及び出資	⑰			
	配当還元方式によったもの	⑱			
	その他の方式によったもの	⑲			
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑳			
	公債及び社債	㉑			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉒			
	計	㉓			
	現金、預貯金等	㉔			
	家庭用財産	㉕			
	生命保険金等	㉖			
	退職手当金等	㉗			
	立木	㉘			
	その他の財産	㉙			
	計	㉚			
	合	㉛			
	(⑥+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	㉜			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉝			
	不動産等の価額	㉞			
	(⑥+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	㉟			
	⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㊱			
	⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㊲			
	⑥のうち特別株式等納税額対象の株式等の価額	㊳			
	⑥のうち特別株式等納税額対象の株式等の価額	㊴			
	負債	㊵			
	債務	㊶			
	債務	㊷			
	等	㊸			
	合計(㉛+㊵)	㊹			
	差引純資産価額(㉛+㊹-㉟)	㊺			
	(赤字のときは0)	㊻			
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額	㊼			
	課税価額(㊼+㊹)	㊽			
	(1,000円未満切捨て)	㊾			
	※税務署整理欄	申告区分	年	分	名簿番号
	第15表(平2.7)				

第15表(令和2年4月分以降用)

改正前

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人		F D 3 5 3 7	
種類	目	番号	各人の合計		(氏名)
※	整理番号		被相続人		
	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	⑥のうち通常価額	⑦			
	⑥のうち特別農業投資価額による価額	⑧			
	家屋、構築物	⑨			
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪			
	売掛金	⑫			
	その他の財産	⑬			
	計	⑭			
	特定同族会社の株式及び出資	⑮			
	配当還元方式によったもの	⑯			
	その他の方式によったもの	⑰			
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑱			
	公債及び社債	㉑			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉒			
	計	㉓			
	現金、預貯金等	㉔			
	家庭用財産	㉕			
	生命保険金等	㉖			
	退職手当金等	㉗			
	立木	㉘			
	その他の財産	㉙			
	計	㉚			
	合	㉛			
	(⑥+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	㉜			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉝			
	不動産等の価額	㉞			
	(⑥+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	㉟			
	⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㊱			
	⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㊲			
	⑥のうち特別株式等納税額対象の株式等の価額	㊳			
	⑥のうち特別株式等納税額対象の株式等の価額	㊴			
	負債	㊵			
	債務	㊶			
	債務	㊷			
	等	㊸			
	合計(㉛+㊵)	㊹			
	差引純資産価額(㉛+㊹-㉟)	㊺			
	(赤字のときは0)	㊻			
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額	㊼			
	課税価額(㊼+㊹)	㊽			
	(1,000円未満切捨て)	㊾			
	※税務署整理欄	申告区分	年	分	名簿番号
	第15表(平30.7)				

第15表(平成30年分以降用)

改正後

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

(単位は円)		被相続人			
種別	目	番号	各人の合計		(氏名)
※	整理番号		被相続人		
土地	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	⑥のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦			
	⑧のうち通常価額	⑧			
	⑨のうち特例農地等農業投資価額による価額	⑨			
家屋	等	⑩			
	⑩のうち配偶者居住権	⑪			
事業(農業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬			
	売掛金	⑭			
	その他の財産	⑮			
	計	⑯			
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰			
	配当還元方式によつたもの	⑱			
	その他の方式によつたもの	⑲			
	⑳及び㉑以外の株式及び出資	㉒			
	公債及び社債	㉓			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉔			
	計	㉕			
	現金、預貯金等	㉖			
家庭用財産		㉗			
	生命保険金等	㉘			
	退職手当金等	㉙			
	立木	㉚			
	その他の財産	㉛			
	計	㉜			
合	計	㉝			
	(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	㉞			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉟			
	不動産等の価額	㊱			
	(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	㊲			
	債権	㊳			
	債務	㊴			
	等合計(㊳+㊴)	㊵			
	差引純資産価額(㊵+㉞-㊱)	㊶			
	(赤字のときは0)	㊷			
	純資産価額に計算される増減税分の増減財産価額	㊸			
	課税価額(㊶+㊸)	㊹			
	(1,000円未満切捨て)	㊺			

第15表控(令2.7)

(資4-20-16-3-A4統一)

第15表(令和2年4月分以降用)

改正前

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

(単位は円)		被相続人			
種別	目	番号	各人の合計		(氏名)
※	整理番号		被相続人		
土地	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	⑥のうち通常価額	⑦			
	⑧のうち特例農地等農業投資価額による価額	⑧			
家屋	構築物	⑨			
事業(農業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪			
	売掛金	⑫			
	その他の財産	⑬			
	計	⑭			
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑮			
	配当還元方式によつたもの	⑯			
	その他の方式によつたもの	⑰			
	⑱及び㉑以外の株式及び出資	㉒			
	公債及び社債	㉓			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉔			
	計	㉕			
	現金、預貯金等	㉖			
家庭用財産		㉗			
	生命保険金等	㉘			
	退職手当金等	㉙			
	立木	㉚			
	その他の財産	㉛			
	計	㉜			
合	計	㉝			
	(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	㉞			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉟			
	不動産等の価額	㊱			
	(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	㊲			
	⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㊳			
	⑰のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㊴			
	⑱のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㊵			
	債権	㊶			
	債務	㊷			
	等合計(㊶+㊷)	㊸			
	差引純資産価額(㊸+㉞-㊱)	㊹			
	(赤字のときは0)	㊺			
	純資産価額に計算される増減税分の増減財産価額	㊻			
	課税価額(㊹+㊻)	㊼			
	(1,000円未満切捨て)	㊽			

第15表控(平30.7)

(資4-20-16-3-A4統一)

第15表(平成30年分以降用)

改正後

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD3540

(単位は円)		被相続人	
整理番号	目	氏名	氏名
1	田		
2	畑		
3	宅地		
4	山林		
5	その他の土地		
6	計		
7	②のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権		
8	⑩のうち通常価額		
9	⑩のうち特別農地等		
10	農業投資価額による価額		
11	家		
12	⑩のうち配偶者居住権		
13	機械、器具、農具、その他の減価償却資産		
14	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		
15	売掛金		
16	その他の財産		
17	計		
18	特定同族会社の株式及び出資		
19	配当還元方式によったもの		
20	その他の方式によったもの		
21	⑪及び⑫以外の株式及び出資		
22	公債及び社債		
23	証券投資信託、貸付信託の受益証券		
24	計		
25	現金、預貯金等		
26	家庭用財産		
27	生命保険金等		
28	退職手当金等		
29	立木		
30	その他の財産		
31	計		
32	合		
33	⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯		
34	相続時精算課税適用財産の価額		
35	不動産等の価額		
36	⑩のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		
37	⑩のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		
38	⑩のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額		
39	⑩のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額		
40	債権		
41	債務		
42	等合計(③+④)		
43	差引純資産価額(③+④-⑤)		
44	(赤字のときは0)		
45	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額		
46	課税価額(⑤+⑥)		
47	(1,000円未満切捨て)	000	000
48	※税務署整理欄	申告区分	申告年月日
49	グループ番号		

第15表(続) (令27)

(資4-20-16-2-A4続一)

改正前

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD3538

(単位は円)		被相続人	
整理番号	目	氏名	氏名
1	田		
2	畑		
3	宅地		
4	山林		
5	その他の土地		
6	計		
7	②のうち通常価額		
8	②のうち特別農地等		
9	農業投資価額による価額		
10	家屋、構築物		
11	機械、器具、農具、その他の減価償却資産		
12	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		
13	売掛金		
14	その他の財産		
15	計		
16	特定同族会社の株式及び出資		
17	配当還元方式によったもの		
18	その他の方式によったもの		
19	⑪及び⑫以外の株式及び出資		
20	公債及び社債		
21	証券投資信託、貸付信託の受益証券		
22	計		
23	現金、預貯金等		
24	家庭用財産		
25	生命保険金等		
26	退職手当金等		
27	立木		
28	その他の財産		
29	計		
30	合		
31	⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯		
32	相続時精算課税適用財産の価額		
33	不動産等の価額		
34	⑩のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		
35	⑩のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		
36	⑩のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額		
37	⑩のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額		
38	債権		
39	債務		
40	等合計(③+④)		
41	差引純資産価額(③+④-⑤)		
42	(赤字のときは0)		
43	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額		
44	課税価額(⑤+⑥)		
45	(1,000円未満切捨て)	000	000
46	※税務署整理欄	申告区分	申告年月日
47	グループ番号		

第15表(続) (平30.7)

(資4-20-16-2-A4続一)

第15表(続) (平成30年分以降用)

改正後

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人	
種類	目	氏名	氏名
土地(土地の上に存する権利を含みます)	整理番号		
	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	
	⑥のうち通常価額	⑧	
	⑥のうち特別農地等農業投資価格による価額	⑨	
家屋等	⑩のうち配偶者居住権	⑩	
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑪	
事業(農業)	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑫	
	売掛金	⑬	
用財産	その他の財産	⑭	
	計	⑮	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑯	
	配当還元方式によったものその他の方式によったもの	⑰	
債権	⑱及び⑲以外の株式及び出資	⑱	
	公債及び社債	⑲	
証券	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑳	
	計	㉑	
現金、預貯金等		㉒	
家庭用財産		㉓	
生命保険金等		㉔	
	退職手当金等	㉕	
その他の財産	立木	㉖	
	その他の	㉗	
計		㉘	
	合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗)	㉙	
相続時精算課税適用財産の価額		㉚	
不動産等の価額		㉛	
②のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉜	
⑦のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉝	
⑧のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額		㉞	
⑨のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額		㉟	
債務		㊱	
葬式費用		㊲	
等合計(㉙+㊱)		㊳	
差引純資産価額(㊳+㉚-㉛)(赤字のときは0)		㊴	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊵	
課税価額(㊴+㊵)(1,000円未満切捨て)		㊶	

改正前

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人	
種類	目	氏名	氏名
土地(土地の上に存する権利を含みます)	整理番号		
	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	③のうち配偶者居住権	⑦	
	⑥のうち通常価額	⑧	
	⑥のうち特別農地等農業投資価格による価額	⑨	
家屋、構築物		⑩	
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑪	
事業(農業)	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑫	
	売掛金	⑬	
用財産	その他の財産	⑭	
	計	⑮	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑯	
	配当還元方式によったものその他の方式によったもの	⑰	
債権	⑱及び⑲以外の株式及び出資	⑱	
	公債及び社債	⑲	
証券	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑳	
	計	㉑	
現金、預貯金等		㉒	
家庭用財産		㉓	
生命保険金等		㉔	
	退職手当金等	㉕	
その他の財産	立木	㉖	
	その他の	㉗	
計		㉘	
	合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗)	㉙	
相続時精算課税適用財産の価額		㉚	
不動産等の価額		㉛	
②のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉜	
⑦のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉝	
⑧のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額		㉞	
⑨のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額		㉟	
債務		㊱	
葬式費用		㊲	
等合計(㉙+㊱)		㊳	
差引純資産価額(㊳+㉚-㉛)(赤字のときは0)		㊴	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊵	
課税価額(㊴+㊵)(1,000円未満切捨て)		㊶	

改正後

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

税務署
受付印

____年____月____日提出

____税務署長

申請者 氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

〒 _____
住 所 (居所) _____

遺産の分割後、
・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（相続税特別措置法第69条の4第1項）
・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（相続税特別措置法第69条の5第1項）
・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の相続税特別措置法第69条の5第1項）

遺産が未分割であることについて、
・相続税法施行令第4条の2第2項
・相続税特別措置法施行令第40条の2第23項又は第25項
・相続税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第11項
・相続税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

の適用を受けたいので、

に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住 所 _____ 氏 名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日
令和____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日
令和____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

住 所 (居 所)	氏 名	続 柄
	印	
	印	
	印	
	印	

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年 月 日		

(資4-22-1-A4統一) (令2.6)

改正前

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

税務署
受付印

____年____月____日提出

____税務署長

申請者 氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

〒 _____
住 所 (居所) _____

遺産の分割後、
・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（相続税特別措置法第69条の4第1項）
・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（相続税特別措置法第69条の5第1項）
・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の相続税特別措置法第69条の5第1項）

遺産が未分割であることについて、
・相続税法施行令第4条の2第2項
・相続税特別措置法施行令第40条の2第19項又は第21項
・相続税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
・相続税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

の適用を受けたいので、

に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住 所 _____ 氏 名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日
令和____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日
令和____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

住 所 (居 所)	氏 名	続 柄
	印	
	印	
	印	
	印	

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年 月 日		

(資4-22-1-A4統一) (平30.6)

改正後	改正前
(裏) 記載方法等 この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。 なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。 1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。 このため、提出先の「_____税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。 なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき〔 〕内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。 2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。 3 「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。	(裏) 記載方法等 この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。 なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。 1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。 このため、提出先の「_____税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。 なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき〔 〕内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。 2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。 3 「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改正後

株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営承継承認受贈者に該当する人が非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用する。

(注) 経営承継相続人等及び経営承継承認受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記していただきます。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	① 修正前の課税額 円	② 修正額 円	③ 修正する額 (①-②) 円
①	経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額			
②	経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその他の③欄の金額）			
③	経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その経営承継人の修正申告書第1表の①④⑤） （又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄）の金額			
④	控除未済債権額（①④⑤-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤	特定価額（①④-③）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	0,000	0,000	0,000
⑥	特定価額の20％に相当する金額（⑤×20％）（1,000円未満切捨て）	0,000	0,000	0,000
⑦	経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その経営承継人以外の者の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄）の金額の合計）	0,000	0,000	0,000
⑧	基礎控除額（第3表の①欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）	0,000	0,000	0,000
⑩	特定価額の20％に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑧）	0,000	0,000	0,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

⑪	⑫	特定価額に基づく相続税の総額の計算	特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の総額の計算
法定相続人の氏名	法定相続分	⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑬の合計額)	00 ⑭相続税の総額(⑭の合計額)

(注) 1 ⑫欄の「修正申告書第1表の①④⑤」の金額は、経営承継人が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による遺贈等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、(修正申告書の「納税猶予及び免除等」の欄)に記載する金額とし、(修正申告書の「納税猶予及び免除等」の欄)に記載しない場合は、(修正申告書の「納税猶予及び免除等」の欄)に記載する金額とします。また、⑫欄の「修正申告書第1表の①④⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による遺贈等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の①欄」の金額とします。

2 ⑫及び⑬欄は第2表の「⑪(法定相続人)」の「氏名」欄及び「⑫(左の法定相続人に応じた法定相続分)」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

区	分	① 修正前の課税額 円	② 修正額 円	③ 修正する額 (①-②) 円
①	(経営承継人の修正申告書第1表の⑬+⑭-⑮)の金額			
②	特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑮/1の⑬+⑭）			
③	特定価額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）			
a	②④-③-経営承継人の修正申告書第1表の⑮の金額（赤字の場合は0）			
④	特定価額の20％に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑮/1の⑬+⑭）			
⑤	特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20％）			
b	④⑤-④-経営承継人の修正申告書第1表の⑮の金額（赤字の場合は0）			
c	経営承継人の修正申告書第1表の⑮欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の⑮（又は⑮+⑮-⑮）（赤字の場合は0）			
⑥	①+a-b-cの金額（赤字の場合は0）			
⑦	(a-b-⑥)の金額（赤字の場合は0）			

⑧ 対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（第4条第1項）

イ（会社名）	⑨×イの株式等に係る価額/1の⑨（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ（会社名）	⑨×ロの株式等に係る価額/1の⑨（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ（会社名）	⑨×ハの株式等に係る価額/1の⑨（100円未満切捨て）	00	00	00

⑩ 株式等納税猶予税額（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額））（第4条第1項）

(注) 1 ⑩欄の算式中の「修正申告書第1表の⑮」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による遺贈等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第1表の⑮」の金額とします。

2 ⑦欄の⑮欄に記入する金額は、⑮欄の「a-b-⑥」の金額が⑦欄の⑮欄の金額を超える場合には、⑦欄の⑮欄の金額にとめず、⑮欄の⑮欄の金額とします。ただし、この制度の適用を受ける対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等（期限前申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に限りず、）の評価額又は税額の計算額が正しく、その額だけ修正するものであるときは、⑦欄の⑮欄の金額は、⑦欄の⑮欄の金額を超えることができます。

3 ⑩欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社1社1社の場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額は⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、以下からすべての各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」の⑮欄並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」の⑮欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。

4 ⑩欄のA欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額」欄に記載します。なお、経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑩欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額」欄に記載します。

※税務署整理欄 入力 確認

修正第8の2表(令2.7)

(資4-24-5-A 4統一)

改正前

株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営承継承認受贈者に該当する人が非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用する。

(注) 経営承継相続人等及び経営承継承認受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記していただきます。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	① 修正前の課税額 円	② 修正額 円	③ 修正する額 (①-②) 円
①	経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額			
②	経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその他の③欄の金額）			
③	経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その経営承継人の修正申告書第1表の①④⑤） （又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄）の金額			
④	控除未済債権額（①④⑤-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤	特定価額（①④-③）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	0,000	0,000	0,000
⑥	特定価額の20％に相当する金額（⑤×20％）（1,000円未満切捨て）	0,000	0,000	0,000
⑦	経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その経営承継人以外の者の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄）の金額の合計）	0,000	0,000	0,000
⑧	基礎控除額（第3表の①欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）	0,000	0,000	0,000
⑩	特定価額の20％に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑧）	0,000	0,000	0,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

⑪	⑫	特定価額に基づく相続税の総額の計算	特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の総額の計算
法定相続人の氏名	法定相続分	⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
		0,000	0,000
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑬の合計額)	00 ⑭相続税の総額(⑭の合計額)

(注) 1 ⑫欄の「修正申告書第1表の①④⑤」の金額は、経営承継人が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による遺贈等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、(修正申告書の「納税猶予及び免除等」の欄)に記載する金額とし、(修正申告書の「納税猶予及び免除等」の欄)に記載しない場合は、(修正申告書の「納税猶予及び免除等」の欄)に記載する金額とします。また、⑫欄の「修正申告書第1表の①④⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による遺贈等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の①欄」の金額とします。

2 ⑫及び⑬欄は第2表の「⑪(法定相続人)」の「氏名」欄及び「⑫(左の法定相続人に応じた法定相続分)」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

区	分	① 修正前の課税額 円	② 修正額 円	③ 修正する額 (①-②) 円
①	(経営承継人の修正申告書第1表の⑬+⑭-⑮)の金額			
②	特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑮/1の⑬+⑭）			
③	特定価額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）			
a	②④-③-経営承継人の修正申告書第1表の⑮の金額（赤字の場合は0）			
④	特定価額の20％に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑮/1の⑬+⑭）			
⑤	特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20％）			
b	④⑤-④-経営承継人の修正申告書第1表の⑮の金額（赤字の場合は0）			
c	経営承継人の修正申告書第1表の⑮欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の⑮（又は⑮+⑮-⑮）（赤字の場合は0）			
⑥	①+a-b-cの金額（赤字の場合は0）			
⑦	(a-b-⑥)の金額（赤字の場合は0）			

⑧ 対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（第4条第1項）

イ（会社名）	⑨×イの株式等に係る価額/1の⑨（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ（会社名）	⑨×ロの株式等に係る価額/1の⑨（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ（会社名）	⑨×ハの株式等に係る価額/1の⑨（100円未満切捨て）	00	00	00

⑩ 株式等納税猶予税額（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額））（第4条第1項）

(注) 1 ⑩欄の算式中の「修正申告書第1表の⑮」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による遺贈等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第1表の⑮」の金額とします。

2 ⑦欄の⑮欄に記入する金額は、⑮欄の「a-b-⑥」の金額が⑦欄の⑮欄の金額にとめず、⑮欄の⑮欄の金額とします。⑮欄の⑮欄の金額は、⑮欄の⑮欄の金額とします。ただし、この制度の適用を受ける対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等（期限前申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に限りず、）の評価額又は税額の計算額が正しく、その額だけ修正するものであるときは、⑦欄の⑮欄の金額は、⑦欄の⑮欄の金額を超えることができます。

3 ⑩欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社1社1社の場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額は⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、以下からすべての各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」の⑮欄並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」の⑮欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。

4 ⑩欄のA欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額」欄に記載します。なお、経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑩欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額」欄に記載します。

※税務署整理欄 入力 確認

修正第8の2表(令元.7)

(資4-24-5-A 4統一)

改正後

特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置用）

この計算書は、相続税の修正申告において、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承認受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例に係る納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 （注）特例経営承継相続人等及び特例経営相続承認受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表（修正申告用））において「特例経営承継人」と表記しています。		被相続人 特例経営承継人等・ 特例経営相続承認受贈者		
1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算				
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算				
区	分	④修正前の課税額 円	⑤修正額 円	⑥修正する額 円 (⑤-④)
①	特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額			
②	特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその他の③欄の金額）			
③	特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その特例経営承継人の修正申告書第1表の①②③）（又は修正申告書第3表・第8表2の1の④欄）の金額			
④	控除未済債務額（①②③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤	特定価額（①②③）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	, 000	, 000	, 000
⑥	特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例経営承継人以外の者の修正申告書第1表の④欄）（又は修正申告書第3表・第8表2の1の④欄）の金額の合計	, 000	, 000	, 000
⑦	基礎控除額（第2表の③欄の金額）	, 000, 000	, 000, 000	, 000, 000
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤⑥⑦）	, 000	, 000	, 000
12 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）				
⑧	法定相続人の氏名	⑨	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
	法定相続分		⑩法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑪相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「計算表」で計算します。）
			円	円
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
	法定相続分の合計	1	⑫相続税の総額（⑪の合計額）	00
（注）1 ④欄の「修正申告書第1表の①②③」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、修正申告書第3表・第8表2の1の④欄の金額となります。また、④欄の「修正申告書第1表の④欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、修正申告書第3表・第8表2の1の④欄の金額となります。 2 ⑤及び⑥欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。				
2 特例株式等納税猶予税額の計算				
区	分	④修正前の課税額 円	⑤修正額 円	⑥修正する額 円 (⑤-④)
①	（特例経営承継人の修正申告書第1表の⑤⑥⑦⑧⑨）の金額			
②	特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑤×1の⑤／1の⑤⑥⑦）			
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）			
a	②③-②-特例経営承継人の修正申告書第1表の⑤の金額（赤字の場合は0）			
b	特例経営承継人の修正申告書第1表の⑤欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の⑤（又は⑤⑥⑦⑧⑨））（赤字の場合は0）			
④	①③-a-bの金額（赤字の場合は0）			
⑤	a-a-④の金額（赤字の場合は0）			
⑥	特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額（注3参照）			
イ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額 （⑤×イの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額 （⑤×ロの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額 （⑤×ハの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑦	特例株式等納税猶予税額（⑤の金額（100円未満切捨て）（又は⑤の金額の合計額）（注4参照）	A	A	00
（注）1 b欄の算式中の「修正申告書第1表の⑤」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑤」の金額とします。 2 ④欄の⑤欄に記入する金額は、④欄の「a-a-④」の金額が⑤欄の④欄の金額を超える場合には、⑤欄の④欄の金額にとどめます（④及び④欄の④欄も同様です）。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に限りません。）の評価額又は税額の計算額があった場合で、その額りだけを修正するものであるときは、⑤欄の⑤欄の金額は、⑤欄の④欄の金額を超えることができます。 3 ④欄について、特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑤欄の記入は行わず、⑤欄の金額を④欄のA欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、いからへまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の④欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等の明細の④欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等の明細の④欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の相続に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 4 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第8の8表の「特例株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、特例経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の④欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。				
※税務署等整理欄 入力 確認				

修正第8の2の2表(令2.7)

(資4-24-11-A4統一)

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承認受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例に係る納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 （注）特例経営承継相続人等及び特例経営相続承認受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表（修正申告用））において「特例経営承継人」と表記しています。		被相続人 特例経営承継人等・ 特例経営相続承認受贈者		
1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算				
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算				
区	分	④修正前の課税額 円	⑤修正額 円	⑥修正する額 円 (⑤-④)
①	特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額			
②	特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその他の③欄の金額）			
③	特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その特例経営承継人の修正申告書第1表の①②③）（又は修正申告書第3表・第8表2の1の④欄）の金額			
④	控除未済債務額（①②③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤	特定価額（①②③）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	, 000	, 000	, 000
⑥	特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例経営承継人以外の者の修正申告書第1表の④欄）（又は修正申告書第3表・第8表2の1の④欄）の金額の合計	, 000	, 000	, 000
⑦	基礎控除額（第2表の③欄の金額）	, 000, 000	, 000, 000	, 000, 000
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤⑥⑦）	, 000	, 000	, 000
2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）				
⑧	法定相続人の氏名	⑨	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
	法定相続分		⑩法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑪相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「計算表」で計算します。）
			円	円
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
			, 000	
	法定相続分の合計	1	⑫相続税の総額（⑪の合計額）	00
（注）1 ④欄の「修正申告書第1表の①②③」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、修正申告書第3表・第8表2の1の④欄の金額となります。また、④欄の「修正申告書第1表の④欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、修正申告書第3表・第8表2の1の④欄の金額となります。 2 ⑤及び⑥欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。				
2 特例株式等納税猶予税額の計算				
区	分	④修正前の課税額 円	⑤修正額 円	⑥修正する額 円 (⑤-④)
①	（特例経営承継人の修正申告書第1表の⑤⑥⑦⑧⑨）の金額			
②	特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑤×1の⑤／1の⑤⑥⑦）			
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）			
a	②③-②-特例経営承継人の修正申告書第1表の⑤の金額（赤字の場合は0）			
b	特例経営承継人の修正申告書第1表の⑤欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の⑤（又は⑤⑥⑦⑧⑨））（赤字の場合は0）			
④	①③-a-bの金額（赤字の場合は0）			
⑤	a-a-④の金額（赤字の場合は0）			
⑥	特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額（注3参照）			
イ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額 （⑤×イの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額 （⑤×ロの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ	（会社名）に係る特例株式等納税猶予税額 （⑤×ハの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑦	特例株式等納税猶予税額（⑤の金額（100円未満切捨て）（又は⑤の金額の合計額）（注4参照）	A	A	00
（注）1 b欄の算式中の「修正申告書第1表の⑤」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑤」の金額とします。 2 ④欄の⑤欄に記入する金額は、④欄の「a-a-④」の金額が⑤欄の④欄の金額を超える場合には、⑤欄の④欄の金額にとどめます（④及び④欄の④欄も同様です）。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に限りません。）の評価額又は税額の計算額があった場合で、その額りだけを修正するものであるときは、⑤欄の⑤欄の金額は、⑤欄の④欄の金額を超えることができます。 3 ④欄について、特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑤欄の記入は行わず、⑤欄の金額を④欄のA欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、いからへまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の④欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等の明細の④欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 4 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第8の8表の「特例株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、特例経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の④欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。				
※税務署等整理欄 入力 確認				

修正第8の2の2表(令元.7)

(資4-24-11-A4統一)

改正後

相続財産の種類別価額表

(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

被相続人

種類	細目	番号	本人の合計	氏名							
土地(土地の上に存する権利をのみ記入)	田	①	円		円		円		円		円
	畑	②									
	宅地	③									
	山林	④									
	その他の土地	⑤									
	計	⑥	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	⑥のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	⑥のうち特別土地等	⑧	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	通常価額	⑨	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	商業投資価額による価額	⑩	()	()	()	()	()	()	()	()	()
家屋等	家屋等	⑪	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	⑪のうち配偶者居住権	⑫	()	()	()	()	()	()	()	()	()
事業(商業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑬									
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑭									
	現金	⑮									
	その他の財産	⑯									
利用財産	計	⑰	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	有価証券	⑱									
債権	特定同族会社株式等	⑲									
	配当還元方式によつたもの	⑳									
	その他の株式及び出資	㉑									
	⑲及び⑳以外の株式及び出資	㉒									
証券	公債及び社債	㉓									
	証券投資信託、貸付信託の受取証券等	㉔									
	計	㉕	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	現金、預貯金等	㉖	()	()	()	()	()	()	()	()	()
家庭用財産	家庭用財産	㉗	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計	㉘	()	()	()	()	()	()	()	()	()
その他の財産	生命保険金等	㉙									
	退職手当金等	㉚									
	立木	㉛									
	その他の財産	㉜									
財産	計	㉝	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	合 計	㉞	(㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)	()	()	()	()	()	()	()	()
相続時特種累積適用財産の価額	相続時特種累積適用財産の価額	㉟									
	不動産等の価額	㊱	(㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴)								
債権	債権	㊲									
	②のうち株式等納税額引対象の株式等の価額の80%の額	㊳									
	②のうち株式等納税額引対象の株式等の価額の80%の額	㊴									
	②のうち特別株式等納税額引対象の株式等の価額	㊵									
債務	債務	㊶									
	債務	㊷									
等	合 計	㊸	(㊶+㊷)								
	引当資産価額(㊸+㊹-㊺)(赤字のときは0)	㊹									
純資産価額	純資産価額	㊺									
	純資産価額に計算される増価減税分の額(㊺+㊻)	㊻									
課税額	課税額	㊼									
	(1,000円未満切捨て)	㊽									

第15表(修正申告用)(令和2年4月分以降用)

修正第15表(令2.7)

(表4-20-16-A4続1)

改正前

相続財産の種類別価額表

(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

被相続人

種類	細目	番号	本人の合計	氏名							
土地(土地の上に存する権利をのみ記入)	田	①	円		円		円		円		円
	畑	②									
	宅地	③									
	山林	④									
	その他の土地	⑤									
	計	⑥	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	⑥のうち配偶者居住権	⑦	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	⑥のうち特別土地等	⑧	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	通常価額	⑨	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	商業投資価額による価額	⑩	()	()	()	()	()	()	()	()	()
家屋等	家屋等	⑪	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	⑪のうち配偶者居住権	⑫	()	()	()	()	()	()	()	()	()
事業(商業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑬									
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑭									
	現金	⑮									
	その他の財産	⑯									
利用財産	計	⑰	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	有価証券	⑱									
債権	特定同族会社株式等	⑲									
	配当還元方式によつたもの	⑳									
	その他の株式及び出資	㉑									
	⑲及び⑳以外の株式及び出資	㉒									
証券	公債及び社債	㉓									
	証券投資信託、貸付信託の受取証券等	㉔									
	計	㉕	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	現金、預貯金等	㉖	()	()	()	()	()	()	()	()	()
家庭用財産	家庭用財産	㉗	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計	㉘	()	()	()	()	()	()	()	()	()
その他の財産	生命保険金等	㉙									
	退職手当金等	㉚									
	立木	㉛									
	その他の財産	㉜									
財産	計	㉝	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	合 計	㉞	(㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)	()	()	()	()	()	()	()	()
相続時特種累積適用財産の価額	相続時特種累積適用財産の価額	㉟									
	不動産等の価額	㊱	(㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴)								
債権	債権	㊲									
	②のうち株式等納税額引対象の株式等の価額の80%の額	㊳									
	②のうち株式等納税額引対象の株式等の価額の80%の額	㊴									
	②のうち特別株式等納税額引対象の株式等の価額	㊵									
債務	債務	㊶									
	債務	㊷									
等	合 計	㊸	(㊶+㊷)								
	引当資産価額(㊸+㊹-㊺)(赤字のときは0)	㊹									
純資産価額	純資産価額	㊺									
	純資産価額に計算される増価減税分の額(㊺+㊻)	㊻									
課税額	課税額	㊼									
	(1,000円未満切捨て)	㊽									

第15表(修正申告用)(平成30年分以降用)

修正第15表(平30.7)

(表4-20-16-A4続2)

改正後

改正前

配偶者居住権等の評価明細書

所有者	建物	(被相続人氏名) ① 持分割合	(配偶者氏名) 持分割合	所在地番 (住居表示)	(令和二年四月一日以降用)
	土地	(被相続人氏名) ② 持分割合	(共有者氏名) 持分割合	(共有者氏名) 持分割合	
居住建物の内容	建物の耐用年数	(建物の構造) ※裏面(参考1)参照			年 ③
	建築後の経過年数	(建築年月日) (配偶者居住権が設定された日)			年 ④
	建物の利用状況等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計			m ² ⑤
		建物の床面積の合計			m ² ⑥
の配偶者 年居 敷住 等種	(存続期間が終身以外の場合の存続年数) (配偶者居住権が設定された日) (存続期間満了日) ⑦ 年 月 日 から 年 月 日 … 年 (6月以上の場合は1年、6月未満の場合は0.5年)			存続年数(⑦)	年 ⑦
	(存続期間が終身の場合の存続年数) (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢) (平均余命) ※ 歳(生年月日 年 月 日、性別) … 年 (⑧ (⑨と⑩のいずれか低い年とし、⑩がない場合は⑧の年数))			権利現率率 ※裏面(参考2)参照	0. ⑧
評価の基礎となる価額	建物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額			円 ⑨
		共有でないものとした場合の相続税評価額			円 ⑩
		相続税評価額 (⑨の相続税評価額) (⑪持分割合)			円 ⑪
	土地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額			円 ⑫
		共有でないものとした場合の相続税評価額			円 ⑬
		相続税評価額 (⑫の相続税評価額) (⑭持分割合)			円 ⑭

○配偶者居住権の価額

(⑫の相続税評価額)	(⑮賃貸以外の床面積) (⑬持分割合)	円 ⑮
円 × $\frac{m^2}{m^2}$ ×		(円未満四捨五入)
(⑬の金額)	(⑬の金額) (⑯耐用年数－⑮経過年数－⑮存続年数) (⑮耐用年数－⑮経過年数) (⑮)分子又は分母が零以下の場合は零、	円 ⑯
円 - 円 × $\frac{0}{0}$ × 0.		(円未満四捨五入)

○居住建物の価額

(⑬の相続税評価額) (⑮配偶者居住権の価額)	円 ⑰
円 - 円	

○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額

(⑫の相続税評価額)	(⑮賃貸以外の床面積) (⑬持分割合) (⑰と⑱のいずれか低い持分割合)	円 ⑱
円 × $\frac{m^2}{m^2}$ ×		(円未満四捨五入)
(⑬の金額)	(⑬の金額) (⑱現利現率率)	円 ⑲
円 - 円 × 0.		(円未満四捨五入)

○居住建物の敷地の用に供される土地の価額

(⑬の相続税評価額) (⑲敷地利用権の価額)	円 ⑳
円 - 円	

備考

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

(資4-25-3-A4統一)

(新規)

改正後

改正前

(新規)

(裏)
記載方法等

この評価明細書は、「配偶者居住権」、「居住建物（配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。）」、「配偶者居住権に基づく敷地利用権」及び「居住建物の敷地の用に供される土地」を評価する場合に使用してください。

- 1 ⑨「賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物全てが自用であるとした場合において、建物を単独所有しているとしたときの建物の時価です。したがって、当該建物については、財産評価基本通達第3章((家屋及び家屋の上に存する権利))の定めに基づき評価しますが、同通達93((貸家の評価))の定めは適用しませんので、⑨の価額は、原則として、建物の固定資産税評価額となります。
- 2 ⑩「共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物を単独所有しているとした場合の建物の時価です。したがって、当該建物については、財産評価基本通達第3章((家屋及び家屋の上に存する権利))の定めに基づき評価しますので、被相続人の持分を乗ずる前の相続税評価額（居住建物の一部を賃貸の用に供していない場合には⑩と同額、居住建物の一部を賃貸の用に供している場合には、同通達93の定めを適用して評価した価額）となります。
- 3 ⑪「建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物全てが自用であるとした場合において、土地を単独所有しているとしたときの土地の時価です。したがって、当該土地については、財産評価基本通達第2章((土地及び土地の上に存する権利))の定めに基づき評価しますが、同通達26((貸家建付地の評価))、26-2((区分地上権等の目的となっている貸家建付地の評価))、28((貸家建付借地権等の評価))、30((転借権の評価))ただし書及び87-7((占用の許可に基づき所有する家屋を貸家とした場合の占用権の評価))（以下「貸家建付地の評価等」といいます。）の定めは適用しません（「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」等で計算してください。）。
- 4 ⑫「共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、土地を単独所有しているとした場合の土地の時価です。したがって、当該土地については、財産評価基本通達第2章((土地及び土地の上に存する権利))の定めに基づき評価しますので、被相続人の持分を乗ずる前の相続税評価額（居住建物の一部を賃貸の用に供していない場合には⑫と同額、居住建物の一部を賃貸の用に供している場合には、貸家建付地の評価等の定めを適用して評価した価額）となります（「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」等で計算してください。）。

【参考1】配偶者居住権等の評価で用いる建物の構造別の耐用年数（「居住建物の内容」の⑤）

構 造	耐用年数	構 造	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	71	金属造（骨格材の肉厚3mm以下）	29
れんが造、石造又はブロック造	57	木造又は合成樹脂造	33
金属造（骨格材の肉厚4mm配）	51	木骨モルタル造	30
金属造（骨格材の肉厚3mm超～4mm以下）	41		

【参考2】第22回生命表（完全生命表）に基づく平均余命（「配偶者居住権の存続年数等」の⑥） ※平成29年3月1日公表（厚生労働省）

平均余命			平均余命			平均余命			平均余命			平均余命			平均余命		
満年齢	男	女	満年齢	男	女	満年齢	男	女	満年齢	男	女	満年齢	男	女	満年齢	男	女
16	—	71	26	46	52	56	27	32	76	11	15	96	3	3	—	—	—
17	—	70	37	45	51	57	26	32	77	11	14	97	3	3	—	—	—
18	63	69	38	44	50	58	25	31	78	10	13	98	2	3	—	—	—
19	62	68	39	43	49	59	24	30	79	9	12	99	2	3	—	—	—
20	61	67	40	42	48	60	24	29	80	9	12	100	2	3	—	—	—
21	60	66	41	41	47	61	23	28	81	8	11	101	2	2	—	—	—
22	59	65	42	40	46	62	22	27	82	8	10	102	2	2	—	—	—
23	58	64	43	39	45	63	21	26	83	7	10	103	2	2	—	—	—
24	57	63	44	38	44	64	20	25	84	7	9	104	2	2	—	—	—
25	56	62	45	37	43	65	19	24	85	6	8	105	2	2	—	—	—
26	55	61	46	36	42	66	19	23	86	6	8	106	2	2	—	—	—
27	54	60	47	35	41	67	18	22	87	5	7	107	1	2	—	—	—
28	53	59	48	34	40	68	17	22	88	5	7	108	1	1	—	—	—
29	52	58	49	33	39	69	16	21	89	5	6	109	1	1	—	—	—
30	51	57	50	32	38	70	16	20	90	4	6	110	1	1	—	—	—
31	50	56	51	31	37	71	15	19	91	4	5	111	1	1	—	—	—
32	49	55	52	31	36	72	14	18	92	4	5	112	1	1	—	—	—
33	49	55	53	30	35	73	13	17	93	3	4	113	—	1	—	—	—
34	48	54	54	29	34	74	13	16	94	3	4	114	—	1	—	—	—
35	47	53	55	28	33	75	12	16	95	3	4	115	—	1	—	—	—

【参考3】複利現価表（法定利率3%）（「配偶者居住権の存続年数等」の⑧）

存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率
1	0.971	11	0.722	21	0.538	31	0.400	41	0.298	51	0.221
2	0.943	12	0.701	22	0.522	32	0.388	42	0.289	52	0.215
3	0.915	13	0.681	23	0.507	33	0.377	43	0.281	53	0.209
4	0.888	14	0.661	24	0.492	34	0.366	44	0.272	54	0.203
5	0.863	15	0.642	25	0.478	35	0.355	45	0.264	55	0.197
6	0.837	16	0.623	26	0.464	36	0.345	46	0.257	56	0.191
7	0.813	17	0.605	27	0.450	37	0.335	47	0.249	57	0.185
8	0.789	18	0.587	28	0.437	38	0.325	48	0.242	58	0.180
9	0.766	19	0.570	29	0.424	39	0.316	49	0.235	59	0.175
10	0.744	20	0.554	30	0.412	40	0.307	50	0.228	60	0.170

改 正 後

(表)
定期借地権等の評価明細書

(住居表示) 所在地番	(地 積) ㎡	設定年月日	平成 年 月 日	設定期間年数	⑦ 年
		課税時期	令和 年 月 日	残存期間年数	⑧ 年
定期借地権等の種類	一般定期借地権・建物譲渡特約付借地権・事業用定期借地権等			設定期間年数に 応ずる基準 年利率による	複利現価率 ④
定期借地権等の 設定時	自用地としての価額 ①	(1㎡当たりの価額 円)	円	複利年金現価率 ⑤	円
	通常取引価額 ②	(通常の取引価額又は①/0.8)	円		
課税時期	自用地としての価額 ③	(1㎡当たりの価額 円)	円	残存期間年数に 応ずる基準 年利率による 複利年金現価率	⑥ 円

(注) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6か月以上を切り上げ、6か月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経済的 利益の 額の 計算 評価額の 計算	権利金等の授受がある場合 (A) 円 = ⑨	権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないといわれる金銭等の額の合計を記載します。	⑨ 円	(権利金等の授受による経済的利益の金額)
	保証金等の授受がある場合 (B) 円	保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。	⑩ 円	(保証金等の授受による経済的利益の金額)
	(保証金等の授受による経済的利益の金額の計算) (④の複利現価率) (基準年利率未満の約定利率) (⑤の複利年金現価率) (B) - [(B) ×] - [(B) × ×] = ⑩			
	⑨ 円 + ⑩ 円 = ⑪ 円	(権利金等の授受による経済的利益の金額) (保証金等の授受による経済的利益の金額) (贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額)	⑪ 円	(経済的利益の総額)
(注) ⑪欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)				
評価額の計算	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	(経済的利益の総額) ⑪ 円	(⑥の複利年金現価率)	(定期借地権等の評価額) 円
	③ 円 × (設定時の通常取引価額) ② 円 × (⑤の複利年金現価率) = ⑬ 円			

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地権の目的となっている宅地 〔裏面1の④に該当するもの〕	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	底地割合 (裏面3参照) × (⑤の複利年金現価率) × (⑤の複利年金現価率) = ⑭ 円	一般定期借地権の目的となっている宅地の評価額 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地 〔裏面1の⑤に該当するもの〕	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	(定期借地権等の評価額) ⑬ 円	③ 円 - ⑬ 円 = ⑮ 円	上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑬と⑮のいずれ) 円
	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	(残存期間年数に応じた割合 (裏面4参照)) ⑯ 円	③ 円 × [1 -] = ⑯ 円	円

(資4-80-1-A4統一)

改 正 前

(表)
定期借地権等の評価明細書

(住居表示) 所在地番	(地 積) ㎡	設定年月日	平成 年 月 日	設定期間年数	⑦ 年
		課税時期	令和 年 月 日	残存期間年数	⑧ 年
定期借地権等の種類	一般定期借地権・建物譲渡特約付借地権・事業用定期借地権等			設定期間年数に 応ずる基準 年利率による	複利現価率 ④
定期借地権等の 設定時	自用地としての価額 ①	(1㎡当たりの価額 円)	円	複利年金現価率 ⑤	円
	通常取引価額 ②	(通常の取引価額又は①/0.8)	円		
課税時期	自用地としての価額 ③	(1㎡当たりの価額 円)	円	残存期間年数に 応ずる基準 年利率による 複利年金現価率	⑥ 円

(注) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6か月以上を切り上げ、6か月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経済的 利益の 額の 計算 評価額の 計算	権利金等の授受がある場合 (A) 円 = ⑨	権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないといわれる金銭等の額の合計を記載します。	⑨ 円	(権利金等の授受による経済的利益の金額)
	保証金等の授受がある場合 (B) 円	保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。	⑩ 円	(保証金等の授受による経済的利益の金額)
	(保証金等の授受による経済的利益の金額の計算) (④の複利現価率) (基準年利率未満の約定利率) (⑤の複利年金現価率) (B) - [(B) ×] - [(B) × ×] = ⑩			
	⑨ 円 + ⑩ 円 = ⑪ 円	(権利金等の授受による経済的利益の金額) (保証金等の授受による経済的利益の金額) (贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額)	⑪ 円	(経済的利益の総額)
(注) ⑪欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)				
評価額の計算	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	(経済的利益の総額) ⑪ 円	(⑥の複利年金現価率)	(定期借地権等の評価額) 円
	③ 円 × (設定時の通常取引価額) ② 円 × (⑤の複利年金現価率) = ⑬ 円			

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地権の目的となっている宅地 〔裏面1の④に該当するもの〕	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	底地割合 (裏面3参照) × (⑤の複利年金現価率) × (⑤の複利年金現価率) = ⑭ 円	一般定期借地権の目的となっている宅地の評価額 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地 〔裏面1の⑤に該当するもの〕	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	(定期借地権等の評価額) ⑬ 円	③ 円 - ⑬ 円 = ⑮ 円	上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑬と⑮のいずれ) 円
	課税時期における自用地としての価額 ③ 円	(残存期間年数に応じた割合 (裏面4参照)) ⑯ 円	③ 円 × [1 -] = ⑯ 円	円

(資4-80-1-A4統一)

改 正 後

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」 に定める評価方法による ㉔
事業用定期借地権等 (借地借家法第23条)		※
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による ㉕

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代(設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実地地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準 年利率による年賦償還率	㉖	
	(前払地代に相当する金額) (実地地代の年額(D)) (実質地代の年額(E))						
	$\left[\begin{array}{l} \text{(権利金等㉗)} \quad \text{(㉘の年賦償還率)} \quad \text{(保証金等㉙)} \quad \text{(㉚の年賦償還率)} \\ \text{円} \times \quad + \quad \text{円} \times \end{array} \right] + \quad \text{円} = \quad \text{円}$						
	$\begin{array}{l} \text{(差額地代の額)} \quad \text{(㉛の複利年金現価率)} \\ \text{(同種同等地代の年額(C))} \quad \text{(実質地代の年額(E))} \\ \text{(円 - 円)} \times \quad = \quad \text{㉜} \quad \left[\begin{array}{l} \text{贈与を受けたと認められる} \\ \text{差額地代の額がある場合} \\ \text{の経済的利益の金額} \end{array} \right] \text{円} \end{array}$						

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

	借地権割合		底地割合
	路線価図	評価倍率表	
地域区分	C	70%	55%
	D	60%	60%
	E	50%	65%
	F	40%	70%
	G	30%	75%

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超え10年以下の場合	10%
10年を超え15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

(資4-80-2-A4統一)

改 正 前

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」 に定める評価方法による ㉔
事業用定期借地権等 (借地借家法第23条)		※
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による ㉕

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代(設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実地地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準 年利率による年賦償還率	㉖	
	(前払地代に相当する金額) (実地地代の年額(D)) (実質地代の年額(E))						
	$\left[\begin{array}{l} \text{(権利金等㉗)} \quad \text{(㉘の年賦償還率)} \quad \text{(保証金等㉙)} \quad \text{(㉚の年賦償還率)} \\ \text{円} \times \quad + \quad \text{円} \times \end{array} \right] + \quad \text{円} = \quad \text{円}$						
	$\begin{array}{l} \text{(差額地代の額)} \quad \text{(㉛の複利年金現価率)} \\ \text{(同種同等地代の年額(C))} \quad \text{(実質地代の年額(E))} \\ \text{(円 - 円)} \times \quad = \quad \text{㉜} \quad \left[\begin{array}{l} \text{贈与を受けたと認められる} \\ \text{差額地代の額がある場合} \\ \text{の経済的利益の金額} \end{array} \right] \text{円} \end{array}$						

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

	借地権割合		底地割合
	路線価図	評価倍率表	
地域区分	C	70%	55%
	D	60%	60%
	E	50%	65%
	F	40%	70%
	G	30%	75%

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超え10年以下の場合	10%
10年を超え15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

(資4-80-2-A4統一)

改正後

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人
氏 名

定期金又は契約の名称	
定期金の給付者氏名又は名称	住所又は所在地
定期金に関する権利を取得した者	
定期金給付契約に関する権利の取得年月日	令和 年 月 日

1 定期金の給付事由が発生しているもの

(1) 有期定期金	① 解約返戻金の金額 円	② 一時金の金額 円	③ の金額 円	④ 評価額 円
	③ 定期金給付契約に基づく定期金の給付が終了する年月日	令和 年 月 日		
	⑤ 1年当たりの平均額 円	⑥ 予定利率 %	⑦ 給付期間の年数 年	⑧ 複利年金現価率 円
(2) 無期定期金	⑩ 解約返戻金の金額 円	⑪ 一時金の金額 円	⑫ の金額 円	⑬ 評価額 円
⑭ 1年当たりの平均額 円	⑮ 予定利率 %	⑯ ÷ ⑮ の金額 円		
(3) 終身定期金	⑰ 解約返戻金の金額 円	⑱ 一時金の金額 円	⑲ の金額 円	⑳ 評価額 円
㉑ 定期金給付契約の目的とされた者の生年月日及び性別	年 月 日 (男・女)			
㉒ 1年当たりの平均額 円	㉓ 予定利率 %	㉔ 余命年数 年	㉕ 複利年金現価率 円	㉖ ⑤ × ⑥ の金額 円
(4) 権利者に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの	④ の金額 円	⑤ の金額 円	⑥ の金額 円	⑦ 評価額 円
(5) 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの	④ の金額 円	⑤ の金額 円	⑥ の金額 円	⑦ 評価額 円

2 定期金の給付事由が発生していないもの

(1) 契約に解約返戻金を支払う定めがない場合	定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始年月日	昭和 平成 令和 年 月 日		
	① 払込金額 円	② 予定利率 %	③ 経過期間の年数 年	④ 複利終価率 円
	⑤ 1年当たりの平均額 円	⑥ 予定利率 %	⑦ 払込済期間の年数 年	⑧ 複利年金終価率 円
(2) (1)以外の場合	評価額 (解約返戻金の金額) 円			

(資4-34-A4統一)

改正前

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人
氏 名

定期金又は契約の名称	
定期金の給付者氏名又は名称	住所又は所在地
定期金に関する権利を取得した者	
定期金給付契約に関する権利の取得年月日	平成 令和 年 月 日

1 定期金の給付事由が発生しているもの

(1) 有期定期金	① 解約返戻金の金額 円	② 一時金の金額 円	③ の金額 円	④ 評価額 円
	③ 定期金給付契約に基づく定期金の給付が終了する年月日	平成 令和 年 月 日		
	⑤ 1年当たりの平均額 円	⑥ 予定利率 %	⑦ 給付期間の年数 年	⑧ 複利年金現価率 円
(2) 無期定期金	⑩ 解約返戻金の金額 円	⑪ 一時金の金額 円	⑫ の金額 円	⑬ 評価額 円
⑭ 1年当たりの平均額 円	⑮ 予定利率 %	⑯ ÷ ⑮ の金額 円		
(3) 終身定期金	⑰ 解約返戻金の金額 円	⑱ 一時金の金額 円	⑲ の金額 円	⑳ 評価額 円
㉑ 定期金給付契約の目的とされた者の生年月日及び性別	年 月 日 (男・女)			
㉒ 1年当たりの平均額 円	㉓ 予定利率 %	㉔ 余命年数 年	㉕ 複利年金現価率 円	㉖ ⑤ × ⑥ の金額 円
(4) 権利者に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの	④ の金額 円	⑤ の金額 円	⑥ の金額 円	⑦ 評価額 円
(5) 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの	④ の金額 円	⑤ の金額 円	⑥ の金額 円	⑦ 評価額 円

2 定期金の給付事由が発生していないもの

(1) 契約に解約返戻金を支払う定めがない場合	定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始年月日	昭和 平成 令和 年 月 日		
	① 払込金額 円	② 予定利率 %	③ 経過期間の年数 年	④ 複利終価率 円
	⑤ 1年当たりの平均額 円	⑥ 予定利率 %	⑦ 払込済期間の年数 年	⑧ 複利年金終価率 円
(2) (1)以外の場合	評価額 (解約返戻金の金額) 円			

(資4-34-A4統一)

(平成二十二年改正法適用分)

(平成二十二年改正法適用分)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この評価明細書（平成22年度改正法適用分）は、次の定期金給付契約に関する権利を評価する場合に使用します。

- 定期金の給付事由が発生しているもの
 - 平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得したものの
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの
 - 定期金の給付事由が発生していないもの
 - 平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの
- なお、この評価明細書の各欄の「金額」及び「評価額」に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載します。

1 定期金の給付事由が発生しているもの

- ①、⑩及び⑪の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。
- ②、⑪及び⑫の「一時金の金額」欄は、定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合の、その一時金の金額を記載します。
- ③、⑤、⑭及び⑯の「1年当たりの平均額」欄は、定期金の種類に応じて、それぞれ次に掲げる金額を記載します。
 - 有期定期金
 - 毎年一定の金額が年1回給付される場合（年金方式の場合）には、その金額を記載します。それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から定期金の給付が終了する年月日までの期間に給付を受けるべき金額の合計額を、⑦の「給付期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。
 - 無期定期金
 - 定期金給付契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を記載します。
 - 終身定期金
 - 毎年一定の金額が給付される場合には、その金額を記載します。それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から⑯の「余命年数」欄に記載した年数の間に給付を受ける金額の合計額を、その「余命年数」で除して計算した金額を記載します。
- ⑥、⑮及び⑰の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。
- ⑦の「給付期間の年数」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。
- ⑧の「余命年数」欄は、厚生労働省の作成に係る完全生命表（定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在に公表されている最新の完全生命表）に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。
- ⑧及び⑯の「複利年金現価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \div r$$

n：有期定期金の場合は「給付期間の年数」、
終身定期金の場合は「余命年数」
r：予定利率

2 定期金の給付事由が発生していないもの

- ②及び③の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。
- ④の「経過期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。
- ⑤の「複利終価率」の欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$(1+r)^n$$

n：経過期間の年数 r：予定利率

- ⑥の「1年当たりの平均額」欄は、定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を、⑦の「払込済期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。
ただし、年1回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合は、1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額を記載します。
- ⑦の「払込済期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日からその契約に関する権利を取得した日までの年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。
- ⑧の「複利年金終価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\{(1+r)^n - 1\} \div r$$

n：払込済期間の年数 r：予定利率

- ⑨の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この評価明細書（平成22年度改正法適用分）は、次の定期金給付契約に関する権利を評価する場合に使用します。

- 定期金の給付事由が発生しているもの
 - 平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得したものの
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの
 - 定期金の給付事由が発生していないもの
 - 平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの
- なお、この評価明細書の各欄の「金額」及び「評価額」に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載します。

1 定期金の給付事由が発生しているもの

- ①、⑩及び⑪の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。
- ②、⑪及び⑫の「一時金の金額」欄は、定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合の、その一時金の金額を記載します。
- ③、⑤、⑭及び⑯の「1年当たりの平均額」欄は、定期金の種類に応じて、それぞれ次に掲げる金額を記載します。
 - 有期定期金
 - 毎年一定の金額が年1回給付される場合（年金方式の場合）には、その金額を記載します。それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から定期金の給付が終了する年月日までの期間に給付を受けるべき金額の合計額を、⑦の「給付期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。
 - 無期定期金
 - 定期金給付契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を記載します。
 - 終身定期金
 - 毎年一定の金額が給付される場合には、その金額を記載します。それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から⑯の「余命年数」欄に記載した年数の間に給付を受ける金額の合計額を、その「余命年数」で除して計算した金額を記載します。
- ⑥、⑮及び⑰の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。
- ⑦の「給付期間の年数」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。
- ⑧の「余命年数」欄は、厚生労働省の作成に係る完全生命表（定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在に公表されている最新の完全生命表）に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。
- ⑧及び⑯の「複利年金現価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \div r$$

n：有期定期金の場合は「給付期間の年数」、
終身定期金の場合は「余命年数」
r：予定利率

2 定期金の給付事由が発生していないもの

- ②及び③の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。
- ④の「経過期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。
- ⑤の「複利終価率」の欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$(1+r)^n$$

n：経過期間の年数 r：予定利率

- ⑥の「1年当たりの平均額」欄は、定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を、⑦の「払込済期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。
ただし、年1回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合は、1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額を記載します。
- ⑦の「払込済期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日からその契約に関する権利を取得した日までの年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。
- ⑧の「複利年金終価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\{(1+r)^n - 1\} \div r$$

n：払込済期間の年数 r：予定利率

- ⑨の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。

改正後

税務署長
届出年月日 令和 年 月 日
第4項 取得
相続税法施行規則附則第5項の規定による幼稚園等教育用財産の廃止届出書
第6項 現況

届出者	住所 〒	学級数	学級	学級設置場所の位置図
氏名	印	定員	人	
電話番号		現員	人	
幼稚園等の種類		幼稚園等の事業開始年月日	年 月 日	
幼稚園等の名称		青色申告承認年月日	年 月 日	
幼稚園等の所在地				
供した(第4項)教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細				
区分	用途	所在場所	数量	その他参考事項
土地			㎡	平成 年 月 日
建物				
構築物				
区分	種類	数量	供した日 供しなくなった日 年 月 日	取得価額 千円
教育用設備備品				現金・預金 現金 年 月 日 有価証券 貸付金等 その他財産
事務用備品				
車輛				基本金 平成 年 月 日現在 設置者借 平成 年 月 日現在
その他財産				考

1. 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
2. この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士 印 電話番号

通信日付印の年月日 確認印 整理番号
年 月 日

(資4-87-A4-統一) 令和2.6

改正前

税務署長
届出年月日 平成 年 月 日
第4項 取得
相続税法施行規則附則第5項の規定による幼稚園等教育用財産の廃止届出書
第6項 現況

届出者	住所 〒	学級数	学級	学級設置場所の位置図
氏名	印	定員	人	
電話番号		現員	人	
幼稚園等の種類		幼稚園等の事業開始年月日	年 月 日	
幼稚園等の名称		青色申告承認年月日	年 月 日	
幼稚園等の所在地				
供した(第4項)教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細				
区分	用途	所在場所	数量	その他参考事項
土地			㎡	平成 年 月 日
建物				
構築物				
区分	種類	数量	供した日 供しなくなった日 平成 年 月 日	取得価額 千円
教育用設備備品				現金・預金 現金 年 月 日 有価証券 貸付金等 その他財産
事務用備品				
車輛				基本金 平成 年 月 日現在 設置者借 平成 年 月 日現在
その他財産				考

1. 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
2. この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士 印 電話番号

通信日付印の年月日 確認印 整理番号
年 月 日

(資4-87-A4-統一) 平成28.6

改 正 後

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、相続税法施行規則第4項、第5項又は第6項の規定により新たに教育の用に供した財産(第4項)、教育の用に供しなくなった財産(第5項)又は現に教育の用に供している財産(第6項)を届け出る場合に使用してください。

- 「第4項」「取得」「供した(第4項)」「供した日」
1 標題の第5項及び廃止並びに財産の明細の供しなくなった(第5項)及び供しなくなった(第6項)の現況供している(第6項)の
- 3段組又は2段組の箇所は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる文字を○で囲んでください。
- (1) 新たに教育の用に供した財産を届け出る場合
「第4項」、「取得」、「供した(第4項)」及び「供した日」
- (2) 教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
「第5項」、「廃止」、「供しなくなった(第5項)」及び「供しなくなった日」
- (3) 現に教育の用に供している財産を届け出る場合
「第6項」、「現況」、「供している(第6項)」及び「供した日」
- 2 「学級数」、「幼児数等」欄には、届出日現在の学級数及び幼児数等を記載してください。
供した(第4項)
- 3 「教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細」の各欄は、取得、廃止又は現況の届出の区分に応じ、取得供している(第6項)
- の文字を○で囲んだ場合には、新たに教育の用に供した財産を、廃止の文字を○で囲んだ場合には、教育の用に供しなくなった財産を又は現況の文字を○で囲んだ場合には、現に教育の用に供している財産を次によって記載してください。
- (1) 「土地」、「建物」及び「構築物」の欄
イ 「土地」、「建物」及び「構築物」の各欄は、土地については各筆ごとに、建物については各棟ごとに、構築物については各施設ごとに記載してください。
ロ 「用途」欄には、土地については園舎の敷地、運動場等、建物については園舎、事務所等、構築物についてはプール等その現に供している用途又は廃止前の用途を記載してください。
ハ 「その他参考事項」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載してください。
(イ) 新たに教育の用に供した財産又は現に教育の用に供している財産を届け出る場合
A その財産の利用状況について参考となるべき事項
B その財産が借地、借家等である場合には、借地、借家等の別並びに貸主の氏名、賃借料の有無、賃借料の月額及び設置者との関係
C その財産について抵当権等の権利が設定されている場合には、その権利の種類、及び抵当権者等の氏名又は名称
(ロ) 教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
教育の用に供しなくなった理由
- (2) 「教育用設備備品」、「事務用備品」、「車輛」及び「その他の流動資産」の欄
イ これらの各欄は、それぞれの財産の種類ごとに、例えば、机、椅子何組というように適宜一括して記載してください。
ロ 「取得価額」欄には、減価償却額を控除した後の金額を記載してください。
- (3) 「現金預金」の欄
この欄は、預金の種類、預入れ先ごとに記載してください。
- (4) 「有価証券」の欄
この欄は、有価証券の銘柄ごとに記載してください。
- (5) 「貸付金等」の欄
この欄は、貸付金、未収金等について貸付先ごとに記載してください。
- (6) 「その他の流動資産」の欄
この欄は、その他の流動資産について、種類ごとに記載してください。
- (7) 「備考」の欄
この欄には、元入金(基本金)及び設置者借の金額を記載するほか、教育用財産に関する特記事項を記載してください。

改 正 前

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、相続税法施行規則第4項、第5項又は第6項の規定により新たに教育の用に供した財産(第4項)、教育の用に供しなくなった財産(第5項)又は現に教育の用に供している財産(第6項)を届け出る場合に使用してください。

- 「第4項」「取得」「供した(第4項)」「供した日」
1 標題の第5項及び廃止並びに財産の明細の供しなくなった(第5項)及び供しなくなった(第6項)の現況供している(第6項)の
- 3段組又は2段組の箇所は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる文字を○で囲んでください。
- (1) 新たに教育の用に供した財産を届け出る場合
「第4項」、「取得」、「供した(第4項)」及び「供した日」
- (2) 教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
「第5項」、「廃止」、「供しなくなった(第5項)」及び「供しなくなった日」
- (3) 現に教育の用に供している財産を届け出る場合
「第6項」、「現況」、「供している(第6項)」及び「供した日」
- 2 「学級数」、「幼児数等」欄には、届出日現在の学級数及び幼児数等を記載してください。
供した(第4項)
- 3 「教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細」の各欄は、取得、廃止又は現況の届出の区分に応じ、取得供している(第6項)
- の文字を○で囲んだ場合には、新たに教育の用に供した財産を、廃止の文字を○で囲んだ場合には、教育の用に供しなくなった財産を又は現況の文字を○で囲んだ場合には、現に教育の用に供している財産を次によって記載してください。
- (1) 「土地」、「建物」及び「構築物」の欄
イ 「土地」、「建物」及び「構築物」の各欄は、土地については各筆ごとに、建物については各棟ごとに、構築物については各施設ごとに記載してください。
ロ 「用途」欄には、土地については園舎の敷地、運動場等、建物については園舎、事務所等、構築物についてはプール等その現に供している用途又は廃止前の用途を記載してください。
ハ 「その他参考事項」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載してください。
(イ) 新たに教育の用に供した財産又は現に教育の用に供している財産を届け出る場合
A その財産の利用状況について参考となるべき事項
B その財産が借地、借家等である場合には、借地、借家等の別並びに貸主の氏名、賃借料の有無、賃借料の月額及び設置者との関係
C その財産について抵当権等の権利が設定されている場合には、その権利の種類、及び抵当権者等の氏名又は名称
(ロ) 教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
教育の用に供しなくなった理由
- (2) 「教育用設備備品」、「事務用備品」、「車輛」及び「その他の流動資産」の欄
イ これらの各欄は、それぞれの財産の種類ごとに、例えば、机、椅子何組というように適宜一括して記載してください。
ロ 「取得価額」欄には、減価償却額を控除した後の金額を記載してください。
- (3) 「現金預金」の欄
この欄は、預金の種類、預入れ先ごとに記載してください。
- (4) 「有価証券」の欄
この欄は、有価証券の銘柄ごとに記載してください。
- (5) 「貸付金等」の欄
この欄は、貸付金、未収金等について貸付先ごとに記載してください。
- (6) 「その他の流動資産」の欄
この欄は、その他の流動資産について、種類ごとに記載してください。
- (7) 「備考」の欄
この欄には、元入金(基本金)及び設置者借の金額を記載するほか、教育用財産に関する特記事項を記載してください。

改 正 後

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長		令和 年 月 日	
【代理人記入欄】		開示請求者	
住所	氏名	住所又は居所 (所在地)	氏名又は名称
		フリガナ	
		個人番号	
連絡先		生年月日	被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由(該当する□に✓印を記入してください。)

相続税の ☐ 期限内申告 ☐ 期限後申告 ☐ 修正申告 ☐ 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項(該当する□に✓印を記入してください。)

- ☐ 相続財産の全部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- ☐ 相続財産の一部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- ☐ 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等(添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。)

- ☐ 遺産分割協議書の写し ☐ 戸籍の謄(抄)本 ☐ 遺言書の写し ☐ 住民票の写し
- ☐ その他()
- ☐ 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

7 開示書の受領方法(希望される□に✓印を記入してください。)

- ☐ 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)
- ☐ 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄(記入しないでください。)

番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()	確認者
☐ 済 ☐ 未済	☐ 済 ☐ 未済			
委任の確認	開示請求者への確認	()		
	委任状の有無	☐ 有 ☐ 無()		

(資4-90-1-A4統一) (令2.6)

改 正 前

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長		平成 年 月 日	
【代理人記入欄】		開示請求者	
住所	氏名	住所又は居所 (所在地)	氏名又は名称
		フリガナ	
		個人番号	
連絡先		生年月日	被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由(該当する□に✓印を記入してください。)

相続税の ☐ 期限内申告 ☐ 期限後申告 ☐ 修正申告 ☐ 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項(該当する□に✓印を記入してください。)

- ☐ 相続財産の全部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- ☐ 相続財産の一部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- ☐ 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等(添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。)

- ☐ 遺産分割協議書の写し ☐ 戸籍の謄(抄)本 ☐ 遺言書の写し ☐ 住民票の写し
- ☐ その他()
- ☐ 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

7 開示書の受領方法(希望される□に✓印を記入してください。)

- ☐ 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)
- ☐ 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄(記入しないでください。)

番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()	確認者
☐ 済 ☐ 未済	☐ 済 ☐ 未済			
委任の確認	開示請求者への確認	()		
	委任状の有無	☐ 有 ☐ 無()		

(資4-90-1-A4統一) (平28.6)

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 (開 示 請 求 書) 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。 （注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。 なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記ものを提出してください。 (1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し (2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し (3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本 開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。 開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。 なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。 「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。 （注）「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。 8 この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。	書 き か た 等 (開 示 請 求 書) 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。 （注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。 なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記ものを提出してください。 (1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し (2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し (3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本 開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。 開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。 なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。 「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。 （注）「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。 8 この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 後

(裏)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 本文の「第70条の4第22項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：・・・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：・・・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 本文の「第70条の4第22項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：平・・・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平・・・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改正後

(裏)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、この明細書の本文中の「70条の6の2第1項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合には「70条の4の2第1項」の文字を二重線で抹消してください。
 - (2) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (3) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (4) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自： ・ ・ 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至： ・ ・ 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改正前

(裏)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、この明細書の本文中の「70条の6の2第1項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合には「70条の4の2第1項」の文字を二重線で抹消してください。
 - (2) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (3) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (4) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：平 ・ ・ 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平 ・ ・ 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改 正 後

(裏)
記載方法等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が認定都市農地貸付け等を行っている場合に継続届出書の提出時における認定都市農地貸付け等に関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合等は、「自： . . . 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至： . . . 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。
 - (4) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行っている場合には、次により記載してください。
 - ・ 「貸付けを行った年月日」欄は、「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。
 - ・ 「賃借権等の存続期間」欄、「借り受けている者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地」欄及び「借り受けている者の氏名又は名称」欄の記載は、不要です。
- 2 納税猶予の適用を受ける特例農地等の全部について認定都市農地貸付け等を行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が認定都市農地貸付け等を行っている場合に継続届出書の提出時における認定都市農地貸付け等に関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合等は、「自：平 . . . 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平 . . . 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。
 - (4) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行っている場合には、次により記載してください。
 - ・ 「貸付けを行った年月日」欄は、「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。
 - ・ 「賃借権等の存続期間」欄、「借り受けている者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地」欄及び「借り受けている者の氏名又は名称」欄の記載は、不要です。
- 2 納税猶予の適用を受ける特例農地等の全部について認定都市農地貸付け等を行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改正後

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

税務署
受付印

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

〒
住所 _____

届出者 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与 相続（遺贈）	を受けた年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
贈与者 被相続人	住所	氏名			

1 収用交換等により譲渡した農地等の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____ m²

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 令和 ____年 ____月 ____日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____
名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

☐ 公共事業施行者の証明書 ☐

☐ ☐

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-56-A 4 統一) (令2.6)

改正前

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

税務署
受付印

平成 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

〒
住所 _____

届出者 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与 相続（遺贈）	を受けた年月日	昭和 平成	年	月	日
贈与者 被相続人	住所	氏名			

1 収用交換等により譲渡した農地等の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____ m²

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 平成 ____年 ____月 ____日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____
名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

☐ 公共事業施行者の証明書 ☐

☐ ☐

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-56-A 4 統一) (平28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

収用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の2分の1の金額

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

収用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の2分の1の金額

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改正後

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

税務署 受付印	
令和____年____月____日	
____税務署長	
〒	
届出者住所 _____	
氏名 _____ 印 (電話番号 _____)	
贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。	
記	
1 受贈年月日	昭和 平成____年____月____日 令和
2 納付した猶予税額	円
3 2の税額とともに納付した利子税の額	円
4 納付年月日	令和____年____月____日

※欄は記入しないでください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	送信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検 算	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-17-A4 統一) (令26)

改正前

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

税務署 受付印	
平成____年____月____日	
____税務署長	
〒	
届出者住所 _____	
氏名 _____ 印 (電話番号 _____)	
贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。	
記	
1 受贈年月日	昭和 平成____年____月____日
2 納付した猶予税額	円
3 2の税額とともに納付した利子税の額	円
4 納付年月日	平成____年____月____日

※欄は記入しないでください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	送信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検 算	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-17-A4 統一) (平28.6)

改正後

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

使用目的

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。

改正前

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

使用目的

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。

改 正 後

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）										
税務署 受付印		令和 年 月 日提出								
税務署長		申請者 住 所								
		氏 名 (電話番号 - -)								
次の規定により、下記のとおり 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。										
規 定	贈 与 税 相 続 税	☐	租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）							
		☐	租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）							
		☐	租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）							
		☐	租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）							
(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「□」にレ印をしてください。										
記										
譲 渡 等 を し た 特 例 農 地 等	所 在 地							計		
	地 目 等 、 面 積	㎡		㎡						
	贈 与 を 受 け た 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日	年 月 日		年 月 日						
	贈 与 の 時 の 価 額	円		円		円		円		
	農 業 投 資 価 格	円		円		円		円		
	農 業 投 資 価 格 超 過 額	円		円		円		円		
	譲 渡 等 の 年 月 日 、 態 様	令和 年 月 日		令和 年 月 日						
譲 渡 等 の 対 価 の 額	円		円		円		円			
取 農 得 地 等 又 は 採 取 草 見 放 込 牧 場 の 等	所 在 地									
	地 目 等 、 面 積	㎡		㎡						
	取 得 等 予 定 の 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日						
	取 得 価 額 の 見 積 額 (代 替 農 地 等 の 取 得 の 場 合)	円		円		円		円		
	譲 渡 等 の 時 に お け る 価 額 (代 替 農 地 等 の 付 替 え の 場 合)	円		円		円		円		
摘要										
関 与 税 理 士		印		電話番号						
※		通信日付印の年月日		確認印		整理簿番号				
		年 月 日								
(資12-19-1-A4統一) (令2.6)										

改 正 前

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）										
税務署 受付印		年 月 日提出								
税務署長		申請者 住 所								
		氏 名 (電話番号 - -)								
次の規定により、下記のとおり 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。										
規 定	贈 与 税 相 続 税	☐	租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）							
		☐	租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）							
		☐	租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）							
		☐	租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）							
(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「□」にレ印をしてください。										
記										
譲 渡 等 を し た 特 例 農 地 等	所 在 地							計		
	地 目 等 、 面 積	㎡		㎡						
	贈 与 を 受 け た 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日						
	贈 与 の 時 の 価 額	円		円		円		円		
	農 業 投 資 価 格	円		円		円		円		
	農 業 投 資 価 格 超 過 額	円		円		円		円		
	譲 渡 等 の 年 月 日 、 態 様	平成 年 月 日		平成 年 月 日						
譲 渡 等 の 対 価 の 額	円		円		円		円			
取 農 得 地 等 又 は 採 取 草 見 放 込 牧 場 の 等	所 在 地									
	地 目 等 、 面 積	㎡		㎡						
	取 得 等 予 定 の 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日						
	取 得 価 額 の 見 積 額 (代 替 農 地 等 の 取 得 の 場 合)	円		円		円		円		
	譲 渡 等 の 時 に お け る 価 額 (代 替 農 地 等 の 付 替 え の 場 合)	円		円		円		円		
摘要										
関 与 税 理 士		印		電話番号						
※		通信日付印の年月日		確認印		整理簿番号				
		年 月 日								
(資12-19-1-A4統一) (平30.12)										

改正後

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

(1) 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

(2) 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1) 「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

(2) 「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

(3) 「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4 次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の取用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	〈添付書類〉 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区に存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

改正前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

(1) 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

(2) 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1) 「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

(2) 「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

(3) 「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4 次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の取用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	〈添付書類〉 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区に存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

改正後

代替農地等の取得価額等の明細書

税務署 受付印		〒	
		税務署長	
申請者 住 所		氏 名	
		(電話番号 - -)	
次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。			
規 定	贈与税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)	
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)	
	相続税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第29項 (代替農地等の取得)	
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第33項 (代替農地等の付替え)	
(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。			
記			
譲渡等をした 特別農地等	所 在 地		
	地 目 等 、 面 積	①	㎡
	譲 渡 年 月 日 、 態 様	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	贈 与 価 額 農 業 投 資 価 格 超 過 額	②	円
取得等をした 農地又は 採草放牧地等	所 在 地		
	地 目 等 、 面 積	④	㎡
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	農地法の規定による許可又は 届 出 の 受 理 年 月 日	令和 年 月 日 許可 届出	令和 年 月 日 許可 届出
譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)	取 得 の 態 様		
	取 得 価 額	⑤	円
	譲 渡 等 の 時 に お け る 価 額	⑥	円
	買 入 先	住所又は所在地	氏名又は名称
譲渡等した 部分	② × $\frac{③ - (⑤ + ⑥)}{③}$	円	円
	① × $\frac{⑤ + ⑥}{③}$ 1を超えるときは1とする。	⑦	㎡
	② × $\frac{⑤ + ⑥}{③}$ 1を超えるときは1とする。	⑧	円
	摘要		

(注) 1 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

2 「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関 与 税 理 士 印 電 話 番 号

検 印 整理簿番号

(資 12-20-A 4 統一) (令2.6)

改正前

代替農地等の取得価額等の明細書

税務署 受付印		〒	
		税務署長	
申請者 住 所		氏 名	
		(電話番号 - -)	
次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。			
規 定	贈与税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)	
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)	
	相続税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第29項 (代替農地等の取得)	
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第33項 (代替農地等の付替え)	
(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。			
記			
譲渡等をした 特別農地等	所 在 地		
	地 目 等 、 面 積	①	㎡
	譲 渡 年 月 日 、 態 様	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	贈 与 価 額 農 業 投 資 価 格 超 過 額	②	円
取得等をした 農地又は 採草放牧地等	所 在 地		
	地 目 等 、 面 積	④	㎡
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	農地法の規定による許可又は 届 出 の 受 理 年 月 日	平成 年 月 日 許可 届出	平成 年 月 日 許可 届出
譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)	取 得 の 態 様		
	取 得 価 額	⑤	円
	譲 渡 等 の 時 に お け る 価 額	⑥	円
	買 入 先	住所又は所在地	氏名又は名称
譲渡等した 部分	② × $\frac{③ - (⑤ + ⑥)}{③}$	円	円
	① × $\frac{⑤ + ⑥}{③}$ 1を超えるときは1とする。	⑦	㎡
	② × $\frac{⑤ + ⑥}{③}$ 1を超えるときは1とする。	⑧	円
	摘要		

(注) 1 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

2 「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関 与 税 理 士 印 電 話 番 号

検 印 整理簿番号

(資 12-20-A 4 統一) (平30.12)

改 正 後

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

- 1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

- (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

- 3 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

- (2) 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。

- (3) 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記5②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

- 5 次の①、②又は③に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

①	代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合	〈添付書類〉 その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
②	代替農地等のうちに都市営農農地等がある場合	〈添付書類〉 その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
③	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	〈添付書類〉 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

改 正 前

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

- 1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

- (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

- 3 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

- (2) 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。

- (3) 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記5②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

- 5 次の①、②又は③に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

①	代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合	〈添付書類〉 その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
②	代替農地等のうちに都市営農農地等がある場合	〈添付書類〉 その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
③	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	〈添付書類〉 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

改正後

	被相続人の氏名	
	相続人の氏名	

代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号又は第10号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得等に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得等に関する承認とみなされるとき譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円

(資12-21-A4統一)

改正前

	被相続人の氏名	
	相続人の氏名	

代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号又は第10号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得等に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得等に関する承認とみなされるとき譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円

(資12-21-A4統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予を受けている者が特例農地等を譲渡し、これについて代替農地等の取得等の承認を受けている場合において、特例農地等を譲渡した日から1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。

- 1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 2 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予を受けている者が特例農地等を譲渡し、これについて代替農地等の取得等の承認を受けている場合において、特例農地等を譲渡した日から1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。

- 1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 2 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

改 正 後

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書

(納税猶予事案用)

税務署 受付印	令和____年____月____日提出				
	〒 _____				
_____税務署長		住 所 _____			
申請者		氏 名 _____ 印			
(電話番号 _____)		(電話番号 _____)			
租税特別措置法施行令 第40条の6 第36項 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る 代替農地等の取得価額の見積額等 第40条の7 第38項 に関する承認申請をいたします。					
買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積		m ²		m ²
	贈与を受けた年月日 (相続(遺贈)のあった)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	贈与の時の価額	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	譲渡等の予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
譲地又は及び採草放牧地見込のみ細農	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		m ²		m ²
	取得予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得対価の見積額	円	円	円	円
都市営農農地等該当農地細	都市営農農地等該当予定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		m ²		m ²

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年 月 日		

(資 12-35-1-A 4 統一) (令2.6)

改 正 前

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書

(納税猶予事案用)

税務署 受付印	平成____年____月____日提出				
	〒 _____				
_____税務署長		住 所 _____			
申請者		氏 名 _____ 印			
(電話番号 _____)		(電話番号 _____)			
租税特別措置法施行令 第40条の6 第36項 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る 代替農地等の取得価額の見積額等 第40条の7 第38項 に関する承認申請をいたします。					
買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積		m ²		m ²
	贈与を受けた年月日 (相続(遺贈)のあった)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与の時の価額	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
譲地又は及び採草放牧地見込のみ細農	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		m ²		m ²
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得対価の見積額	円	円	円	円
都市営農農地等該当農地細	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		m ²		m ²

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年 月 日		

(資 12-35-1-A 4 統一) (平30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。

１ この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第38項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

２ 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出、同法第10条の6第1項の規定による指定の解除、都市計画の決定、都市計画の変更（田園住居地域域内にある農地でなくなった場合を除きます。）、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３ 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。

１ この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第38項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

２ 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出、同法第10条の6第1項の規定による指定の解除、都市計画の決定、都市計画の変更（田園住居地域域内にある農地でなくなった場合を除きます。）、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３ 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改正後

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		〒 住 所	
		氏 名 (電話番号)	
租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項 第23条の8第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。			
譲渡等をした特例農地等の明細	農地等の所在地		
	農地等の地目		
	農地等の面積	①	㎡
	買取りの申出等の内容		
	買取りの申出等の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	譲渡等の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	譲渡等の態様		
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地		
	地 目 等		
	面 積	④	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	取得の態様		
	取得年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	取得価額	⑤	円
買 入	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	① × $\frac{②-⑤}{②}$	⑥	円
	③ × $\frac{②-⑤}{②}$	⑦	円
買がれ取らる部分の申出等	① × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるときは1とする。)	⑧	円
	③ × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるときは1とする。)	⑨	円

※欄は記入しないでください。

関与税理士 印 電話番号

※ 捺 印 整理簿番号

(資12-36-A4統一) (令26)

改正前

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署 受付印		平成 年 月 日	
税務署長		〒 住 所	
		氏 名 (電話番号)	
租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項 第23条の8第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。			
譲渡等をした特例農地等の明細	農地等の所在地		
	農地等の地目		
	農地等の面積	①	㎡
	買取りの申出等の内容		
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の態様		
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地		
	地 目 等		
	面 積	④	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取得の態様		
	取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取得価額	⑤	円
買 入	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	① × $\frac{②-⑤}{②}$	⑥	円
	③ × $\frac{②-⑤}{②}$	⑦	円
買がれ取らる部分の申出等	① × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるときは1とする。)	⑧	円
	③ × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるときは1とする。)	⑨	円

※欄は記入しないでください。

関与税理士 印 電話番号

※ 捺 印 整理簿番号

(資12-36-A4統一) (平30.12)

改 正 後

記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

第 23 条の 7 第 25 項
本文の「租税特別措置法施行規則 第 23 条の 8 第 20 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の 8 第 20 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の 7 第 25 項」の文字を横線で抹消してください。

2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、生産緑地法の規定に基づく指定の解除、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- (3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「取得の態様」欄は、上記 2 の(3)に準じて記載してください。

4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記 2 及び 3 により記載した事項に基づいて記載してください。

5 代替農地等として取得した農地が農地法第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地である場合は、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

6 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合は、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写しを添付してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

第 23 条の 7 第 25 項
本文の「租税特別措置法施行規則 第 23 条の 8 第 20 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の 8 第 20 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の 7 第 25 項」の文字を横線で抹消してください。

2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、生産緑地法の規定に基づく指定の解除、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- (3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「取得の態様」欄は、上記 2 の(3)に準じて記載してください。

4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記 2 及び 3 により記載した事項に基づいて記載してください。

5 代替農地等として取得した農地が農地法第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地である場合は、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

6 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合は、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写しを添付してください。

改正後

都市営農農地等該当に関する明細書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -) 印

租税特別措置法施行規則 第23条の7第26項
第23条の8第21項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農

農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採草放牧地に係る明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
該明該当する	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
	都市営農農地等に該当した日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
該明該当する	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡	㎡
	買等と取がれりある部分 (①－③)の面積	④	㎡	㎡	㎡
買等と取がれりある部分 出た分	② × $\frac{\text{①－③}}{\text{①}}$	⑤	円	円	円
	③ の 面積	⑥	㎡	㎡	㎡
買等と取がれりなれ る部分 出た分	② × $\frac{\text{③}}{\text{①}}$	⑦	円	円	円

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士 印 電話番号

※	検印	整理簿番号
---	----	-------

(資12-37-A4 統一) (令2.6)

改正前

都市営農農地等該当に関する明細書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -) 印

租税特別措置法施行規則 第23条の7第26項
第23条の8第21項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農

農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採草放牧地に係る明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
該明該当する	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
	都市営農農地等に該当した日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
該明該当する	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡	㎡
	買等と取がれりある部分 (①－③)の面積	④	㎡	㎡	㎡
買等と取がれりある部分 出た分	② × $\frac{\text{①－③}}{\text{①}}$	⑤	円	円	円
	③ の 面積	⑥	㎡	㎡	㎡
買等と取がれりなれ る部分 出た分	② × $\frac{\text{③}}{\text{①}}$	⑦	円	円	円

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士 印 電話番号

※	検印	整理簿番号
---	----	-------

(資12-37-A4 統一) (平28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 ^{第23条の7第26項}
^{第23条の8第21項}」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第21項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第26項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
(1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 ^{第23条の7第26項}
^{第23条の8第21項}」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第21項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第26項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
(1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

改 正 後

	被相続人の氏名	
	相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第11号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	m ²	m ²	m ²	m ²
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、譲渡等の態様	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
都市営農農地等該当年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

(資12-38-A4統一)

改 正 前

	被相続人の氏名	
	相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第11号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	m ²	m ²	m ²	m ²
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、譲渡等の態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
都市営農農地等該当年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(資12-38-A4統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が買取りの申出等に係る特例農地等を譲渡し、かつ、代替農地等の取得の承認を受けている場合又は買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、買取りの申出等後1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その死亡について相続税の納税猶予を受けるために相続税の申告書の添付書類《添付明細書》として使用してください。

- 1 「地目等」欄には、買取りの申出等に係る特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 2 「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出の日、都市計画の決定又は変更の告示の日、都市計画の失効の日を記載してください。
- 3 「買取りの申出等の内容」欄には、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 4 「譲渡等の対価の額」は、譲渡等の対価の額又はその予定額を記載してください。
- 5 「譲渡等の年月日、譲渡等の態様」欄は、譲渡等の年月日を記載するとともに、その譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 6 「都市営農農地等該当年月日」欄には、都市営農農地等に該当した年月日又はその該当予定年月日を記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が買取りの申出等に係る特例農地等を譲渡し、かつ、代替農地等の取得の承認を受けている場合又は買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、買取りの申出等後1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その死亡について相続税の納税猶予を受けるために相続税の申告書の添付書類《添付明細書》として使用してください。

- 1 「地目等」欄には、買取りの申出等に係る特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 2 「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出の日、都市計画の決定又は変更の告示の日、都市計画の失効の日を記載してください。
- 3 「買取りの申出等の内容」欄には、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 4 「譲渡等の対価の額」は、譲渡等の対価の額又はその予定額を記載してください。
- 5 「譲渡等の年月日、譲渡等の態様」欄は、譲渡等の年月日を記載するとともに、その譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 6 「都市営農農地等該当年月日」欄には、都市営農農地等に該当した年月日又はその該当予定年月日を記載してください。

改 正 後

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者住所

氏名
(電話番号)

印

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等につき に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

推定相続人	住 所	氏 名	届出者 と 続 柄
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	平成 年 月 日		

- 使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、令和 年 月 日です。
- 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。
- 私は、令和 年 月 日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしています。
- 私は、推定相続人 の営む農業経営に従事しています。

添付書類

- ☐ が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）
- ☐ 推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）
- ☐ 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）
- ☐ 農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金決定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）
- ☐ 届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	電子整理簿	審査	整理簿番号
---	--------------------	-----	-------	----	-------

(資12-22-A4 統一) (令2.6)

改 正 前

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者住所

氏名
(電話番号)

印

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等につき に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

推定相続人	住 所	氏 名	届出者 と 続 柄
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	平成 年 月 日		

- 使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、平成 年 月 日です。
- 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。
- 私は、平成 年 月 日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしています。
- 私は、推定相続人 の営む農業経営に従事しています。

添付書類

- ☐ が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）
- ☐ 推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）
- ☐ 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）
- ☐ 農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金決定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）
- ☐ 届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	電子整理簿	審査	整理簿番号
---	--------------------	-----	-------	----	-------

(資12-22-A4 統一) (平28.6)

改正後

(裏)

記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は使用貸借の権利の設定の日から2か月以内です。

改正前

(裏)

記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は使用貸借の権利の設定の日から2か月以内です。

改 正 後

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

令和 年 月 日

税務署
受付印

税務署長 印
届出者住所

氏名 印
(電話番号)

推定相続人 の死亡によりその者に使用させていた農地等
死亡推定相続人の相続人
につき他の推定相続人 に対し使用貸借による権利
の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住所	氏名	死亡推定 相続人又は 届出者との 続柄
死亡した推定相続人	住所	氏名	死亡年月日 令和 年 月 日

1 使用貸借による権利の設定は、推定相続人 の死亡に伴い、他の推定相続人等 に対し、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、令和 年 月 日です。

2 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

☐ が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）

☐ 他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）

☐ 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）

☐ 届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士 印 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	添付整理簿	審査	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-23-A4統一) (令2.6)

改 正 前

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

平成 年 月 日

税務署
受付印

税務署長 印
届出者住所

氏名 印
(電話番号)

推定相続人 の死亡によりその者に使用させていた農地等
死亡推定相続人の相続人
につき他の推定相続人 に対し使用貸借による権利
の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住所	氏名	死亡推定 相続人又は 届出者との 続柄
死亡した推定相続人	住所	氏名	死亡年月日 平成 年 月 日

1 使用貸借による権利の設定は、推定相続人 の死亡に伴い、他の推定相続人等 に対し、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成 年 月 日です。

2 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

☐ が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）

☐ 他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）

☐ 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）

☐ 届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士 印 電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	添付整理簿	審査	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-23-A4統一) (平28.6)

改 正 後

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を横線で抹消してください。

改 正 前

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を横線で抹消してください。

改 正 後

推 定 相 続 人 の 死 亡 に 伴 う 受 贈 者 の
農 業 経 営 開 始 の 届 出 書税 務 署
受 付 印

令 和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税 務 署 長

〒

届 出 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印
(電 話 番 号 _____)

推 定 相 続 人 _____ の 死 亡 に よ り そ の 者 に 使 用 さ せ て い た 農 地 等
に つ き 私 が 農 業 経 営 を 開 始 し た の で 届 け 出 ます。

死亡した推定相続人	住 所	氏 名	死亡年月日	令 和 年 月 日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日		令 和 年 月 日		

添 付 書 類

- ☐ 届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電 話 番 号
-------	---	---------

※	通信日付印の年月日	確認印	領受整理簿	審査	整理簿番号
	年 月 日				

(資 1 2 - 2 4 - A 4 統 -) (令 2.6)

改 正 前

推 定 相 続 人 の 死 亡 に 伴 う 受 贈 者 の
農 業 経 営 開 始 の 届 出 書税 務 署
受 付 印

平 成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税 務 署 長

〒

届 出 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印
(電 話 番 号 _____)

推 定 相 続 人 _____ の 死 亡 に よ り そ の 者 に 使 用 さ せ て い た 農 地 等
に つ き 私 が 農 業 経 営 を 開 始 し た の で 届 け 出 ます。

死亡した推定相続人	住 所	氏 名	死亡年月日	平 成 年 月 日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日		平 成 年 月 日		

添 付 書 類

- ☐ 届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電 話 番 号
-------	---	---------

※	通信日付印の年月日	確認印	領受整理簿	審査	整理簿番号
	年 月 日				

(資 1 2 - 2 4 - A 4 統 -) (平 28.6)

改正後

(裏)

使用目的等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用させていた人でその農地等を相続により取得した後もその相続税について納税猶予を受けている場合に、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

改正前

(裏)

使用目的等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用させていた人でその農地等を相続により取得した後もその相続税について納税猶予を受けている場合に、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

改正後

被相続人の氏名			
相続人の氏名			

農業相続人が推定相続人に使用貸借
他の推定相続人等
による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第5号の規定による農業相続人が
推定相続人に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。

推定相続人 他の推定相続人等	住所	氏名	
-------------------	----	----	--

1 相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人
他の推定相続人等
に対して使用貸借による権利
の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。

2 推定相続人
他の推定相続人等
に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、令和 ____年 ____月 ____日
です。

なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人
他の推定相続人等
に使用させています。

3 相続人は、推定相続人
他の推定相続人等
の営む農業経営に従事していましたが、今回の相続開始後も引き続きその
農業経営に従事しています。

(資12-25-A4統一)

改正前

被相続人の氏名			
相続人の氏名			

農業相続人が推定相続人に使用貸借
他の推定相続人等
による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第5号の規定による農業相続人が
推定相続人に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。

推定相続人 他の推定相続人等	住所	氏名	
-------------------	----	----	--

1 相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人
他の推定相続人等
に対して使用貸借による権利
の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。

2 推定相続人
他の推定相続人等
に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、平成 ____年 ____月 ____日
です。

なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人
他の推定相続人等
に使用させています。

3 相続人は、推定相続人
他の推定相続人等
の営む農業経営に従事していましたが、今回の相続開始後も引き続きその
農業経営に従事しています。

(資12-25-A4統一)

改 正 後

(裏)

記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、贈与者が死亡しその農地等を受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされ、これについて、相続税の納税猶予を受けようとする場合に相続税の申告書の添付書類として使用してください。

使用貸借による権利の設定を推定相続人に対して行っている場合には、明細書の「推定相続人」の「他の推定相続人等」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「推定相続人」の文字を横線で抹消してください。

改 正 前

(裏)

記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、贈与者が死亡しその農地等を受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされ、これについて、相続税の納税猶予を受けようとする場合に相続税の申告書の添付書類として使用してください。

使用貸借による権利の設定を推定相続人に対して行っている場合には、明細書の「推定相続人」の「他の推定相続人等」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「推定相続人」の文字を横線で抹消してください。

改 正 後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
届出者住所 _____
氏名 _____印
(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第4項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地		名 称	
2	合 併 法 人	所在地		名 称	

- 1 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、令和____年____月____日です。
- 2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、令和____年____月____日です。
- 3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。
- 4 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する（理事業務執行権を有する社員）に就任し、かつ、常時従事者である（組合員社員）（1年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に農作業に____日従事します。）となっています。

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第3項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）
- 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-61-A4統一) (令2.6)

改 正 前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒
届出者住所 _____
氏名 _____印
(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第4項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地		名 称	
2	合 併 法 人	所在地		名 称	

- 1 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、平成____年____月____日です。
- 2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成____年____月____日です。
- 3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。
- 4 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する（理事業務執行権を有する社員）に就任し、かつ、常時従事者である（組合員社員）（1年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に農作業に____日従事します。）となっています。

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第3項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）
- 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-61-A4統一) (平28.6)

改 正 後

(裏)

使 用 目 的 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から2か月以内です。

改 正 前

(裏)

使 用 目 的 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から2か月以内です。

改 正 後

やむを得ない事由により常時従事者である構成員
に該当しないこととなった旨の届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、令和____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の特定農地所有適格法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）

附則第28条（第5項
第6項）の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名 称 _____

(注) この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

(事情の詳細)

関与税理士

印

電話番号

(資12-63-A4統一) (令2.6)

改 正 前

やむを得ない事由により常時従事者である構成員
に該当しないこととなった旨の届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、平成____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の特定農地所有適格法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）

附則第28条（第5項
第6項）の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名 称 _____

(注) この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

(事情の詳細)

関与税理士

印

電話番号

(資12-63-A4統一) (平28.6)

改正後

記載方法等

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農地所有適格法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則28条第5項又は同条第6項の規定により税務署長に提出するときに使用します。

なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「（事情の詳細）」欄にその事情の詳細を記載してください。

- 1 本文中の「附則第28条 $\left[\begin{array}{c} \text{第5項} \\ \text{第6項} \end{array}\right]$ 」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第6項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第5項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。

改正前

記載方法等

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農地所有適格法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則28条第5項又は同条第6項の規定により税務署長に提出するときに使用します。

なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「（事情の詳細）」欄にその事情の詳細を記載してください。

- 1 本文中の「附則第28条 $\left[\begin{array}{c} \text{第5項} \\ \text{第6項} \end{array}\right]$ 」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第6項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第5項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

税務署 受付印		令和____年____月____日 提出	
_____ 税務署長		〒 住 所 _____	
申請者		氏 名 _____ 印 (電話番号 _____)	
租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）第1項の規定による改正後の租税特別措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第36条第6項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第7項の規定により承認申請します。			
1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項			
法附則第36条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項			
(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	名称	所在地
	貸付けを行った日	令和____年____月____日	
	貸付期限	令和____年____月____日	
	地上権等の登記の有無	有 ・ 無	
	賃貸料の金額	円 ・ 無 償	
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日			
承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、令和____年____月____日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しないでください。

(資12-87-1-A4 統一) (令2.6)

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

税務署 受付印		平成____年____月____日 提出	
_____ 税務署長		〒 住 所 _____	
申請者		氏 名 _____ 印 (電話番号 _____)	
租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）第1項の規定による改正後の租税特別措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第36条第6項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第7項の規定により承認申請します。			
1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項			
法附則第36条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項			
(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	名称	所在地
	貸付けを行った日	平成____年____月____日	
	貸付期限	平成____年____月____日	
	地上権等の登記の有無	有 ・ 無	
	賃貸料の金額	円 ・ 無 償	
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日			
承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成____年____月____日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しないでください。

(資12-87-1-A4 統一) (平28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 2 2 (1) の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。
- 3 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
- 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。
- 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 前

記 載 方 法 等

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 2 2 (1) の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。
- 3 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
- 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。
- 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

整理簿番号		※			
1 法附則第36条第3項の規定により届け出た農地等に関する事項					
農地等を贈与により取得した年月日	平成____年____月____日				
贈与者	氏名	住所			
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称	所在地			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細					
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				() m ²	有・無
2				()	有・無
3				()	有・無
4				()	有・無
5				()	有・無
6				()	有・無
7				()	有・無
8				()	有・無
9				()	有・無
10				()	有・無
合 計				() m ²	
(添付書類)					
1. 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第8項に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類					
2. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号）第14条第9項に規定する事業施行者との契約書等の写し等					

(資12-87-2-A4統一) (令2.6)

※欄は記入しないでください。

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

整理簿番号		※			
1 法附則第36条第3項の規定により届け出た農地等に関する事項					
農地等を贈与により取得した年月日	平成____年____月____日				
贈与者	氏名	住所			
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称	所在地			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細					
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				() m ²	有・無
2				()	有・無
3				()	有・無
4				()	有・無
5				()	有・無
6				()	有・無
7				()	有・無
8				()	有・無
9				()	有・無
10				()	有・無
合 計				() m ²	
(添付書類)					
1. 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第8項に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類					
2. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵第33号）第14条第9項に規定する事業施行者との契約書等の写し等					

(資12-87-2-A4統一) (平28.6)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

この承認申請書（付表）は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

- 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
- 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次により記載してください。
 - 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この承認申請書（付表）は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

- 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
- 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次により記載してください。
 - 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている 農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)				
税務署 受付印		令和 年 月 日 提出		
税務署長		〒 住 所		
届出者		氏 名		
(電話番号		)		
租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けるため、同条第7項の規定により届け出ます。				
1 贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成 年 月 日		
2 贈与者	氏名	住所又は居所		
3 一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項				
(1) 承認申請書の提出年月日		令和 年 月 日		
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日		令和 年 月 日		
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。				
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	名 称	所在地		
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	令和 年 月 日		
(2) 貸付期間	貸 付 期 限	令和 年 月 日		
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名	使用目的		
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。				
5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細				
番 号	農 地 等 の 所 在 地 番	地 目	貸付け直前の 利用状況	面 積 ()㎡ 地上権等の 登記の有無
1				()㎡ 有 ・ 無
2				()㎡ 有 ・ 無
3				()㎡ 有 ・ 無
4				()㎡ 有 ・ 無
5				()㎡ 有 ・ 無
6				()㎡ 有 ・ 無
7				()㎡ 有 ・ 無
8				()㎡ 有 ・ 無
9				()㎡ 有 ・ 無
10				()㎡ 有 ・ 無
合 計			()㎡ n㎡	
一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり)				
関与税理士	印	電話番号		

(資12-88-1-A4統一)(令2.6)

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている 農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)				
税務署 受付印		平成 年 月 日 提出		
税務署長		〒 住 所		
届出者		氏 名		
(電話番号		)		
租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けるため、同条第7項の規定により届け出ます。				
1 贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成 年 月 日		
2 贈与者	氏名	住所又は居所		
3 一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項				
(1) 承認申請書の提出年月日		平成 年 月 日		
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日		平成 年 月 日		
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。				
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	名 称	所在地		
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日		
(2) 貸付期間	貸 付 期 限	平成 年 月 日		
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名	使用目的		
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。				
5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細				
番 号	農 地 等 の 所 在 地 番	地 目	貸付け直前の 利用状況	面 積 ()㎡ 地上権等の 登記の有無
1				()㎡ 有 ・ 無
2				()㎡ 有 ・ 無
3				()㎡ 有 ・ 無
4				()㎡ 有 ・ 無
5				()㎡ 有 ・ 無
6				()㎡ 有 ・ 無
7				()㎡ 有 ・ 無
8				()㎡ 有 ・ 無
9				()㎡ 有 ・ 無
10				()㎡ 有 ・ 無
合 計			()㎡ n㎡	
一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり)				
関与税理士	印	電話番号		

(資12-88-1-A4統一)(平28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過することの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

- 1 3(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
- 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第55条第3項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
- 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過することの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

- 1 3(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
- 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第55条第3項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
- 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条
第 7 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出で
きなかった旨の届出書

税 務 署
受 付 印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律
（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する届出書を期限内に提出すること
ができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設
定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び
添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

☐ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

印

電話番号

(資 12-89-A 4 統一) (令 2.6)

改正前

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条
第 7 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出で
きなかった旨の届出書

税 務 署
受 付 印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律
（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する届出書を期限内に提出すること
ができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設
定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び
添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

☐ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

印

電話番号

(資 12-89-A 4 統一) (平 28.6)

改正後

記載方法等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届ける場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改正前

記載方法等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届ける場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

税務署
受付印

令和 年 月 日 提出

税務署長

〒

住 所

届出者

氏 名

(電話番号

— —)

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第6項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、令和 年 月 日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第12項の規定により届け出ます。

1	贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
2	贈与者 氏名	住所又は居所
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項	
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	名称 所在地
(2)	貸付期間	貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名 使用目的
4	一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）	

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた農地等					(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等			
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の 利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無	年 月 日	特定農地所有適格 法人の農業の用に 供されている（供 する）面積	現在（今後）の利用状況
1				() m ² m ²	有・無		m ²	
2				()	有・無			
3				()	有・無			
4				()	有・無			
5				()	有・無			
6				()	有・無			
7				()	有・無			
8				()	有・無			
9				()	有・無			
10				()	有・無			
			合 計	() m ² m ²			m ²	

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したことが及び法附則第36条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したことが及び終了した日を証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号）附則第14条第13項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおり

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	整理簿番号
---	-------

(資12-90-A4統一)(令2.6)

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

税務署
受付印

平成 年 月 日 提出

税務署長

〒

住 所

届出者

氏 名

(電話番号

— —)

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第6項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成 年 月 日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第12項の規定により届け出ます。

1	贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
2	贈与者 氏名	住所又は居所
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項	
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	名称 所在地
(2)	貸付期間	貸付けを行った日 平成 年 月 日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名 使用目的
4	一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）	

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた農地等					(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等			
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の 利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無	特定農地所有適格法人 に対し使用貸借による 権利の設定を行った日 (予定日)	特定農地所有適格 法人の農業の用に 供されている（供 する）面積	現在（今後）の利用状況
1				() ㎡ ㎡	有・無	年 月 日	㎡	
2				()	有・無			
3				()	有・無			
4				()	有・無			
5				()	有・無			
6				()	有・無			
7				()	有・無			
8				()	有・無			
9				()	有・無			
10				()	有・無			
			合 計	() ㎡ ㎡			㎡	

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したことが及び法附則第36条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したことが及び終了した日を証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号）附則第14条第13項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	整理簿番号
---	-------

(資12-90-A4統一)(平28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中、令和____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。
 - 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
- 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。
- 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記3(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。
 - 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
- 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。
- 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記3(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定
を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸
付けに係る貸付期限の延長届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

税務署長		〒		令和 年 月 日提出	
		住所			
		届出者			
		氏名		印	
		(電話番号		)	
租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されたこととなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第14項の規定により届け出ます。					
1 贈与により農地等取得した年月日		昭和・平成 年 月 日			
2 贈与者	氏名	住所又は居所			
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項					
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	名 称	所在地			
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和 年 月 日			
	延長前の貸付期限	令和 年 月 日			
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名				
	使用目的				
4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日					
延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、令和 年 月 日までに特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。					
5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細					
(1) 一時的道路用地等として貸し付けている農地等					
番号	農地等の所在地番	地 目	面 積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			()㎡ ㎡	有 ・ 無	()㎡ ㎡
2			()	有 ・ 無	()
3			()	有 ・ 無	()
4			()	有 ・ 無	()
5			()	有 ・ 無	()
6			()	有 ・ 無	()
7			()	有 ・ 無	()
8			()	有 ・ 無	()
9			()	有 ・ 無	()
10			()	有 ・ 無	()
		合 計	()㎡ ㎡		()㎡ ㎡
(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成7年大蔵省令第33号)附則第14条第14項に規定する契約書の写し…(別添のとおり)					

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

※	整理簿番号
---	-------

(資12-91-1-A4統一)(令2.6)

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定
を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸
付けに係る貸付期限の延長届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

税務署長		〒		平成 年 月 日提出	
		住所			
		届出者			
		氏名		印	
		(電話番号		)	
租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されたこととなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第14項の規定により届け出ます。					
1 贈与により農地等取得した年月日		昭和・平成 年 月 日			
2 贈与者	氏名	住所又は居所			
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項					
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	名 称	所在地			
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日			
	延長前の貸付期限	平成 年 月 日			
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名				
	使用目的				
4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日					
延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成 年 月 日までに特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。					
5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細					
(1) 一時的道路用地等として貸し付けている農地等					
番号	農地等の所在地番	地 目	面 積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			()㎡ ㎡	有 ・ 無	()㎡ ㎡
2			()	有 ・ 無	()
3			()	有 ・ 無	()
4			()	有 ・ 無	()
5			()	有 ・ 無	()
6			()	有 ・ 無	()
7			()	有 ・ 無	()
8			()	有 ・ 無	()
9			()	有 ・ 無	()
10			()	有 ・ 無	()
		合 計	()㎡ ㎡		()㎡ ㎡
(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成7年大蔵省令第33号)附則第14条第14項に規定する契約書の写し…(別添のとおり)					

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

※	整理簿番号
---	-------

(資12-91-1-A4統一)(平28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から2か月を経過する日までに限られます。

2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から2か月を経過する日までに限られます。

2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改正後

特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての
使用貸借による権利の設定に関する届出書税務署
受付印

令和____年____月____日 提出

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

- 1. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出ます。
- 2. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人（上記 1 の届出をする場合には、上記 1 と同一の特定農地所有適格法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第 5 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称		所在地		区分	☐ 認定農地所有適格法人 ☐ 認定特定農業法人
贈与者	氏名		住所又は居所			
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日			(昭和・平成) ____年____月____日			
届出者の特定農地所有適格法人における地位等			(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 取締役等 ☐ 取締役			
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況			農業に従事する日数 ____日 農作業に従事する日数 ____日			

- ① 使用貸借による権利の設定の日は、令和____年____月____日です。
- ② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。
- ③ 使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第 4 項又は第 7 項若しくは第 8 項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。
- ④ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（令和____年____月____日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日（令和____年____月____日）以後の日となっています。
- (注) ④は、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

(添付書類)

- 使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が、令附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する農業委員会の書類
- 使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類
- 次に掲げる農地所有適格法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類
- イ 認定農地所有適格法人である場合 当該認定農地所有適格法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 2 号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日
- ロ 認定特定農業法人である場合 当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 3 号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日
- 法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第 7 項第 3 号に規定する特定農地所有適格法人の同意を得ていることを明らかにする書類

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資 12-92-A4 統一) (令 2.6)

改正前

特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての
使用貸借による権利の設定に関する届出書税務署
受付印

平成____年____月____日 提出

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

- 1. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出ます。
- 2. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人（上記 1 の届出をする場合には、上記 1 と同一の特定農地所有適格法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第 5 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称		所在地		区分	☐ 認定農地所有適格法人 ☐ 認定特定農業法人
贈与者	氏名		住所又は居所			
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日			(昭和・平成) ____年____月____日			
届出者の特定農地所有適格法人における地位等			(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 取締役等 ☐ 取締役			
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況			農業に従事する日数 ____日 農作業に従事する日数 ____日			

- ① 使用貸借による権利の設定の日は、平成____年____月____日です。
- ② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。
- ③ 使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第 4 項又は第 7 項若しくは第 8 項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。
- ④ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（平成____年____月____日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日（平成____年____月____日）以後の日となっています。
- (注) ④は、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

(添付書類)

- 使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が、令附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する農業委員会の書類
- 使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類
- 次に掲げる農地所有適格法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類
- イ 認定農地所有適格法人である場合 当該認定農地所有適格法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 2 号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日
- ロ 認定特定農業法人である場合 当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 3 号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日
- 法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第 7 項第 3 号に規定する特定農地所有適格法人の同意を得ていることを明らかにする書類

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資 12-92-A4 統一) (平 28.6)

改 正 後

(裏 面)

- 1 令附則第 33 条第 4 項に規定する要件
法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているものの全て（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなければなりません。
- 2 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第 55 条第 5 項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。
 - (1) 令附則第 33 条第 7 項に規定する要件
法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。
 - イ 借受代替農地等の全てにつき農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。
 - ロ 受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第 55 条第 3 項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。
 - ハ 借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第 55 条第 6 項第 3 号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から 1 月を経過する日までに上記イの特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農地所有適格法人の同意を得ていること。
 - ニ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第 55 条第 6 項第 1 号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。
 - (2) 令附則第 33 条第 8 項に規定する要件
贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。
 - イ 受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）の全てについて、法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。
 - ロ 上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第 55 条第 5 項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。

改 正 前

(裏 面)

- 1 令附則第 33 条第 4 項に規定する要件
法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているものの全て（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなければなりません。
- 2 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第 55 条第 5 項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。
 - (1) 令附則第 33 条第 7 項に規定する要件
法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。
 - イ 借受代替農地等の全てにつき農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。
 - ロ 受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第 55 条第 3 項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。
 - ハ 借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第 55 条第 6 項第 3 号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から 1 月を経過する日までに上記イの特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農地所有適格法人の同意を得ていること。
 - ニ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第 55 条第 6 項第 1 号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。
 - (2) 令附則第 33 条第 8 項に規定する要件
贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。
 - イ 受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）の全てについて、法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。
 - ロ 上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第 55 条第 5 項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。

改正後

記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年 3 月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1 の□にレ印を記入してください。また、同条第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2 の□にレ印を記入してください。
- 2 「権利の設定を受けた特定農地所有適格法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 3 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 4 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。
- 5 この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改正前

記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年 3 月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1 の□にレ印を記入してください。また、同条第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2 の□にレ印を記入してください。
- 2 「権利の設定を受けた特定農地所有適格法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 3 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 4 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。
- 5 この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改 正 後

やむを得ない事由により常時従事者である
構成員に該当しないこととなった旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、令和____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第4項第1号に規定する特定農地所有適格法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第5項第1号の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名 称 _____

関与税理士

印

電話番号

(資12-94-A4統一) (令2.6)

改 正 前

やむを得ない事由により常時従事者である
構成員に該当しないこととなった旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

平成____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、平成____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第4項第1号に規定する特定農地所有適格法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第5項第1号の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名 称 _____

関与税理士

印

電話番号

(資12-94-A4統一) (平28.6)

改正後

記載方法等

この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項第3号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1か月を経過する日までです。

改正前

記載方法等

この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項第3号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1か月を経過する日までです。

改 正 後

税務署
受付印

被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

- ☐ 1. 認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 5 項第 2 号の規定により届け出ます。
- ☐ 2. 認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の 3 において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第 5 項第 3 号の規定により届け出ます。
- ☐ 3. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第 5 項第 4 号の規定により届け出ます。

特定農地所有適格法人の名称		所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日	新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日		
令和____年____月____日	認定年月日	令和____年____月____日	
	有効期間満了日	令和____年____月____日	

※ 上記 3 に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農地所有適格法人の名称		所在地	
届出書の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (種 類) ☐ 理事 ☐ 取締役等社員 ☐ 取締役		
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____ 日 農作業に従事する日数 _____ 日		

(添付書類)

- 上記 1 に該当する場合
租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第 7 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類
- 上記 2 に該当する場合
規附則第 14 条第 9 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類
- 上記 3 に該当する場合
① 規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類
② 特定農地所有適格法人に係る規附則第 14 条第 2 項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資 12-95-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

税務署
受付印

被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

- ☐ 1. 認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 5 項第 2 号の規定により届け出ます。
- ☐ 2. 認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の 3 において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第 5 項第 3 号の規定により届け出ます。
- ☐ 3. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第 5 項第 4 号の規定により届け出ます。

特定農地所有適格法人の名称		所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日	新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日		
平成____年____月____日	認定年月日	平成____年____月____日	
	有効期間満了日	平成____年____月____日	

※ 上記 3 に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農地所有適格法人の名称		所在地	
届出書の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (種 類) ☐ 理事 ☐ 取締役等社員 ☐ 取締役		
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____ 日 農作業に従事する日数 _____ 日		

(添付書類)

- 上記 1 に該当する場合
租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第 7 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類
- 上記 2 に該当する場合
規附則第 14 条第 9 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類
- 上記 3 に該当する場合
① 規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類
② 特定農地所有適格法人に係る規附則第 14 条第 2 項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資 12-95-A 4 統一) (平 28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から 2 か月を経過する日までです。

- 1 「特定農地所有適格法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農地所有適格法人に係る名称及び所在地を記入してください。
- 2 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農地所有適格法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農地所有適格法人における地位等並びに届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から 2 か月を経過する日までです。

- 1 「特定農地所有適格法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農地所有適格法人に係る名称及び所在地を記入してください。
- 2 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農地所有適格法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農地所有適格法人における地位等並びに届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。

改 正 後

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税 務 署
受 付 印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

☐ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

印

電話番号

(資 12-96-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税 務 署
受 付 印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

☐ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

印

電話番号

(資 12-96-A 4 統一) (平 28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 後

特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等について
の使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
_____ 税務署長		〒 _____ 届出者 住所	
_____ 氏名		_____ 印 (電話番号 - -)	
※ 該当するものにレ印を記入してください。			
☐ 1. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。） 第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受 代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地 所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権 利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附 則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により届け出ます。			
☐ 2. 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を した借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所 有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利 の設定をしたので令附則第 33 条第 17 項の規定により届け出ます。			
権利の設定を受 けた特定農地所 有適格法人	名 称	所在地	
贈与者	氏 名	住所又 は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		(昭和・平成) ____年____月____日	
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権 等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）		令和____年____月____日	
法附則第 55 条第 5 項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った 特定農地所有適格法人の名称及び所在地			
名 称		所 在 地	
☐ ① 貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成・令和 ____年____月____日です。			
☐ ② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による 権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。			
☐ ③ 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る 借受代替農地等の明細書」のとおりです（上記 1 に該当する場合のみ提出が必要です。）。			
(添付書類) 特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行わ れたことを明らかにするもの (注) 上記 2 に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該 解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。			
関与税理士		印	電話番号

(資 12-97-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等につ
ての使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
_____ 税務署長		〒 _____ 届出者 住所	
_____ 氏名		_____ 印 (電話番号 - -)	
※ 該当するものにレ印を記入してください。			
☐ 1. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。） 第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受 代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地 所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権 利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附 則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により届け出ます。			
☐ 2. 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を した借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所 有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利 の設定をしたので令附則第 33 条第 17 項の規定により届け出ます。			
権利の設定を受 けた特定農地所 有適格法人	名 称	所在地	
贈与者	氏 名	住所又 は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		(昭和・平成) ____年____月____日	
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権 等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）		平成____年____月____日	
法附則第 55 条第 5 項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った 特定農地所有適格法人の名称及び所在地			
名 称		所 在 地	
☐ ① 貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成 ____年____月____日です。			
☐ ② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による 権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。			
☐ ③ 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る 借受代替農地等の明細書」のとおりです（上記 1 に該当する場合のみ提出が必要です。）。			
(添付書類) 特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行わ れたことを明らかにするもの (注) 上記 2 に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該 解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。			
関与税理士		印	電話番号

(資 12-97-A 4 統一) (平 28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から 2 か月を経過する日までに特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 2 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 3 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から 2 か月を経過する日までに特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 2 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 3 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

改正後

改正前

別紙

貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者
の氏名猶予整理簿
※

- 1. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則（以下「規則」といいます。）第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。
- 2. 税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 18 項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。

※欄は記入しないでください。

[illegible]

(注)「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、上記2に該当する場合において、貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

(資 12-98-A4 統一) (R2.6)

別紙

貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者
の氏名

猶予整理簿
※

- 1. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則（以下「規
附則」といいます。）第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により使用貸借による権利の設定を
した貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。
- 2. 税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 18 項
の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細
は、次のとおりです。

※欄は記入しないでください

[illegible]

(注)「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、上記2に該当する場合において、貸付特例適用農地等であった農地等についての貸借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

(資 12-98-A4 統一) (平 28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたとき又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたときに、当該農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。

- 1 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の 1 の口にレ印を記入してください。また、法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の 2 の口にレ印を記入してください。
- 2 貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。
 - (5) 明細書中「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合において、当該貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたとき又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたときに、当該農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。

- 1 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の 1 の口にレ印を記入してください。また、法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の 2 の口にレ印を記入してください。
- 2 貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。
 - (5) 明細書中「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合において、当該貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

改正後

別紙

貸付特例適用農地等であった農地
等に係る借受代替農地等の明細書受贈者
の氏名猶予整理簿
※

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積

※欄は記入しないでください。

改正前

別紙

貸付特例適用農地等であった農地
等に係る借受代替農地等の明細書受贈者
の氏名猶予整理簿
※

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により税務署長にその旨を届け出る場合に、当該貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。

- 1 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
- 2 「農地等の所在地番」、「地目」及び「面積」欄は、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により税務署長にその旨を届け出る場合に、当該貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。

- 1 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
- 2 「農地等の所在地番」、「地目」及び「面積」欄は、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。

改正後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書

(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人
が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借によ
る権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する
法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第9項の規定により届け
出ます。

1	合併又は分割に より消滅又は分 割した法人	名称		所在地	
2	合併法人又は 分割承継法人	名称		所在地	区分 ☐ 認定農地所有適格法人 ☐ 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等				(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 取締役権を有する社員 ☐ 取締役	
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況				農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日	

- 1 法附則第55条第3項又は第5項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有
適格法人が合併又は分割した日は、令和____年____月____日です。
- 2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使
用貸借による権利を引き継いだ日は、平成・令和____年____月____日です。
- 3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使
用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明
細書」とおります。

(添付書類)

- 合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分
割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
(平成17年政令第103号)附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該
合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当
該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資12-100-A4統一) (令2.6)

改正前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書

(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人
が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借によ
る権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する
法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第9項の規定により届け
出ます。

1	合併又は分割に より消滅又は分 割した法人	名称		所在地	
2	合併法人又は 分割承継法人	名称		所在地	区分 ☐ 認定農地所有適格法人 ☐ 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等				(代表権の有無) ☐ 有 ☐ 無 (地 位) ☐ 理事 ☐ 取締役権を有する社員 ☐ 取締役	
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況				農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日	

- 1 法附則第55条第3項又は第5項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有
適格法人が合併又は分割した日は、平成____年____月____日です。
- 2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使
用貸借による権利を引き継いだ日は、平成____年____月____日です。
- 3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使
用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明
細書」とおります。

(添付書類)

- 合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分
割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
(平成17年政令第103号)附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該
合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当
該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資12-100-A4統一) (平28.6)

改正後

記載方法等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 2 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 3 この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改正前

記載方法等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 2 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 3 この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
(所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項適用分）

税 務 署
受 付 印

令和____年____月____日 提出

〒 _____
税務署長 住 所 _____
申請者 氏 名 _____ 番
(電話番号 - -)

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第 70 条の 4 第 16 項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 20 項の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路 用地等の用に 供するために 地上権等の設 定に基づき貸 し付けた農地 等に関する事 項	貸付先（事業施行者） の名称		名称		所在地	
	貸付 期間	貸付けを行った日	令和 年 月 日			
		貸 付 期 限	令和 年 月 日			
		地上権等の登記 の有 無	有 ・ 無			
		賃 貸 料 の 金 額	円 ・ 無 償			
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項			事 業 名			
			使 用 目 的			

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、令和____年____月____日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※ 整理簿番号

(資 12-102-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
(所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項適用分）

税 務 署
受 付 印

平成____年____月____日 提出

〒 _____
税務署長 住 所 _____
申請者 氏 名 _____ 番
(電話番号 - -)

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第 70 条の 4 第 16 項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 20 項の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路 用地等の用に 供するために 地上権等の設 定に基づき貸 し付けた農地 等に関する事 項	貸付先（事業施行者） の名称		名称		所在地	
	貸付 期間	貸付けを行った日		平成 年 月 日		
		貸 付 期 限		平成 年 月 日		
		地上権等の登記 の有 無		有 ・ 無		
		貸 賃 料 の 金 額		円 ・ 無 償		
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名					
	使 用 目 的					

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成____年____月____日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※ 整理簿番号

(資 12-102-1-A 4 統一) (平 28.6)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

2 2 (1) の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

3 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。

6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
- (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 前

記 載 方 法 等

この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

2 2 (1) の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

3 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。

6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
- (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）
（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項適用分）

整理簿番号		※			
1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等に関する事項					
農地等を贈与により取得した年月日		平成____年____月____日			
贈与者	氏名	住所			
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称	所在地			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細					
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				()㎡ ㎡	有・無
2				()	有・無
3				()	有・無
4				()	有・無
5				()	有・無
6				()	有・無
7				()	有・無
8				()	有・無
9				()	有・無
10				()	有・無
			合 計	()㎡ ㎡	
(添付書類)					
1. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則（以下「規附則」という。）第 14 条第 23 項第 1 号に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類					
2. 規附則第 14 条第 23 項第 2 号に規定する事業施行者との契約書等の写し等					

(資 12-102-2-A4 統一) (R2.6)

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）
（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項適用分）

整理簿番号		※			
1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項の規定により届け出た農地等に関する事項					
農地等を贈与により取得した年月日		平成____年____月____日			
贈与者	氏名	住所			
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称	所在地			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細					
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				()㎡ ㎡	有・無
2				()	有・無
3				()	有・無
4				()	有・無
5				()	有・無
6				()	有・無
7				()	有・無
8				()	有・無
9				()	有・無
10				()	有・無
			合 計	()㎡ ㎡	
(添付書類)					
1. 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則（以下「規附則」という。）第 14 条第 23 項第 1 号に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類					
2. 規附則第 14 条第 23 項第 2 号に規定する事業施行者との契約書等の写し等					

(資 12-102-2-A4 統一) (平 28.6)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

この承認申請書（付表）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

○ 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。

- 1 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 2 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 3 「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
- 4 「面積」欄は、次により記載してください。

(1) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

(2) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

5 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この承認申請書（付表）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

○ 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。

- 1 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 2 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 3 「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
- 4 「面積」欄は、次により記載してください。

(1) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

(2) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

5 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

改正後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

令和 年 月 日 提出

税務署
受付印

税務署長

〒
住 所

届出者
氏 名 (電話番号 - -)

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第10項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第11項の規定により届け出ます。

1	贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
2	贈与者	氏名 住所又は居所
3	一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項	
(1)	承認申請書の提出年月日	平成・令和 年 月 日
(2)	(1)の承認申請に対する承認年月日	平成・令和 年 月 日
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。		
4	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項	
(1)	貸付先(事業施行者)の名称等	名 称 所在地
(2)	貸付期間	貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日 貸 期 限 平成・令和 年 月 日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名 使用目的

※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地 目	貸付け直前の利用状況	面 積 () m ²	地上権等の登記の有無
1				() m ²	有 ・ 無
2				() m ²	有 ・ 無
3				() m ²	有 ・ 無
4				() m ²	有 ・ 無
5				() m ²	有 ・ 無
6				() m ²	有 ・ 無
7				() m ²	有 ・ 無
8				() m ²	有 ・ 無
9				() m ²	有 ・ 無
10				() m ²	有 ・ 無
合 計				() m ²	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり)

関与税理士 印 電話番号

※欄は記入しないでください。

(資12-103-1-A4統一)(令2.6)

改正前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

平成 年 月 日 提出

税務署
受付印

税務署長

〒
住 所

届出者
氏 名 (電話番号 - -)

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第10項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第11項の規定により届け出ます。

1	贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
2	贈与者	氏名 住所又は居所
3	一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項	
(1)	承認申請書の提出年月日	平成 年 月 日
(2)	(1)の承認申請に対する承認年月日	平成 年 月 日
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。		
4	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項	
(1)	貸付先(事業施行者)の名称等	名 称 所在地
(2)	貸付期間	貸付けを行った日 平成 年 月 日 貸 期 限 平成 年 月 日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名 使用目的

※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地 目	貸付け直前の利用状況	面 積 () m ²	地上権等の登記の有無
1				() m ²	有 ・ 無
2				() m ²	有 ・ 無
3				() m ²	有 ・ 無
4				() m ²	有 ・ 無
5				() m ²	有 ・ 無
6				() m ²	有 ・ 無
7				() m ²	有 ・ 無
8				() m ²	有 ・ 無
9				() m ²	有 ・ 無
10				() m ²	有 ・ 無
合 計				() m ²	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり)

関与税理士 印 電話番号

※欄は記入しないでください。

(資12-103-1-A4統一)(平28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

- 1 3 (2) の「(1) の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3 (1) の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から 1 月を経過した日を記載してください。
- 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
- 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

- 1 3 (2) の「(1) の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3 (1) の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から 1 月を経過した日を記載してください。
- 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
- 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条
第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出
できなかった旨の届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所

氏名 印

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律
（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出す
ることができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借によ
る権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸
付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

印

電話番号

(資 12-104-A 4 統一) (令 2.6)

改正前

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条
第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出
できなかった旨の届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所

氏名 印

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律
（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出す
ることができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借によ
る権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸
付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

印

電話番号

(資 12-104-A 4 統一) (平 28.6)

改正後

記載方法等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改正前

記載方法等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改正後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

税務署
受付印

令和__年__月__日 提出

〒 _____
税務署長 住 所 _____
届出者 _____
氏 名 _____ 印
(電話番号 - -)

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、令和__年__月__日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第24項の規定により届け出ます。

1	贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成	年	月	日
2	贈与者	氏名	住所又は居所		
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)	貸付先(事業施行者)の名称等	名称	所在地		
(2)	貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和	年	月 日
		貸付期限	令和	年	月 日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	使用目的		

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細(この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた農地等					(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等				
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の 利用状況	面積 ()㎡	地上権等の 登記の有無	特定農地所有適格法人に 対し使用貸借による権利 の設定を行った(付定)日	特定農地所有適格 法人の農地の用に 供されている(供 する)面積	現在(今後)の利用状況	
1				()㎡	有・無	年 月 日	㎡		
2				()	有・無				
3				()	有・無				
4				()	有・無				
5				()	有・無				
6				()	有・無				
7				()	有・無				
8				()	有・無				
9				()	有・無				
10				()	有・無				
合 計				()㎡			㎡		

(3) (2)の土地について

- ① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したことが法附則第55条第10項の規定を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したことが及び終了した日を証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成17年財務省令第37号)附則第14条第28項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおりです。

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

整理簿番号 _____
※ _____

(資12-105-1-A4統一)(令2.6)

改正前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

税務署
受付印

平成__年__月__日 提出

〒 _____
税務署長 住 所 _____
届出者 _____
氏 名 _____ 印
(電話番号 - -)

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成__年__月__日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第24項の規定により届け出ます。

1	贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成	年	月	日
2	贈与者	氏名	住所又は居所		
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)	貸付先(事業施行者)の名称等	名称	所在地		
(2)	貸付期間	貸付けを行った日	平成	年	月 日
		貸付期限	平成	年	月 日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	使用目的		

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細(この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた農地等					(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等				
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の 利用状況	面積 ()㎡	地上権等の 登記の有無	特定農地所有適格法人に 対し使用貸借による権利 の設定を行った(付定)日	特定農地所有適格 法人の農地の用に 供されている(供 する)面積	現在(今後)の利用状況	
1				()㎡	有・無	年 月 日	㎡		
2				()	有・無				
3				()	有・無				
4				()	有・無				
5				()	有・無				
6				()	有・無				
7				()	有・無				
8				()	有・無				
9				()	有・無				
10				()	有・無				
合 計				()㎡			㎡		

(3) (2)の土地について

- ① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したことが法附則第55条第10項の規定を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したことが及び終了した日を証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成17年財務第37号)附則第14条第28項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおりです。

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

整理簿番号 _____
※ _____

(資12-105-1-A4統一)(平28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から 2 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、令和____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 4 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。
- 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記 3 (3) に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から 2 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 4 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。
- 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記 3 (3) に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改 正 後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定
を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸
付けに係る貸付期限の延長届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

税務署
受付印

令和__年__月__日 提出

税務署長

住 所 _____
届出者 _____
氏 名 _____ 印
(電話番号 _____)

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第10項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための
農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定
の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第26項の規定により届け出ます。

1 贈与により農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者 氏名 住所又は居所

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 名称 所在地

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日
延長前の貸付期限 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日
延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、令和__年__月__日までに特定農地所有適格法人の農業の用に供
する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番 号	農 地 等 の 所 在 地 番	地 目	面 積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			()㎡ ㎡	有 ・ 無	()㎡ ㎡
2			()	有 ・ 無	()
3			()	有 ・ 無	()
4			()	有 ・ 無	()
5			()	有 ・ 無	()
6			()	有 ・ 無	()
7			()	有 ・ 無	()
8			()	有 ・ 無	()
9			()	有 ・ 無	()
10			()	有 ・ 無	()
	合 計		()㎡ ㎡		()㎡ ㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特
別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成17年財務省令第37号)附則第14条第30項に規定する契約書等の写し…(別添のとおり)

関与税理士 印 電話番号

整理簿番号

(資12-106-A4統一)(令2.6)

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定
を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸
付けに係る貸付期限の延長届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

税務署
受付印

平成__年__月__日 提出

税務署長

住 所 _____
届出者 _____
氏 名 _____ 印
(電話番号 _____)

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための
農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の
適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第26項の規定により届け出ます。

1 贈与により農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者 氏名 住所又は居所

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 名称 所在地

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成 年 月 日
延長前の貸付期限 平成 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日
延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成__年__月__日までに特定農地所有適格法人の農業の用に供
する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番 号	農 地 等 の 所 在 地 番	地 目	面 積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			()㎡ ㎡	有 ・ 無	()㎡ ㎡
2			()	有 ・ 無	()
3			()	有 ・ 無	()
4			()	有 ・ 無	()
5			()	有 ・ 無	()
6			()	有 ・ 無	()
7			()	有 ・ 無	()
8			()	有 ・ 無	()
9			()	有 ・ 無	()
10			()	有 ・ 無	()
	合 計		()㎡ ㎡		()㎡ ㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特
別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成17年財務省令第37号)附則第14条第30項に規定する契約書等の写し…(別添のとおり)

関与税理士 印 電話番号

整理簿番号

(資12-106-A4統一)(平28.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注） 特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から 2 か月を経過する日までに限られます。

- 2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 (3) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

- (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

- (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注） 特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から 2 か月を経過する日までに限られます。

- 2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 (3) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

- (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

- (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改 正 後

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署 受付印		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
____ 税務署長		〒 届出者住所 _____	
		氏名 _____ 印 (電話番号 _____)	
租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。 なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。			
贈与者	住所	氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日
貸付特例 適用農地等 に係る農用 地利用集積 計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日	
	公告番号		
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 （計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上である必要があります。		$\frac{\text{〈借受代替農地等の合計面積〉}}{\text{〈貸付特例適用農地等の合計面積〉}} = \frac{\text{〇〇}}{\text{〇〇}} \geq 80\%$ (別紙の②) (小数点以下四捨五入)	
（提出書類） 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 前

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署 受付印		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
____ 税務署長		〒 届出者住所 _____	
		氏名 _____ 印 (電話番号 _____)	
租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。 なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。			
贈与者	住所	氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 平成	年 月 日
貸付特例 適用農地等 に係る農用 地利用集積 計画の内容	公告年月日	平成 年 月 日	
	公告番号		
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 （計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上である必要があります。		$\frac{\text{〈借受代替農地等の合計面積〉}}{\text{〈貸付特例適用農地等の合計面積〉}} = \frac{\text{〇〇}}{\text{〇〇}} \geq 80\%$ (別紙の②) (小数点以下四捨五入)	
（提出書類） 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

（資12-76-1-A4統一）（令2.6）

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

（資12-76-1-A4統一）（平28.6）

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改 正 後

貸付特例適用農地等の変更届出書
(再借受代替農地等を借り受けた場合)

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		届出者 住所 氏名 (電話番号) 印	
租税特別措置法第70条の4第8項、第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(平成 年 月 日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定の適用を受けたので、再借受代替農地等に係る貸借権等の設定に関する事項について同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。			
農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった		昭和 年 月 日 平成 令和	
贈与者 被相続人	住所	氏名	
① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細			
番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積 農地の用に供された耕地の転用された年月日
1			m ² (. .)
2			(. .)
3			(. .)
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積		(A)	m ²
② 再借受代替農地等の明細			
番号	再借受代替農地等の所在地番 地目	面積	貸付者の氏名 貸借権等の種類 公告年月日 貸借権等の存続期間(始期～終期)
1		m ²	使用貸借・賃貸借
2			使用貸借・賃貸借
3			使用貸借・賃貸借
再借受代替農地等の合計面積		(B)	m ²

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

- イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積 (C) m²
- ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細
- (イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)
- (上記(C)の面積 m²) - (上記(A)の面積 m²) + (上記(B)の面積 m²) = (a) m²
- (ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 (b) m²
- (ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合
- (上記(a)の面積 m²) / (上記(b)の面積 m²) = % (≧80%)
- [小数点以下切捨]

(添付書類)
・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

通届日付印の年月日	確認印	添付整理簿	検査	整理簿番号
年 月 日				

(資12-78-A4統一) (令2.6)

改 正 前

貸付特例適用農地等の変更届出書
(再借受代替農地等を借り受けた場合)

税務署 受付印		平成 年 月 日	
税務署長		届出者 住所 氏名 (電話番号) 印	
租税特別措置法第70条の4第8項、第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(平成 年 月 日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定の適用を受けたので、再借受代替農地等に係る貸借権等の設定に関する事項について同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。			
農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった		昭和 年 月 日 平成	
贈与者 被相続人	住所	氏名	
① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細			
番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積 農地の用に供された耕地の転用された年月日
1			m ² (. .)
2			(. .)
3			(. .)
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積		(A)	m ²
② 再借受代替農地等の明細			
番号	再借受代替農地等の所在地番 地目	面積	貸付者の氏名 貸借権等の種類 公告年月日 貸借権等の存続期間(始期～終期)
1		m ²	使用貸借・賃貸借
2			使用貸借・賃貸借
3			使用貸借・賃貸借
再借受代替農地等の合計面積		(B)	m ²

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

- イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積 (C) m²
- ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細
- (イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)
- (上記(C)の面積 m²) - (上記(A)の面積 m²) + (上記(B)の面積 m²) = (a) m²
- (ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 (b) m²
- (ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合
- (上記(a)の面積 m²) / (上記(b)の面積 m²) = % (≧80%)
- [小数点以下切捨]

(添付書類)
・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

通届日付印の年月日	確認印	添付整理簿	検査	整理簿番号
年 月 日				

(資12-78-A4統一) (平28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。

2 「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。

3 「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。

イ 「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。

ハ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。

ニ 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

4 「③借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。

2 「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。

3 「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。

イ 「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。

ハ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。

ニ 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

4 「③借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改正後

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署 受付印	令和____年____月____日	※欄は記入しないでください。			
_____ 税務署長	〒_____ 届出者 住所				
	氏名_____ (電話番号_____-_____-_____)	印			
第70条の4第8項 租税特別措置法 第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成____年____月____日届出分）については、					
☐ イ、同条第10項第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条第11項第13項の規定により、添付書類とともに届け出ます。					
（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し					
（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。					
☐ ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、租税特別措置法施行令第40条の6第27項第40条の7第27項の規定により届け出ます。					
（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。					
☐ ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、租税特別措置法施行令第40条の6第27項第40条の7第27項の規定により届け出ます。					
（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。					
なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。					
農地等の贈与を受けた 相続(遺贈)があった年月日		昭和____年____月____日			
贈与者 被相続人	住所	氏名			
○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。					
番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地の所有権の取得年月日	賃借権の消滅年月日
1			m ²	(. .)	. .
2				(. .)	. .
3				(. .)	. .
4				(. .)	. .
5				(. .)	. .
(注) 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					
関与税理士	印	電話番号			
※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	捺 章	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-79-A4統一) (令2.6)

改正前

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署 受付印	平成____年____月____日	※欄は記入しないでください。			
_____ 税務署長	〒_____ 届出者 住所				
	氏名_____ (電話番号_____-_____-_____)	印			
第70条の4第8項 租税特別措置法 第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成____年____月____日届出分）については、					
☐ イ、同条第10項第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条第11項第13項の規定により、添付書類とともに届け出ます。					
（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し					
（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。					
☐ ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、租税特別措置法施行令第40条の6第27項第40条の7第27項の規定により届け出ます。					
（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。					
☐ ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、租税特別措置法施行令第40条の6第27項第40条の7第27項の規定により届け出ます。					
（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。					
なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。					
農地等の贈与を受けた 相続(遺贈)があった年月日		昭和____年____月____日			
贈与者 被相続人	住所	氏名			
○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。					
番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地の所有権の取得年月日	賃借権の消滅年月日
1			m ²	(. .)	. .
2				(. .)	. .
3				(. .)	. .
4				(. .)	. .
5				(. .)	. .
(注) 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					
関与税理士	印	電話番号			
※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	捺 章	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-79-A4統一) (平30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

1 この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

2 この（変更）届出書の本文中、「（平成____年____月____日届出分）」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

3 この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から2か月を経過する日

「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内

「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内

4 「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

5 「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

1 この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

2 この（変更）届出書の本文中、「（平成____年____月____日届出分）」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

3 この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から2か月を経過する日

「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内

「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内

4 「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

5 「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

改 正 後

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署 受付印		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日									
____ 税務署長		〒 届出者住所 _____									
		氏名 _____ 印 (電話番号 _____)									
租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等をお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等（賃借特例適用農地等）の明細は、別紙のとおりです。											
被 相 続 人	住 所	氏 名									
届出者が被相続人から農地等を 遺贈		相続 により取得した年月日	昭和 平成 令和 年 月 日								
貸付特例 適用農地等 に係る農用 地利用集積 計画の内容	公 告 年 月 日	令和 年 月 日									
	公 告 番 号										
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日									
貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 （計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計 算の割合が80%以上である必要があります。	<table><tr><td>（借受代替農地等の会計面積） （別紙の②）</td><td>㎡</td><td>=</td><td>____ % ≥80%</td></tr><tr><td>（貸付特例適用農地等の会計面積） （別紙の①）</td><td>㎡</td><td></td><td>（小数点以下四捨）</td></tr></table>			（借受代替農地等の会計面積） （別紙の②）	㎡	=	____ % ≥80%	（貸付特例適用農地等の会計面積） （別紙の①）	㎡		（小数点以下四捨）
（借受代替農地等の会計面積） （別紙の②）	㎡	=	____ % ≥80%								
（貸付特例適用農地等の会計面積） （別紙の①）	㎡		（小数点以下四捨）								
（提出書類）											
1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類											
2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類											
3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し											
関与税理士	印	電話番号									

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-80-1-A4統一) (令2.6)

改 正 前

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署 受付印		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日									
____ 税務署長		〒 届出者住所 _____									
		氏名 _____ 印 (電話番号 _____)									
租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等をお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等（賃借特例適用農地等）の明細は、別紙のとおりです。											
被 相 続 人	住 所	氏 名									
届出者が被相続人から農地等を 遺贈		相続 により取得した年月日	昭和 平成 年 月 日								
貸付特例 適用農地等 に係る農用 地利用集積 計画の内容	公 告 年 月 日	平成 年 月 日									
	公 告 番 号										
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日									
貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 （計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計 算の割合が80%以上である必要があります。	<table><tr><td>（借受代替農地等の会計面積） （別紙の②）</td><td>㎡</td><td>=</td><td>____ % ≥80%</td></tr><tr><td>（貸付特例適用農地等の会計面積） （別紙の①）</td><td>㎡</td><td></td><td>（小数点以下四捨）</td></tr></table>			（借受代替農地等の会計面積） （別紙の②）	㎡	=	____ % ≥80%	（貸付特例適用農地等の会計面積） （別紙の①）	㎡		（小数点以下四捨）
（借受代替農地等の会計面積） （別紙の②）	㎡	=	____ % ≥80%								
（貸付特例適用農地等の会計面積） （別紙の①）	㎡		（小数点以下四捨）								
（提出書類）											
1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類											
2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類											
3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し											
関与税理士	印	電話番号									

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-80-1-A4統一) (平28.6)

改正後

記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
 - 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
 - 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
 - 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- （注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改正前

記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
 - 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
 - 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
 - 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- （注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改 正 後

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

税務署 受付印		令和____年____月____日 提出	
税務署長		住所 _____	
申請者		氏 名 _____ (電話番号 _____)	
第 70 条の 4 第 18 項 租税特別措置法 第 70 条の 6 第 22 項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地 上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けた ので、租税特別措置法施行令 第 40 条の 6 第 39 項 の規定により承認申請します。 第 40 条の 7 第 42 項			
1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項			
特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項			
(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日	令和____年____月____日
	貸付期限		令和____年____月____日
	地上権等の登記の有無		有 ・ 無
貸賃料の金額			円 ・ 無償
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日			
承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、令和____年____月____日までに自己等の農業の用に供する予定です。			

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資 12-83-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

税務署 受付印		平成____年____月____日 提出	
税務署長		住所 _____	
申請者		氏 名 _____ (電話番号 _____)	
第 70 条の 4 第 18 項 租税特別措置法 第 70 条の 6 第 22 項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地 上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けた ので、租税特別措置法施行令 第 40 条の 6 第 39 項 の規定により承認申請します。 第 40 条の 7 第 42 項			
1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項			
特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項			
(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日	平成____年____月____日
	貸付期限		平成____年____月____日
	地上権等の登記の有無		有 ・ 無
貸賃料の金額			円 ・ 無償
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日			
承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成____年____月____日までに自己等の農業の用に供する予定です。			

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資 12-83-1-A 4 統一) (平 30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 22 項」と「第 40 条の 7 第 42 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の 4 第 18 項」と「第 40 条の 6 第 39 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 3 2 (1) の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。
- 4 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 5 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から 2 か月以内の日に限られます。
- 6 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 7 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 22 項」と「第 40 条の 7 第 42 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の 4 第 18 項」と「第 40 条の 6 第 39 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 3 2 (1) の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。
- 4 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 5 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から 2 か月以内の日に限られます。
- 6 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 7 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 後

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名

1 贈与により特例農地等を取得した年月日等						
取得した年月日		昭和・平成・令和 年 月 日				
贈与者又は被相続人の住所・氏名		住所		氏名		
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細						
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	
1				(.....)㎡	有・無	
2				(.....)㎡	有・無	
3				(.....)㎡	有・無	
4				(.....)㎡	有・無	
5				(.....)㎡	有・無	
6				(.....)㎡	有・無	
7				(.....)㎡	有・無	
8				(.....)㎡	有・無	
9				(.....)㎡	有・無	
10				(.....)㎡	有・無	
			合 計	(.....)㎡		
上記の土地に係る租税特別措置法施行令第40条の6第40項 第40条の7第43項に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法 施行規則 第23条の7第27項 第23条の8第22項に規定する契約書等の写し(別添のとおり。)						
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細						
所在場所		地目	面積	所在場所		地目 面積
			㎡			㎡

(資12-83-2-A4統一)

改 正 前

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名

1 贈与により特例農地等を取得した年月日等						
取得した年月日		昭和・平成 年 月 日				
贈与者又は被相続人の住所・氏名		住所		氏名		
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細						
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	
1				(.....)㎡	有・無	
2				(.....)㎡	有・無	
3				(.....)㎡	有・無	
4				(.....)㎡	有・無	
5				(.....)㎡	有・無	
6				(.....)㎡	有・無	
7				(.....)㎡	有・無	
8				(.....)㎡	有・無	
9				(.....)㎡	有・無	
10				(.....)㎡	有・無	
			合 計	(.....)㎡		
上記の土地に係る租税特別措置法施行令第40条の6第40項 第40条の7第43項に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法 施行規則 第23条の7第27項 第23条の8第22項に規定する契約書等の写し(別添のとおり。)						
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細						
所在場所		地目	面積	所在場所		地目 面積
			㎡			㎡

(資12-83-2-A4統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。
 - ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7 第43項」と「第23条の8 第22項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6 第40項」と「第23条の7 第27項」の文字を二重線で抹消してください。
- (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。
 - ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。
 - ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7 第43項」と「第23条の8 第22項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6 第40項」と「第23条の7 第27項」の文字を二重線で抹消してください。
- (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。
 - ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

改正後

税務署 受付印									
一時的道路用地等としての貸付けに係る 地上権等が消滅した旨の届出書									
令和 年 月 日					※欄は記入しないでください。				
税務署長					平 届出者 住所				
					氏名 印				
					(電話番号 - -)				
租税特別措置法 第70条の4第18項 の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に 第70条の6第22項 基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 により令和 年 月 日に地上権等が消滅した ので、租税特別措置法施行令 第40条の6第44項 地上権等の解約 により令和 年 月 日に地上権等が消滅した 第40条の7第49項 の規定により届け出ます。									
1 贈与 により特例農地等を取得した年月日					昭和・平成・令和 年 月 日				
2 贈与者 被相続人の住所・氏名					住 所 氏 名				
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項									
(1) 貸付先 (事業施行者) の名称等					住 所 名 称				
(2) 貸付期間					貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日				
					貸 付 期 限 平成・令和 年 月 日				
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項					事 業 名 使用目的				
4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細 (この届出書の提出日現在)									
(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等 (2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等									
番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無	自己等の農 業の用に供 した(供す る)面積	自己等の農 業の用に供 した(供す る)面積	現在(今後)の 利 用 状 況	
1				()㎡	有・無	年 月 日	㎡		
2				()㎡	有・無				
3				()㎡	有・無				
4				()㎡	有・無				
5				()㎡	有・無				
6				()㎡	有・無				
7				()㎡	有・無				
8				()㎡	有・無				
9				()㎡	有・無				
10				()㎡	有・無				
合 計			()㎡				㎡		
(3) (2)の土地について ① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること (又は遅滞なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会の書類 ② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 その他の添付書類については別添のとおりです。									
関与税理士					印 電話番号				
通債目付印の年月日					捺印 整理簿 整理簿番号				
年 月 日									

(資12-85-A4統一) (令2.6)

改正前

税務署 受付印									
一時的道路用地等としての貸付けに係る 地上権等が消滅した旨の届出書									
平成 年 月 日					※欄は記入しないでください。				
税務署長					平 届出者 住所				
					氏名 印				
					(電話番号 - -)				
租税特別措置法 第70条の4第18項 の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に 第70条の6第22項 基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 により平成 年 月 日に地上権等が消滅した ので、租税特別措置法施行令 第40条の6第44項 地上権等の解約 により平成 年 月 日に地上権等が消滅した 第40条の7第49項 の規定により届け出ます。									
1 贈与 により特例農地等を取得した年月日					昭和・平成 年 月 日				
2 贈与者 被相続人の住所・氏名					住 所 氏 名				
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項									
(1) 貸付先 (事業施行者) の名称等					住 所 名 称				
(2) 貸付期間					貸付けを行った日 平成 年 月 日				
					貸 付 期 限 平成 年 月 日				
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項					事 業 名 使用目的				
4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細 (この届出書の提出日現在)									
(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等 (2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等									
番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無	自己等の農 業の用に供 した(供す る)面積	自己等の農 業の用に供 した(供す る)面積	現在(今後)の 利 用 状 況	
1				()㎡	有・無	年 月 日	㎡		
2				()㎡	有・無				
3				()㎡	有・無				
4				()㎡	有・無				
5				()㎡	有・無				
6				()㎡	有・無				
7				()㎡	有・無				
8				()㎡	有・無				
9				()㎡	有・無				
10				()㎡	有・無				
合 計			()㎡				㎡		
(3) (2)の土地について ① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること (又は遅滞なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会の書類 ② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 その他の添付書類については別添のとおりです。									
関与税理士					印 電話番号				
通債目付印の年月日					捺印 整理簿 整理簿番号				
年 月 日									

(資12-85-A4統一) (平30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

- この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第49項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中、令和____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
- 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
- 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
- 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
- この届出書には、次の書類を添付してください。
 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）
 - 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

- この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第49項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
- 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
- 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
- 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
- この届出書には、次の書類を添付してください。
 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）
 - 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

改正後

一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		届出者 住所	
		氏名 印 (電話番号)	
第70条の4第18項 租税特別措置法 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第46項 第40条の7第51項 の規定により届け出ます。			
1 贈与 相続又は遺贈	により特例農地等を取付した年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
2 贈与者 被相続人	の住所・氏名	住所	氏名
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項			
(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和 年 月 日	
	当初の貸付期限	平成・令和 年 月 日	
	延長後の貸付期限	令和 年 月 日	
(3) 一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	事業名	使用目的	
4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日 延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、令和 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。			
5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細			
(1) 一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等			
番号	所在地	地目	面積
1			有・無
2			有・無
3			有・無
4			有・無
5			有・無
6			有・無
7			有・無
8			有・無
9			有・無
10			有・無
		合計	
(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第32項 に規定する契約書の写し…………… (印刷のとおり)			
関与税理士		印	電話番号

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-86-A4統一) (令2.6)

改正前

一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出書

税務署 受付印		平成 年 月 日	
税務署長		届出者 住所	
		氏名 印 (電話番号)	
第70条の4第18項 租税特別措置法 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第46項 第40条の7第51項 の規定により届け出ます。			
1 贈与 相続又は遺贈	により特例農地等を取付した年月日	昭和・平成 年 月 日	
2 贈与者 被相続人	の住所・氏名	住所	氏名
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項			
(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	当初の貸付期限	平成 年 月 日	
	延長後の貸付期限	平成 年 月 日	
(3) 一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	事業名	使用目的	
4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日 延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。			
5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細			
(1) 一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等			
番号	所在地	地目	面積
1			有・無
2			有・無
3			有・無
4			有・無
5			有・無
6			有・無
7			有・無
8			有・無
9			有・無
10			有・無
		合計	
(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第32項 に規定する契約書の写し…………… (印刷のとおり)			
関与税理士		印	電話番号

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-86-A4統一) (平30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第51項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第46項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「面積」欄は、次によって記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。
- 4 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面
 - (2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第51項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第46項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「面積」欄は、次によって記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。
- 4 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面
 - (2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改正後

営農困難時貸付けに関する届出書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
〒			
税務署長		届出者 住 所	
氏 名		◎	
生年月日		昭和・平成 年 月 日	
(電話番号		— —)	
租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈与者 被 相 続 人	住 所	氏 名	
贈与者 届出者が 被相続人 から農地等を	贈与 相続(遺贈)	昭和 平成 令和	年 月 日
2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項			
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日		令和 年 月 日	
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)			
(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。			
(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。			
(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。			
(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。			
(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(4)に該当する場合を除きます。)			
(6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。			
3 営農困難時貸付けに関する事項			
借り受けた者	住 所 (居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏 名 又 は 名 称	
営農困難時貸付け を行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が①)又は②)に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届出を行ってください。)			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(3) ①)及び②)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しないでください。

改正前

営農困難時貸付けに関する届出書

税務署 受付印		平成 年 月 日	
〒			
税務署長		届出者 住 所	
氏 名		◎	
生年月日		昭和・平成 年 月 日	
(電話番号		— —)	
租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈与者 被 相 続 人	住 所	氏 名	
贈与者 届出者が 被相続人 から農地等を	贈与 相続(遺贈)	昭和 平成 令和	年 月 日
2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項			
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日		平成 年 月 日	
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)			
(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。			
(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。			
(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。			
(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。			
(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(4)に該当する場合を除きます。)			
(6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。			
3 営農困難時貸付けに関する事項			
借り受けた者	住 所 (居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏 名 又 は 名 称	
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が①)から③)までに掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届出を行ってください。)			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(4) ①)から③)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	捺印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-110-1-A4統一)(令2.6)

※	通信日付印の年月日	捺印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-110-1-A4統一)(平28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 届出者の生年月日は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(2)又は(3)に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合のみ記載してください。
- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の6 第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の4 第 22 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)又は(2)に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。
- この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成 6 年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成 4 年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成 17 年 3 月 31 日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 届出者の生年月日は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(2)又は(3)に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合のみ記載してください。
- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の6 第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の4 第 22 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)又は(2)に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。
- この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成 6 年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成 4 年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成 17 年 3 月 31 日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 営農困難時貸付けに関する届出書の「２ 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (2) (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (3) (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (6) (6)を○で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(資 12-110-3-A4 統一)

改 正 前

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 営農困難時貸付けに関する届出書の「２ 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (2) (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (3) (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (6) (6)を○で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(資 12-110-3-A4 統一)

改 正 後

2 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ (2)の貸付けにも該当する場合

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 上記以外の場合

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域

② 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

（ロ） 上記（イ）に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①又は②に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等の所

改 正 前

2 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ (3)の貸付けにも該当する場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 上記以外の場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

（イ） 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

（ロ） 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域

改 正 後

在がこれらの地域又は区域の２以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。）

① 上記（イ）の①の地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

② 上記（イ）の②の区域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

改 正 前

のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

- ① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域
- ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

(ロ) 上記（イ）に掲げる場合以外の場合届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等が２以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。）

- ① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

- ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

改 正 後

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書			
税務署 受付印			
令和 年 月 日			
〒 税務署長			
届出者 住 所			
氏 名			
(電話番号 ー ー)			
租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同条 第23項 第28項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日
2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日 令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。) 上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな営農困難時貸付けに関する事項			
新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。) (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年 月 日		

(資 12-111-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書			
税務署 受付印			
平成 年 月 日			
〒 税務署長			
届出者 住 所			
氏 名			
(電話番号 ー ー)			
租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同条 第23項 第28項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成	年 月 日
2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。) 上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな営農困難時貸付けに関する事項			
新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。) (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年 月 日		

(資 12-111-1-A 4 統一) (平 28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (１) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (２) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (３) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (４) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (５) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（(４)に該当する人を除きます。）

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (６) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(資１２－１１１－３－Ａ４統一)

改 正 前

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (１) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (２) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (３) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (４) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (５) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（(４)に該当する人を除きます。）

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (６) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(資１２－１１１－３－Ａ４統一)

改 正 後

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ (2)の貸付けにも該当する場合

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 上記以外の場合

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域

② 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

（ロ） 上記（イ）に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①又は②に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれら地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。）

① 上記（イ）の①の地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関

改 正 前

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ (3)の貸付けにも該当する場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 上記以外の場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

（イ） 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

（ロ） 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業

改 正 後

する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

② 上記（イ）の②の区域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

改 正 前

振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

（ロ） 上記（イ）に掲げる場合以外の場合届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。）

① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

改正後

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時 貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書			
令和__年__月__日			
税務署 受付印			
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 _____			
氏 名 _____ 印 (電話番号 _____)			
租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、 令和__年__月__日に 耕作の放棄 があり、令和__年__月__日に自己の農業 の用に供しましたので、同条 第23項 第28項 の規定により届け出ます。			
1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日
2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 令和	年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 令和 至：平成 令和
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃貸借権等の消滅があった場合に記載してください。)(事情の詳細).....			
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項			
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。(事情の詳細).....			
関与税理士		印	電話番号
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理簿番号

(資12-112-1-A4統一)(令2.6)

改正前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時 貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書			
平成__年__月__日			
税務署 受付印			
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 _____			
氏 名 _____ 印 (電話番号 _____)			
租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、 平成__年__月__日に 耕作の放棄 があり、平成__年__月__日に自己の農業 の用に供しましたので、同条 第23項 第28項 の規定により届け出ます。			
1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日
2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
営農困難時貸付け を行った年月日	平成	年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 至：平成
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃貸借権等の消滅があった場合に記載してください。)(事情の詳細).....			
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項			
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。(事情の詳細).....			
関与税理士		印	電話番号
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理簿番号

(資12-112-1-A4統一)(平28.6)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次の A 又は B に掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次の A 又は B に掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付 農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書			
税務署 受付印		令和____年____月____日	
_____ 税務署長		〒 申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ (電話番号 _____)	
租税特別措置法 第70条の4第22項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、 第70条の6第28項 賃借権等の消滅 令和 ____年 ____月 ____日に 耕 作 の 放 棄 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け を行う見込みです。ついては、同条 第23項 の規定の適用を受けたいので、租税特別 措置法施行令 第40条の6第55項 第40条の7第57項 の規定により承認申請します。			
1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名	
申請者が 贈 与 者 から農地等を 贈 与 により取得した年月日		昭 和 平 成 年 ____月 ____日	
2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受け ていた者	住 所（居 所） 又は本店（主たる 事務所）所在地	氏 名 又 是 名 称	
営農困難時貸付け を行 っ た 年 月 日	平成 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 ____年 ____月 ____日 至：平成 ____年 ____月 ____日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の 消滅があった場合に記載してください。） ..(事情の経緯)..			
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸 付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項			
新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合 には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 ____年 ____月 ____日		
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 ..(事情)..			
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認 の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号の全てを○で囲ん でください。） (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 ____月 ____日	確認印	整理簿番号

(資 12-113-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付 農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書			
税務署 受付印		平成____年____月____日	
_____ 税務署長		〒 申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ (電話番号 _____)	
租税特別措置法 第70条の4第22項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、 第70条の6第28項 賃借権等の消滅 平成 ____年 ____月 ____日に 耕 作 の 放 棄 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け を行う見込みです。ついては、同条 第23項 の規定の適用を受けたいので、租税特別 措置法施行令 第40条の6第55項 第40条の7第57項 の規定により承認申請します。			
1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名	
届出者が 贈 与 者 から農地等を 贈 与 により取得した年月日		昭 和 平 成 年 ____月 ____日	
2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受け ていた者	住 所（居 所） 又は本店（主たる 事務所）所在地	氏 名 又 是 名 称	
営農困難時貸付け を行 っ た 年 月 日	平成 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 ____年 ____月 ____日 至：平成 ____年 ____月 ____日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の 消滅があった場合に記載してください。） ..(事情の経緯)..			
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸 付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項			
新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合 には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	平成 ____年 ____月 ____日		
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 ..(事情)..			
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認 の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号の全てを○で囲ん でください。） (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 ____月 ____日	確認印	整理簿番号

(資 12-113-1-A 4 統一) (平 30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の 7 第 57 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の 6 第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の 7 第 57 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の 6 第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等
に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表

届出者氏名

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲ったものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等 の貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1			㎡	令和 年 月 日
2				令和 年 月 日
3				令和 年 月 日
4				令和 年 月 日
5				令和 年 月 日
6				令和 年 月 日
7				令和 年 月 日
8				令和 年 月 日
9				令和 年 月 日
10				令和 年 月 日
11				令和 年 月 日
12				令和 年 月 日
13				令和 年 月 日
14				令和 年 月 日

↑ 上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-113-2-A4統一)

改 正 前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等
に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表

届出者氏名

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲ったものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等 の貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1			㎡	平成 年 月 日
2				平成 年 月 日
3				平成 年 月 日
4				平成 年 月 日
5				平成 年 月 日
6				平成 年 月 日
7				平成 年 月 日
8				平成 年 月 日
9				平成 年 月 日
10				平成 年 月 日
11				平成 年 月 日
12				平成 年 月 日
13				平成 年 月 日
14				平成 年 月 日

↑ 上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-113-2-A4統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のすべてについて、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。
 - (5) 「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。
 - (6) 記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のすべてについて、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。
 - (5) 「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。
 - (6) 記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

改 正 後

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類その他の書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

- 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

- 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農用地利用集積計画に定めるところにより行われた貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

3 (3)を○で囲んだ人

- 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する**市町村長の書類**
 - ①都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域
 - ②利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

(資12-113-3-A4統一)

改 正 前

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類その他の書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

- 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

- 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

3 (3)を○で囲んだ人

- 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

4 (4)を○で囲んだ人で、承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が次の①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

- ① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域
- ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）
- 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が上記①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

(資12-113-3-A4統一)

改 正 後

改 正 前

被相続人
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、令和 年 月 日に
耕 作 の 放 棄
賃借権等の消滅 があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の
申告書の提出期限までに、租税特別措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する新たな営農困難時
貸付けを行ったので、同項の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難時貸 付けを行った年月日	左記の新たな 営農困難時貸付け に関する届出書の 提出予定年月日
			m ²	令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資 1 2 - 1 1 5 - A 4 統一)

被相続人
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に
耕 作 の 放 棄
賃借権等の消滅 があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の
申告書の提出期限までに、租税特別措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する新たな営農困難時
貸付けを行ったので、同項の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難時貸 付けを行った年月日	左記の新たな 営農困難時貸付け に関する届出書の 提出予定年月日
			m ²	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資 1 2 - 1 1 5 - A 4 統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）が新たな営農困難時貸付けを行った場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

○ この明細書は、次により記載してください。

- この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。
- 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等の面積を記載してください。
- この明細書に記載した新たな営農困難時貸付けを行った農地等については、新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。
- この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）が新たな営農困難時貸付けを行った場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

○ この明細書は、次により記載してください。

- この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。
- 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等の面積を記載してください。
- この明細書に記載した新たな営農困難時貸付けを行った農地等については、新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。
- この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

改正後

被相続人の氏名					
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書					
〒					
相続税の申告書を提出する者 住 所 _____					
氏 名 _____ 電話 _____					
相続特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、令和 年 月 日に耕作の放棄賃借権等の消滅があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに、自己の農業の用に供したので、相続特別措置法施行令第 40 条の 7 第 58 項の規定の適用を受けます。					
番号	所 在 場 所	地 目	面 積	自己の農業の用に供した年月日	自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日
			㎡	令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資 1 2 - 1 1 6 - A 4 統一)

改正前

被相続人の氏名					
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書					
〒					
相続税の申告書を提出する者 住 所 _____					
氏 名 _____ 電話 _____					
相続特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に耕作の放棄賃借権等の消滅があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに、自己の農業の用に供したので、相続特別措置法施行令第 40 条の 7 第 58 項の規定の適用を受けます。					
番号	所 在 場 所	地 目	面 積	自己の農業の用に供した年月日	自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日
			㎡	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資 1 2 - 1 1 6 - A 4 統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

○ この明細書は、次により記載してください。

- この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
- 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 「面積」欄は、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した特例農地等の面積を記載してください。
- 「自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日」欄は、自己の農業の用に供したその特例農地等について「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を提出する予定年月日を記載してください。
- この明細書に記載した自己の農業の用に供した農地等については、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。
- この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

○ この明細書は、次により記載してください。

- この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
- 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 「面積」欄は、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した特例農地等の面積を記載してください。
- 「自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日」欄は、自己の農業の用に供したその特例農地等について「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を提出する予定年月日を記載してください。
- この明細書に記載した自己の農業の用に供した農地等については、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。
- この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

改正後

被相続人
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに
新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、令和 年 月 日に
耕作の放棄 がありました。下記の特例農地等については、耕作の放棄
賃借権等の消滅 がありました。下記の特例農地等については、賃借権等の消滅 があった日から
1年を経過する日までに新たな租税特別措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを
行う見込みですので、租税特別措置法施行令第40条の7第58項の規定の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難 時貸付けを行う 予 定 年 月 日
			m ²	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-117-A4統一)

改正前

被相続人
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに
新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に
耕作の放棄 がありました。下記の特例農地等については、耕作の放棄
賃借権等の消滅 がありました。下記の特例農地等については、賃借権等の消滅 があった日から
1年を経過する日までに新たな租税特別措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを
行う見込みですので、租税特別措置法施行令第40条の7第58項の規定の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難 時貸付けを行う 予 定 年 月 日
			m ²	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-117-A4統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前2月以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであるときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

○ この明細書は、次により記載してください。

- この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。
- 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである特例農地等の面積を記載してください。
- この明細書に記載した農地等について、新たな営農困難時貸付けを行った場合又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」又は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。
なお、届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったこと又は受贈者（農業相続人）の農業に供したことに提出します。
- この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前2月以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであるときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

○ この明細書は、次により記載してください。

- この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。
- 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである特例農地等の面積を記載してください。
- この明細書に記載した農地等について、新たな営農困難時貸付けを行った場合又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」又は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。
なお、届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったこと又は受贈者（農業相続人）の農業に供したことに提出します。
- この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

改正後

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 _____			
氏 名 _____ 印			
生年月日 昭和・平成 ____年____月____日			
(電話番号 _____)			
租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 贈与者等に関する事項			
贈与者	住 所	氏 名	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日
2 特定貸付けに関する事項			
借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付け を行った年月日	令和 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 ____年 ____月 ____日 至：令和 ____年 ____月 ____日
上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表1のとおりです。			
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年 月 日		

(資12-120-5-A4統一)(令2.6)

改正前

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 _____			
氏 名 _____ 印			
生年月日 昭和・平成 ____年____月____日			
(電話番号 _____)			
租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 贈与者等に関する事項			
贈与者	住 所	氏 名	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日		昭和 平成	年 月 日
2 特定貸付けに関する事項			
借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付け を行った年月日	平成 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 ____年 ____月 ____日 至：平成 ____年 ____月 ____日
上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表1のとおりです。			
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年 月 日		

(資12-120-5-A4統一)(平28.6)

改正後

(裏)
記載方法等

- 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①又は②に掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。
 - ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業（同項第 5 号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 2 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。
- 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。
なお、この届出書には付表 1 がありますので併せて提出してください。
- 4 届出者の生年月日は当該特定貸付けが「2 特定貸付けに関する事項」の「(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け」により行われた場合には記載する必要はありません。
- 5 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 6 平成 6 年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正前

(裏)
記載方法等

- 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。
 - ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第 1 号イ又は同項第 2 号に定める農地所有者代理事業及び同項第 1 号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
 - ③ 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 2 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。
- 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。
なお、この届出書には付表 1 がありますので併せて提出してください。
- 4 届出者の生年月日は当該特定貸付けが「2 特定貸付けに関する事項」の「(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け」により行われた場合には記載する必要はありません。
- 5 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 6 平成 6 年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署 受付印		令和____年____月____日		※欄は記入しないでください。	
_____ 税務署長		〒			
届出者 住 所		_____ 氏 名		①	
(電話番号		- -)			
租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。					
1 被相続人等に関する事項					
被 相 続 人	住 所	氏 名			
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成 令和		年 月 日	
2 特定貸付けに関する事項					
借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称			
特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日		
上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表 1 のとおりです。					
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）					
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け					
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け					
3 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項					
農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表 2 の 1、同 2 の 2 及び同 2 の 3 のとおりです。					
関与税理士	印	電話番号			

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資 12-120-1-A 4 統一) (令 2.6)

改正前

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日		※欄は記入しないでください。	
_____ 税務署長		〒			
届出者 住 所		_____ 氏 名		①	
(電話番号		- -)			
租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。					
1 被相続人等に関する事項					
被 相 続 人	住 所	氏 名			
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成 令和		年 月 日	
2 特定貸付けに関する事項					
借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称			
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日		
上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表 1 のとおりです。					
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）					
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け					
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け					
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け					
3 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項					
農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表 2 の 1、同 2 の 2 及び同 2 の 3 のとおりです。					
関与税理士	印	電話番号			

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資 12-120-1-A 4 統一) (平 30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、次の①又は②に掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の 1 又は 2 に掲げるときに使用します。

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業（同項第 5 号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき。
- なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。
- また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。
- 2 次の A 又は B の場合
- A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
- B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
- なお、A 及び B ともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。
- また、A 又は B に係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。
- (1) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
- (2) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。
- なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から 2 月以内に提出してください。
- 3 この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。
- なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日に、に、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 6 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。
- 7 2 に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の 1 又は 2 に掲げるときに使用します。

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第 1 号又は同項第 2 号に定める農地所有者代理事業及び同項第 1 号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
 - ③ 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。
- なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。
- また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。
- 2 次の A 又は B の場合
- A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
- B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
- なお、A 及び B ともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。
- また、A 又は B に係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。
- (1) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
- (2) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。
- なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から 2 月以内に提出してください。
- 3 この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。
- なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日に、に、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 6 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。
- 7 2 に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。

改 正 後

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 特定貸付けに関する届出書の「２ 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ (2)の貸付けにも該当する場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業（同項第５号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行われたものである旨及びその特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**（贈与税の納税猶予の特定貸付けの特例の適用を受ける場合のみ添付が必要です。）

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 上記以外の場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第 14 号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

- ２ 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が特定貸付けを行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

改 正 前

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 特定貸付けに関する届出書の「２ 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ (3)の貸付けにも該当する場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**（贈与税の納税猶予の特定貸付けの特例の適用を受ける場合のみ添付が必要です。）

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 上記以外の場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第 14 号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

- ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

- ２ 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が特定貸付けを行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

改正後

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付 農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書			
税務署 受付印		令和____年____月____日	
_____ 税務署長		〒 _____ 届出者 住 所 氏 名 _____ (電話番号 _____)	
租税特別措置法 第70条の4の2第1項 において規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、 第70条の6の2第1項 賃借権等の消滅 令和 ____年 ____月 ____日に 耕作の放棄 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、 第3項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。 同条 第5項 第8項			
1 贈与者 等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
贈与者 届出者が 被相続人 から農地等を 相続（遺贈）により取得した年月日	昭和 ____年 ____月 ____日 平成 ____年 ____月 ____日		
2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付け を行った年月日	平成 ____年 ____月 ____日 令和 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 ____年 ____月 ____日 至：平成 ____年 ____月 ____日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。） （事情の詳細） 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな特定貸付けに関する事項			
新たに借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
新たな特定貸付け を行った年月日	令和 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の 新たな存続期間	自：令和 ____年 ____月 ____日 至：令和 ____年 ____月 ____日
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。 上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。） (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しなくても構いません。

通係日付印の年月日	確認印	整理簿番号
____年 ____月 ____日		

(資12-121-1-A4統一)(令26)

改正前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付 農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書			
税務署 受付印		平成____年____月____日	
_____ 税務署長		〒 _____ 届出者 住 所 氏 名 _____ (電話番号 _____)	
租税特別措置法 第70条の4の2第1項 において規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、 第70条の6の2第1項 賃借権等の消滅 平成 ____年 ____月 ____日に 賃借権等の消滅 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、 第3項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。 同条 第5項 第8項			
1 贈与者 等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
贈与者 届出者が 被相続人 から農地等を 相続（遺贈）により取得した年月日	昭和 ____年 ____月 ____日 平成 ____年 ____月 ____日		
2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付け を行った年月日	平成 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 ____年 ____月 ____日 至：平成 ____年 ____月 ____日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。） （事情の詳細） 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな特定貸付けに関する事項			
新たに借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
新たな特定貸付け を行った年月日	平成 ____年 ____月 ____日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の 新たな存続期間	自：平成 ____年 ____月 ____日 至：平成 ____年 ____月 ____日
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。 上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。） (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積計画による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しなくても構いません。

通係日付印の年月日	確認印	整理簿番号
____年 ____月 ____日		

(資12-121-1-A4統一)(平28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記 A に該当する場合には「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を、上記 B に該当する場合には「第 3 項」及び「第 8 項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」、「賃借権等の消滅」、「第 3 項」及び「第 5 項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記 A に該当する場合には「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を、上記 B に該当する場合には「第 3 項」及び「第 8 項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」、「賃借権等の消滅」、「第 3 項」及び「第 5 項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 (1)を○で囲んだ人
 - (1) (2)の貸付けにも該当する場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行われたものである旨及びその特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**（贈与税の納税猶予の特定貸付けの特例の適用を受ける場合のみ添付が必要です。）
 - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**
 - (2) 上記以外の場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
 - ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- 2 (2)を○で囲んだ人
 - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

（資12-121-3-A4統一）

改正前

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 (1)を○で囲んだ人
 - (1) (3)の貸付けにも該当する場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**（贈与税の納税猶予の特定貸付けの特例の適用を受ける場合のみ添付が必要です。）
 - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**
 - (2) 上記以外の場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
 - ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- 2 (2)を○で囲んだ人

次に掲げる(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げる書類

 - (1) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**
 - (2) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
 - ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- 3 (3)を○で囲んだ人
 - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

（資12-121-3-A4統一）

改正後

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 (電話番号 _____)			
租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に 賃借権等の消滅 があり、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に自己の 第3項 の農業の用に供し、同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。 第8項			
1 贈与者等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続（遺贈）		昭 和 平 成 令 和	年 ____ 月 ____ 日
2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受け ていた者	住所（居所） 又は 本店 （主たる事務 所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付けを 行 っ た 年 月 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了 前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。） (事情の詳細)			
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行 っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項			
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農 地等の明細は、付表のとおりです。			
関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 ____ 月 ____ 日		

(資 12-122-1-A 4 統一) (令 2.6)

改正前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 (電話番号 _____)			
租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に 賃借権等の消滅 があり、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に自己の 第3項 の農業の用に供し、同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。 第8項			
1 贈与者等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続（遺贈）		昭 和 平 成 令 和	年 ____ 月 ____ 日
2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受け ていた者	住所（居所） 又は 本店 （主たる事務 所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付けを 行 っ た 年 月 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了 前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。） (事情の詳細)			
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行 っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項			
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農 地等の明細は、付表のとおりです。			
関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 ____ 月 ____ 日		

(資 12-122-1-A 4 統一) (平 28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次の A 又は B に掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記 A に該当する場合には「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を、上記 B に該当する場合には「第 3 項」及び「第 8 項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」、「賃借権等の消滅」、「第 3 項」及び「第 5 項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次の A 又は B に掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記 A に該当する場合には「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を、上記 B に該当する場合には「第 3 項」及び「第 8 項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」、「賃借権等の消滅」、「第 3 項」及び「第 5 項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長			
〒			
申請者 住 所			
氏 名			
(電話番号)			
第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、			
令和 年 月 日に 賃借権等の消滅 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う			
第4項 見込みです。ついては、同条 第8項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6の2第3項 第40条の6の2第7項 の規定により承認申請します。 第40条の7の2第5項			
1 贈与者等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
申請者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	
2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)			
(事情の詳細)			
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項			
新たな特定貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日		
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情 (事情)			
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-123-1-A4統一) (令2.6)

改正前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

税務署 受付印		平成 年 月 日	
税務署長			
〒			
申請者 住 所			
氏 名			
(電話番号)			
第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、			
平成 年 月 日に 賃借権等の消滅 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う			
第4項 見込みです。ついては、同条 第8項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6の2第3項 第40条の6の2第7項 の規定により承認申請します。 第40条の7の2第5項			
1 贈与者等に関する事項			
贈与者 被相続人	住 所	氏 名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日	昭和 平成	年 月 日	
2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)			
(事情の詳細)			
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項			
新たな特定貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	平成 年 月 日		
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情 (事情)			
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農地利用集積計画による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12-123-1-A4統一) (平28.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第 3 項」、「第 8 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 7 項」及び「第 40 条の 7 の 2 第 5 項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第 3 項」、「第 4 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 3 項」及び「第 40 条の 7 項の 2 第 5 項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 4 項」、「第 8 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 3 項」及び「第 40 条の 6 の 2 第 7 項」の文字を抹消します。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。

4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第 3 項」、「第 8 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 7 項」及び「第 40 条の 7 の 2 第 5 項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第 3 項」、「第 4 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 3 項」及び「第 40 条の 7 項の 2 第 5 項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 4 項」、「第 8 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 3 項」及び「第 40 条の 6 の 2 第 7 項」の文字を抹消します。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。

4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等
に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名

特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等 の貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1			㎡	令和 年 月 日
2				令和 年 月 日
3				令和 年 月 日
4				令和 年 月 日
5				令和 年 月 日
6				令和 年 月 日
7				令和 年 月 日
8				令和 年 月 日
9				令和 年 月 日
10				令和 年 月 日
11				令和 年 月 日
12				令和 年 月 日
13				令和 年 月 日
14				令和 年 月 日

↑ 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-123-2-A4統一)

改 正 前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等
に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名

特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等 の貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1			㎡	平成 年 月 日
2				平成 年 月 日
3				平成 年 月 日
4				平成 年 月 日
5				平成 年 月 日
6				平成 年 月 日
7				平成 年 月 日
8				平成 年 月 日
9				平成 年 月 日
10				平成 年 月 日
11				平成 年 月 日
12				平成 年 月 日
13				平成 年 月 日
14				平成 年 月 日

↑ 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-123-2-A4統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。
 - (5) 「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。
 - (6) 記載した賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。
 - (5) 「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。
 - (6) 記載した賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

改正後

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、申請者から農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

(資12-123-3-A4統一)

改正前

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

3 (3)を○で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

(資12-123-3-A4統一)

改 正 後

農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書

〒

農業相続人 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

下記の農地又は採草放牧地については、被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行ったので、租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人の 住所及び氏名	住 所		氏 名	
下記の農地又は採草放牧地を被相続人から相続(遺贈)により取得した年月日			令和 年 月 日	

2 特定貸付けを行った農地又は採草放牧地等に関する事項

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	特定貸付けを 行った年月日	特定貸付けに 関する届出書の 提出予定年月日
1			m	令和 年 月 日	令和 年 月 日
2				令和 年 月 日	令和 年 月 日
3				令和 年 月 日	令和 年 月 日
4				令和 年 月 日	令和 年 月 日
5				令和 年 月 日	令和 年 月 日
6				令和 年 月 日	令和 年 月 日
7				令和 年 月 日	令和 年 月 日
8				令和 年 月 日	令和 年 月 日
9				令和 年 月 日	令和 年 月 日
10				令和 年 月 日	令和 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-125-A4統一)

改 正 前

農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書

〒

農業相続人 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

下記の農地又は採草放牧地については、被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行ったので、租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人の 住所及び氏名	住 所		氏 名	
下記の農地又は採草放牧地を被相続人から相続(遺贈)により取得した年月日			平成 年 月 日	

2 特定貸付けを行った農地又は採草放牧地等に関する事項

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	特定貸付けを 行った年月日	特定貸付けに 関する届出書の 提出予定年月日
1			m	平成 年 月 日	平成 年 月 日
2				平成 年 月 日	平成 年 月 日
3				平成 年 月 日	平成 年 月 日
4				平成 年 月 日	平成 年 月 日
5				平成 年 月 日	平成 年 月 日
6				平成 年 月 日	平成 年 月 日
7				平成 年 月 日	平成 年 月 日
8				平成 年 月 日	平成 年 月 日
9				平成 年 月 日	平成 年 月 日
10				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-125-A4統一)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、次の①又は②に掲げる場合に、特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限後となるとき（当該特定貸付けにつき特定貸付けに関する届出書を相続税の申告書に添付して提出する場合を除きます。）に使用します。

なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

①	農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
②	贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

○ この明細書は、次により記載してください。

- 1 この明細書は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。
- 2 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 3 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 4 「面積」欄は、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の面積を記載してください。
- 5 この明細書に記載した農地又は採草放牧地に係る「特定貸付けに関する届出書」は、特定貸付けを行った日から2月以内に所轄の税務署長へ提出してください。
なお、届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出してください。
- 6 この明細書に記載した農地又は採草放牧地については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、次の①又は②に掲げる場合に、特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限後となるとき（当該特定貸付けにつき特定貸付けに関する届出書を相続税の申告書に添付して提出する場合を除きます。）に使用します。

なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

①	農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
②	贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

○ この明細書は、次により記載してください。

- 1 この明細書は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。
- 2 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 3 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 4 「面積」欄は、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の面積を記載してください。
- 5 この明細書に記載した農地又は採草放牧地に係る「特定貸付けに関する届出書」は、特定貸付けを行った日から2月以内に所轄の税務署長へ提出してください。
なお、届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出してください。
- 6 この明細書に記載した農地又は採草放牧地については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

改正後

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 (居 所) _____			
氏 名 _____			
(電話番号 _____)			
第2号 認定都市農地貸付け 租税特別措置法第70条の6の4第2項 第3号 に規定する 農園用地貸付け を行った下記の 特例農地等については同条第1項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人等に関する事項			
被 相 続 人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から特例農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭 和 平 成 年 月 日	
2 認定都市農地貸付け等に関する事項			
(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。			
①借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
②認定都市農地貸付け等 を行った年月日	令和 年 月 日	③貸借権等の存続期間	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。） 【認定都市農地貸付け】 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け 【農園用地貸付け】 (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け (3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。） (4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け ☐ 上記の②～④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。） 上記の認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。			
3 平成30年8月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項			
農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理簿番号

(資12-130-1-A4統一)(令2.6)

改正前

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 (居 所) _____			
氏 名 _____			
(電話番号 _____)			
第2号 認定都市農地貸付け 租税特別措置法第70条の6の4第2項 第3号 に規定する 農園用地貸付け を行った下記の 特例農地等については同条第1項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人等に関する事項			
被 相 続 人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から特例農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭 和 平 成 年 月 日	
2 認定都市農地貸付け等に関する事項			
(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。			
①借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
②認定都市農地貸付け等 を行った年月日	平成 年 月 日	③貸借権等の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。） 【認定都市農地貸付け】 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け 【農園用地貸付け】 (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け (3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。） (4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け ☐ 上記の②～④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。） 上記の認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。			
3 平成30年8月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項			
農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理簿番号

(資12-130-1-A4統一)(平30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

- この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用します。
 - 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき
 - 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
 - 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
- この届出書の提出方法や提出期限等は、上記 1 (1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。

なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったことに提出が必要です。

 - 上記 1 (1)に掲げる場合
この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
 - 上記 1 (2)及び(3)に掲げる場合
次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めたとおりです。
 - 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。
 - 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。
なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
- この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。

なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 上記 1 (2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。
- この届出書の添付書類は「認定都市農地貸付け等に関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

- この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用します。
 - 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき
 - 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
 - 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
- この届出書の提出方法や提出期限等は、上記 1 (1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。

なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったことに提出が必要です。

 - 上記 1 (1)に掲げる場合
この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
 - 上記 1 (2)及び(3)に掲げる場合
次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めたとおりです。
 - 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。
 - 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。
なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
- この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。

なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 上記 1 (2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。
- この届出書の添付書類は「認定都市農地貸付け等に関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

改 正 後

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について 新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書			
税務署 受付印			
令和 年 月 日			
税務署長 氏 名 氏 名			
届出者 住 所 (居 所) 氏 名 (電話番号 ー ー)			
租税特別措置法第70条の6の4第2項 第2号 に規定する 認定都市農地貸付け 第3号 に規定する 農園用地貸付け を行った下記の特例農地等			
については、令和 年 月 日に ^{※1} があり、新たな認定都市農地貸付け等を行い			
ましたので、同条第 ^{※2} 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人		住 所 (居 所)	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 年 月 日 令和 年 月 日	
2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項 (注) 下記の③の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。			
①借り受けていた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称	平成 年 月 日 自：令和 年 月 日 至：平成 年 月 日
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日 令和 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自：令和 年 月 日 至：平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。） (事情の註明)			
上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項 (注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。			
①新たに借り受けた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称	
②新たな認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち上記の新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。） 【認定都市農地貸付け】 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け 【農園用地貸付け】 (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け (3) 特定農地貸付法の規定により農業相継人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。） (4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け □ 上記の②～④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。）			
※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理簿番号

(資12-131-1-A4統一) (令2.6)

改 正 前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について 新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書			
税務署 受付印			
平成 年 月 日			
税務署長 氏 名 氏 名			
届出者 住 所 (居 所) 氏 名 (電話番号 ー ー)			
租税特別措置法第70条の6の4第2項 第2号 に規定する 認定都市農地貸付け 第3号 に規定する 農園用地貸付け を行った下記の特例農地等			
については、平成 年 月 日に ^{※1} があり、新たな認定都市農地貸付け等を行い			
ましたので、同条第 ^{※2} 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人		住 所 (居 所)	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日	
2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項 (注) 下記の③の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。			
①借り受けていた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。） (事情の註明)			
上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項 (注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。			
①新たに借り受けた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称	
②新たな認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち上記の新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。） 【認定都市農地貸付け】 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け 【農園用地貸付け】 (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け (3) 特定農地貸付法の規定により農業相継人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。） (4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け □ 上記の②～④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。）			
※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理簿番号

(資12-131-1-A4統一) (平30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな認定都市農地貸付け等を行い、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合

賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき

新たな認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の※ 1 及び※ 2 の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号に掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第 3 項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第 4 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	第 6 項
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条第 2 号の協定の廃止	協定の廃止	

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな認定都市農地貸付け等を行い、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合

賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき

新たな認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の※ 1 及び※ 2 の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第 3 項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第 4 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	第 6 項
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条第 2 号の協定の廃止	協定の廃止	

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を
自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 (居 所) _____ 氏 名 _____ ④ (電話番号 _____)			
第2号 認定都市農地貸付け 第3号 農園用地貸付け 租税特別措置法第70条の6の4第2項 第3号に規定する農園用地貸付けを行った下記の特例農地等 については、令和____年____月____日 ^{※1} に_____ 自己の農業の用に供し、同条第____ ^{※2} 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭 和 平 成 令 和	年 月 日
2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項 (注) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。			
① 借り受けて いた者	住 所 (居 所) 又 は 本 店 (主たる事務 所) の所在地	氏 名 又 は 名 称	
② 認定都市農地貸付け等 を行った年月日	平成____年____月____日 令和	③ 賃借権等の存続期間	自：平成____年____月____日 至：平成____年____月____日 令和
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。） ..(事情の経緯).....			
上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項			
賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理簿番号
(資 12-132-1-A 4 統一) (令 2.6)			

※欄は記入しないでください。

改正前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を
自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
_____ 税務署長			
〒 届出者 住 所 (居 所) _____ 氏 名 _____ ④ (電話番号 _____)			
第2号 認定都市農地貸付け 第3号 農園用地貸付け 租税特別措置法第70条の6の4第2項 第3号に規定する農園用地貸付けを行った下記の特例農地等 については、平成____年____月____日 ^{※1} に_____ 自己の農業の用に供し、同条第____ ^{※2} 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭 和 平 成	年 月 日
2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項 (注) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。			
① 借り受けて いた者	住 所 (居 所) 又 は 本 店 (主たる事務 所) の所在地	氏 名 又 は 名 称	
② 認定都市農地貸付け等 を行った年月日	平成____年____月____日	③ 賃借権等の存続期間	自：平成____年____月____日 至：平成____年____月____日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。） ..(事情の経緯).....			
上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項			
賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。			
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理簿番号
(資 12-132-1-A 4 統一) (平 30.12)			

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次の A 又は B に掲げる自己の農業の用に供し、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内
- B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の※ 1 及び※ 2 の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第 3 項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第 4 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第 6 項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条第 2 号の協定の廃止	協定の廃止	

- 3 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書には、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次の A 又は B に掲げる自己の農業の用に供し、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内
- B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の※ 1 及び※ 2 の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第 3 項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第 4 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第 6 項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条第 2 号の協定の廃止	協定の廃止	

- 3 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書には、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

改正前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る
新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書

※欄は記入しないでください※欄は記入しないでください

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第5項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から1年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅等があった日から2月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

- この申請書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この申請書の本文中の※1から※3までの箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※1	※2	※3
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号に掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】	
		第3項	第3項
		【農園用地貸付けを行っていた場合】	
		第4項	第5項
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6第1項第1号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第3項	第3項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し		
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第6項	第7項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し		
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し		
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付協定の廃止	貸付協定の廃止		
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止		

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
- この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第5項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から1年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅等があった日から2月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

- この申請書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この申請書の本文中の※1から※3までの箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※1	※2	※3
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号に掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】	
		第3項	第3項
		【農園用地貸付けを行っていた場合】	
		第4項	第5項
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6第1項第1号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第3項	第3項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し		
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第6項	第7項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し		
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し		
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付協定の廃止	貸付協定の廃止		
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止		

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
- この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

改 正 後

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る
新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書 付表

申請者氏名

貸付都市農地等について本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等の 貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1				令和 年 月 日
2				令和 年 月 日
3				令和 年 月 日
4				令和 年 月 日
5				令和 年 月 日
6				令和 年 月 日
7				令和 年 月 日
8				令和 年 月 日
9				令和 年 月 日
10				令和 年 月 日
11				令和 年 月 日
12				令和 年 月 日
13				令和 年 月 日
14				令和 年 月 日

↑ 上記の賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-133-2-A4統一)

改 正 前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る
新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書 付表

申請者氏名

貸付都市農地等について本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等の 貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1				平成 年 月 日
2				平成 年 月 日
3				平成 年 月 日
4				平成 年 月 日
5				平成 年 月 日
6				平成 年 月 日
7				平成 年 月 日
8				平成 年 月 日
9				平成 年 月 日
10				平成 年 月 日
11				平成 年 月 日
12				平成 年 月 日
13				平成 年 月 日
14				平成 年 月 日

↑ 上記の賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-133-2-A4統一)

改 正 後

農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書

〒

農業相続人 住 所 (居 所) _____

氏 名 _____ 電話 _____

下記の農地については、被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに租税特別措置法
第70条の6の4第2項^{第2号}に規定する認定都市農地貸付け^{第3号}を行ったので、同条第1項の規定の適用
を受けます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人の 住所及び氏名	住 所 (居 所)		氏 名	
-----------------	--------------	--	-----	--

下記の農地を被相続人から相続(遺贈)により取得した年月日

令和 年 月 日

2 認定都市農地貸付け等を行った農地に関する事項

(注) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行った場合、「認定都市農地貸付け等を行った年月日」欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	認定都市農地貸付け等 を行った年月日	認定都市農地貸付け等 に関する届出書の 提出予定年月日
1			㎡	令和 年 月 日	令和 年 月 日
2				令和 年 月 日	令和 年 月 日
3				令和 年 月 日	令和 年 月 日
4				令和 年 月 日	令和 年 月 日
5				令和 年 月 日	令和 年 月 日
6				令和 年 月 日	令和 年 月 日
7				令和 年 月 日	令和 年 月 日
8				令和 年 月 日	令和 年 月 日
9				令和 年 月 日	令和 年 月 日
10				令和 年 月 日	令和 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-135-A4統一)

改 正 前

農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書

〒

農業相続人 住 所 (居 所) _____

氏 名 _____ 電話 _____

下記の農地については、被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに租税特別措置法
第70条の6の4第2項^{第2号}に規定する認定都市農地貸付け^{第3号}を行ったので、同条第1項の規定の適用
を受けます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人の 住所及び氏名	住 所 (居 所)		氏 名	
-----------------	--------------	--	-----	--

下記の農地を被相続人から相続(遺贈)により取得した年月日

平成 年 月 日

2 認定都市農地貸付け等を行った農地に関する事項

(注) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行った場合、「認定都市農地貸付け等を行った年月日」欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	認定都市農地貸付け等 を行った年月日	認定都市農地貸付け等 に関する届出書の 提出予定年月日
1			㎡	平成 年 月 日	平成 年 月 日
2				平成 年 月 日	平成 年 月 日
3				平成 年 月 日	平成 年 月 日
4				平成 年 月 日	平成 年 月 日
5				平成 年 月 日	平成 年 月 日
6				平成 年 月 日	平成 年 月 日
7				平成 年 月 日	平成 年 月 日
8				平成 年 月 日	平成 年 月 日
9				平成 年 月 日	平成 年 月 日
10				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-135-A4統一)

改正後

贈与税の免除届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

令和 年 月 日に

したので、租税特別措置法第70条の4第34項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により

届け出ます。

届出者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

記

○ 平成 年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額 円

関与税理士

電話番号

※	贈与整理簿	検 算	整理簿番号

(資12-26-1-A4統一) (令2.6)

改正前

贈与税の免除届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

平成 令和 年 月 日に

したので、租税特別措置法第70条の4第34項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により

届け出ます。

届出者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

〒

住所 氏名 贈与者との続柄 印 受贈者

記

○ 平成 年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額 円

関与税理士

電話番号

※	贈与整理簿	検 算	整理簿番号

(資12-26-1-A4統一) (令元.6)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人
- (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「令和〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。
- (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人
- (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「令和〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。
- (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

改正後

相続税の免除届出書

税務署
受付印令和____年____月____日
税務署長
令和____年____月____日に

____したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定
により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第65項の規定により届け出ます。

届出者

〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____

記

☐ 平成____年分 相続税

☐ 免除を受ける相続税の額 _____ 円

☐ 相続税の一部免除の場合

1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）を
した場合（措置法第70条の6第39項第3号）

納税猶予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額）（免除額）
_____ 円 × $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ = _____ 円
〔相続（遺贈）による取得分
の農業投資価格超過額〕 〔100円未満は切り
捨てて下さい。〕

2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）

納税猶予分の相続税額 $\left[\begin{array}{l} \text{市町村が区域農地等（一定のもの[※]）} \\ \text{を除く）である特例農地等の取得の} \\ \text{時における農業投資価格超過額} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{市町村が区域農地等（一定のもの[※]を除く）であ} \\ \text{る特例農地等について附置法第70条の6第7} \\ \text{項又は第8項の規定により確定した相続税額} \end{array} \right]$
〔 _____ 円 × $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ 〕 = _____ 円
〔相続（遺贈）による取得分
の農業投資価格超過額〕
（免除額）
= _____ 円（100円未満は切り捨てて下さい。）

（※）上記の一定のものについては、裏面2（4）（※）を参照してください。

関与税理士		電話番号	
※	納付整理簿	検査	整理簿番号

（資12-26-2-A4統一）（令2.6）

改正前

相続税の免除届出書

税務署
受付印令和____年____月____日
税務署長
平成____年____月____日に
令和____年____月____日に

____したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定
により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第65項の規定により届け出ます。

届出者

〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 との続柄 _____
住所 _____

記

☐ 平成____年分 相続税

☐ 免除を受ける相続税の額 _____ 円

☐ 相続税の一部免除の場合

1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）を
した場合（措置法第70条の6第39項第3号）

納税猶予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額）（免除額）
_____ 円 × $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ = _____ 円
〔相続（遺贈）による取得分
の農業投資価格超過額〕 〔100円未満は切り
捨てて下さい。〕

2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）

納税猶予分の相続税額 $\left[\begin{array}{l} \text{市町村が区域農地等（一定のもの[※]）} \\ \text{を除く）である特例農地等の取得の} \\ \text{時における農業投資価格超過額} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{市町村が区域農地等（一定のもの[※]を除く）であ} \\ \text{る特例農地等について附置法第70条の6第7} \\ \text{項又は第8項の規定により確定した相続税額} \end{array} \right]$
〔 _____ 円 × $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ 〕 = _____ 円
〔相続（遺贈）による取得分
の農業投資価格超過額〕
（免除額）
= _____ 円（100円未満は切り捨てて下さい。）

（※）上記の一定のものについては、裏面2（4）（※）を参照してください。

関与税理士		電話番号	
※	納付整理簿	検査	整理簿番号

（資12-26-2-A4統一）（令元.5）

※欄は記入し
ないでくだ
さい。※欄は記入し
ないでくだ
さい。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。
 - イ 免除事由が上記1の(1)の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」
 - ロ 免除事由が上記1の(2)の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」
 - ハ 免除事由が上記1の(3)の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」
 - (2) 「農業相続人との統柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との統柄を記載してください。
 - (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
 - (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。
 - イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
 - ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの^(※)を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
- (※) 上記の一定のものは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとなります。
- ① 平成30年9月1日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年8月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年9月1日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合
田園住居地域内にある農地（措置法第70条の4第2項第4号ロ）又は地区計画農地保全条例制限区域内農地（措置法第70条の4第2項第4号ハ）であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等
 - ② ①以外の場合
都市営農農地等

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。
 - イ 免除事由が上記1の(1)の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」
 - ロ 免除事由が上記1の(2)の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」
 - ハ 免除事由が上記1の(3)の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」
 - (2) 「農業相続人との統柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との統柄を記載してください。
 - (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
 - (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。
 - イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
 - ロ 上記1の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの^(※)を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
- (※) 上記の一定のものは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとなります。
- ① 平成30年9月1日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年8月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年9月1日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合
田園住居地域内にある農地であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等
 - ② ①以外の場合
都市営農農地等

改正後

代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）

整理簿番号

税務署
受付印

〒

住所

税務署長

申請者

年 月 日提出

氏名

◎ 電話

租税特別措置法施行令第40条の2第7項（昭和50年改正前）の規定により贈与税の納期限の延長に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。

譲渡等をした農地等	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積		㎡	㎡	
	贈与を受けた年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
	贈与の時の価額	円	円		円
	譲渡等の年月日、態様	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	譲渡等の対価の額	円	円		円
取得見込の農地又は採草放牧地	農地又は採草放牧地の所在地				
	農地又は採草放牧地の地目等、面積		㎡	㎡	
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	取得価額の見積額	円	円		円

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士

印

電話番号

改正前

代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）

整理簿番号

税務署
受付印

〒

住所

税務署長殿

申請者

年 月 日提出

氏名

◎ 電話

租税特別措置法施行令第40条の2第7項（昭和50年改正前）の規定により贈与税の納期限の延長に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。

譲渡等をした農地等	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積		㎡	㎡	
	贈与を受けた年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		
	贈与の時の価額	円	円		円
	譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	譲渡等の対価の額	円	円		円
取得見込の農地又は採草放牧地	農地又は採草放牧地の所在地				
	農地又は採草放牧地の地目等、面積		㎡	㎡	
	取得予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	取得価額の見積額	円	円		円

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士

印

電話番号

改正後

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

延長整理簿
※税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

農地等の受贈者____が租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第9項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届出者

〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	
〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	
〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	
〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	
〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	

農地等の受贈者

〒
住所____氏名____ 令和____年____月____日死亡

免除を受ける贈与税の額

____円

その他参考事項

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資12-32-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

改正前

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

延長整理簿
※税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長 殿

農地等の受贈者____が租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第9項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届出者

〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	
〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	
〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	
〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	
〒				農地等の受贈者との続柄	
住所	____	氏名	____	印	

農地等の受贈者

〒
住所____氏名____ 平成____年____月____日死亡

免除を受ける贈与税の額

____円

その他参考事項

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資12-32-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

改正後

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		人 方 数 別	
		非	非
租税特別措置法施行令第40条の8第36項第40条の8の2第42項の規定による継続届出書の提出における認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定（贈与・相続）承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注1）		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度
経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	
※ 報告基準日が最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項等を記載してください。		非上場株式会社等	
報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。）		□	
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 直前の事業年度末における準備金の額		円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円	
④ 直前の事業年度における総収入金額		円	
⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注2）		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b	k
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	m
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	f	o
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	g	p
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	q
剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの）（注3）	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	r
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）		円	
⑨ 特定資産の保有割合（⑦/⑤×100）	%	⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/⑤）	%
⑪ 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合は、又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合は、次に掲げる事項を記載してください。（いずれかを丸で囲んでください。）			
有 無			
※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。			
報告基準日における常時使用従業員数（注6）		人	

（資122-14-1A 4 統一）

改正前

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		人 方 数 別	
		非	非
租税特別措置法施行令第40条の8第36項第40条の8の2第42項の規定による継続届出書の提出における認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定（贈与・相続）承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注1）		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度
経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	
※ 報告基準日が最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項等を記載してください。		非上場株式会社等	
報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。）（注2）		□	
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 直前の事業年度末における準備金の額		円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円	
④ 直前の事業年度における総収入金額		円	
⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注3）		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b	k
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	m
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	f	o
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	g	p
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	h	q
剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの）（注4）	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	r
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）		円	
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑦/⑤×100）	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/⑤）	%
※ 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合には該当することとなった場合には、次に掲げる事項を記載してください。			
⑪ 該当事由は 第 項ただし書 ⑫ 事由の生じた年月日 年 月 日			
⑬（事由の詳細）			
⑭ ⑪の事由を解消させた年月日（事業年度） 年 月 日（ 年分）			
⑮（⑬の事情の詳細）			
報告基準日における常時使用従業員数（注5）		人	

（資122-14-A 4 統一）

改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注1）報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

（注2）「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注3）会社から支給された給与とは、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注4）「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

（注5）「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

（注6）「報告基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

2. 6

改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注1）報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

（注2）報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

（注3）「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注4）会社から支給された給与とは、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注5）「報告基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

（注6）租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書に規定する期間の末日が報告基準日後に到来する場合又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する期間の末日が報告基準日後に到来する場合には、⑩欄及び⑬欄の記載は不要です。

なお、その場合は、経営承継者は、この明細書の「受贈者、相続人（受遺者）の氏名」欄、「認定（贈与・相続）承継会社の名称」欄、「本店の所在地」欄、⑩欄及び⑬欄に記載し、当該期間の末日から2月を経過する日（同日が継続届出に係る届出期限前に到来する場合には、当該届出期限）までに、再度、この明細書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

改正後

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

入力欄
事 由

租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項
第40条の8の6第27項の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)

本店の所在地 (変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注1)

① 直前の事業年度 円

② 2期前の事業年度 円

③ 3期前の事業年度 円

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生

事実発生日

事 由

※基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8の2第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は①欄から④欄までの記載は不要です。)

□

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 円

② 直前の事業年度末における準備金の額 円

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 円

④ 直前の事業年度における総収入金額 円

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 (注2)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	f 円	o 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	現金及び預貯金その他これらに類する資産	g 円	p 円
	特別経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	h 円	q 円
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注3)	特別経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	i 円	r 円
	会社から支給された給付金のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	s 円	t 円

⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i) 円

⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p) 円

⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/⑤×⑧) %

⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④) %

⑪ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合 (注3)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)別紙(一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合)」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

(資12②-39-1-A 4 続)

改正前

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

入力欄
事 由

租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項
第40条の8の6第27項の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)

本店の所在地 (変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注1)

① 直前の事業年度 円

② 2期前の事業年度 円

③ 3期前の事業年度 円

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生

事実発生日

事 由

※基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)

□

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 円

② 直前の事業年度末における準備金の額 円

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 円

④ 直前の事業年度における総収入金額 円

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 (注3)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	f 円	o 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	現金及び預貯金その他これらに類する資産	g 円	p 円
	特別経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	h 円	q 円
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)	特別経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	i 円	r 円
	会社から支給された給付金のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	s 円	t 円

⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i) 円

⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p) 円

⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑦/⑤×⑧) %

⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑧/④) %

※ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合 (注3)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

⑪ ⑩の事由を解消させた年月日(事業年度) 年 月 日 (年分)

⑫ ⑩の事由の詳細

(資12②-39-A 4 続)

改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

(注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に支給されたものを除きます。

(注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

(注2) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に、同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまでの要件又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

(注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に支給されたものを除きます。

(注5) 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書に規定する期間の末日が基準日後に到来する場合又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する期間の末日が基準日後に到来する場合には、④欄及び⑩欄の記載は不要です。

なお、その場合は、特例経営承継者は、この明細書の「受贈者、相続人（受遺者）の氏名」欄、「特例認定（贈与・相続）承継会社の名称」欄、「本店の所在地」欄、④欄及び⑩欄を記載し、当該期間の末日から2月を経過する日（同日が継続届出書に係る届出期限前に到来する場合には、当該届出期限）までに、再度、この明細書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

改 正 後

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（一般措置）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日
（令和____年____月____日 ～令和____年____月____日）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____ %
運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日（1(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日
（令和____年____月____日 ～令和____年____月____日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となきには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

（資12②-14-2 A 4 統一）（令2.6）

（新規）

※欄は記入しな
いでください。

改 正 後

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法第 70 条の 7 第 9 項、70 条の 7 の 2 第 10 項又は第 70 条の 7 の 4 第 8 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日まで間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。
- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

(新規)

改 正 後

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明
細書（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
特例認定（贈与・相続） 承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^{（注1）}又は運用収入割合^{（注2）}が基準割合以上となった場合における当該
事由に関する事項(1) 該当規定^{（注3、4、5）}

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日

（令和____年____月____日 ～令和____年____月____日）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限※ 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合
運用収入 _____ %

(2) (1)の割合に減少させた年月日（1(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日

（令和____年____月____日 ～令和____年____月____日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例経営（贈与・相続）報告基準日^{（注6）}（以下「基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時ににおいて2の事項の記載が可能となきには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

(資12②-39-2-A 4統一) (令2. 6)

改 正 前

(新規)

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法第70条の7の5第6項、70条の7の6第7項又は第70条の7の8第6項の規定により継続届出書を提出する場合において、基準日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

（新規）

改 正 後

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少

第23条の9第28項

させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。

第23条の12第9項

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

(1)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第26項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 _____%
(2)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 _____%

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____ 年 ____ 月 ____ 日
(_____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ _____ 年 ____ 月 ____ 日)

5 3の割合を減少すべき期限[※] _____ 年 ____ 月 ____ 日

※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の 保 有 割 合 _____ %
運 用 収 入

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____ 年 ____ 月 ____ 日
(_____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ _____ 年 ____ 月 ____ 日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士

電 話 番 号

※	届出日付印の年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日	確認印	入 力	確 認	納税額下整理番号
---	-----------------------------------	-----	-----	-----	----------

(資12②-14-3-A 4統一) (令2.6)

(新規)

改 正 後

(裏)

- 1 この届出書は、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していた場合において、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

- 2 標題の「特定資産の保有割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

- ※ A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
 B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対象表に計上されている帳簿価額の合計額
 C＝過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 前

(新規)

改 正 後

改 正 前

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)を基準割合未満に減少させ
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少させ

第23条の12の2第20項
ましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。
第23条の12の5第17項

1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

(1)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____ 年 ____ 月 ____ 日
(_____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ _____ 年 ____ 月 ____ 日)

5 3の割合を減少すべき期限* _____ 年 ____ 月 ____ 日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

- (1) 減少後の 保 有 割合 _____ %
運用収入
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____ 年 ____ 月 ____ 日
(_____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ _____ 年 ____ 月 ____ 日)
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士

電 話 番 号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税額予整理番号
	年 月 日				

(資12②-39-3-A.4統一) (令2.6)

(新規)

改 正 後

改 正 前

(裏)

- 1 この届出書は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継統届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していた場合において、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継統届出書に係る特例経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継統届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継統届出書の提出期限）までです。

※ 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

- 2 標題の「 特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

(新規)

改正後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
(免除届出用)(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		人 方 格 別	
		事	非
租税特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第43項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由	

※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑥欄までの記載は不要です。)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円		
② 直前の事業年度末における準備金の額	円		
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円		
④ 直前の事業年度における総収入金額	円		
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)	帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円 j 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円 k 円	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円 l 円	
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d 円 m 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円 n 円	
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	f 円 o 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	g 円 p 円	
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	h 円 q 円	
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円 r 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円		
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円		
⑨ 特定資産の保有割合(⑦/(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧/(④))	%
⑪ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日まで(租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合 ^(注5) 又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合 ^(注6))に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)			
有 無			
※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を最終届出書に添付して提出する必要があります。			
死亡等の日における常時使用従業員数(注7)	人		

(資12②-17-1-A 4 統一)

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
(免除届出用)(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		人 方 格 別	
		事	非
租税特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第43項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日まで(の間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由	

※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注3)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円		
② 直前の事業年度末における準備金の額	円		
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円		
④ 直前の事業年度における総収入金額	円		
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注4)	帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円 j 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円 k 円	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円 l 円	
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d 円 m 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円 n 円	
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	f 円 o 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	g 円 p 円	
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	h 円 q 円	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注5)	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円 r 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円		
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円		
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/(④))	%

※ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日まで(の間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第22項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合又は同令第40条の8の2第25項ただし書又は第27項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合には、次に掲げる事項を記載してください。)

⑪ 該当事由	排令40条の 第 項ただし書	⑫ 事由の生じた年月日	年 月 日	
⑬ (事由の詳細)				
⑭ ⑪の事由を解消させた年月日(事業年度)				年 月 日 (年分)
⑮ (⑬の事情の詳細)				
基準日における常時使用従業員数(注6)				人

(資12②-17-A 4 統一)

改 正 後

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注1)「死亡等の日」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）⁽⁹⁾以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注3)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(注7)「死亡等の日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改 正 前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

- (注1)「死亡等の日」とは、
イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）⁽⁹⁾以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注3) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同法第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

(注4)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注5) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注6)「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

(注7)⑥欄及び⑩欄は、⑩欄の事由が生じた日から当該死亡等の日まで間に、租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書の割合が100分の70未満となった場合若しくは同条第22項ただし書の割合が100分の75未満となった場合又は同法第40条の8の2第25項ただし書の割合が100分の70未満となった場合若しくは同条第27項ただし書の割合が100分の75未満となった場合のみ記載してください。

改正後

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

(免除届出用)(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		人 力 部 門	
		課	係
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の規定による免除届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
死亡等の日 ^(注1) の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 ^(注2)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由	

※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑪欄までの記載は不要です。)	□
---	---

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注3)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	i 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) ^(注4)	特別経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	

⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円
---------------------------------------	---

⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円
-------------------------------------	---

⑨ 特定資産の保有割合 ^{(注1)(注3)(注4)}	%	⑩ 特定資産の運用収入割合 ^{(注3)(注4)}	%
-------------------------------------	---	-----------------------------------	---

⑪ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第23項ただし書に規定する場合^(注5)又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合^(注6)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 ^(注7)	無
-------------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用) (特例措置) 別紙【一定の事由により、特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

改正前

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

(免除届出用)(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		人 力 部 門	
		課	係
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の規定による免除届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
死亡等の日 ^(注1) の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 ^(注2)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由	

※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)	□
--	---

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注4)	帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	i 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) ^(注5)	特別経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円		
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円		

⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 ^{(注1)(注3)(注4)}	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 ^{(注3)(注4)}	%
--	---	---	---

※ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項の規定において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項において準用する同令第40条の8第22項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合又は同令第40条の8の5第13項において準用する同令第40条の8第23項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当することとなった場合には、次に掲げる事項を記載してください。

⑪ 該当事由	同令第40条の8の第 項において準用する同令第40条の第 項ただし書	⑫ 事由の生じた年月日	年 月 日
--------	------------------------------------	-------------	-------

⑬ (事由の詳細)

⑭ ⑪の事由を解消させた年月日(事業年度)	年 月 日 (年分)
-----------------------	-------------

⑮ (⑬の事情の詳細)

改正後

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
 - 2 「資産保有型子会社」と及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 12 項第 2 号イに定めるものをいいます。
 - 3 「特例経営承継者」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 1 号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 14 項において準用する同令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方及び非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 14 項又は同令第 40 条の 8 の 8 第 2 項において準用する第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注 1)「死亡等の日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 21 項において準用する同令第 40 条の 8 第 37 項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第 1 項又は同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 28 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注 2) 死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 5 項において準用する同令第 40 条の 8 第 6 項又は同令第 40 条の 8 の 6 第 6 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 7 項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第 40 条の 8 の 5 第 18 項において準用する同令第 40 条の 8 第 24 項第 2 号イからハまで又は同令第 40 条の 8 の 6 第 25 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 30 項第 2 号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。
- (注 3)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注 4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第 70 条の 7 の 6 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。
- (注 5) 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書若しくは同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。
- (注 6) 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書若しくは同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。

改正前

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
 - 2 「資産保有型子会社」と及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 12 項第 2 号イに定めるものをいいます。
 - 3 「特例経営承継者」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 1 号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 14 項において準用する同令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方及び非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 14 項又は同令第 40 条の 8 の 8 第 2 項において準用する第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注 1)「死亡等の日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 21 項において準用する同令第 40 条の 8 第 37 項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第 1 項又は同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 28 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注 2) 死亡等の日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前 3 期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- (注 3) 死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 5 項において準用する同令第 40 条の 8 第 6 項又は同令第 40 条の 8 の 6 第 6 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 7 項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第 40 条の 8 の 5 第 18 項において準用する同令第 40 条の 8 第 24 項第 2 号イからハまで又は同令第 40 条の 8 の 6 第 25 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 30 項第 2 号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。
- (注 4)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注 5) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第 70 条の 7 の 6 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。
- (注 6) ①欄及び③欄は、①欄の事由が生じた日から当該死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書の割合が 100 分の 70 未満となった場合若しくは同令第 40 条の 8 の 5 第 13 項において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書の割合が 100 分の 75 未満となった場合又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書の割合が 100 分の 70 未満となった場合若しくは同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書の割合が 100 分の 75 未満となった場合のみ記載してください。

改 正 後

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（免除届出用）（一般措置）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^{（注1）}又は運用収入割合^{（注2）}が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^{（注3、4、5）}

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日

（令和____年____月____日 ～令和____年____月____日）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限[※] 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（1(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日

（令和____年____月____日 ～令和____年____月____日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注） 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

（新規）

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法施行令第40条の8第37項又は第40条の8の2第43項の規定により免除届出書を提出する場合において、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（同令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

(新規)

改 正 後

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明
細書（免除届出用）（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			
特例認定（贈与・相続） 承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^{（注1）}又は運用収入割合^{（注2）}が基準割合以上となった場合における当該
事由に関する事項(1) 該当規定^{（注3、4、5）}

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19 項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25 項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22 項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27 項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日

（令和____年____月____日 ～令和____年____月____日）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限※ 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日
の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日

（令和____年____月____日 ～令和____年____月____日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

改 正 前

(新規)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記載方法等

この明細書別紙は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項又は同令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定により免除届出書を提出する場合において、死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（同令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内ににおいて特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 前

（新規）

改正後

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項
第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

第70条の7第15項第3号 贈与税
同法 第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 相続税 を免除されたいので届け出ます。
第70条の7の4第12項

【届出者】

〒

住 所 氏名 印

認定(贈与・相続)承継会社の商号

1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 年 月 日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名
住所 氏名

3 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 円
相続税

4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④贈与の直前	⑤贈与をした株式等	⑥贈与をした日の後 (④-⑤)
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

6 免除を受ける 贈与税 額 円
相続税

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額」 (円) × 贈与をした非上場株式等の数又は金額^(注1) (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 額^(注2) (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②-19-1A4統一) (平26)

改正前

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項
第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

第70条の7第15項第3号 贈与税
同法 第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 相続税 を免除されたいので届け出ます。
第70条の7の4第12項

【届出者】

〒

住 所 氏名 印

認定(贈与・相続)承継会社の商号

1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 平成 年 月 日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名
住所 氏名

3 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 円
相続税

4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④贈与の直前	⑤贈与をした株式等	⑥贈与をした日の後 (④-⑤)
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

6 免除を受ける 贈与税 額 円
相続税

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額」 (円) × 贈与をした非上場株式等の数又は金額^(注1) (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 額^(注2) (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 平成 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②-19-1A4統一) (平20.12)

改 正 後

(裏)

1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 前

(裏)

1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項
第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号
同法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 贈与税 相続税 を
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号

免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒 _____ 氏名 _____ 印
住 所 _____

特例認定(贈与・相続)承継会社の商号 _____

1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 _____ 年 月 日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____3 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 _____ 円
相続税

4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 _____ 株(口・円)

5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 _____ 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④贈与の直前	⑤贈与をした株式等	⑥贈与をした日の後 (⑤-④)
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

6 免除を受ける贈与税 額 _____ 円
相続税

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額」 × 贈与をした非上場株式等の数又は金額^(注1) (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 額^(注2) (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 _____ 年 月 日

8 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用) (特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 _____ 電話 番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②-44-1-A 4 統一)(22.6)

改正前

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)税務署
受付印

_____ 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項
第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号
同法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 贈与税 相続税 を
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号

免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒 _____ 氏名 _____ 印
住 所 _____

特例認定(贈与・相続)承継会社の商号 _____

1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 _____ 年 月 日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____3 贈与の直前における猶予中 贈与税 額 _____ 円
相続税

4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 _____ 株(口・円)

5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 _____ 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④贈与の直前	⑤贈与をした株式等	⑥贈与をした日の後 (⑤-④)
イ	・ ・					
ロ	・ ・					
ハ	・ ・					

6 免除を受ける贈与税 額 _____ 円
相続税

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 額」 × 贈与をした非上場株式等の数又は金額^(注1) (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 額^(注2) (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 _____ 年 月 日

8 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用) (特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 _____ 電話 番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②-44-1-A 4 統一)(20.12)

改正後

(裏)

1 届出書を提出する人

特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営贈与承継期間内に特例経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の住所、氏名及び特例認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。
イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「特例経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(裏)

1 届出書を提出する人

特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営贈与承継期間内に特例経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の住所、氏名及び特例認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。
イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「特例経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 後

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予取りやめ届出書（一般措置）税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒

届出者住所

氏名

印

(電話番号 - -)

※欄は記入し
ないでくだ
さい。

第70条の7第1項

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨

届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 対象（受贈・相続）非上場株式等

の 贈与を受けた 年月日 年 月 日
相続(遺贈)があった

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 名称

4 猶予中贈与税額（相続税額） 円

（注）この届出書を提出した日から2か月を経過する日（当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-20-1 A 4 統一) (昭6)

改 正 前

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予取りやめ届出書（一般措置）税務署
受付印

平成____年____月____日

税務署長

〒

届出者住所

氏名

印

(電話番号 - -)

※欄は記入し
ないでくだ
さい。

第70条の7第1項

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨

届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 対象（受贈・相続）非上場株式等

の 贈与を受けた 年月日 平成 年 月 日
相続(遺贈)があった

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 名称

4 猶予中贈与税額（相続税額） 円

（注）この届出書を提出した日から2か月を経過する日（当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-20-1 A 4 統一) (昭6)

改正後

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正前

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正後

非上場株式等についての贈与税相続税の納税猶予取りやめ届出書(特例措置)

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

第70条の7の5第1項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の6第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の8第1項
についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例対象(受贈・相続)非上場株式等
の 贈与を受けた 年月日 _____ 年____月____日
相続(遺贈)があった

3 特例認定(贈与・相続)承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額(相続税額) _____ 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
※ 年 月 日				

(資12②-48-A 4統一) (令2. 6)

改正前

非上場株式等についての贈与税相続税の納税猶予取りやめ届出書(特例措置)

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

第70条の7の5第1項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の6第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の8第1項
についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例対象(受贈・相続)非上場株式等
の 贈与を受けた 年月日 _____ 平成____年____月____日
相続(遺贈)があった

3 特例認定(贈与・相続)承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額(相続税額) _____ 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
※ 年 月 日				

(資12②-48-A 4統一) (平30. 12)

改正後

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が
税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用し
ます。

改正前

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が
税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用し
ます。

改正後

通達日付用の日付		捺印	納税額等番号	
年	月	日		
贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (一般措置)			入	力
			確	認
税務署 受付印			※	※
令和____年____月____日				
税務署長				
〒				
住所				
氏名			印	
(電話番号 - -)				
相続特別措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第7項第2号の規定により報告します。				
1 対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 _____年____月____日				
2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。)(注1) _____年____月____日				
3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円				
4 2の基準日において有する対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)				
5 認定相続承継会社の明細				
認定相続 承継会社	名 称	(変更前)		
	本店の 所在地	(変更前)		
相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注2)				
直前の事業年度		2期前の事業年度	3期前の事業年度	
円		円	円	
認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由				
事 由				
基準日における資本金の額又は出資の総額		円		
基準日における準備金の額		円		
関与税理士		電話番号		

(資12② - 28 - A4統一)

※欄は記入しなくても構いません。

この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

改正前

通達日付用の日付		捺印	納税額等番号	
年	月	日		
贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (一般措置)			入	力
			確	認
税務署 受付印			※	※
平成____年____月____日				
税務署長				
〒				
住所				
氏名			印	
(電話番号 - -)				
相続特別措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第7項第2号の規定により報告します。				
1 対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 _____平成____年____月____日				
2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。)(注1) _____平成____年____月____日				
3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円				
4 2の基準日において有する対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)				
5 認定相続承継会社の明細				
認定相続 承継会社	名 称	(変更前)		
	本店の 所在地	(変更前)		
相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注2)				
直前の事業年度		2期前の事業年度	3期前の事業年度	
円		円	円	
認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由				
事 由				
基準日における資本金の額又は出資の総額		円		
基準日における準備金の額		円		
関与税理士		電話番号		

(資12② - 28 - A4統一)

※欄は記入しなくても構いません。

この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、対象受贈非上場株式等に係る贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者に対する同項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、その贈与をした者の同法70条の7第15項第3号(同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定の適用に係るものである場合には、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

改 正 前

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、対象受贈非上場株式等に係る贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者に対する同項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、その贈与をした者の同法70条の7第15項第3号(同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定の適用に係るものである場合には、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

改正後

相続開始年月日 年 月 日	課税別		納税額(千円)
		入 力	確 認
		※	※

特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の
納税猶予の報告書（特例措置）

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所

氏名____印
(電話番号 ____ - ____)

租税特別措置法第70条の7の8第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等
について確認し、同条第5項第2号の規定により報告します。

1 特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 _____年____月____日

2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
(以下「基準日」といいます。)(注1) _____年____月____日

3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円

4 2の基準日において有する特例対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5 特例認定相続承継会社の明細

特例認定相続承継会社	名 称	(変更前)
	本店の所在地	(変更前)

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注2)

直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度
円	円	円

特例認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

事 由

基準日における資本金の額又は出資の総額 _____円

基準日における準備金の額 _____円

関与税理士 _____ 電 話 番 号 _____

(資12②-49-A 4 統一)

改正前

相続開始年月日 年 月 日	課税別		納税額(千円)
		入 力	確 認
		※	※

特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の
納税猶予の報告書（特例措置）

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒
住所

氏名____印
(電話番号 ____ - ____)

租税特別措置法第70条の7の8第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等
について確認し、同条第5項第2号の規定により報告します。

1 特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 _____平成____年____月____日

2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
(以下「基準日」といいます。)(注1) _____平成____年____月____日

3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円

4 2の基準日において有する特例対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5 特例認定相続承継会社の明細

特例認定相続承継会社	名 称	(変更前)
	本店の所在地	(変更前)

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注2)

直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度
円	円	円

特例認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

事 由

基準日における資本金の額又は出資の総額 _____円

基準日における準備金の額 _____円

関与税理士 _____ 電 話 番 号 _____

(資12②-49-A 4 統一)

改 正 後

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の8第2項第1号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(特例贈与者が同項第5号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の8第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、特例経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 特例経営相続承継受贈者の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定に係る贈与がその特例贈与者の第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。

改 正 前

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の8第2項第1号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(特例贈与者が同項第5号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の8第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、特例経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 特例経営相続承継受贈者の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定に係る贈与がその特例贈与者の第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。

改 正 後

震災特例法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住 所

氏 名

印

(電話番号

第38条の3 第1項・第3項・第5項
震災特例法 第38条の4 第1項・第3項・第5項
第38条の5 第1項・第3項・第5項

の規定の適用を受けたいので

認定贈与承継会社
認定承継会社
認定相続承継会社

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

(注) 1 震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます(以下同じです。);

2 認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

1 被災した会社に関する事項

① 名 称	③ 対象となる会社の種別	☐ 認定贈与承継会社 ☐ 認定承継会社 ☐ 認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 被災した会社の被害の態様

次に掲げる場合に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)

【1号該当】

確 認 事 項	① 平成23年3月10日における総資産の価額	円
	② 東日本大震災により減失をした資産の価額	円
	(注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額(②に該当するものを除きます。)	円
	(注) 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	
④ 上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合	30%以上で (②+③)÷①×100 あれば適用可 →	%

(2) 東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記(1)に該当する場合を除きます。)

【2号該当】

確 認 事 項	① 平成23年3月10日に使用していた常時使用従業員の総数	人
	② 東日本大震災により減失又は損壊をした事業所において平成23年3月10日に使用していた常時使用従業員の数	人
	(注) 平成23年3月11日から同年9月10日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限りです。	
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所(②の事業所を除きます。)	人
④ 上記①の数に対する②及び③の合計数の割合	20%以上で (②+③)÷①×100 あれば適用可 →	%

(3) 震災後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。)

【3号該当】

※ 東日本大震災の発生直前において震災特例法第34条第1項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により減失若しくは損壊をした会社に限ります。

確 認 事 項	① 平成22年3月11日から平成22年9月10日までの間における売上金額	円
	② 平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間における売上金額	円
	③ 上記①の金額に対する②の金額の割合 (②÷①×100)	70%以下で あれば適用可 →

関与税理士

電話番号

(資12②～33A4統一) (令2.6)

改 正 前

震災特例法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

住 所

氏 名

印

(電話番号

第38条の3 第1項・第3項・第5項
震災特例法 第38条の4 第1項・第3項・第5項
第38条の5 第1項・第3項・第5項

の規定の適用を受けたいので

認定贈与承継会社
認定承継会社
認定相続承継会社

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

(注) 1 震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます(以下同じです。);

2 認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

1 被災した会社に関する事項

① 名 称	③ 対象となる会社の種別	☐ 認定贈与承継会社 ☐ 認定承継会社 ☐ 認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 被災した会社の被害の態様

次に掲げる場合に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)

【1号該当】

確 認 事 項	① 平成23年3月10日における総資産の価額	円
	② 東日本大震災により減失をした資産の価額	円
	(注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額(②に該当するものを除きます。)	円
	(注) 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	
④ 上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合	30%以上で (②+③)÷①×100 あれば適用可 →	%

(2) 東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記(1)に該当する場合を除きます。)

【2号該当】

確 認 事 項	① 平成23年3月10日に使用していた常時使用従業員の総数	人
	② 東日本大震災により減失又は損壊をした事業所において平成23年3月10日に使用していた常時使用従業員の数	人
	(注) 平成23年3月11日から同年9月10日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限りです。	
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所(②の事業所を除きます。)	人
④ 上記①の数に対する②及び③の合計数の割合	20%以上で (②+③)÷①×100 あれば適用可 →	%

(3) 震災後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。)

【3号該当】

※ 東日本大震災の発生直前において震災特例法第34条第1項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により減失若しくは損壊をした会社に限ります。

確 認 事 項	① 平成22年3月11日から平成22年9月10日までの間における売上金額	円
	② 平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間における売上金額	円
	③ 上記①の金額に対する②の金額の割合 (②÷①×100)	70%以下で あれば適用可 →

関与税理士

電話番号

(資12②～33A4統一) (平28.6)

改 正 後

<裏面>

震災特例法第 38 条の 3、第 38 条の 4 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1 震災特例法第 38 条の 3 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者

	添付書類	チェック欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	☐
②	貸借対照表その他の書類で表面 2 の (1) の①から③の価額を明らかにするもの	☐
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (1) の②の資産が東日本大震災により滅失したことを明らかにするもの	☐
④	表面 2 の (1) の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	☐
⑤	その他参考となるべき書類	☐

(2) 2号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	☐
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 6 項に規定する従業員証明書その他の書類で表面 2 の (2) ①から③の数を明らかにするもの	☐
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	☐
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (2) の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	☐
⑤	表面 2 の (2) の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	☐
⑥	その他参考となるべき書類	☐

(3) 3号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	☐
②	損益計算書その他の書類で表面 2 の (3) の①及び②の金額を明らかにするもの	☐
③	会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限ります。）	☐
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	☐
⑤	その他参考となるべき書類	☐

2 震災特例法第 38 条の 4 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者

①	上記 (1) の②から⑤の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 1 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 1 号の書類	☐

(2) 2号該当者

①	上記 (2) の②から⑥の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 2 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 2 号の書類	☐

(3) 3号該当者

①	上記 (3) の②から⑤の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 3 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 3 号の書類	☐

改 正 前

<裏面>

震災特例法第 38 条の 3、第 38 条の 4 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1 震災特例法第 38 条の 3 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者

	添付書類	チェック欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	☐
②	貸借対照表その他の書類で表面 2 の (1) の①から③の価額を明らかにするもの	☐
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (1) の②の資産が東日本大震災により滅失したことを明らかにするもの	☐
④	表面 2 の (1) の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	☐
⑤	その他参考となるべき書類	☐

(2) 2号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	☐
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 6 項に規定する従業員証明書その他の書類で表面 2 の (2) ①から③の数を明らかにするもの	☐
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	☐
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (2) の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	☐
⑤	表面 2 の (2) の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	☐
⑥	その他参考となるべき書類	☐

(3) 3号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	☐
②	損益計算書その他の書類で表面 2 の (3) の①及び②の金額を明らかにするもの	☐
③	会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限ります。）	☐
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	☐
⑤	その他参考となるべき書類	☐

2 震災特例法第 38 条の 4 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者

①	上記 (1) の②から⑤の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 1 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 1 号の書類	☐

(2) 2号該当者

①	上記 (2) の②から⑥の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 2 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 2 号の書類	☐

(3) 3号該当者

①	上記 (3) の②から⑤の書類	☐
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 3 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 3 号の書類	☐

改 正 後

震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）
の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

確 認
※

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

電話

震災特例法 第38条の3 第1項 認定贈与承継会社
第3項 第3号の規定の適用を引き続き受けたいので 認定承継会社 が、
第5項 認定相続承継会社

次に掲げる売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類の記載事項を記載し関係書類を添付して届け出ます。

（注）震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです。）。

○ 要件免除期間における免除要件の判定

・ 今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が100%以上となった事実の有無 ☐ 有 ☐ 無

※ 「b」欄が100%以上となった場合には、それに対応する「要件免除期間」のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

	A（贈与・相続）特定事業年度の売上金額	B 特例対象年度（相続開始）の時の常時使用従業員の数
	円	人

(1) 要件免除期間① 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度①の売上金額	d 雇用判定基準日①の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合①（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合①（ $d \div B \times 100$ ）
	%	%
(2) 要件免除期間② 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	c 売上割合①に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）
	%以上	適 ・ 否
	a 売上判定事業年度②の売上金額	d 雇用判定基準日②の常時使用従業員の数
	円	人
(3) 要件免除期間③ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	b 売上割合②（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合②（ $d \div B \times 100$ ）
	%	%
	c 売上割合②に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）
	%以上	適 ・ 否
(4) 要件免除期間④ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度③の売上金額	d 雇用判定基準日③の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合③（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合③（ $d \div B \times 100$ ）
	%	%
(5) 要件免除期間⑤ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	c 売上割合③に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）
	%以上	適 ・ 否
	a 売上判定事業年度④の売上金額	d 雇用判定基準日④の常時使用従業員の数
	円	人
(6) 要件免除期間⑥ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	b 売上割合④（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合④（ $d \div B \times 100$ ）
	%	%
	c 売上割合④に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）
	%以上	適 ・ 否

（裏面に続きます。）

関与税理士 電話番号

改 正 前

震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）
の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

確 認
※

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒

住所

氏名

電話

震災特例法 第38条の3 第1項 認定贈与承継会社
第3項 第3号の規定の適用を引き続き受けたいので 認定承継会社 が、
第5項 認定相続承継会社

次に掲げる売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類の記載事項を記載し関係書類を添付して届け出ます。

（注）震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです。）。

○ 要件免除期間における免除要件の判定

・ 今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が100%以上となった事実の有無 ☐ 有 ☐ 無

※ 「b」欄が100%以上となった場合には、それに対応する「要件免除期間」のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

	A（贈与・相続）特定事業年度の売上金額	B 特例対象年度（相続開始）の時の常時使用従業員の数
	円	人

(1) 要件免除期間① 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度①の売上金額	d 雇用判定基準日①の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合①（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合①（ $d \div B \times 100$ ）
	%	%
(2) 要件免除期間② 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	c 売上割合①に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）
	%以上	適 ・ 否
	a 売上判定事業年度②の売上金額	d 雇用判定基準日②の常時使用従業員の数
	円	人
(3) 要件免除期間③ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	b 売上割合②（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合②（ $d \div B \times 100$ ）
	%	%
	c 売上割合②に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）
	%以上	適 ・ 否
(4) 要件免除期間④ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度③の売上金額	d 雇用判定基準日③の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合③（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合③（ $d \div B \times 100$ ）
	%	%
(5) 要件免除期間⑤ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	c 売上割合③に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）
	%以上	適 ・ 否
	a 売上判定事業年度④の売上金額	d 雇用判定基準日④の常時使用従業員の数
	円	人
(6) 要件免除期間⑥ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	b 売上割合④（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合④（ $d \div B \times 100$ ）
	%	%
	c 売上割合④に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）
	%以上	適 ・ 否

（裏面に続きます。）

関与税理士 電話番号

※欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改 正 後

<裏面>

○ 要件免除期間における免除要件の判定（表面からの続き）					
(5) 要件免除期間⑤ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑤の売上金額	d 雇用判定基準日⑤の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑤（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑤（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑤に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(6) 要件免除期間⑥ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑥の売上金額	d 雇用判定基準日⑥の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑥（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑥（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑥に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(7) 要件免除期間⑦ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑦の売上金額	d 雇用判定基準日⑦の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑦（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑦（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑦に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(8) 要件免除期間⑧ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑧の売上金額	d 雇用判定基準日⑧の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑧（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑧（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑧に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(9) 要件免除期間⑨ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑨の売上金額	d 雇用判定基準日⑨の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑨（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑨（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑨に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(10) 要件免除期間⑩ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑩の売上金額	d 雇用判定基準日⑩の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑩（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑩（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑩に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			

【図表】売上割合に応じた確保すべき雇用割合は、次のとおりとなります。

売上割合	雇用割合
100%以上	80%以上
70%以上100%未満	40%以上
70%未満	0%以上（雇用割合は問わない）

【添付書類】これらの規定の適用を受ける方は、次に掲げる書類をこの届出書に添付して提出してください。

- ☐ 損益計算書その他の書類で各売上判定事業年度の売上金額を明らかにするもの（上表の「a」欄の金額を明らかにするもの）
- ☐ 従業員数証明書その他の書類で雇用判定基準日における常時使用従業員の数を明にするもの（上表の「d」欄の数を明らかにするもの）（対応する雇用判定基準日が到来していない場合には提出不要です。）
- ☐ 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から1年を経過する日までに存する場合には、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第3条第2項の報告書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りず。）

改 正 前

<裏面>

○ 要件免除期間における免除要件の判定（表面からの続き）					
(5) 要件免除期間⑤ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑤の売上金額	d 雇用判定基準日⑤の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑤（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑤（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑤に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(6) 要件免除期間⑥ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑥の売上金額	d 雇用判定基準日⑥の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑥（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑥（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑥に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(7) 要件免除期間⑦ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑦の売上金額	d 雇用判定基準日⑦の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑦（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑦（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑦に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(8) 要件免除期間⑧ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑧の売上金額	d 雇用判定基準日⑧の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑧（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑧（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑧に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(9) 要件免除期間⑨ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑨の売上金額	d 雇用判定基準日⑨の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑨（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑨（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑨に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			
(10) 要件免除期間⑩ （自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）	a 売上判定事業年度⑩の売上金額	d 雇用判定基準日⑩の常時使用従業員の数			
	円	人			
	b 売上割合⑩（ $a \div A \times 100$ ）	e 雇用割合⑩（ $d \div B \times 100$ ）			
	%	%			
	c 売上割合⑩に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定（ $b < 100$ かつ $c \leq e \rightarrow$ 適）			
	%以上	適 ・ 否			

【図表】売上割合に応じた確保すべき雇用割合は、次のとおりとなります。

売上割合	雇用割合
100%以上	80%以上
70%以上100%未満	40%以上
70%未満	0%以上（雇用割合は問わない）

【添付書類】これらの規定の適用を受ける方は、次に掲げる書類をこの届出書に添付して提出してください。

- ☐ 損益計算書その他の書類で各売上判定事業年度の売上金額を明らかにするもの（上表の「a」欄の金額を明らかにするもの）
- ☐ 従業員数証明書その他の書類で雇用判定基準日における常時使用従業員の数を明にするもの（上表の「d」欄の数を明らかにするもの）（対応する雇用判定基準日が到来していない場合には提出不要です。）
- ☐ 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から1年を経過する日までに存する場合には、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第3条第2項の報告書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りず。）

改正後

別紙（震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書の別紙）

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書（「震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書」）は、震災特例法第38条の3第1・3・5項（いずれも第3号に係る部分に限ります。）の適用を受けている方（「震災特例法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書」を提出している方）が、引き続きその特例の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

この届出書は、次に掲げる期限までに提出する必要があります。

・ 基準日が経営贈与承継期間内に存する場合…その基準日の翌日から5月を経過する日

・ 基準日が経営贈与承継期間の末日の翌以後に存する場合…その基準日の翌日から3月を経過する日

（注1）「認定贈与承継会社」とは、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する会社をいいます。

（注2）「認定承継会社」とは、措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社をいいます。

（注3）「認定相続承継会社」とは、措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

（注4）「基準日」とは、売上金額に係る事業年度（（贈与・相続）特定期間内に措置法第70条の7第6項の規定による同条第4項第9号に掲げる場合に該当するときは、売上金額が東日本大震災発生前の水準に回復した一定の事業年度前の事業年度に限ります。）の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

この特例を受けた会社は、この届出書の裏面の【図表】に示す売上割合に応じた雇用割合を確保している場合には、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの（各）期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの（各）期間（「要件免除期間」といいます。）、は、雇用確保要件（措置法第70条の7第4項第2号又は同法第70条の7の2第3項第2号）及び資産管理会社非該当要件（措置法第70条の7第4項第9号又は同法第70条の7の2第3項第9号）が免除又は緩和されます。

また、売上割合と雇用割合の関係は、売上割合を判定した基準日から1年を経過する日（雇用判定基準日）にその売上割合に応じた雇用割合を確保する必要があります。

（注5）「特例対象贈与」とは、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をいいます。

（注6）「（贈与・相続）特定期間」とは、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から平成23年3月11日以後最初に到来する経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

（注7）「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日をいいます。

（注8）「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（同法第70条の7の2第2項第6号、同法第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間（平成23年3月31日以後の期間に限ります。）をいいます。

（注9）「雇用判定基準日」とは、（各）基準日の翌日から1年を経過する日（（贈与・相続）特定期間内にあつては、（贈与・相続）経営承継期間の末日の翌日から1年を経過することの日）をいいます。

2 書き方等

イ 「今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が100%以上となった事実の有無」については、今回届け出る売上割合を含めて、その該当の有無により口にレ印をしてください。「有」にレ印がついた場合には、それに対応する要件免除期間のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

ロ A欄及びB欄は次のとおり記載します。

（イ）A欄は、平成23年3月11日の属する事業年度の直前の事業年度（（贈与・相続）特定事業年度）の売上金額を記載します。

（ロ）B欄は、特例対象贈与の時又は相続開始の時の常時使用従業員の数を記入します。

（注9）「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ（同法第70条の2第2項第1号イ、同法第70条の4第2項第1号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

ハ （1）～（10）の「要件免除期間」欄は、その対象となる期間を記載します（別紙の裏面も参照してください。）。ニ （1）～（10）のa欄～f欄は次のとおり記載します。

（イ）「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（平成23年3月11日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。（売上判定事業年度））の売上金額を記載します。

（ロ）「b 売上割合」欄は、売上判定事業年度の売上金額÷（贈与・相続）特定事業年度の売上金額により求めます。

（イ）「c 売上割合に応じた確保すべき雇用割合」欄は、b欄に記載した売上割合に応じた確保すべき雇用割合（【図表】及び別紙の裏面参照）を記載します。

（ロ）「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数を記載します。

（イ）「e 雇用割合」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数により求めます。

（ロ）「f 要件の判定」欄は、「b」欄が100%未満で「e」欄が「c」欄以上のときは、「適」に○をし、それ以外のときは、「否」に○をします。「適」に○がついた場合には、対応する要件免除期間において雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件の緩和又は免除を受けることができます。

（イ）「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」、「e 雇用割合」及び「f 要件の判定」欄については、対応する雇用判定基準日が到来していない場合は空欄とします。

ホ 「要件免除期間」と「売上割合」・「雇用割合」の関係は裏面を参照してください。

ヘ 既に免除の要件を満たしていることを届け出た「要件免除期間」については、該当欄に「既に提出したとおり」などと記載しその欄の記載を省略して差し支えありません。

ト 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の各欄の書き方については、税務署にお尋ねください。

改正前

別紙（震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書の別紙）

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書（「震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書」）は、震災特例法第38条の3第1・3・5項（いずれも第3号に係る部分に限ります。）の適用を受けている方（「震災特例法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書」を提出している方）が、引き続きその特例の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

この届出書は、次に掲げる期限までに提出する必要があります。

・ 基準日が経営贈与承継期間内に存する場合…その基準日の翌日から5月を経過する日

・ 基準日が経営贈与承継期間の末日の翌以後に存する場合…その基準日の翌日から3月を経過する日

（注1）「認定贈与承継会社」とは、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する会社をいいます。

（注2）「認定承継会社」とは、措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社をいいます。

（注3）「認定相続承継会社」とは、措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

（注4）「基準日」とは、売上金額に係る事業年度（（贈与・相続）特定期間内に措置法第70条の7第6項の規定による同条第4項第9号に掲げる場合に該当するときは、売上金額が東日本大震災発生前の水準に回復した一定の事業年度前の事業年度に限ります。）の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

この特例を受けた会社は、この届出書の裏面の【図表】に示す売上割合に応じた雇用割合を確保している場合には、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの（各）期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの（各）期間（「要件免除期間」といいます。）、は、雇用確保要件（措置法第70条の7第4項第2号又は同法第70条の7の2第3項第2号）及び資産管理会社非該当要件（措置法第70条の7第4項第9号又は同法第70条の7の2第3項第9号）が免除又は緩和されます。

また、売上割合と雇用割合の関係は、売上割合を判定した基準日から1年を経過する日（雇用判定基準日）にその売上割合に応じた雇用割合を確保する必要があります。

（注5）「特例対象贈与」とは、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をいいます。

（注6）「（贈与・相続）特定期間」とは、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から平成23年3月11日以後最初に到来する経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

（注7）「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日をいいます。

（注8）「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（同法第70条の7の2第2項第6号、同法第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間（平成23年3月31日以後の期間に限ります。）をいいます。

（注9）「雇用判定基準日」とは、（各）基準日の翌日から1年を経過する日（（贈与・相続）特定期間内にあつては、（贈与・相続）経営承継期間の末日の翌日から1年を経過することの日）をいいます。

2 書き方等

イ 「今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が100%以上となった事実の有無」については、今回届け出る売上割合を含めて、その該当の有無により口にレ印をしてください。「有」にレ印がついた場合には、それに対応する要件免除期間のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

ロ A欄及びB欄は次のとおり記載します。

（イ）A欄は、平成23年3月11日の属する事業年度の直前の事業年度（（贈与・相続）特定事業年度）の売上金額を記載します。

（ロ）B欄は、特例対象贈与の時又は相続開始の時の常時使用従業員の数を記入します。

（注9）「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ（同法第70条の2第2項第1号イ、同法第70条の4第2項第1号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

ハ （1）～（10）の「要件免除期間」欄は、その対象となる期間を記載します（別紙の裏面も参照してください。）。ニ （1）～（10）のa欄～f欄は次のとおり記載します。

（イ）「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（平成23年3月11日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。（売上判定事業年度））の売上金額を記載します。

（ロ）「b 売上割合」欄は、売上判定事業年度の売上金額÷（贈与・相続）特定事業年度の売上金額により求めます。

（イ）「c 売上割合に応じた確保すべき雇用割合」欄は、b欄に記載した売上割合に応じた確保すべき雇用割合（【図表】及び別紙の裏面参照）を記載します。

（ロ）「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数を記載します。

（イ）「e 雇用割合」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数により求めます。

（ロ）「f 要件の判定」欄は、「b」欄が100%未満で「e」欄が「c」欄以上のときは、「適」に○をし、それ以外のときは、「否」に○をします。「適」に○がついた場合には、対応する要件免除期間において雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件の緩和又は免除を受けることができます。

（イ）「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」、「e 雇用割合」及び「f 要件の判定」欄については、対応する雇用判定基準日が到来していない場合は空欄とします。

ホ 「要件免除期間」と「売上割合」・「雇用割合」の関係は裏面を参照してください。

ヘ 既に免除の要件を満たしていることを届け出た「要件免除期間」については、該当欄に「既に提出したとおり」などと記載しその欄の記載を省略して差し支えありません。

ト 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の各欄の書き方については、税務署にお尋ねください。

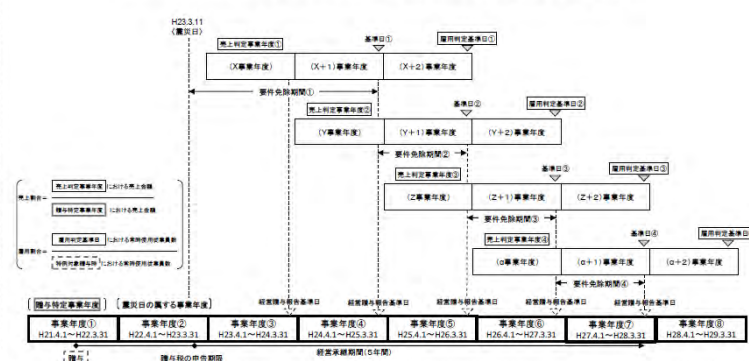
改正後

<裏面>

○ 要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）

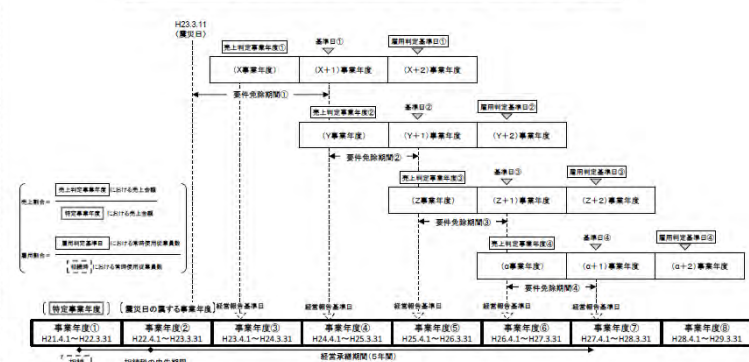
【震災特例法第38条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合（認定贈与承継会社の場合）】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④



【震災特例法第38条の3第3項（第3号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合（認定承継会社の場合）】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④



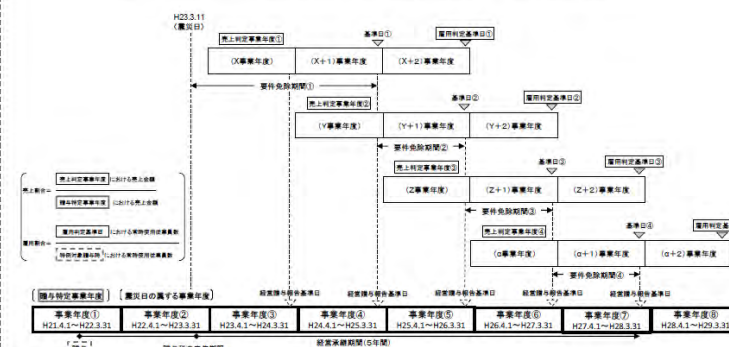
改正前

<裏面>

○ 要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）

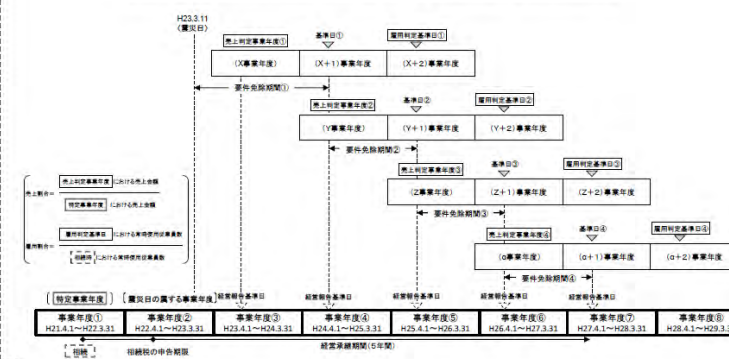
【震災特例法第38条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合（認定贈与承継会社の場合）】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④



【震災特例法第38条の3第3項（第3号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合（認定承継会社の場合）】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④



改正後

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）

税務署長		令和 年 月 日	
〒		〒	
住所		住所	
氏名		氏名	
電話		電話	
第70条の7第30項 認定贈与承継会社 租税特別措置法 第70条の7の2第31項 の規定の適用を受けたいので 認定承継会社 が、 第70条の7の4第16項 認定相続承継会社			
次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。			
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項			
① 名称	③ 対象となる会社の種別	☐ 認定贈与承継会社 ☐ 認定承継会社 ☐ 認定相続承継会社	
② 本店の所在地	④ 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日 ※	年 月 日 (年 月 日)	
※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。			
2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様			
次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。			
(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）			
確認事項	① 災害が発生した年月日	年 月 日	
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円	
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円	
	④ $(③ \div ②) \times 100$	30%以上で あれば適用可 → %	
(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）			
確認事項	① 災害が発生した年月日	年 月 日	
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人	
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人	
	④ $(③ \div ②) \times 100$	20%以上で あれば適用可 → %	
(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）			
確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(1号・2号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。	☐ 1号該当 ☐ 2号該当 特定日： 年 月 日	
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	④ $(③ \div ②) \times 100$	70%以下で あれば適用可 → %	
(4) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。）			
確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 特定日： 年 月 日	
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	④ $(③ \div ②) \times 100$	70%以下で あれば適用可 → %	
※ 上記(3)又は(4)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。			
関与税理士	電話番号		

(資12②-33-2-A4統一) (令2.6)

改正前

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）

税務署長		平成 年 月 日	
〒		〒	
住所		住所	
氏名		氏名	
電話		電話	
第70条の7第30項 認定贈与承継会社 租税特別措置法 第70条の7の2第31項 の規定の適用を受けたいので 認定承継会社 が、 第70条の7の4第16項 認定相続承継会社			
次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。			
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項			
① 名称	③ 対象となる会社の種別	☐ 認定贈与承継会社 ☐ 認定承継会社 ☐ 認定相続承継会社	
② 本店の所在地	④ 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。			
2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様			
次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。			
(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）			
確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日	
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円	
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円	
	④ $(③ \div ②) \times 100$	30%以上で あれば適用可 → %	
(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）			
確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日	
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人	
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人	
	④ $(③ \div ②) \times 100$	20%以上で あれば適用可 → %	
(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）			
確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(1号・2号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。	☐ 1号該当 ☐ 2号該当 特定日：平成 年 月 日	
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	④ $(③ \div ②) \times 100$	70%以下で あれば適用可 → %	
(4) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。）			
確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 特定日：平成 年 月 日	
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	④ $(③ \div ②) \times 100$	70%以下で あれば適用可 → %	
※ 上記(3)又は(4)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。			
関与税理士	電話番号		

(資12②-33-2-A4統一) (30.6)

改正前

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、認定贈与承継会社、認定承継会社又は認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第30項、第70条の7の2第31項、第70条の7の4第16項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届出するため使用します。

理由の2)の「災害」について被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合に該当する場合は、経営（贈与・相続）継承期間（災害等が発生した日以後の期間）に限り、以下同じです。内において、措置法第70条の3第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなかったとき」といいます。）、及び措置法第70条の3第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）の一定の資産用資用会社又は資産用資用会社に該当することになったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなかったとき」といいます。）、であっても納税義務を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなかったときであっても納税義務を継続できます。

届出書の2・の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記・に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり適用する必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与・相続期間外において）経営管理会社非該当要件を満たさなくなったときでも、納税猶予を継続できます。

特定期間において、中小企業信用保証料を同にしたものとなったこと、及びその納付済を継続させていただきます。

月出書の23の「中小企業信用保証法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定期以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記・又は・に該当する場合は除きます。）に該当する場合には、通常（贈与・相続）承継期間内にあって、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

②国庫金の2/3のうち小企業信用保証法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定以後6ヶ月間の売上金額が前2年間の売上金額の70％以上である(上記、①、②に該当する場合は保証を除きます)。特定以後6ヶ月間は、慈善(贈与・相続)承認期間内において、売上金額に一定の費用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税額を継続できます。また、(贈与)特定期間内において、売上金額に一定の費用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税額子を継続できます。

(注) 1 「認定贈与承継会社」とは措置法第 70 条の 7 第 2 項第 1 号に規定する会社を、「認定承継会社」とは措置法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 1 号に規定する会社を、「認定相続承継会社」とは措置法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 1 号に規定する会社をいいます。

2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（第70条の7の2第2項第6号、第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

3 「(贈与)特定期間」とは、次の期間をいいます。

① 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日までである場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後 10 年を経過する日までの期間をいいます。

② 災害が発生した日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の日翌以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の

特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りず。）をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りず。）をいいます。

4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

5 雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」に該当する。	売上割合の平均値	雇用割合の平均値
	70%未満	0%

割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に記した値以上である場合をいいます。	70%以上100%未満	40%
	100%以上	80%

資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。	売上割合	雇用割合
	70%未満	0%
	70%以上100%未満	40%
	100%以上	80%

2 届出期限

- ・ 非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- ・ 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合
- イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日まで相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3 書き方等

- ・「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」
 災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日等について記載してください。
- ・「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」
 災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた、から(4)のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の・から(4)に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

		添付書類	付付機関
	中小企業における経営の承継に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の建設業（この項第14号にも係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同条に係るものに限ります。）の写し		
	円滑化省令第13条の2第4項の建設業（同条第1項第2号にも係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同条に係るものに限ります。）の写し		
(3)	円滑化省令第13条の2第4項の建設業（同条第1項第3号又は第4号にも係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同条に係るものに限ります。）の写し		
(4)	円滑化省令第13条の2第4項の建設業（同条第1項第5号又は第6号にも係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの項に係るものに限ります。）の写し		

(注) 「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(災害等免除)(一般措置)」とこの届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

改 正 後

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書(特例措置)

税務署 交付印		令和 年 月 日	
税務署長			
〒			
住所			
氏名		電話	
第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項 租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項の規定の適用を 第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項			
特例認定贈与承継会社 受けたので、特例認定承継会社 が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を 特例認定相続承継会社			
記載した上で関係書類を添付して届け出ます。			
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項			
① 名 称		③ 対象となる会社の種別	☐ 特例認定贈与承継会社 ☐ 特例認定承継会社 ☐ 特例認定相続承継会社
② 本店の 所在地		④ 特例対象(受贈・相続)非上場 株式等の取得年月日*	平成 年 月 日 (年 月 日)
※ ③が「特例認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。			
2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様			
次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。			
(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)			
確 認 事 項	① 災害が発生した年月日	年 月 日	
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時点における総資産 の価額	円	
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては戻状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円	
	④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可	→ %
(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記 (1)に該当する場合を除きます。)			
確 認 事 項	① 災害が発生した年月日	年 月 日	
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人	
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の 前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が 本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人	
	④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可	→ %
(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間 の売上金額の70%以下である場合(上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。)			
確 認 事 項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定 する事由が発生した日をいいます。	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 特定日: 年 月 日	
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可	→ %
※ 上記③に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。			
関与税理士		電話番号	

(資12②-51-1-A 4統一) (令2.6)

改 正 前

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書(特例措置)

税務署 交付印		平成 年 月 日	
税務署長			
〒			
住所			
氏名		電話	
第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項 租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項の規定の適用を 第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項			
特例認定贈与承継会社 受けたので、特例認定承継会社 が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を 特例認定相続承継会社			
記載した上で関係書類を添付して届け出ます。			
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項			
① 名 称		③ 対象となる会社の種別	☐ 特例認定贈与承継会社 ☐ 特例認定承継会社 ☐ 特例認定相続承継会社
② 本店の 所在地		④ 特例対象(受贈・相続)非上場 株式等の取得年月日*	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
※ ③が「特例認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。			
2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様			
次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。			
(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)			
確 認 事 項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日	
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時点における総資産 の価額	円	
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては戻状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円	
	④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可	→ %
(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記 (1)に該当する場合を除きます。)			
確 認 事 項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日	
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人	
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の 前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が 本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人	
	④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可	→ %
(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間 の売上金額の70%以下である場合(上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。)			
確 認 事 項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定 する事由が発生した日をいいます。	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 特定日: 平成 年 月 日	
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	
	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可	→ %
※ 上記③に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。			
関与税理士		電話番号	

(資12②-51-1-A 4統一) (30.12)

改正後

<裏面>

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、特例認定贈与承継会社、特例認定承継会社又は特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第30項、第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用します。

届出書の2・の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りです。以下同じです。）内において、措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2・の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記・に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2③の「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記・又は②に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

（注）1 「特例認定贈与承継会社」とは措置法第70条の7の5第2項第1号に規定する会社を、「特例認定承継会社」とは措置法第70条の7の6第2項第2号に規定する会社をいいます。

2 「特例経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7の5第2項第7号（第70条の7の6第2項第6号、第70条の7の8第2項第5号）に規定する期間をいいます。

3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 災害が発生した日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日までである場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。
- ② 災害が発生した日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りです。）をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りです。）をいいます。

4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する基準日をいいます。

5 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

2 届出期限

- ・ 非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- ・ 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合
- イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3 書き方等

- ・ 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」
災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、特例対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日等について記載してください。
- ・ 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」
災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた・から④のいずれかの「確認事項」欄に記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の・から④に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
・	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限りです。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限りです。）の写し	☐
・	円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限りです。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限りです。）の写し	☐
③	円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限りです。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限りです。）の写し	☐

（注）「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）」との届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

改正前

<裏面>

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、特例認定贈与承継会社、特例認定承継会社又は特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第30項、第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用します。

届出書の2・の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りです。以下同じです。）内において、措置法第70条の7の5第3項において準用する措置法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2・の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記・に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2③の「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記・又は②に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

（注）1 「特例認定贈与承継会社」とは措置法第70条の7の5第2項第1号に規定する会社を、「特例認定承継会社」とは措置法第70条の7の6第2項第2号に規定する会社をいいます。

2 「特例経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7の5第2項第7号（第70条の7の6第2項第6号、第70条の7の8第2項第5号）に規定する期間をいいます。

3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 災害が発生した日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日までである場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。
- ② 災害が発生した日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りです。）をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りです。）をいいます。

4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する基準日をいいます。

5 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

2 届出期限

- ・ 非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- ・ 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合
- イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3 書き方等

- ・ 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」
災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、特例対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日等について記載してください。
- ・ 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」
災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた・から④のいずれかの「確認事項」欄に記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の・から④に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
・	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限りです。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限りです。）の写し	☐
・	円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限りです。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限りです。）の写し	☐
③	円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限りです。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限りです。）の写し	☐

（注）「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）」との届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

改正後

租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書(一般措置)		確認
令和 年 月 日		*
税務署長		
〒 住所(居所)		
氏名 電話		
第70条の7第30項第3号・第4号 認定贈与承継会社		
租税特別措置法 第70条の7の2第31項第3号・第4号 の規定の適用を引き続き受けたいので、 認定承継会社		
第70条の7の4第16項において準用する 同法第70条の7の2第31項第3号・第4号 認定相続承継会社		
に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。		
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項		
① 名称	③ 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日(第11)	平成 年 月 日
② 本店の所在地	④ 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日(第2)	平成 年 月 日
(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。		
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第2条第5項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」のいずれかの日を記載してください。		
2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項		
A (贈与)特定事業年度における売上金額	円 B 適用対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b 売上割合(a÷A×100)	b 売上割合(a÷A×100)	b 売上割合(a÷A×100)
%	%	%
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数
人	人	人
d 雇用割合(c÷B×100)	d 雇用割合(c÷B×100)	d 雇用割合(c÷B×100)
%	%	%
※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください。		
e 売上割合(f・b)の合計	g 雇用割合(f・d)の合計	雇用確保要件を満たさなくなった場合であっても、f・h 雇用割合の平均値が、下表の「売上割合の平均値」の区分(f・i 売上割合の平均値)により判定します。)(に)に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。(1)の④欄で3号該当又は4号該当である場合に限りです。)
f 売上割合の平均値 (e÷各売上判定事業年度の数)	h 雇用割合の平均値 (g÷各雇用判定基準日の数)	売上割合の平均値 雇用割合の平均値
%	%	70%未満 0%
		70%以上100%未満 40%
		100%以上 80%
※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。		
「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a≥A)となった事実の有無 [有 ☐ / 無 ☐		
3 添付書類 次に掲げる書類を提出してください。		
☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し		
関与税理士	電話番号	

(資12②)-33-3-A-4 統一 (令2.6)

改正前

租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書(一般措置)		確認
平成 年 月 日		*
税務署長		
〒 住所(居所)		
氏名 電話		
第70条の7第30項第3号・第4号 認定贈与承継会社		
租税特別措置法 第70条の7の2第31項第3号・第4号 の規定の適用を引き続き受けたいので、 認定承継会社		
第70条の7の4第16項において準用する 同法第70条の7の2第31項第3号・第4号 認定相続承継会社		
に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。		
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項		
① 名称	③ 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日(第11)	平成 年 月 日
② 本店の所在地	④ 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日(第2)	平成 年 月 日
(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。		
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第2条第5項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」のいずれかの日を記載してください。		
2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項		
A (贈与)特定事業年度における売上金額	円 B 適用対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b 売上割合(a÷A×100)	b 売上割合(a÷A×100)	b 売上割合(a÷A×100)
%	%	%
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数
人	人	人
d 雇用割合(c÷B×100)	d 雇用割合(c÷B×100)	d 雇用割合(c÷B×100)
%	%	%
※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください。		
e 売上割合(f・b)の合計	g 雇用割合(f・d)の合計	雇用確保要件を満たさなくなった場合であっても、f・h 雇用割合の平均値が、下表の「売上割合の平均値」の区分(f・i 売上割合の平均値)により判定します。)(に)に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。(1)の④欄で3号該当又は4号該当である場合に限りです。)
f 売上割合の平均値 (e÷各売上判定事業年度の数)	h 雇用割合の平均値 (g÷各雇用判定基準日の数)	売上割合の平均値 雇用割合の平均値
%	%	70%未満 0%
		70%以上100%未満 40%
		100%以上 80%
※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。		
「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a≥A)となった事実の有無 [有 ☐ / 無 ☐		
3 添付書類 次に掲げる書類を提出してください。		
☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し		
関与税理士	電話番号	

(資12②)-33-3-A-4 統一 (30.12)

*欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

*欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改正前

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この定書は、相続特許制度法（以下「特許法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する既設相続人継承会社と、同法第70条の7第2項第1号に規定する認定相続会社又は同法第70条の7第2項第1号に規定する認定相続会社及びその等しいとされた者が、当該場合において、特許法第70条の7第30項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の第31項において準用する同法第70条の7の第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）の適用を受けていること（以下「既設又は1号に規定する会社の特許案件認定期間満了後の12 災害等により被害を受けた会社の被害額の算定の3又は4に該当する場合」として当該箇条を創設した）を、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その並びに認定（認定・相続）継承会社の上記割合及び雇用割合とを特許長に届け出たものに準拠します。

2 届出期限

- ・ 基準日が経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日
- ・ 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日

(注)「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。なお、経営(贈与・相続)報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号(第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号)に規定する経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。

3 書き方等

- (1) **イ** 欄は、中小企業信用保証法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**贈与**」特定事業年度」といいます。）の売上金額に上記③の売上判定事業年度の月数乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
- (2) 「要件経過と期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
- イ **イ** 欄「**上判定事業年度の売上金額**」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告事業年度の翌日からその基準日まで間に終了する各事業年度（中小企業信用保証法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。）以下「**上判定事業年度**」といいます。）の売上金額を記入します。
- ロ **「上割合**」欄は、「**上判定事業年度の売上金額**÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①）により計算された金額×100」により計算します。
- ハ **「上割合**」欄は、「**雇用判定基準日の常時使用従業員の数**÷適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。

(注)「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7第3項第9号(第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項)等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

- (4) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日である場合で、経営（贈与・相続）承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されていたとすると一定の数を下回ったこと（雇用確保要件を満たさなかったとき）といえます。には、一、e欄へ記入されています（平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非市場型株式等について、所得控除の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の相続税又は贈与税の納税済みの特例の適用を定めた経営承継受贈者（経営承継受贈者等、経営承継相続受贈者）のうち、同法附則第86条第14項の書類（新法追加届出書）を提出していない方以下「旧法適用者」といいます。）は記入を要しません。）。
- 二 「f 売上割合（f' 損）の合計」欄は、経営（贈与・相続）承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2のf' 売上割合f' 欄を合計した数を入ります。
- 三 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合（f' 損）の合計＋売上判定事業年度の数」により計算します（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の日翌日以後である場合には、税務特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の第85項又は第56項（第40条の8の2第58項又は60項）に規定する日数を入ります。）。
- 四 「f 雇用割合（f' 損）の合計」欄は、経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2のf' 雇用割合f' 欄を合計した数を入ります。
- 五 「h 雇用割合の平均値」欄は、「g 雇用割合（f' 損）の合計＋経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定事業年度の数」（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の日翌日以後である場合には、「経営（贈与・相続）承継期間の末日の（最終納付決定日又は最終申告日）の翌の（最終納付決定日又は最終申告日）の翌」により計算します。

(注) 法定適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に外れて「雇用割合」以上であるときに限り、抽選の機会を継続させることができず

- (5) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日まで間に、2の「A」売上判定事業年度の売上金額が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。

(6) 認定(贈与・相続)承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

- (注) 1 「適用対象贈与の時」とは指置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは指置法第70条の7第2項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。
- 2 「常時使用従業員」とは、指置法第70条の7第2項第1号(第70条の7の2第2項第1号)、第70条の7の4第2項第1号)に規定する常時使用従業員をいいます。
- 3 「要件経過期間」とは、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの期間(その基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日である場合には、適用対象贈与(相続開始)の日属する年分の贈与(相続税)の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間)をいい、経営(贈与・相続)報告基準日が(贈与)特定期間内にある場合には、経営(贈与・相続)承認期間の末日から1年を経過するまでの日(以下「特定基準日」といいます。)の直前の特定基準日(その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営(贈与・相続)承認期間の末日)の翌日から次の特定基準日までの期間)をいいます。なお、「(贈与)特定期間」とは、指置法第70条の7第30項第1号(指置令第40条の8第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)(同法第70条の7の2第31項第1号(指置令第40条の8の2第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))に規定する(贈与)特定期間をいいます。
- 4 「雇用判定基準日」とは、指置令第40条の8第57項第1号及び第2号(第40条の8の2第57項第1号及び第2号、第40条の8の4第25項)に規定する雇用判定基準日をいいます。
- 5 「経営(贈与・相続)承認期間」とは、指置法第70条の7第30項第1号(第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項)に規定する経営(贈与・相続)承認期間をいいます。

改正後

租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（特例措置）		確認								
税務署 交付印		*								
令和 年 月 日										
税務署長										
〒 住所(居所)										
氏名 電話										
第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項第4号 租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号の規定の 第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号										
特例認定贈与承継会社 適用を引き続き受けたので、特例認定承継会社 に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、 特例認定相続承継会社										
この書類に関係書類を添付して届け出ます。										
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項										
① 名称	③ 特例対象（受贈・相続）非上 場株式等の取得年月日（※1）	年 月 日 (年 月 日)								
② 本店の 所在地	④ 中小企業信用保険法第2条第 5項の該当事由が発生した年 月日（※2）	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 年 月 日								
(注) 1 会社が「特例認定相続承継会社」の場合は、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。 2 「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。										
2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項										
A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 特例適用対象贈与（相続開始）の 時における常時使用従業員の数								
要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日								
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額								
円	円	円								
b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)								
%	%	%								
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数								
人	人	人								
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)								
%	%	%								
資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「d 雇用割合」が、下表の「売上割合」の区分（「b 売上割合」により判定します。）に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。										
<table border="1"><thead><tr><th>売上割合</th><th>雇用割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>70%未満</td><td>0%</td></tr><tr><td>70%以上100%未満</td><td>40%</td></tr><tr><td>100%以上</td><td>80%</td></tr></tbody></table>			売上割合	雇用割合	70%未満	0%	70%以上100%未満	40%	100%以上	80%
売上割合	雇用割合									
70%未満	0%									
70%以上100%未満	40%									
100%以上	80%									
※ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。										
「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A（贈与）特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無 [有 ☐ / 無 ☐										
3 添付書類 次に掲げる書類を提出してください。										
☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第13項において準用する同条第2項（同条第5項（同条第14項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し										
関与税理士	電話番号									

(資12②-51-2-A4統一) (令2.6)

改正前

租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（特例措置）		確認								
税務署 交付印		*								
平成 年 月 日										
税務署長										
〒 住所(居所)										
氏名 電話										
第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項第4号 租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号の規定の 第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号										
特例認定贈与承継会社 適用を引き続き受けたので、特例認定承継会社 に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、 特例認定相続承継会社										
この書類に関係書類を添付して届け出ます。										
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項										
① 名称	③ 特例対象（受贈・相続）非上 場株式等の取得年月日（※1）	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)								
② 本店の 所在地	④ 中小企業信用保険法第2条第 5項の該当事由が発生した年 月日（※2）	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 平成 年 月 日								
(注) 1 会社が「特例認定相続承継会社」の場合は、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。 2 「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。										
2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項										
A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 特例適用対象贈与（相続開始）の 時における常時使用従業員の数								
要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日								
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額								
円	円	円								
b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)								
%	%	%								
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数								
人	人	人								
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)								
%	%	%								
資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「d 雇用割合」が、下表の「売上割合」の区分（「b 売上割合」により判定します。）に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。										
<table border="1"><thead><tr><th>売上割合</th><th>雇用割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>70%未満</td><td>0%</td></tr><tr><td>70%以上100%未満</td><td>40%</td></tr><tr><td>100%以上</td><td>80%</td></tr></tbody></table>			売上割合	雇用割合	70%未満	0%	70%以上100%未満	40%	100%以上	80%
売上割合	雇用割合									
70%未満	0%									
70%以上100%未満	40%									
100%以上	80%									
※ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。										
「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A（贈与）特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無 [有 ☐ / 無 ☐										
3 添付書類 次に掲げる書類を提出してください。										
☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第13項において準用する同条第2項（同条第5項（同条第14項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し										
関与税理士	電話番号									

(資12②-51-2-A4統一) (30.12)

*欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改 正 後

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の7の6第2項第1号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の7の8第2項第2号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法70条7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項（第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の6第26項及び第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項（第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

2 届出期限

- ・ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日
- ・ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日

（注）「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

3 書き方等

- ① A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**（贈与）特定事業年度**」といいます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
- ② 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
- ③ a 欄～d 欄は次のとおり記入します。
 - イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」といいます。）の売上金額を記入します。
 - ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。
 - ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。
- （注）「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。
- ④ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A （贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。
- ⑤ 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。
- （注）1 「**特例適用対象贈与の時**」とは措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。
 - 2 「**常時使用従業員**」とは、措置法第70条の7の5第2項第1号イ（第70条の7の6第2項第1号イ、第70条の7の8第2項第2号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。
 - 3 「**要件緩和期間**」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過するごとの日（以下「**特定基準日**」）といいます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「**（贈与）特定期間**」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。
 - 4 「**雇用判定基準日**」とは、措置令第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第61項第1号及び第2号）に規定する雇用判定基準日をいいます。
 - 5 「**特例経営（贈与・相続）承継期間**」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（措置法第70条の7の6第26項又は措置法第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項第1号）に規定する期間をいいます。

改 正 前

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の7の6第2項第1号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の7の8第2項第2号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法70条7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項（第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の6第26項及び第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項（第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

2 届出期限

- ・ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日
- ・ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日

（注）「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

3 書き方等

- ① A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**（贈与）特定事業年度**」といいます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
- ② 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
- ③ a 欄～d 欄は次のとおり記入します。
 - イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」）をいいます。）の売上金額を記入します。
 - ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。
 - ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。
- （注）「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。
- ④ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A （贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。
- ⑤ 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。
- （注）1 「**特例適用対象贈与の時**」とは措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。
 - 2 「**常時使用従業員**」とは、措置法第70条の7の5第2項第1号イ（第70条の7の6第2項第1号イ、第70条の7の8第2項第2号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。
 - 3 「**要件緩和期間**」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過するごとの日（以下「**特定基準日**」）といいます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「**（贈与）特定期間**」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。
 - 4 「**雇用判定基準日**」とは、措置令第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第61項第1号及び第2号）に規定する雇用判定基準日をいいます。
 - 5 「**特例経営（贈与・相続）承継期間**」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（措置法第70条の7の6第26項又は措置法第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項第1号）に規定する期間をいいます。

改正後

改正前

税務署
受付印

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所
(林業経営相続人)氏名
(電話番号)

印

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた
いので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成 年 月 日	
被相続人	住所	氏名	

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） 令和 年 月 日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 円
(内 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

4 租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託の有無 ☐

【添付書類】

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検 算	整理簿番号
	年 月 日				

(資12③-1-A 4 統一) (令2.6)

税務署
受付印

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所
(林業経営相続人)氏名
(電話番号)

印

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた
いので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成 年 月 日	
被相続人	住所	氏名	

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） 平成 年 月 日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 円
(内 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

4 租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託の有無 ☐

【添付書類】

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検 算	整理簿番号
	年 月 日				

(資12③-1-A 4 統一) (平30.12)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の6第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

(6) 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をしている場合には、□にレ印を記入してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の6第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

(6) 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をしている場合には、□にレ印を記入してください。

改正後

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定を受けている山林について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第4項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日		平成 令和		年	月	日
被相続人	住所	氏名				

1 収用交換等により譲渡した特例山林の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____ ha

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 特例山林の譲渡をした日 _____ 令和____年____月____日

3 特例山林の譲渡先 _____ 所在地 _____

名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

☐ ☐

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12③-13-1-A 4 統一) (令2.6)

改正前

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定を受けている山林について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第4項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日		平成 昭和		年	月	日
被相続人	住所	氏名				

1 収用交換等により譲渡した特例山林の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____ ha

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 特例山林の譲渡をした日 _____ 平成____年____月____日

3 特例山林の譲渡先 _____ 所在地 _____

名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

☐ ☐

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

(資12③-13-1-A 4 統一) (平30.12)

改正後

(裏)
使用目的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 1 項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の 8 第 4 項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の 2 分の 1 の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

改正前

(裏)
使用目的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 1 項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の 8 第 4 項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の 2 分の 1 の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

改正後

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署
受付印

税務署長

令和 年 月 日

〒

届出者 住所
(林業経営相続人)氏名 印
(電話番号)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人

〒 (電話番号)

住所 氏名 相続(遺贈) 平成 年 月 日
があった年月日 令和

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含みます。)が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

(資12③-2-A4統一) (令2.6)

※欄は記入しないでください。

改正前

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署
受付印

税務署長

平成 年 月 日

〒

届出者 住所
(林業経営相続人)氏名 印
(電話番号)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人

〒 (電話番号)

住所 氏名 相続(遺贈) 平成 年 月 日
があった年月日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含みます。)が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

(資12③-2-A4統一) (平30.12)

※欄は記入しないでください。

改正後

(裏)
使用目的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の6第3項第5号の規定により行うために使用するものです。

改正前

(裏)
使用目的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の6第3項第5号の規定により行うために使用するものです。

改 正 後

経営困難時における経営委託に関する届出書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
〒			
____税務署長	届 出 者	住所(居所)	____
	(林業経営相続人)	氏 名	____
		生 年 月 日	昭和・平成____年____月____日
		(電話番号	____ - ____ - ____)
租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人に関する事項			
住 所		氏 名	
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日		平成____年____月____日	
2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項			
特例山林について経営を行うことが困難となった年月日		令和____年____月____日	
特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです（該当する番号を○で囲んでください。）。			
(1) 相続税の申告書の提出期限後に、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。			
(2) 相続税の申告書の提出期限後に、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。			
(3) 相続税の申告書の提出期限後に、要介護区分五の要介護認定を受けました。			
(4) 相続税の申告書の提出期限後に、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。			
(5) 相続税の申告書の提出期限後に、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました（(4)に該当する場合を除きます。）。			
(6) 相続税の申告書の提出期限後に、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。			
3 経営委託に関する事項			
経営委託を受けた者 (経営受託者)		住所(居所)	____
		氏 名	____(届出者との続柄：____)
経営委託を行った年月日		令和____年____月____日	
経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等			
土 地			(面積)
立 木 (樹種：____)			(面積)
4 添付書類（注）下記の書類のほかに、表面に記載した書類を提出する必要があります。			
(1) 届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し			
(2) 経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類（経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など）			
(3) 届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項に基づく確認書			
(4) 経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項の確認書			
(5) 市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の8の4第17項第2号から第5号までに掲げる要件に該当することを証するもの			
関与税理士	____	電話番号	____
※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	____年____月____日	____	____
※欄は記入しないでください。 (資 12③－5－A 4統一) (令 2.6)			

改 正 前

経営困難時における経営委託に関する届出書

税務署 受付印		平成____年____月____日	
〒			
____税務署長	届 出 者	住所(居所)	____
	(林業経営相続人)	氏 名	____
		生 年 月 日	昭和・平成____年____月____日
		(電話番号	____ - ____ - ____)
租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人に関する事項			
住 所		氏 名	
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日		平成____年____月____日	
2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項			
特例山林について経営を行うことが困難となった年月日		平成____年____月____日	
特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです（該当する番号を○で囲んでください。）。			
(1) 相続税の申告書の提出期限後に、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。			
(2) 相続税の申告書の提出期限後に、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。			
(3) 相続税の申告書の提出期限後に、要介護区分五の要介護認定を受けました。			
(4) 相続税の申告書の提出期限後に、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。			
(5) 相続税の申告書の提出期限後に、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました（(4)に該当する場合を除きます。）。			
(6) 相続税の申告書の提出期限後に、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。			
3 経営委託に関する事項			
経営委託を受けた者 (経営受託者)		住所(居所)	____
		氏 名	____(届出者との続柄：____)
経営委託を行った年月日		平成____年____月____日	
経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等			
土 地			(面積)
立 木 (樹種：____)			(面積)
4 添付書類（注）下記の書類のほかに、表面に記載した書類を提出する必要があります。			
(1) 届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し			
(2) 経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類（経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など）			
(3) 届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項に基づく確認書			
(4) 経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項の確認書			
(5) 市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の8の4第17項第2号から第5号までに掲げる要件に該当することを証するもの			
関与税理士	____	電話番号	____
※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	____年____月____日	____	____
※欄は記入しないでください。 (資 12③－5－A 4統一) (平 30.12)			

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方^(注1)が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者^(注2)に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用します。

なお、この届出書は、経営委託をした日から2月以内に提出する必要があります。

(注) 1 租税特別措置法第70条の6の6第2項第4号に規定する林業経営相続人をいいます。

2 林業経営相続人の推定相続人であって、租税特別措置法施行令第40条の7の6第18項に規定する要件を満たす者をいいます。

2 書き方等

「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、別紙に記載してください。

3 添付書類（表面に記載した添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）

「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(2) (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(3) (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

(5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

(6) (6)を○で囲んだ人

市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方^(注1)が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者^(注2)に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用します。

なお、この届出書は、経営委託をした日から2月以内に提出する必要があります。

(注) 1 租税特別措置法第70条の6の6第2項第4号に規定する林業経営相続人をいいます。

2 林業経営相続人の推定相続人であって、租税特別措置法施行令第40条の7の6第18項に規定する要件を満たす者をいいます。

2 書き方等

「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、別紙に記載してください。

3 添付書類（表面に記載した添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）

「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(2) (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(3) (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

(5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

(6) (6)を○で囲んだ人

市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

改 正 後

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

令和____年____月____日	
税 務 署 長	
令和____年____月____日に林業経営相続人（氏名_____） （住所_____）が死亡したので、 租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。	
届出者（林業経営相続人の相続人）	
〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ （電話番号 _____）	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ （電話番号 _____）	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ （電話番号 _____）	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ （電話番号 _____）	林業経営相続人 との続柄 _____
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。	
被相続人 〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 相続（遺贈）があった日 平成____年____月____日	
1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額	
(1) 死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。） における猶予中相続税額 _____ 円	
(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来 した猶予中相続税額 _____ 円	
(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 _____ 円 (内 _____ 円)	
2 免除を受ける相続税額 _____ 円	
3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額	
	年分 所得税の申告書の提出先 山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分 _____ 年分 _____ 税務署 _____ 円	
死亡日の属する年の2年前分 _____ 年分 _____ 税務署 _____ 円	
死亡日の属する年の前年分 _____ 年分 _____ 税務署 _____ 円	
【添付書類】	
1 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日（その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日）までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実な経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書	
2 1と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することによりその林業経営相続人が引き続き農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書	
3 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の6第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書	
4 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営委託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実な経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書	
5 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、4と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することにより同項の規定の適用に係る経営委託者が引き続き農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書	
6 「特例山林の明確書（兼特例山林の異動明細書）」	
関与税理士 _____ 電話 番号 _____	
※ 通信日付印の年月日 確認印 猶予整理簿 検 査 整理簿番号	
年 月 日	

(資12③－3－A4統一) (令 2.6)

改 正 前

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

平成____年____月____日	
税 務 署 長	
平成____年____月____日に林業経営相続人（氏名_____） （住所_____）が死亡したので、 租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。	
届出者（林業経営相続人の相続人）	
〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ （電話番号 _____）	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ （電話番号 _____）	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ （電話番号 _____）	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ （電話番号 _____）	林業経営相続人 との続柄 _____
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。	
被相続人 〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 相続（遺贈）があった日 平成____年____月____日	
1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額	
(1) 死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。） における猶予中相続税額 _____ 円	
(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来 した猶予中相続税額 _____ 円	
(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 _____ 円 (内 _____ 円)	
2 免除を受ける相続税額 _____ 円	
3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額	
	年分 所得税の申告書の提出先 山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分 _____ 年分 _____ 税務署 _____ 円	
死亡日の属する年の2年前分 _____ 年分 _____ 税務署 _____ 円	
死亡日の属する年の前年分 _____ 年分 _____ 税務署 _____ 円	
【添付書類】	
1 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日（その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日）までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実な経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書	
2 1と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することによりその林業経営相続人が引き続き農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書	
3 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の6第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書	
4 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営委託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実な経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書	
5 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、4と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することにより同項の規定の適用に係る経営委託者が引き続き農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書	
6 「特例山林の明確書（兼特例山林の異動明細書）」	
関与税理士 _____ 電話 番号 _____	
※ 通信日付印の年月日 確認印 猶予整理簿 検 査 整理簿番号	
年 月 日	

(資12③－3－A4統一) (平30.12)

改 正 後

(裏)

記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りま

す。)の始期をいいます。
ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

改 正 前

(裏)

記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りま

す。)の始期をいいます。
ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

改正後

医療法人持分についての
贈与税
相続税
の納税猶予の免除届出書

令和____年____月____日	
税務署長	
〒 住所	
氏名	
(電話番号 - -)	
私は、令和____年____月____日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法第70条の7の9第11項第70条の7の12第11項の規定により次の贈与税 相続税を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。	
医療法人の持分等の明細	
① 医療法人の名称等	名 称
② 経済的利益を受けた 相続（遺贈）があった年月日	平成 令和____年____月____日
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日	平成 令和____年____月____日
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 令和____年____月____日
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	A 円
⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額	B 円
(注)1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。 2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。 3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。	

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細			
1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細			
医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 (又は) 相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した 経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益 (又は) 持分の 価 額	a 円
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分 (又は) 相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する 直前において有していた持分の価額及び 出資額を記入します。	持 分 の 価 額	b 円
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出 (持分の放棄)の直前において有していた 持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日 持 分 の 価 額	令和____年____月____日 c 円
2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算			
医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。			
① 基金として拠出した額	d		円
② 自己所有持分相当額($c \times b \div (a + b)$)	e		
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額($c - e$)	f		
④ ($d - e$) の金額(赤字の場合は0)	g		
⑤ 基金として拠出した額に対応する部分の金額($A \times (g \div f)$)(100円未満切捨て)	h		00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額($A - h$)	i		00
(「医療法人の持分等の明細」⑤のB)			
関与税理士	電話番号		

※	通信目付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12④-1-A4統一)(令2、6)

改正前

医療法人持分についての
贈与税
相続税
の納税猶予の免除届出書

令和____年____月____日	
税務署長	
〒 住所	
氏名	
(電話番号 - -)	
私は、平成____年____月____日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法第70条の7の9第11項第70条の7の12第11項の規定により次の贈与税 相続税を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。	
医療法人の持分等の明細	
① 医療法人の名称等	名 称
② 経済的利益を受けた 相続（遺贈）があった年月日	平成 令和____年____月____日
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日	平成 令和____年____月____日
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 令和____年____月____日
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	A 円
⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額	B 円
(注)1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。 2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。 3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。	

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細			
1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細			
医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 (又は) 相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した 経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益 (又は) 持分の 価 額	a 円
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分 (又は) 相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する 直前において有していた持分の価額及び 出資額を記入します。	持 分 の 価 額	b 円
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出 (持分の放棄)の直前において有していた 持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日 持 分 の 価 額	平成____年____月____日 c 円
2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算			
医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。			
① 基金として拠出した額	d		円
② 自己所有持分相当額($c \times b \div (a + b)$)	e		
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額($c - e$)	f		
④ ($d - e$) の金額(赤字の場合は0)	g		
⑤ 基金として拠出した額に対応する部分の金額($A \times (g \div f)$)(100円未満切捨て)	h		00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額($A - h$)	i		00
(「医療法人の持分等の明細」⑤のB)			
関与税理士	電話番号		

※	通信目付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12④-1-A4統一)(令元、6)

改 正 後

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の12第1項の適用を受ける人（第70条の7の11第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の9第11項又は第70条の7の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分		書 類
(1) 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の出資者名簿の写し
(2) 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合（※）	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の出資者名簿の写し
	3	基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

(1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。

ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分		書 類
(1)	医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
(2)	医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（i）の金額

(2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(4) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(5) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(4) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。

(5) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。

(ハ) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 額」欄（B）に転記します。

改 正 前

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の12第1項の適用を受ける人（第70条の7の11第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の9第11項又は第70条の7の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分		書 類
(1) 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の出資者名簿の写し
(2) 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合（※）	1	「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の出資者名簿の写し
	3	基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

(1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。

ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分		書 類
1)	医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
2)	医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（1）の金額

(2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(4) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(5) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(4) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。

(5) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。

(ハ) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 額」欄（B）に転記します。

改 正 後

改 正 前

税務署
受付印

特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書

____年__月__日

____税務署長

〒 ____

届出者 住所 _____
(寄託相続人)氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の7第1項の規定による特定美術品についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、同条第9項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所		氏名	
特定美術品を相続(遺贈)により取得した年月日		____年____月____日		

2 特定美術品に関する事項

① 名称				
② 員数				
③ 種類 ^(注1)	重要文化財 ・ 登録有形文化財			
④ 指定・登録年月日等 ^(注2)	指定・登録年月日	____年____月____日		
	記号・登録番号			

3 寄託先美術館に関する事項^(注3) ^(注4)

① 名称	
② 所在地	
③ 契約期間	(自) ____年____月____日 ～ (至) ____年____月____日

4 届出期限前3年以内に特定美術品の公開が行われた期間

公開期間	(自) ____年____月____日 ～ (至) ____年____月____日
------	---

5 新たな認定保存活用計画の認定状況等^(注5)

① 認定年月日	____年____月____日
② 認定番号	
③ 計画期間	(自) ____年____月____日 ～ (至) ____年____月____日

※ この届出書は、特定美術品ごとに作成してください。
また、この届出に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通達日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	____年____月____日				

(資12⑤-17-A4統一) (令2.6)

(新規)

改正後

(裏)
記載方法等

この届出書は特定美術品についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の7第9項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

- (注) 1 いずれか該当するものを丸で囲んでください。
- 2 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。
- 3 「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。
- 4 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書」を提出した寄託相続人（この届出書の提出期限までに特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託していないものに限ります。）は、「名称」欄に提出した申請書、提出した年月日及び税務署名を記載してください。その場合には「所在地」欄及び「契約期間」欄の記載は不要です。
- 5 この届出書の提出期限前3年以内に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けた場合に記載します。
- なお、「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。
- 6 この届出書の届出期限は、相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日になります。

(添付書類)

- 1 寄託先美術館の設置者が発行する「寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨」及び「この届出書の提出期限前3年以内に寄託先美術館において特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいいます。）が行われた期間」を証する書類
- ※ 上記（注）4に該当する場合には、上記の添付書類は不要です。
- 2 「5 新たな認定保存活用計画の認定状況等」欄の記載がある場合には、当該認定保存活用計画に係る計画書の写し及び当該認定に係る通知書の写し

改正前

(新規)

改正後

改正前

事業用資産についての贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
相続税税務署
受付印令和____年____月____日
税務署長令和____年____月____日に
贈与者
受贈者（氏名：_____）
相続人等

（住所：_____）が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項第____号
第70条の6の10第15項第1号の規定により、次の贈与税を免除されたいので届け出ます。
相続税

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印
贈与者
受贈者との続柄
相続人等

電話 _____

1 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた年月日
相続（遺贈）があった 令和____年____月____日2 死亡日の直前における猶予中贈与税額 _____ 円
相続税

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 _____ 円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

	免除対象贈与に係る 前の贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額（①－②）
免除対象贈与 に係るもの				
上記以外				

4 免除を受ける贈与税額 _____ 円
相続税

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額 (B1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × $\frac{\text{上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 (円)}}{\text{上記4の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円)}}$ = 免除を受ける贈与税額 (B2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士	電話番号	入 力	確 認	納税猶予整理番号
※	通信日付印の年月日	年 月 日		

(資2⑥-22-A4統一) (令2. 6)

事業用資産についての贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
相続税税務署
受付印令和____年____月____日
税務署長令和____年____月____日に
贈与者
受贈者（氏名：_____）
相続人等

（住所：_____）が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項第____号
第70条の6の10第15項第1号の規定により、次の贈与税を免除されたいので届け出ます。
相続税

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印
贈与者
受贈者との続柄
相続人等1 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた年月日
相続（遺贈）があった 令和____年____月____日2 死亡日の直前における猶予中贈与税額 _____ 円
相続税

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 _____ 円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

	免除対象贈与に係る 前の贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額（①－②）
免除対象贈与 に係るもの				
上記以外				

4 免除を受ける贈与税額 _____ 円
相続税

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額 (B1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × $\frac{\text{上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 (円)}}{\text{上記4の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円)}}$ = 免除を受ける贈与税額 (B2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士	電話番号	入 力	確 認	納税猶予番号
※	通信日付印の年月日	年 月 日		

(資2⑥-22-A4統一) (令元 12)

改正後

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(※1)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(※2)。

(注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」を使用してください。

2 記載方法等

(1) 標題の「贈与税・
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「____年__月__日に受贈者（氏名：____）（住所：____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

贈与者
(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。

なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑥ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

(5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例（贈与・相続）報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」 ^{※1}
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書（免除届出用）」 ^{※2}
5	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 ^{※3}
6	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^{※4}

※1 「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

※4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改正前

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(※1)、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注) 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

2 記載方法等

贈与者
(1) 標題の「贈与税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「____年__月__日に受贈者（氏名：____）（住所：____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

贈与者
(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書」の「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。

なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑥ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

(5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例（贈与・相続）報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- イ 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- ロ 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	事業用資産に関する明細書
2	事業用資産に係る事業に関する明細書
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書 ^{※1}
4	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 ^{※2}
5	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が1の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^{※3}

※1 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

※2 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

※3 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改正後

改正前

事業用資産についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)税務署
受付印

令和 ____年__月__日

____税務署長

私は、租税特別措置法第70条の6の8第14項第4号
第70条の6の10第15項第3号の規定により次の贈与税
相続税を免除されたいので届け
出ます。

【届出者】

〒 _____ 氏名 _____ 印 _____

住 所 _____ (電話番号 _____)

1 特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた
相続(遺贈)があった年月日 令和 ____年__月__日

2 この届出に係る事由の別

(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

☐	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一般である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 ・ ・
☐	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一般又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 ・ ・
☐	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 ・ ・

3 事業継続困難日 令和 ____年__月__日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税
相続税 額 _____円

5 免除を受ける 贈与税
相続税 額 _____円

6 贈与者
被相続人 の住所 _____氏名 _____

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」 ^{※1}
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用) ^{※2}
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 ^{※3}
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日	確認印
年 月 日	入 力 確 認
納税猶予整理番号	

(資2②-24-A4統一) (令2.6)

事業用資産についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)税務署
受付印

令和 ____年__月__日

____税務署長

私は、租税特別措置法第70条の6の8第14項第4号
第70条の6の10第15項第3号の規定により次の贈与税
相続税を免除されたいので届け
出ます。

【届出者】

〒 _____ 氏名 _____ 印 _____

住 所 _____

1 特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた
相続(遺贈)のあった年月日 令和 ____年__月__日

2 この届出に係る事由の別

(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

☐	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一般である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 ・ ・
☐	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一般又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 ・ ・
☐	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 ・ ・

3 事業継続困難日 令和 ____年__月__日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税
相続税 額 _____円

5 免除を受ける 贈与税
相続税 額 _____円

6 贈与者
被相続人 の住所 _____氏名 _____

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	事業用資産に関する明細書
2	事業用資産に係る事業に関する明細書
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書 ^{※1}
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 ^{※2}
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が1の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。

※2 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日	確認印
年 月 日	入 力 確 認
納税猶予番号	

(資2②-7-2-A4統一) (令元12)

改 正 後

(裏)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等^(※)がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項（同令23条の8の9第21項で準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注) 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

2 記載方法等

- (1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた
相続税」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改 正 前

(裏)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者又は特例事業相続人等がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法第23条の8の8（同規則23条の8の9で準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

2 記載方法等

- 贈与税 贈与を受けた
(1) 表題の「相続税」や本文の「相続(遺贈)のあった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改正後

事業用資産に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 確 認
贈与者、被相続人の氏名		※ ※

租税特別措置法施行令第40条の7の8第29項
第40条の7の10第27項の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用
資産に関する明細は、次のとおりです。

1 特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時） の価額	前の贈与者 の氏名
合 計					

2 特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの				
上記以外				
合計				
3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項				
贈与をした年月日	・	・	贈与を受けた者の氏名	

(資12⑥)-25-A4統一)

改正前

事業用資産に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入 力 欄
贈与者、被相続人の氏名	※ ※

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用
第40条の7の10第27項
資産に関する明細は、次のとおりです。

1 特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時） の価額	前の贈与者 の氏名
合 計					

2 特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの				
上記以外				
合計				

(資12⑥)-25-A 4 統一) (令元. 12)

※欄には記載しないでください。

※欄には記載しないでください

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。
- また、「贈与による免除」を受けるための免除届出書を提出する場合において、その贈与を受けた者が2以上いるときには、その贈与を受けた者ごとに作成してください。
- 2 記載方法
- (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。
- なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。
- ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
- 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
- ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。
- ホ 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。
- ヘ 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産の全てにつき免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合の記載に当たっては、次の点に留意してください。
- (イ) その事業用資産に特例（受贈）事業用資産以外のものが含まれる場合において免除対象贈与をしたときは、特例（受贈）事業用資産から先に贈与をしたものとみなされます。
- (ロ) 特例（受贈）事業用資産のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが免除対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産である場合には、その特例受贈事業用資産のうち先に同法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。
- (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄
- この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。
- イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
- ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
- ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。
- (3) 「3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」欄は、特例事業受贈者・相続人等が免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合に、その贈与に関する事項を記載してください。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。
- 2 記載方法
- (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。
- なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。
- ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
- 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
- ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。
- ホ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。
- (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄
- この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。
- イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
- ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
- ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「(1) 事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

改正後

事業用資産に係る事業に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 欄
贈与者、被相続人の氏名	※

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項

屋号	所在場所
----	------

2 死亡等の日^(注1)の属する年の前年以前の各年(死亡日等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日^(注2)(以下「報告基準日」といいます。))の属する年の前年以前の各年を除きます。))の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入^(注3)

	帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	円
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注4) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	円

④ 必要経費不算入対価等^(注5)(死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)

⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)

⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④)) %

⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②) %

4 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(直前の特例(贈与・相続)報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日からその死亡等の日まで間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合^(注6、7)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有[※] 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

(資12⑩-26-1-A 4 統一)

改正前

事業用資産に係る事業に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 欄
贈与者、被相続人の氏名	※

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に関する明細は、次のとおりです。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項

屋号	所在場所
----	------

2 死亡等の日^(注1)の属する年の前年以前の各年(死亡日等の直前の特例特例(贈与・相続)基準日^(注2)の属する年の前年以前の各年を除きます。))の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入^(注3)

	帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	円
	特例事業承継者及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注4) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	円

④ 必要経費不算入対価等^(注5)(死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)

⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)

⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)

⑦ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑤/(①+④)) %

⑧ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑥/②) %

※ 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(当該基準日が最初の特例贈与報告基準日である場合には、法第70条の6の8第1項に規定する贈与税の申告書の提出期限。))の翌日から当該死亡等の日まで間に施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合に該当することとなった場合には、次に掲げる事項を記載してください。^(注6)

⑨ 該当事由 掲令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書 ⑩ 事由の生じた年月日 年 月 日

⑪ (事由の詳細)

⑫ ⑨の事由を解消させた年月日(年分) 令和 年 月 日 (年分)

⑬ (⑩の事情の詳細)

(資12⑩-26-A 4 統一) (令元.12)

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

（注）1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第21項において準用する同令第23条の8の8第23項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

- 3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

- 4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

- 5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

- 6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

- 7 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

（注）1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第29項の特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、当該特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は当該特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことにより、その有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった日をいいます。

- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の7の10第27項の特例事業相続人等が死亡した日、当該特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は当該特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第21項において準用する同令第23項の規定に係る事由に該当したことにより、その有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった日をいいます。

- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第9項に規定する「特例贈与報告基準日」をいいます。

- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第10項に規定する「特例相続報告基準日」をいいます。

- 3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

- 4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

- 5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

- 6 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書若しくは同令第40条の7の8第17項ただし書に規定する期間の末日が死亡等の日後に到来する場合又は同令第40条の7の10第14項において準用する同令第40条の7の8第17項ただし書又は同令第40条の7の10第14項において準用する同令第40条の7の8第17項ただし書に規定する期間の末日が死亡等の日後に到来する場合には、⑫欄及び⑬欄の記載は不要です。

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人 の氏名			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限[※] 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には②の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には②の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) 1の割合を減少させた年月日（1①ロの場合は年分）令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 1の割合を減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後となる場合には、2の事項の記載は不要です。

(新規)

改 正 後

記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^{（注6）}（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

（注）1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって 措置法規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

改 正 前

（新規）

改 正 後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書（免除届出用）
相続税

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認		
贈与者、被相続人の氏名					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 ^(注1) の直前の特例（贈与・相続）報告基準日 ^(注2) の翌日 第40条の7の10第27項 からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。					
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算					
番号		イ	ロ		
①	特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・ ・	・ ・		
②	通知の有無	有 ・ 無	有 ・ 無		
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額				
④	当該事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)	A	B		
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)				
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中の贈与税・相続税額（③×（④/⑤））				
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額（猶予確定税額）」を④欄に記載し、1③～⑤及び下記2の記載は不要です。					
2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産					
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
イ					
合 計					A
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
ロ					
合 計					B
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					

(資12⑥-27-A 4 統一)

改 正 前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書（免除届出用）
相続税

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認		
贈与者、被相続人の氏名					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 ^(注1) の直前の特例（贈与・相続）報告基準日 ^(注2) の翌日 第40条の7の10第27項 からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。					
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算					
番号		(1)	(2)		
①	特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・ ・	・ ・		
②	通知の有無	有 ・ 無	有 ・ 無		
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額				
④	当該事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)	A	B		
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)				
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中の贈与税・相続税額（③×（④/⑤））				
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額（猶予確定税額）」を④欄に記載し、1③～⑤及び下記2の記載は不要です。					
2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産					
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
(1)					
合 計					A
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
(2)					
合 計					B
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					

(資12⑥-27-A 4 統一) (令元、12)

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

- (1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。
- なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。
- (2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第21項において準用する同令第23条の8の8第23項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合で、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から、その死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

- (1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。
- なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。
- (2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第29項の特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、当該特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は当該特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことにより、その有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の7の10第27項の特例事業相続人等が死亡した日、当該特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は当該特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第21項において準用する同令第23項の規定に係る事由に該当したことにより、その有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第9項に規定する「特例贈与報告基準日」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第10項に規定する「特例相続報告基準日」をいいます。

3 「贈与・相続時における価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

改正後

事業用資産についての贈与税
相続税の納税猶予取りやめ届出書税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
届出者住所 _____氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

※欄は記入しないでください。

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項
第70条の6の10第1項 の規定に基づく事業用資産

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨

届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____氏名 _____

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 _____令和____年____月____日

3 猶予中贈与税額(相続税額) _____円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。))が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 ____年____月____日	確認印	入力 ____
		確認	納税猶予整理番号 ____

(資12⑥-17-A4統一) (令2. 6)

改正前

事業用資産についての贈与税
相続税の納税猶予取りやめ届出書税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
届出者住所 _____氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

※欄は記入しないでください。

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項
第70条の6の10第1項 の規定に基づく事業用資産

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨

届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____氏名 _____

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 _____令和____年____月____日

3 猶予中贈与税額(相続税額) _____円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。))が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 ____年____月____日	確認印	入力 ____
		確認	納税猶予番号 ____

(資12⑥-17-A4統一) (令元12)

改正後

(裏)

使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正前

(裏)

使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正後

買換資産の取得に関する承認申請書

税務署 受付印					
〒					
住所					
税務署長	申請者				
令和 年 月 日提出	氏名 印 電話				
租税特別措置法施行令第40条の7の8第21項の規定により贈与税 第40条の7の10第18項の納税猶予の適用に 係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。					
贈与者又は被相続人	住所	氏名			
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 年 月 日			
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	計	
	名 称				
	所 在 場 所				
	面 積				
	贈与（遺贈）の時の価額	円	円	円	
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	譲渡価額（①）	円	円		
	譲渡に要した費用の額（②）	円	円		
譲渡の対価の額（①－②）		円	円	円	
事業の用に供される資産に該当するものがある資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産		
	名 称				
	所 在 場 所				
	面 積				
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
取得価額の見積額		円	円	円	
関与税理士	印		電話番号		
添	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資 12⑥－18－A 4 統一) (令 2. 6)

改正前

買換資産の取得に関する承認申請書

税務署 受付印		整理番号		
〒				
住所				
税務署長	申請者			
令和 年 月 日提出	氏名 印 電話			
租税特別措置法施行令第40条の7の8第21項の規定により贈与税 第40条の7の10第18項の納税猶予の適用に 係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。				
贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 年 月 日		
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈与（遺贈）の時の価額	円	円	円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	譲渡価額（①）	円	円	
	譲渡に要した費用の額（②）	円	円	
譲渡の対価の額（①－②）		円	円	円
事業の用に供される資産に該当するものがある資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
取得価額の見積額		円	円	円
関与税理士	印		電話番号	

(資 12⑥－18－A 4 統一) (令元. 12)

改 正 後

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から１年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から１か月以内[※]です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から２月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。
- 「^与
贈
相続（遺贈）時の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

- 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書き切れない場合には、適宜の用紙に記載してください。

改 正 前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から１年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から１か月以内[※]です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から２月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。
- 「^与
贈
相続（遺贈）時の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

- 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書き切れない場合には、適宜の用紙に記載してください。

改正後

買換資産の取得価額等の明細書

税務署 受付印		〒	
税務署長		住所	
申請者			
令和 年 月 日提出		氏名 ③ 電話	
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 第40条の7の10第18項の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額等は、下記のとおりです。			
贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日			
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種類	宅地等・建物・減価償却資産	令和 年 月 日
	名称		
	所在場所		
	面積		
	贈与との時の価額 ①	円	円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
譲渡の対価の額 ②		円	円
取得をした事業用資産	種類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産
	名称		
	所在場所		
	面積		
	取得年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	取得対価 ③	円	円
	取得に要した費用の額 ④		
	取得価額（③＋④） ⑤		
	買入先	住所又は所在地	
	氏名又は名称		
譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額		円	円
事業の用に供されなくなった部分（①×（②－⑤）／②） ⑦		円	円
特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額（①×⑤／②）		円	円
関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日	確認印	入力 確認 納税番号整理番号
	年 月 日		

（資 12⑥）-20-A 4 統一（令 2、6）

改正前

買換資産の取得価額等の明細書

税務署 受付印		〒	
税務署長		住所	
申請者			
令和 年 月 日提出		氏名 ③ 電話	
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 第40条の7の10第18項の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額等は、下記のとおりです。			
贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日			
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産
	名称		
	所在場所		
	面積		
	贈与との時の価額 ①	円	円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
譲渡の対価の額 ②		円	円
取得をした事業用資産	種類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産
	名称		
	所在場所		
	面積		
	取得年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	取得対価 ③	円	円
	取得に要した費用の額 ④		
	取得価額（③＋④） ⑤		
	買入先	住所又は所在地	
	氏名又は名称		
譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額		円	円
事業の用に供されなくなった部分（①×（②－⑤）／②） ⑦		円	円
特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額（①×⑤／②）		円	円
関与税理士	印	電話番号	

（資 12⑥）-20-A 4 統一（令 元. 12）

改正後

記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
 - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
 - 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額が②の金額未満である場合には、⑤の金額を記載してください。
- 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。

改正前

記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
 - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
 - 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額が②の金額未満である場合には、⑤の金額を記載してください。
- 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。

改正後

事業用資産の廃棄届出書

税務署 受付印		〒	
税務署長		住所	
令和 年 月 日提出		申請者 氏名 ⑩ 電話	
事業の用に供することが困難となったため 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る事業用資産を 廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け 出ます。			
贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 年 月 日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
廃 棄 の 理 由			
廃 棄 の 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
廃棄の方法		委託・委託以外	委託・委託以外
委 託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委託以外	廃棄の方法の詳細		
関与税理士		印	電話番号
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入 力 確 認 納税猶予整理番号

資 12⑥-21-A 4 統一 (令 2. 6)

改正前

事業用資産の廃棄届出書

税務署 受付印		〒	
税務署長		住所	
令和 年 月 日提出		申請者 氏名 ⑩ 電話	
事業の用に供することが困難となったため 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る事業用資産を 廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け 出ます。			
贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 年 月 日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
廃 棄 の 理 由			
廃 棄 の 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
廃棄の方法		委託・委託以外	委託・委託以外
委 託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委託以外	廃棄の方法の詳細		
関与税理士		印	電話番号

(資 12⑥-19-2-A 4 統一) (令元. 12)

改 正 後

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内*です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。
ニ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類
イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し
ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの
- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類
イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類
ロ イの機具が賃借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

改 正 前

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内*です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。
ニ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類
イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し
ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの
- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類
イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類
ロ イの機具が賃借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

寄附者		令和 年 月 日	
住 所		氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)
			平成・令和 年 月 日 (歳)
申請者 (上記の者の相続人及び包括受遺者)			
住 所・電 話 番 号・個 人 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	職 業	上記の者との 続柄又は関係
1	() (明・大・昭・平・令 . .)		
2	() (明・大・昭・平・令 . .)		
3	() (明・大・昭・平・令 . .)		
4	() (明・大・昭・平・令 . .)		
5	() (明・大・昭・平・令 . .)		
6	() (明・大・昭・平・令 . .)		
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 贈与 □ 遺贈 □ 法人を設立する ための財産提供 ☐ 生前処分 □ 遺 言
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号 (電 話 番 号 - -)	氏 名	代 表 者 氏 名
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類			
第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。			
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。			
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名			

第1表
(死・遺贈した
贈与者
用)作成
場所
所在地
番号

1	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
2	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
3	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
4	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
5	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
6	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。
(資 13-1-3-A 4 統一) (令 2. 6)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

寄附者		令和 年 月 日	
住 所		氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)
			平成・令和 年 月 日 (歳)
申請者 (上記の者の相続人及び包括受遺者)			
住 所・電 話 番 号・個 人 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	職 業	上記の者との 続柄又は関係
1	() (明・大・昭・平・令 . .)		
2	() (明・大・昭・平・令 . .)		
3	() (明・大・昭・平・令 . .)		
4	() (明・大・昭・平・令 . .)		
5	() (明・大・昭・平・令 . .)		
6	() (明・大・昭・平・令 . .)		
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。			
寄 附 年 月 日	平成 年 月 日	寄附の 態 様	☐ 贈与 ☐ 贈与 □ 遺贈 □ 法人を設立する ための財産提供 ☐ 生前処分 □ 遺 言
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号 (電 話 番 号 - -)	氏 名	代 表 者 氏 名
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類			
第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。			
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。			
国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名			

第1表
(死・遺贈した
贈与者
用)作成
場所
所在地
番号

1	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
2	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
3	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
4	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
5	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	
6	番号欄	交付期限	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
※		☐ 済 ☐ 未済	

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。
(資 13-1-2-A 4 統一) (令 元. 6)

改 正 後

〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）（注）上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改 正 前

〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）（注）上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改 正 後

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）						
番	号	1	2	3	4	5
種	類					
細目（地目・構造、銘柄等）						
所		在	地			
数 量（面 積 等）		A				
寄附財産が 株式である場合	発行人の発行済株式総数	B				
	寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数	C				
	寄附を受けた法人が有することとなった株式数（A＋C）	D				
	保有割合（D／B）		%	%	%	%
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の取得年月日			・	・	・	・
必 要 経 費	概 算 取 得 費 に よ り 算 出 す 場 合	取得価額・設備費・改良費	②			
		償却費相当額	③			
		差引（②－③）	④			
	概算取得費による場合（①×5％）		⑤			
	譲渡に要した費用		⑥			
	計（④＋⑥又は⑤＋⑥）		⑦			
差引金額（①－⑦）		⑧				
共同提出の場合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使用目的等	使用開始（予定）年月日		開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定
	使 用 目 的					

この表には、付表として第3表-付1及び第3表-付2があります。
寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）には、第3表-付1の所定の事項を記載してください。
また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表-付2の所定の事項を記載してください。

(資 13-1-5-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）						
番	号	1	2	3	4	5
種	類					
細目（地目・構造、銘柄等）						
所		在	地			
数 量（面 積 等）		A				
寄附財産が 株式である場合	発行人の発行済株式総数	B				
	寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数	C				
	寄附を受けた法人が有することとなった株式数（A＋C）	D				
	保有割合（D／B）		%	%	%	%
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の取得年月日			・	・	・	・
必 要 経 費	概 算 取 得 費 に よ り 算 出 す 場 合	取得価額・設備費・改良費	②			
		償却費相当額	③			
		差引計（②－③）	④			
	概算取得費による場合（①×5％）		⑤			
	譲渡に要した費用		⑥			
	計（④＋⑥）又は（⑤＋⑥）		⑦			
差引金額（①－⑦）		⑧				
共同提出の場合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使用目的等	使用開始（予定）年月日		開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定	開 始・予 定
	使 用 目 的					

この表には、付表として第3表-付1及び第3表-付2があります。
寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）には、第3表-付1の所定の事項を記載してください。
また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表-付2の所定の事項を記載してください。

(資 13-1-5-A 4 統一) (令 元.6)

改 正 後

〔第3表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、一般特例の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 3 寄附財産が株式である場合には、銘柄ごとの株式数のほかに、「発行人の発行済株式総数」、「寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数」、「寄附を受けた法人が有することとなった株式数」及び「保有割合」について記載してください。
- 4 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
- 5 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金のお原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、寄附の受入れに係る設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 6 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 7 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）、②寄附後5年間の配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記載した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 8 寄附財産が美術品の場合は、①寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

改 正 前

〔第3表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、一般特例の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 3 寄附財産が株式である場合には、銘柄ごとの株式数のほかに、「発行人の発行済株式総数」、「寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数」、「寄附を受けた法人が有することとなった株式数」及び「保有割合」について記載してください。
- 4 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
- 5 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金のお原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、寄附の受入れに係る設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 6 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 7 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）、②寄附後5年間の配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記載した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 8 寄附財産が美術品の場合は、①寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

改 正 後

3 寄附財産の明細及び使用目的等

- (1) 寄附財産についての確認
次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 国立大学法人等 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 公益社団法人・公益財団法人 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する不可欠特定財産として同号ロ(1)に規定する定款の定めを設けることとします。
☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 学校法人 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 社会福祉法人 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 認定特定非営利活動法人・特例認定特定非営利活動法人 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ホに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。

第3表（承認特例用）

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号		1	2	3	4	5
種 類						
細目（地目・構造、銘柄等）						
所 在 地						
数 量 （ 面 積 等 ）						
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の 取得年月日						
必 要 経 費	取 得 費	概 算 取 得 費 に よ ら ない 場 合	取得価額・設備費・改良費	②		
			償 却 費 相 当 額	③		
			差 引 （ ②－③ ）	④		
		概算取得費による場合 （①×5％）	⑤			
		譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥			
		計（④＋⑥又は⑤＋⑥）	⑦			
		差 引 金 額 （ ①－⑦ ）	⑧			
共 同 提 出 の 場 合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日		開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・
	使 用 目 的					

寄附財産が譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

(資13-1-5-3-A4統一) (令2.6)

改 正 前

3 寄附財産の明細及び使用目的等

- (1) 寄附財産についての確認
次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 国立大学法人等 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 公益社団法人・公益財団法人 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する不可欠特定財産として同号ロ(1)に規定する定款の定めを設けることとします。
☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 学校法人 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 社会福祉法人 → ☐ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。

第3表（承認特例用）

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号		1	2	3	4	5
種 類						
細目（地目・構造、銘柄等）						
所 在 地						
数 量（面 積 等）						
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の 取得年月日						
必 要 経 費	取 得 費	概算取得費に ない場合	取得価額・設備費・ 改良費	②		
			償 却 費 相 当 額	③		
			差 引 計（②－③）	④		
			概算取得費による場合 （①×5%）	⑤		
		譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥			
		計（④+⑥）又は（⑤+⑥）	⑦			
		差 引 金 額（①－⑦）	⑧			
共 同 提 出 の 場 合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・	開 始・予 定 ・ ・
	使 用 目 的					

寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

(資13-1-5-3-A4統一) (令元.6)

改 正 後

〔第3表（承認特例用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、承認特例の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 「(1) 寄附財産についての確認」については、この表の「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - 譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
 - 土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
 - 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
 - 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 寄附申込書の写し
- 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録の写し（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）
- 寄附財産を基金に組み入れる方法で管理する場合には、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）
- 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図及び住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等
- 寄附財産が建物の場合には、寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書
- 寄附財産が株式の場合には、寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）
- 寄附財産が美術品の場合は、寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真

改 正 前

〔第3表（承認特例用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、承認特例の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 「(1) 寄附財産についての確認」については、この表の「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - 譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
 - 土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
 - 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
 - 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 寄附申込書の写し
- 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録の写し（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）
- 寄附財産を基金に組み入れる方法で管理する場合には、国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）
- 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図及び住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等
- 寄附財産が建物の場合には、寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書
- 寄附財産が株式の場合には、寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）
- 寄附財産が美術品の場合は、寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真

改 正 後

改 正 前

3 寄附財産の明細及び使用目的等

(1) 証明書の添付の確認

この表を提出する場合（租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号の規定の適用を受けようとする場合）、次の証明書の添付が必要です（証明書の添付を確認し、□にレ印を記入してください。）。

☐ 寄附財産が認定拠点計画又は認定地域計画に記載された一定の事業の用に供される旨の証明書（租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号に規定する書類）を添付しました。

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号		1	2	3	4	5
種 類						
細 目（名 称 等）						
所 在 地						
数 量（作 品 数 等）						
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の 取 得 年 月 日		・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
必 得 費 経 費	取得 概算取得費によらない場合	②				
	概算取得費による場合 （①×5%）	③				
	譲渡に要した費用	④				
	計（②+④又は③+④）	⑤				
差 引 金 額（①－⑤）		⑥				
共 同 提 出 の 場 合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日	開 始・予 定 ・ ・ ・	開 始・予 定 ・ ・ ・	開 始・予 定 ・ ・ ・	開 始・予 定 ・ ・ ・	開 始・予 定 ・ ・ ・
	使 用 目 的					
	使用開始されていない 場合の具体的な理由					

寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合）には、「使用開始されていない場合の具体的な理由」欄にその理由を具体的に記載してください。

第3表
（文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用）

（新規）

改 正 後

改 正 前

〔第3表（文化観光拠点施設用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人又は地方独立行政法人法施行令第6条第3号に掲げる博物館若しくは美術館に係る地方独立行政法人法第21条第6号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人（以下「独立行政法人等」といいます。）に対する財産の寄附について、租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号の規定の適用を受けようとする場合は、「(1) 証明書の添付の確認」の□にレ印を記入してください。
- 2 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 寄附財産は、種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
 - (2) 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
 - (3) 「使用目的」欄は、「〇〇美術館において展示する」のように具体的に記載してください。
 - (4) 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れの事実が確認できる書類
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産のうち主要なもののカラー写真
- 6 寄附財産が認定拠点計画又は認定地域計画に記載された一定の事業の用に供される旨の証明書（租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号に規定する書類）

（新規）

改正後

3—付2 寄附財産が譲渡された場合の明細書

(令和 年 月 日現在)

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日	譲 受 者		寄附者と譲受者との関係	譲 渡 価 額
	引渡年月日	住 所	氏 名		
	・ ・				千円
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
合 計					㊤ 千円

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種 類	細 目	所 在 地	数 量	価 額	取得の相手方	住 所	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始(予定)年月日
取得年月日							氏 名		使 用 目 的
・ ・					千円				・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
合 計					㊤ 千円				

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「㊤」欄の金額が上記(2)の「㊤」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

(資13-1-6-A 4 統一) (令2.6)

改正前

3—付2 寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合の明細書

(令和 年 月 日現在)

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日	譲 受 者		寄附者と譲受者との関係	譲 渡 価 額
	引渡年月日	住 所	氏 名		
	・ ・				千円
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
合 計					㊤ 千円

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種 類	細 目	所 在 地	数 量	価 額	取得の相手方	住 所	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始(予定)年月日
取得年月日							氏 名		使 用 目 的
・ ・					千円				・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
・ ・									・ ・
・ ・									
合 計					㊤ 千円				

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「㊤」欄の金額が上記(2)の「㊤」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

(資13-1-6-A 4 統一) (令元.6)

第3表
付2第3表
付2

改 正 後

〔第3表 — 付2の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「(1) 寄附財産が使用開始されていない場合」及び「(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「㊸」欄の金額が上記(2)の「㊹」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画」は、それぞれ該当する場合に記載（理由書を添付）します。
（注） 承認特例の適用を受けようとする場合は、「(1) 寄附財産が使用開始されていない場合」の記載は不要です。
- 2 「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る申請書第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」又は第3表（承認特例用）の「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の「番号」欄の番号を記載してください。

《添付書類》

（一般特例の適用を受けようとする場合）

- 1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の代替資産の登記事項証明書
- 7 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等
- 8 寄附財産の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表
- 9 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合には、その充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての代替資産の取得計画書その他の関係書類

（承認特例の適用を受けようとする場合）

- 1 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 2 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し等
- 3 寄附財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産について、基金又は基本金に組み入れることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録の写し（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）
- 4 上記3の資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し等
- 5 寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の上記3の資産の登記事項証明書
- 6 寄附財産の譲渡及び上記3の資産の取得に係る収支明細表
- 7 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が上記3の資産の取得に充てられていない場合には、その充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての上記3の資産の取得計画書その他の関係書類

改 正 前

〔第3表 — 付2の記載要領等〕

《記載要領》

「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る申請書第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」の「番号」欄の番号を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の代替資産の登記事項証明書
- 7 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等
- 8 寄附財産の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表
- 9 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合には、その充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての代替資産の取得計画書その他の関係書類

改正後

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により
代替資産を取得する場合の届出書

		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日					
		国 税 庁 長 官					
届出者 氏 名		〒 _____					
所 在 地		_____					
名 称		_____					
代表者氏名		_____ 印					
(連絡先)		氏 名 _____					
電 話 番 号		_____					
贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。							
贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承 認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日				
譲渡した財産等の 寄 附 者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号 - -)					
	フリガナ 氏 名	_____					
譲渡した財産等の種類 (該当する□にレ印を 記入してください。)	☐ 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産で、同項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理されていたもの ☐ 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたもの						
譲渡した財産等及び 代替取得資産の管理方法	基 金 (所轄庁の証明年月日 ・ ・ ・) ・ 基金金	届出者の所轄庁 _____					
譲渡した財産等の明細等							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	譲渡価額	契約年月日 引渡年月日	特定管理方法により管理 することが理事会等において 決 定 さ れ た 年 月 日	使 用 実 績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
合 計				㉔ 千円			
代替取得資産の明細等							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	取得価額	契約年月日 取得年月日	特定管理方法により管理 することが理事会等において 決 定 さ れ た 年 月 日	使 用 目 的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
合 計				㉕ 千円			
代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「㉕」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「㉔」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画 別添のとおり。(理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)							

作成税務士
署名(捺印)
(電話番号)

印

税務署管理簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通 信 日 付 印	送 付 年 月 日	受 取 年 月 日	送 付 年 月 日	受 取 年 月 日	送 付 年 月 日	受 取 年 月 日	送 付 年 月 日	受 取 年 月 日	送 付 年 月 日
1	白書	2	白書	3	白書	4	白書	5	白書
6	他書(自前)	7	他書(自前)	8	他書(自前)	9	他書(自前)	10	他書(自前)
11	不明	12	不明	13	不明	14	不明	15	不明

(資13-29-1-A4統一)(令2.6)

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により
代替資産を取得する場合の届出書

		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日					
		国 税 庁 長 官					
届出者 氏 名		〒 _____					
所 在 地		_____					
名 称		_____					
代表者氏名		_____ 印					
(連絡先)		氏 名 _____					
電 話 番 号		_____					
贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。							
贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承 認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日				
譲渡した財産等の 寄 附 者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号 - -)					
	フリガナ 氏 名	_____					
譲渡した財産等の種類 (該当する□にレ印を 記入してください。)	☐ 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産で、同項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理されていたもの ☐ 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたもの						
譲渡した財産等及び 代替取得資産の管理方法	基 金 (所轄庁の証明年月日 ・ ・ ・) ・ 基金金	届出者の所轄庁 _____					
譲渡した財産等の明細等							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	譲渡価額	契約年月日 引渡年月日	特定管理方法により管理 することが理事会等において 決 定 さ れ た 年 月 日	使 用 実 績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
合 計				㉔ 千円			
代替取得資産の明細等							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	取得価額	契約年月日 取得年月日	特定管理方法により管理 することが理事会等において 決 定 さ れ た 年 月 日	使 用 目 的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
合 計				㉕ 千円			
代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「㉕」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「㉔」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画 別添のとおり。(理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)							

作成税務士
署名(捺印)
(電話番号)

印

税務署管理簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通 信 日 付 印	送 付 年 月 日	受 取 年 月 日	送 付 年 月 日	受 取 年 月 日	送 付 年 月 日	受 取 年 月 日	送 付 年 月 日	受 取 年 月 日	送 付 年 月 日
1	白書	2	白書	3	白書	4	白書	5	白書
6	他書(自前)	7	他書(自前)	8	他書(自前)	9	他書(自前)	10	他書(自前)
11	不明	12	不明	13	不明	14	不明	15	不明

(資13-29-1-A4統一)(令元.6)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、承認特例の適用を受けた寄附財産又は同条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたものを譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産を引き続き特定管理方法により管理することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は特定買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 譲渡した財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 譲渡した財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 財産等の譲渡に係る売買契約書等の写し
- 届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 代替取得資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し等
- 届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等
- 代替取得資産を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 代替取得資産が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 財産等の譲渡及び代替取得資産の取得に係る収支明細表
- 財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、承認特例の適用を受けた寄附財産又は同条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたものを譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産を引き続き特定管理方法により管理することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は特定買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 譲渡した財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 譲渡した財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 財産等の譲渡に係る売買契約書等の写し
- 届出者が国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 代替取得資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し等
- 届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等
- 代替取得資産を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 代替取得資産が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 財産等の譲渡及び代替取得資産の取得に係る収支明細表
- 財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類

改正後

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

税務署受付印		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日					
国税庁長官		届出者 千					
所在地		フリガナ					
名称		氏名					
法人番号		代表者氏名					
(連絡先)		氏名					
電話番号		電話番号					
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理している財産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産(以下「特定買換資産」といいます。)を、特定管理方法により管理する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による届出をします。							
贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日				
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所)					
	電話番号	千 (電話番号 - -)					
	フリガナ氏名						
譲渡しようとする財産等及び取得しようとする特定買換資産の管理方法	基金(所轄庁の証明年月日 . . .)	届出者の所轄庁					
基本金							
譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用実績
				千円	. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
取得しようとする特定買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定される予定年月日	使用目的
				千円	. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
その他参考事項							

* 税務署報告事項(この欄の項目は記載する必要がありません。)											
送達日付	1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明	送達日付	1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明	送達日付	1 自署
送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付

(資13-30-1-A4統一)(令2.6)

改正前

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

税務署受付印		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日					
国税庁長官		届出者 千					
所在地		フリガナ					
名称		氏名					
法人番号		代表者氏名					
(連絡先)		氏名					
電話番号		電話番号					
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理している財産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産(以下「特定買換資産」といいます。)を、特定管理方法により管理する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による届出をします。							
贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日				
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所)					
	電話番号	千 (電話番号 - -)					
	フリガナ氏名						
譲渡しようとする財産等及び取得しようとする特定買換資産の管理方法	基金(所轄庁の証明年月日 . . .)	届出者の所轄庁					
基本金							
譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用実績
				千円	. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
取得しようとする特定買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定される予定年月日	使用目的
				千円	. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
					. .	. .	
その他参考事項							

* 税務署報告事項(この欄の項目は記載する必要がありません。)											
送達日付	1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明	送達日付	1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明	送達日付	1 自署
送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付	送達日付

(資13-30-1-A4統一)(令元.6)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産を除きます。）を取得した公益法人等（措置法第40条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産で、特定管理方法により管理しているものを譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得する場合において、同条第5項第2号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「取得しようとする特定買換資産の明細」欄には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 譲渡しようとする財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産を除きます。）を取得した公益法人等（措置法第40条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産で、特定管理方法により管理しているものを譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得する場合において、同条第5項第2号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「取得しようとする特定買換資産の明細」欄には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 譲渡しようとする財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 届出者が国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し

改正後

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

届出書受付印		令和 年 月 日			
国 税 庁 長 官		届出者 氏名			
所在地		フリガナ			
名称		法人番号			
代表者氏名 (連絡先)		氏 名			
電話番号		電話番号			
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「基本金に組み入れる方法」といいます。）により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。					
贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日		
公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住 所 電話番号	(寄附時の住所 〒 (電話番号 - -)			
	フリガナ 氏 名				
公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細					
種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	
基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細					
種 類	細 目	所 在 地	数 量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
その他参考事項					

税務署管理簿（この欄の項目は記載する必要はありません。）											
送 付 日	送 付 先	送 付 先 住所	送 付 先 氏名	送 付 先 住所	送 付 先 氏名	送 付 先 住所	送 付 先 氏名	送 付 先 住所	送 付 先 氏名	送 付 先 住所	送 付 先 氏名

(資13-48-A4統一) (令2.6)

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

届出書受付印		令和 年 月 日			
国 税 庁 長 官		届出者 氏名			
所在地		フリガナ			
名称		法人番号			
代表者氏名 (連絡先)		氏 名			
電話番号		電話番号			
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「基本金に組み入れる方法」といいます。）により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。					
贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日		
公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住 所 電話番号	(寄附時の住所 〒 (電話番号 - -)			
	フリガナ 氏 名				
公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細					
種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	
				平・令 年 月 日	
基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細					
種 類	細 目	所 在 地	数 量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
				平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
その他参考事項					

税務署管理簿（この欄の項目は記載する必要はありません。）											
送 付 日	送 付 先	送 付 先 住所	送 付 先 氏名	送 付 先 住所	送 付 先 氏名	送 付 先 住所	送 付 先 氏名	送 付 先 住所	送 付 先 氏名	送 付 先 住所	送 付 先 氏名

(資13-48-A4統一) (令元.6)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理している又は管理していた公益法人等が次の1又は2の場合に該当するときに使用します。

- 1 財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」のように具体的に記載してください。
 - 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
 - 5 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
 - 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類
- 2 基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理している又は管理していた公益法人等が次の1又は2の場合に該当するときに使用します。

- 1 財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」のように具体的に記載してください。
 - 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
 - 5 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
 - 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類
- 2 基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類

改 正 後

_____税 務 署 長

提出年月日 令和____年____月____日

申請者 氏 名 _____ 印

〒

住 所 _____

(電話番号 _____)

連絡先 _____
(電話番号 _____)法人番号 _____
(申請者が法人等の場合は法人番号を記載してください。)

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり _____ により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収

猶予等に関する法律第4条の規定により $\left\{ \begin{array}{l} \text{相続税} \\ \text{贈与税} \end{array} \right\}$ の免除申請をします。

記

1 税 目 等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)		
			(住所)		
相続開始・ 受贈年月日	昭 和 平 成 令 和	・ ・ ・	申告書の 提出年月日	昭 和 平 成 令 和	延納申請中・延納中・ 物納申請中・納税猶予・ その他

2 被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「2」に記載してください。）

3 適用要件の判定（裏面「3」に記載してください。）

4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)）	円
④ 免除を受けようとする税額（①×③÷②）	円

(注)1 ①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。

2 ②欄は、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

3 ④欄は、1円未満の端数金額を切り捨てます。

※	通信日付印の年月日	確認印	整 理 番 号	番号確認
	年 月 日			

※欄は記入しないでください。

(資 17-18-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 前

_____税 務 署 長

提出年月日 令和____年____月____日

申請者 氏 名 _____ 印

〒

住 所 _____

(電話番号 _____)

連絡先 _____
(電話番号 _____)法人番号 _____
(申請者が法人等の場合は法人番号を記載してください。)

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり _____ により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収

猶予等に関する法律第4条の規定により $\left\{ \begin{array}{l} \text{相続税} \\ \text{贈与税} \end{array} \right\}$ の免除申請をします。

記

1 税 目 等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)		
			(住所)		
相続開始・ 受贈年月日	昭 和 平 成 令 和	・ ・ ・	申告書の 提出年月日	昭 和 平 成 令 和	延納申請中・延納中・ 物納申請中・納税猶予・ その他

2 被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「2」に記載してください。）

3 適用要件の判定（裏面「3」に記載してください。）

4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)）	円
④ 免除を受けようとする税額（①×③÷②）	円

(注)1 ①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。

2 ②欄は、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

3 ④欄は、1円未満の端数金額を切り捨てます。

※	通信日付印の年月日	確認印	整 理 番 号	番号確認
	年 月 日			

※欄は記入しないでください。

(資 17-18-A 4 統一) (令 2.6)

改正後

(裏面)

2 被害を受けた部分の価額の計算等

(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第4条申請)」に記載してください。)

項目		番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産(注1)	所在地						
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他		
	種類						
	細目						
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)			円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※		()	()	()	()		※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額(注4)							
④ 保険金等で補てんされた金額							
⑤ 差引被害額(③-④)							
⑥ 被害を受けた財産の被害割合			%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)			円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況(被害の程度)							(B) (A)のうち動産等

(注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。

なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注3)	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1) 円	(注2) 円	左の(C)及び(D)の	
② 被害を受けた部分の価額	20(A)	20(B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③ 被害割合(②÷①)	(C) %	(D) %	適用有り	適用無し

(注) 1 ①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

2 ①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。

3 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第4条の適用がありますので、「4免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。

改正前

(裏面)

2 被害を受けた部分の価額の計算等

(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第4条申請)」に記載してください。)

項目		番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産(注1)	所在地						
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他		
	種類						
	細目						
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)			円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※		()	()	()	()		※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額(注4)							
④ 保険金等で補てんされた金額							
⑤ 差引被害額(③-④)							
⑥ 被害を受けた財産の被害割合			%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)			円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況(被害の程度)							(B) (A)のうち動産等

(注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。

なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注3)	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1) 円	(注2) 円	左の(C)及び(D)の	
② 被害を受けた部分の価額	20(A)	20(B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③ 被害割合(②÷①)	(C) %	(D) %	適用有り	適用無し

(注) 1 ①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

2 ①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。

3 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第4条の適用がありますので、「4免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。